

ぐんま子ども・若者 未来ビジョン2020

にいまるにいまる



群馬県

はじめに

群馬県は様々な魅力にあふれています。

豊かな自然に恵まれながらも、東京に近くて住環境のバランスが取れ、物価も安く、コミュニティも温かいなど、子育てする上でも素晴らしい環境が整っています。「子育て満足度」を評価する民間調査では、関東1都6県の中で1位に選ばれました。



世界に目を向けると、AI、IoT、5Gなど、先端技術の普及により、ますますボーダレス化が進んでいます。

日本国内においても、これまでの固定観念が崩れつつあります。一昔前には、大学等に進学して就職して家庭を築くという一定の幸せの形が存在していました。しかし、これからは、自分で幸せを定義しながら、社会の中で自立・参画・共生することが求められています。

このような時代の変化を踏まえ、少子化対策、子育て支援、青少年健全育成、子どもの貧困対策、虐待の防止等の取組をさらに充実・発展させるため、今回「ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020」を策定しました。

この計画は、多様性に満ちた20年後の社会を見据えて、「子どもたちが幸せに育つ中で、群馬で成長していくことに喜びを見だし、次世代を育みたいと思える社会」を目指すものです。

この計画を子ども分野における県行政の羅針盤として、また、誰一人取り残さないというSDGs(持続可能な開発目標)の目標達成に資する取組として、全ての子ども・若者とその家族を対象に施策の推進に取り組みます。そして、子ども・若者の幸せな未来づくりを通して、県民幸福度の向上を図ります。

県民の皆様には、この計画を子ども・若者のために何ができるかを考え、一步を踏み出すきっかけとしていただければ幸いです。

ともに力を合わせ、子ども・若者がそれぞれの個性を発揮し、未来に希望が持てる、わくわくするような群馬県の創造に取り組んでいきましょう。

令和2年3月

群馬県知事

A handwritten signature in black ink, reading '山本 大' (Yamamoto Takashi).

目次

■はじめに 群馬県知事 山本 一太

■目次

■総論	1
第1章 計画の策定にあたって	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	5
3 計画期間	6
第2章 計画の推進	7
1 市町村、民間団体等との連携・協働	7
2 分野横断的な庁内体制	7
3 県民意見の反映と実行計画の作成	8
4 個別基本計画による推進等	8
第3章 子ども・若者を巡る現状	9
1 人口減少社会の状況	9
2 子ども・若者の行動や意識	14
3 困難を有する子ども・若者の状況	16
4 仕事と生活の調和の状況	19
第4章 計画の基本的な考え方	21
1 子ども・若者の未来のために目指す社会の姿 ～2040年(20年後)を展望して～	21
2 基本理念・基本方針	21
3 子どもの権利擁護	23
4 施策体系	25
■各論	27
第5章 具体的施策の展開	28
基本方針Ⅰ 子ども・若者が「自分らしく生きる土台」をつくる	28
基本目標1 子どもの健康と発達を支援する	28
(1) 健やかな体の育成	28
(2) しなやかな心の育成	35
基本目標2 自立に向けた基礎をつくる	37
(1) 多様な体験活動の推進	39
(2) 質の高い幼児教育・保育の提供	43
(3) 学びに向かう力の育成	48
基本目標3 社会的自立を促進する	49
(1) ライフデザイン支援	49
(2) 職業観や就労意欲の醸成と就労支援	51
(3) 社会参画の推進	54
基本方針Ⅱ 大人(家族)を支える	57
基本目標1 家族形成を支援する	57

(1) 結婚支援	57
(2) 妊娠・出産支援	59
(3) 親育ち支援	66
基本目標2 子育ての不安や負担を解消する	68
(1) 子育ての不安の軽減	69
(2) 教育・子育てに係る経済的負担の軽減	72
(3) キャリアと子育ての両立支援	76
(4) 子育てしやすいまちづくり	82
基本方針Ⅲ 困難な状況を把握し子ども・若者やその家族を支える	85
基本目標1 虐待・被害を根絶する	85
(1) 虐待の予防と防止体制の整備	85
(2) 虐待の早期発見・早期対応	88
(3) 子ども・若者の犯罪被害の防止と被害者支援	91
基本目標2 貧困の連鎖を断ち、誰でも希望をかなえられる社会をつくる	96
(1) 教育環境の整備と学習支援	98
(2) 子ども・若者に対する生活と就労の支援	101
(3) 保護者に対する生活と就労の支援	103
基本目標3 いじめ・不登校・高校中退者・ひきこもり・ニート等を支援する	107
(1) いじめの未然防止と適切な対応	107
(2) 不登校、高校中退者、ひきこもり、ニート等への対応	111
基本目標4 様々な状況に応じて子どもの育ちと若者の自立を支援する	115
(1) 様々な状況の理解促進	115
(2) 障害のある子ども・若者への支援	118
(3) 配慮が必要な子ども・若者への支援	124
(4) 非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援	128
(5) 社会的養育体制の整備	130
基本方針Ⅳ 社会全体で子ども・若者の育ちや自立を支える	132
基本目標1 支え手、担い手をつくる	132
(1) 子ども・若者の支援者の確保	132
(2) 地域や企業との連携	135
基本目標2 子ども・若者とその家族に温かい社会をつくる	138
(1) 子ども・若者とその家族に温かい社会づくり	138
■資料編	141
1 目標数値一覧	142
2 策定体制	146
3 策定経過	148
4 子ども・若者に関する県の調査結果（主なもの）	149
5 関係法令一覧	166
6 索引	169

<コラム（索引）>

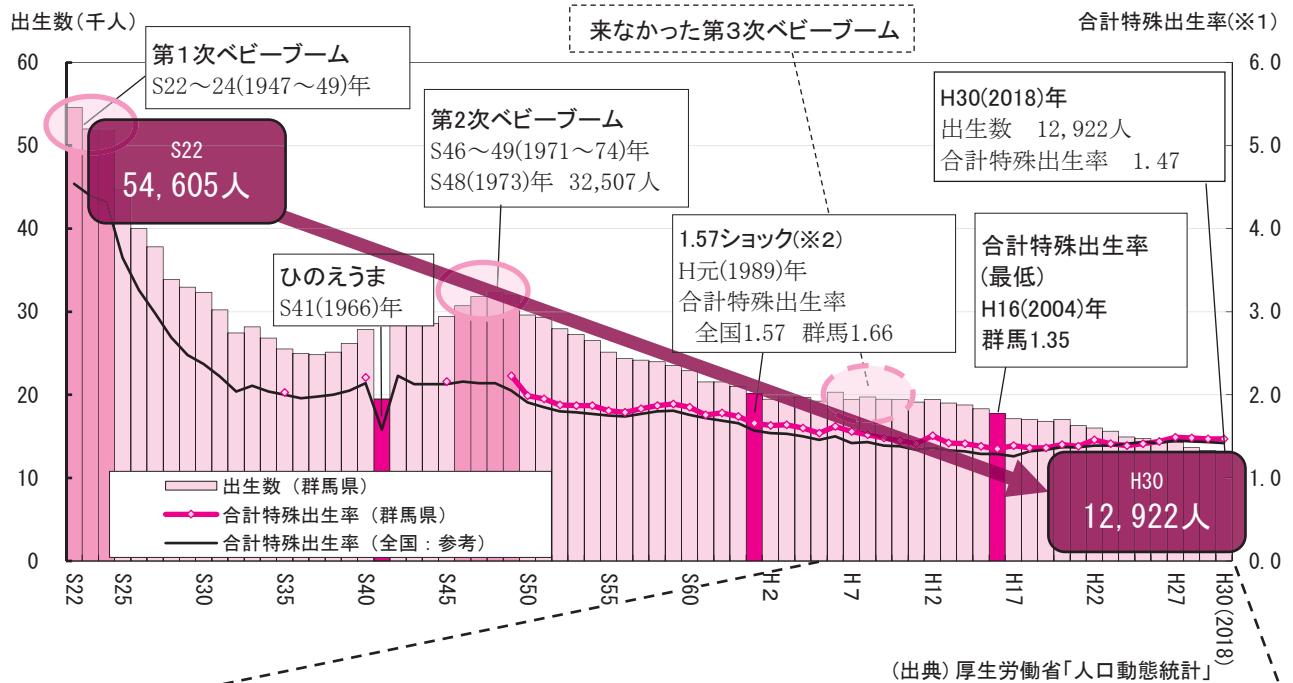
生命(いのち)を育む講座	34
移動音楽教室 ～本物の音楽を子どもたちに届ける本県独自の取組～	42
幼児期の体験活動 ～自然遊びの取組～	42
「今から未来を」プロジェクト ～若者による若者のための未来に向けたアクションプランの提言～	50
若者の政治への関心を高める取組 ～群馬県議会の取組～	56
子育て講座「ほめトレ」	67
いきいきGカンパニー認証制度	81
インターネット依存	95
子どもの居場所マッチングコーディネーター	102
シングルマザー向けシェアハウス	106
高校中退者などへの寄り添い型支援	114
不登校や高校中退などを経験した若者の居場所の広がり	114
妊婦や子育て家庭を応援する気持ちを表す運動 ～WEラブ赤ちゃんプロジェクト～	117
保育所等における外国人の子ども等の受け入れ	127
里親について	131
群馬県の子育て環境の良さ ～しあわせぐんま(群馬県でHAPPY♪子育て応援情報冊子)～	140
社会福祉法人による地域貢献活動 ～社会福祉法人 みどの福祉会(高崎市)～	140

総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

○少子化の進行とこれまでの取組



年度	H6 (94)	H12 (00)	H15 (03)	H17 (05)	H19 (07)	H21 (09)	H22 (10)	H25 (13)	H26 (14)	H27 (15)	H28 (16)	H30 (18)	R1 (19)
国の動き	□子どもの権利条約 批准 ◇エンゼルプラン	◇児童虐待防止法	◇次世代育成支援対策基本法 ◇少子化社会対策基本法			◇子ども・若者育成支援推進法		◇子どもの貧困対策推進法	◇母子父子寡婦福祉法 改正	スタート □子ども・子育て支援新制度	◇児童福祉法 改正 ◇ニッポン一億総活躍プラン		◇児童福祉法 改正 □幼児教育・保育無償化
本県の取組				○ぐんま子育てヴィジョン2005	○群馬県青少年健全育成条例		○ぐんま子育て・若者サポートヴィジョン2010	○第1期子ども・若者計画		○ぐんま子ども・子育て未来プラン ◎家庭的養護推進計画 ◎子ども未来部の設置	○ぐんま子ども・子育て未来プラン ◎子ども未来部の設置	○第2期子ども・若者計画	

(※1) 合計特殊出生率 その年次の15~49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が生涯に産む子どもの数の理論値。

(1) これまでの県の取組

少子化の進行は、家族形態の変化をもたらし、子ども・若者の成育環境を大きく変化させるほか、人口減少や人口構造の変化により、生産活動や社会保障など社会全体にも影響を及ぼします。

このような認識の下、県では、少子化対策、青少年の健全育成、子育て支援、子どもの貧困対策等、子ども・若者を巡る各時代の課題に対応した計画に基づき、出生数の減少に歯止めをかけるため、家族形成支援や子育て支援、仕事と子育ての両立支援等に力を注ぐほか、子ども・若者の健やかな育ちや自立に向けた取組を進めてきました。特に、喫緊に対応すべき課題として、子どもの生活支援や保護者の経済支援等の子どもの貧困対策を進めるほか、児童虐待の防止や早期対応など、子どもの生命を守るための取組を強化してきました。

この結果、保育施設整備や地域子育て支援拠点の整備等の子育て支援サービスの充実、東部児童相談所一時保護所の整備等の児童虐待対策、子ども食堂や無料学習塾など「子どもの居場所」の普及等、様々な取組について一定の前進がありました。

(2) 国の動き

平成2年の「1.57ショック(※2)」を契機に、子どもを生み育てやすい環境づくりに向け、本格的な対策が始まり、家庭や地域の子育て力の低下による急速な少子化の流れを変えるための集中的な取組が行われてきました。

また、児童虐待、子どもの貧困、いじめなどの問題行動等、子ども・若者が直面する課題に対する法整備を行うほか、平成27年度には幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上等を総合的に推進する、「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。さらに、令和元年10月からは、教育・子育てに係る経済的負担の軽減のため、「幼児教育・保育の無償化」が開始されました。

(3) 新しい計画の策定

子ども・若者を巡る課題は複雑に絡み合っているため、それぞれの課題ごとに計画を策定し、課題ごとに対応するよりも、子ども・若者のライフステージを俯瞰して対応することで、必要な支援を効果的に届けることができます。

そこで、これまで個別に対応してきた「子ども・若者への支援」「大人(家族)への支援」「困難な状況に応じた支援」を一つに束ね、「社会全体」で包み支え、一体的・効果的な課題解決を図るとともに、新たな課題にも各施策を連動させながら対応していくための県の新しい計画として、この「ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020(にいまるにいまる)」を策定しました。

本計画では、結婚や子育ての希望実現に更に取り組むとともに、虐待防止や貧困の連鎖解消などにより、全ての子ども・若者が等しく次世代に希望をつないでいけるよう、全力で取り組んでいきます。

なお、子ども及び子どもの保護者に必要な具体的な支援については、子ども・子育て支援新制度の実施主体である市町村が定める子ども・子育て支援事業計画を勘案し、本計画の理念の下、別冊として作成しました。

(※2) 1.57ショック 平成元(1989)年、合計特殊出生率が1.57となり、昭和41(1966)年(ひのえうま)の1.58を下回り、戦後最低を更新した。

現行計画の課題と新計画での取組

基本目標	現行計画の実績	課題	新計画での取組
子どもの健康と発達を支援する	■乳幼児健診未受診者把握体制の整備	■なくならない十代の自殺 ■出生から大人になるまでの切れ目ない医療・保健体制	■いのちの大切さの理解促進 ■出生から大人になるまでの切れ目ない医療・保健体制の整備
自立に向けた基礎をつくる	■基礎学力の向上	■愛着形成・地域との関わり不足 ■「直接体験」の不足 ■いわゆる「非認知能力」の育成	■子どもの体験活動の充実 ■幼児教育・保育の充実
社会的自立を促進する	■キャリア教育の普及	■キャリア以外の生活(結婚・子育て)についてのイメージ欠如	■若者の人生設計の支援(ライフデザイン支援の充実)
家族形成を支援する	■出会いの機会の増加 ■妊娠・出産支援体制の整備	■結婚・子育ての希望の低下 ■子育て世代包括支援センター未設置市町村の存在	■安心して結婚、出産、子育てができる相談体制等の強化
子育ての不安や負担を解消する	■子ども・子育て総合窓口設置 ■女性の就業率向上	■幼児教育・保育ニーズの拡大 ■女性のキャリア形成	■保育人材の確保 ■男女の家事分担の推進
虐待・被害を根絶する	■一時保護所の増設	■児童虐待の根絶 ■子どもの権利擁護	■児童相談所の体制強化 ■子どもの権利擁護の仕組づくり(児童虐待防止条例の制定) ■予期しない妊娠への対策強化
貧困の連鎖を断ち、誰でも希望をかなえられる社会をつくる	■子どもの居場所の広がり ■教育と福祉の連携(スクールソーシャルワーカーの設置)	■子どもの居場所の地域偏在	■各地域での子どもの居場所の充実
いじめ・不登校・高校中退者・ひきこもり・ニート等を支援する	■子ども・若者支援のネットワーク化、アウトリーチ支援	■いじめ認知件数、不登校児童生徒の増加 ■必要とする人全てに支援が行き渡らない状況	■いじめの予防、早期の把握と支援開始 ■不登校・高校中退者等への支援拡大
様々な状況に応じて子どもの育ちと若者の自立を支援する	■児童養護施設等における家庭環境での支援	■外国人の子ども・若者の増加 ■里親登録世帯数の伸び悩み	■外国人の子ども・若者への生活・学習・就学支援 ■里親支援体制の推進
支え手、担い手をつくる	■NPO法人等の担い手拡大	■企業や個人の支え手の不足 ■個々の団体の活動の連携不足	■里親やボランティアの増加 ■担い手同士の連携・協働
子ども・若者とその家族に温かい社会をつくる	■分かりやすい情報発信	■次世代を育む希望を持ちにくい社会 ■子育て家庭の孤立	■結婚・子育てが「楽しい」「幸せ」と思える環境づくり

現行計画と新計画の対応

～R元(2019)年度

名称	ぐんま子育て・若者サポートヴィジョン2016	ぐんま子ども・子育て未来プラン	第2期群馬県子ども・若者計画	群馬県子どもの貧困対策推進計画	群馬県家庭的養護推進計画
期間	2016～19年度(4年)	2015～19年度(5年)	2018～19年度(2年)	2016～19年度(4年)	2015～29年度(15年)
内容	・結婚支援 ・妊娠・出産支援 ・両立支援	・教育・保育・子育て支援の需給の見込み	・健全育成・自立 ・困難な状況への対応 ・社会全体での支援	・学習・生活支援 ・保護者の支援 ・経済的支援	・児童養護施設のケア単位の小規模化 ・里親委託の推進

統合

R2(2020)年度～

名称	ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020		群馬県社会的養育推進計画
期間	2020～24年度(5年)		2015～29年度(15年)
内容	I 子ども・若者の支援 II 大人(家族)の支援 III 困難な状況への対応 IV 社会全体での支援	【別冊】 子ども・子育て支援事業支援計画	※左記ビジョンの理念に基づき、里親委託数の見込み等の詳細を定めた個別基本計画

2 計画の位置付け

(1) 法令等への対応

この計画は、次の性格を持つ計画として位置付けます。

	法令等	表記
①	群馬県総合計画の個別基本計画及び「子ども分野」における最上位計画	
②	次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく「都道府県行動計画」	次世代
③	子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に基づく「都道府県子ども・若者計画」	子・若
④	母子保健計画策定指針（厚生労働省局長通知）に基づく「都道府県母子保健計画」	母子
⑤	子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」 *	子育て
⑥	新・放課後子ども総合プランに基づく「事業計画」	放課後
⑦	子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「都道府県計画」	貧困
⑧	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」	ひとり親
⑨	群馬県青少年健全育成条例第9条第2項に基づく「青少年健全育成基本計画」	子・若

* 主に別冊「第2期群馬県子ども・子育て支援事業支援計画」中に記載

なお、各法令等に主に対応する箇所を本文中に表記しています。

(2) 他の計画との調和

本計画は、子ども・子育て支援に関係する次の計画等との間で調和を図ります。

	計画	根拠法令等
①	地域福祉計画（「群馬県福祉プラン(令和2年度～令和6年度)」）	社会福祉法
②	教育振興基本計画（「第3期群馬県教育振興基本計画」）	教育基本法
③	障害者計画（「バリアフリーぐんま障害者プラン7」）	障害者基本法
④	障害児福祉計画（「バリアフリーぐんま障害者プラン7」）	児童福祉法
⑤	市町村における保育所等整備に関する計画（市町村整備計画）	児童福祉法

(3) SDGsへの対応

持続可能な開発目標(SDGs(エスディージーズ))とは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標・169のターゲットが示されています。先進国も発展途上国も含む全ての国に適用され、日本も積極的に取り組んでいます。

本計画は、子ども・若者が安心して自らの力を生かせる社会が確実なものとなるよう、SDGs達成に資する取組として推進していきます。

ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020とSDGsの対応

ぐんま子ども・若者 未来ビジョン 2020	SDGs	
I 子ども・若者が「自分らしく生きる土台」をつくる		
1 子どもの健康と発達を支援する	全ての人に健康と福祉を	
2 自立に向けた基礎をつくる	質の高い教育をみんなに	
3 社会的自立を促進する	働きがいも経済成長も	
II 大人(家族)を支える		
1 家族形成を支援する	全ての人に健康と福祉を	
	平和と公正を全てのひとに	
2 子育ての不安や負担を解消する	ジェンダー平等を実現しよう	
	住み続けられるまちづくりを	
	平和と公正を全ての人に	
III 困難な状況を把握し子ども・若者やその家族を支える		
1 虐待・被害を根絶する	全ての人に健康と福祉を	
	働きがいも経済成長も	

	住み続けられるまちづくりを	
	平和と公正を全ての人に	
2 貧困の連鎖を断ち、誰でも希望をかなえられる社会をつくる	貧困をなくそう	
	飢餓をゼロに	
	質の高い教育をみんなに	
	働きがいも経済成長も	
3 いじめ・不登校・高校中退者・ひきこもり・ニート等を支援する	全ての人に健康と福祉を	
	働きがいも経済成長も	
4 様々な状況に応じて子どもの育ちと若者の自立を支援する	全ての人に健康と福祉を	
	質の高い教育をみんなに	
	働きがいも経済成長も	
IV 社会全体で子ども・若者の育ちや自立を支える		
1 支え手、担い手をつくる	パートナーシップで目標を達成しよう	

3 計画期間

令和2(2020)年度から令和6(2024)年度までの5年間

第2章 計画の推進

子ども・若者に関する施策を推進するためには、行政はもとより、県民、企業、支援団体等、子ども・若者に関する全ての主体が、それぞれの役割を果たしながら、連携・協働していく必要があります。

また、基本理念を共有し、直接的又は間接的に関係する様々な分野・領域において、施策を推進していく必要があります。

1 市町村、民間団体等との連携・協働

県と市町村の間で適切な役割分担を行いながら、常に意見交換を行い、連携・協力して、本県及び各地域の実情に応じた施策の推進を図ります。特に、子育て支援、母子保健、教育等、子ども・若者を支える「現場」である市町村に対しては、各地域のニーズを踏まえて、積極的な支援を行います。

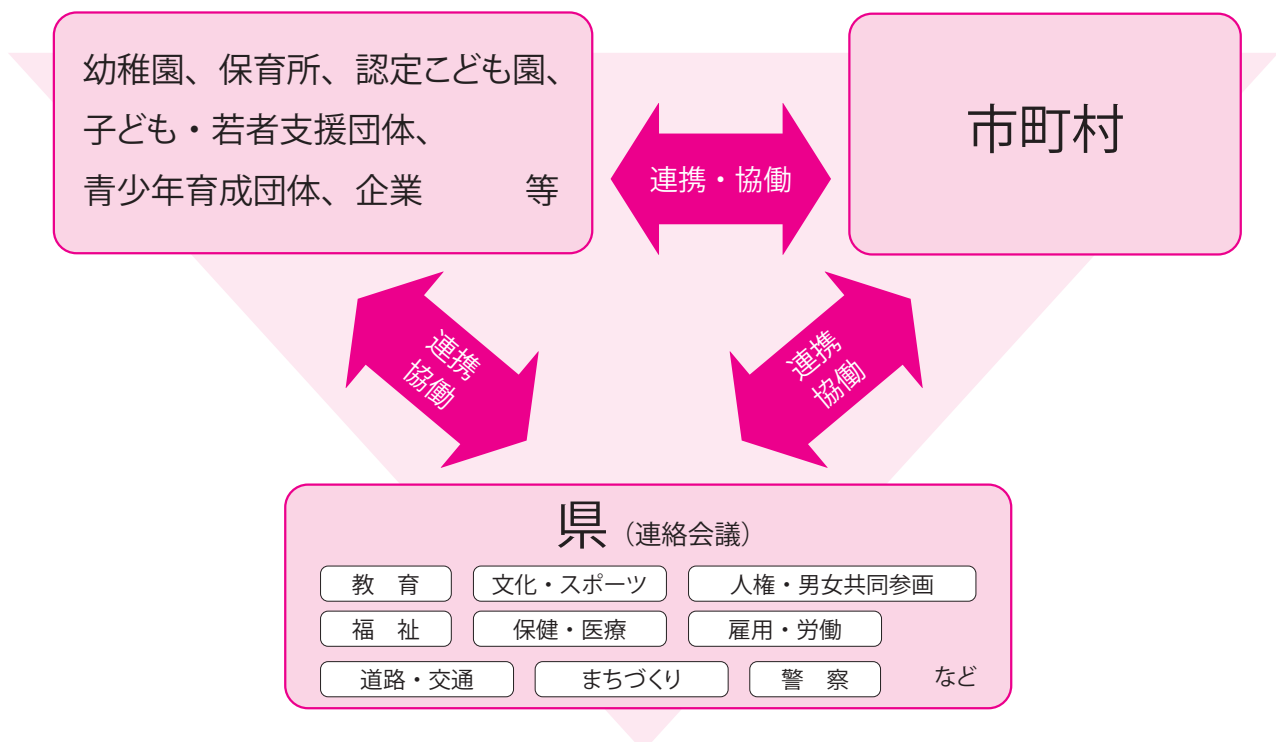
また、地域社会の重要な一員である民間団体、企業等と連携・協働し、地域全体で、子ども・若者に関する施策を推進します。

2 分野横断的な庁内体制

本計画は、本県における「子ども分野」の最上位計画として、少子化対策、子育て支援、青少年健全育成、児童福祉、母子保健等を所管する関係部局が一体となって施策を推進します。

また、庁内連絡会議において、関係部局が緊密な連携を図り、分野横断的に施策の推進を図ります。

市町村・民間団体等との連携・協働と分野横断的な庁内体制（イメージ）



3 県民意見の反映と実行計画の作成

計画を実効性のあるものとしていくため、毎年度、関係事業を一体的にまとめた「事業実行計画」を作成して施策を展開するとともに、目標数値を設定し、点検・評価を実施します。

各目標数値の進捗状況については、次の審議の場を通じて、県民意見を把握しながら、評価・検証を行い、必要な見直しを行います。

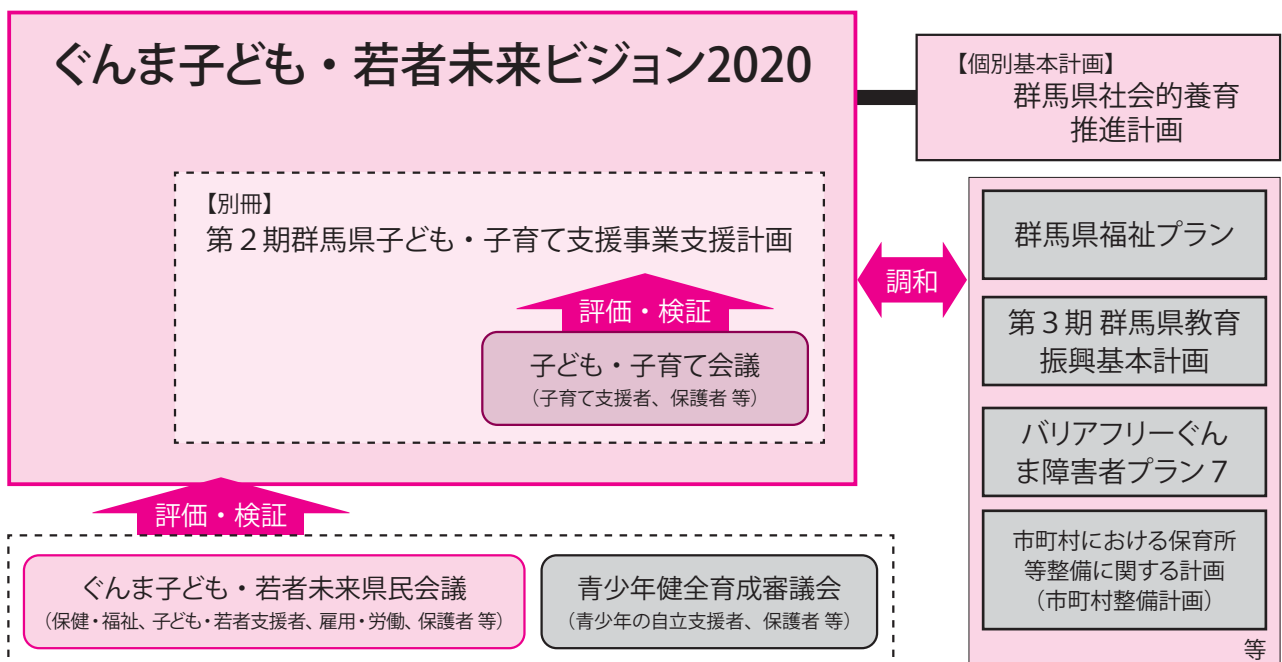
審議機関名称	内容
ぐんま子ども・若者未来県民会議	子ども・若者に関する団体や民間の有識者等で構成し、子ども・若者の育成、子育て支援の充実、少子化対策の推進について審議する。
群馬県子ども・子育て会議	子ども・子育て会議条例に基づき、子育て当事者や子育て支援当事者の参加を得て、子育てに関する施策の立案・実施に必要な調査審議を行う。
群馬県青少年健全育成審議会	青少年健全育成条例に基づき、教育、福祉、雇用、保健・医療等の有識者で構成し、青少年健全育成に係る調査審議を行う。

4 個別基本計画による推進等

様々な理由により家庭で生活することができない子どもに対しては、本計画の基本理念の下に個別基本計画である「**群馬県社会的養育推進計画**」を定めて具体的に取り組み、家庭に近い環境での養育を推進します。例えば、里親やファミリーホームへの委託推進、児童養護施設の小規模グループケアなど、養育環境の充実を図ります。

また、群馬県福祉プラン等、密接に関係する計画等と調和を図りながら、施策の推進を図ります。(第1章-2-(2)関係)

点検・評価、個別計画による推進等（イメージ）



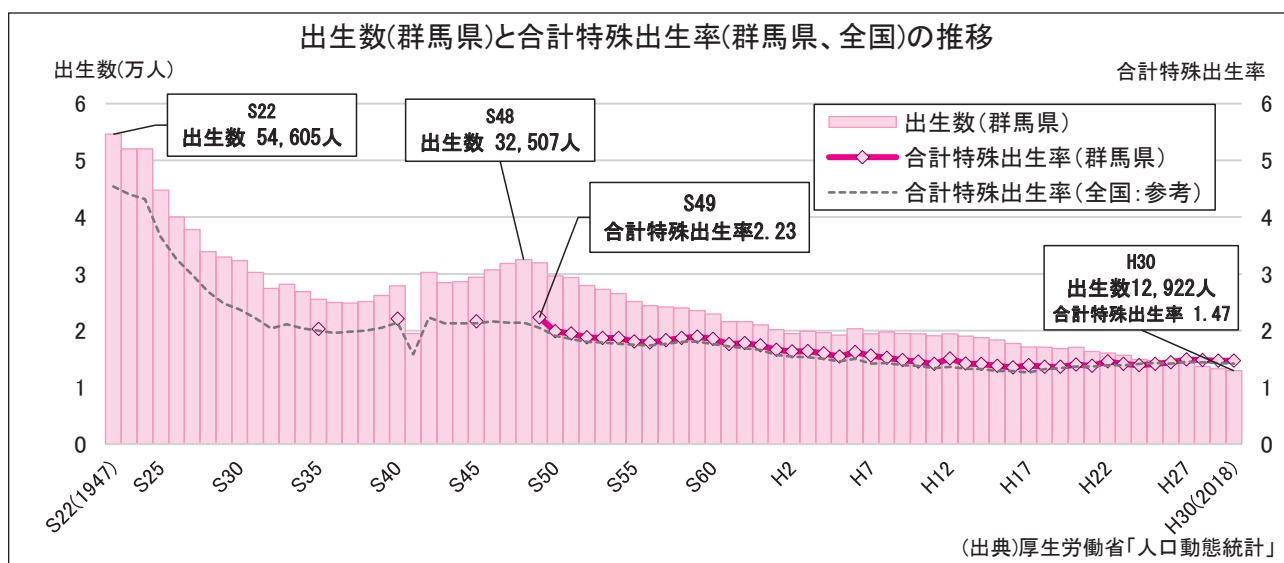
第3章 子ども・若者を巡る現状

1 人口減少社会の状況

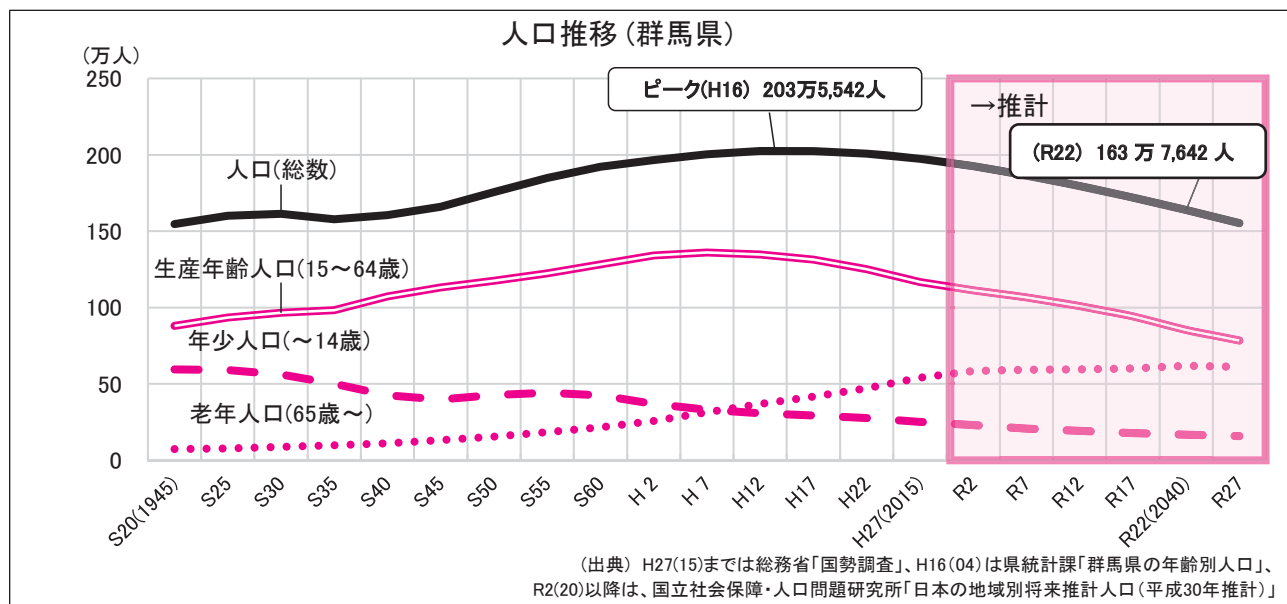
(1) 人口・子どもの数の減少

本県の出生数は、第2次ベビーブームのピーク以降、一貫して減少傾向にあり、平成30年は12,922人と過去最少となっています。

また、合計特殊出生率は人口置換水準(※1)の2.07を下回り、過去最低だった平成16年の1.35以降持ち直しているものの、ここ数年は概ね横ばいとなっており、平成30年は1.47でした。

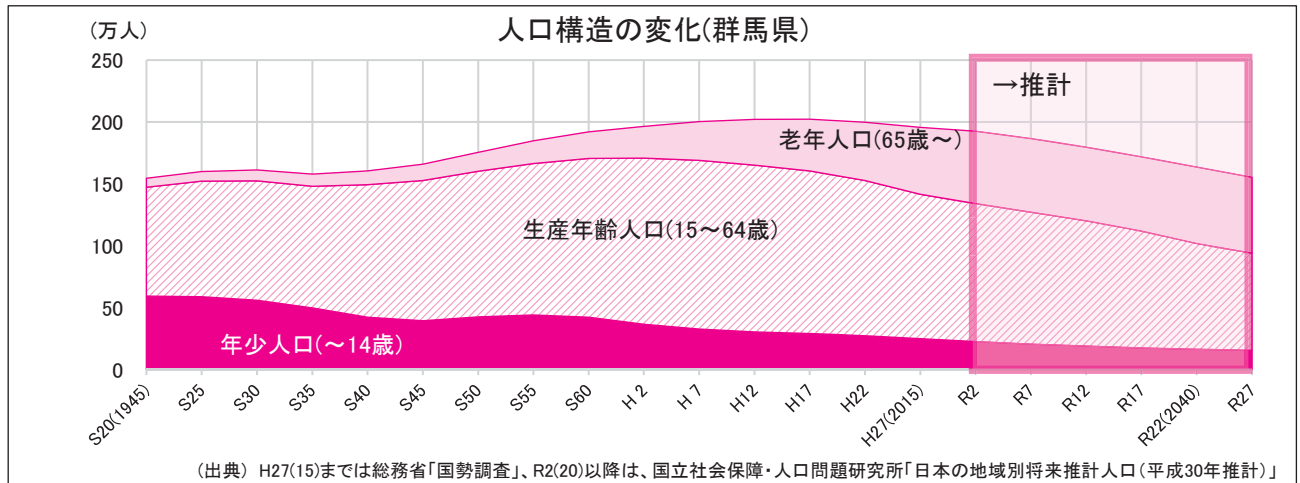


本県の人口は、平成16(2004)年の203万5,542人をピークに減少に転じました。令和22(2040)年には、164万人を割り込むと予想されています。

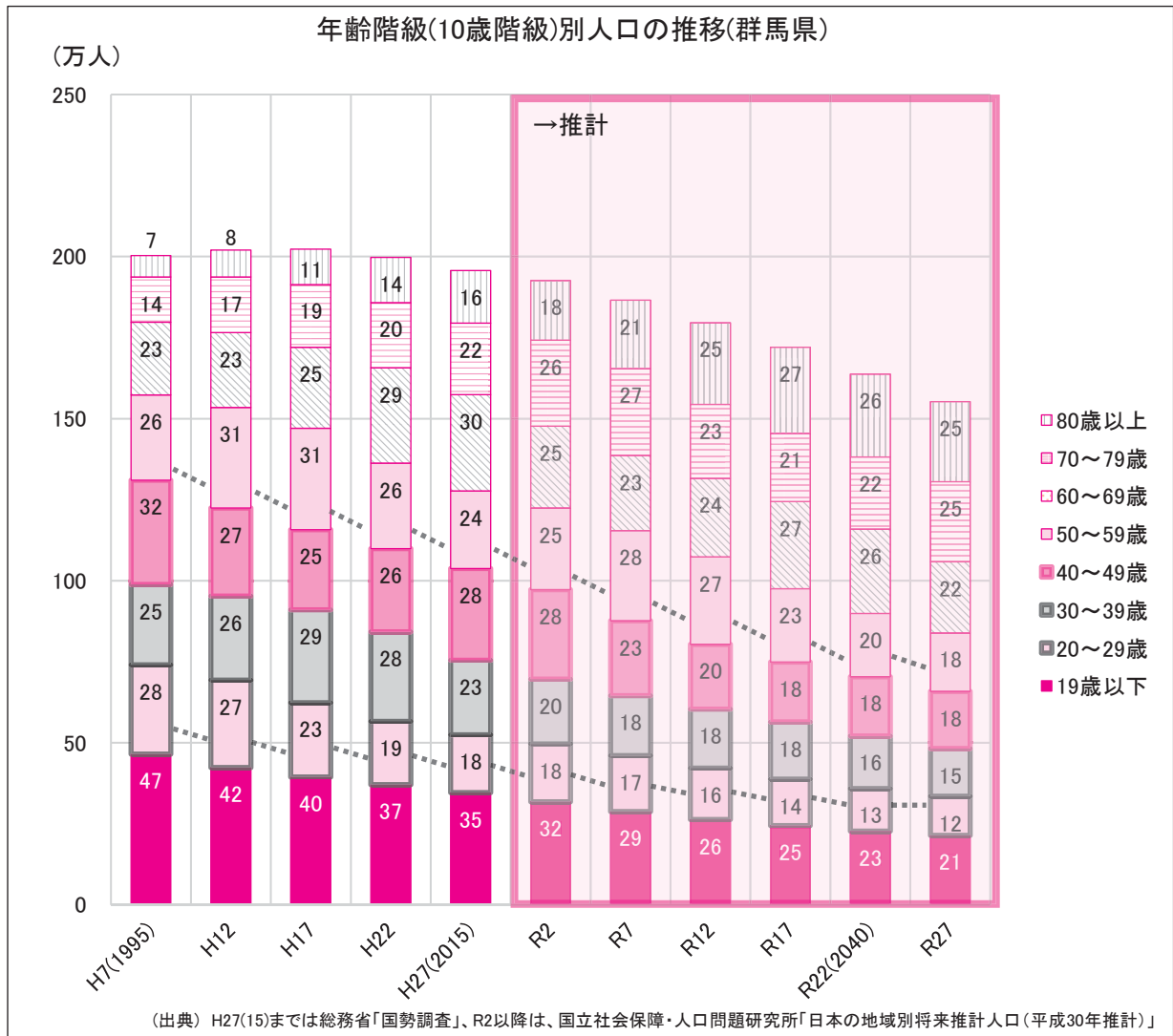


(※1)人口置換水準 人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率。(国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2020)」)

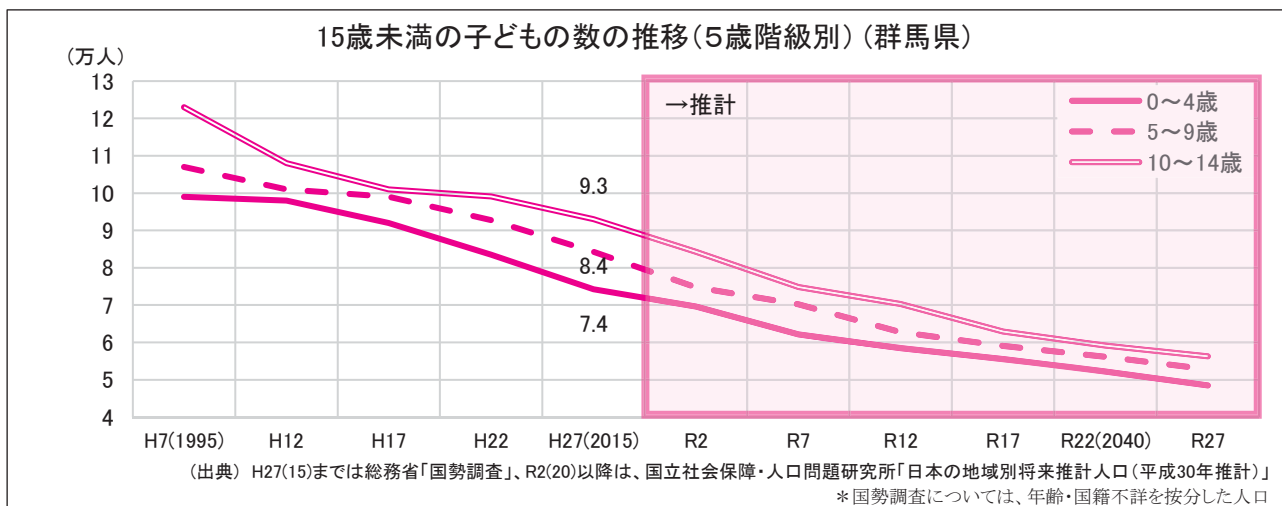
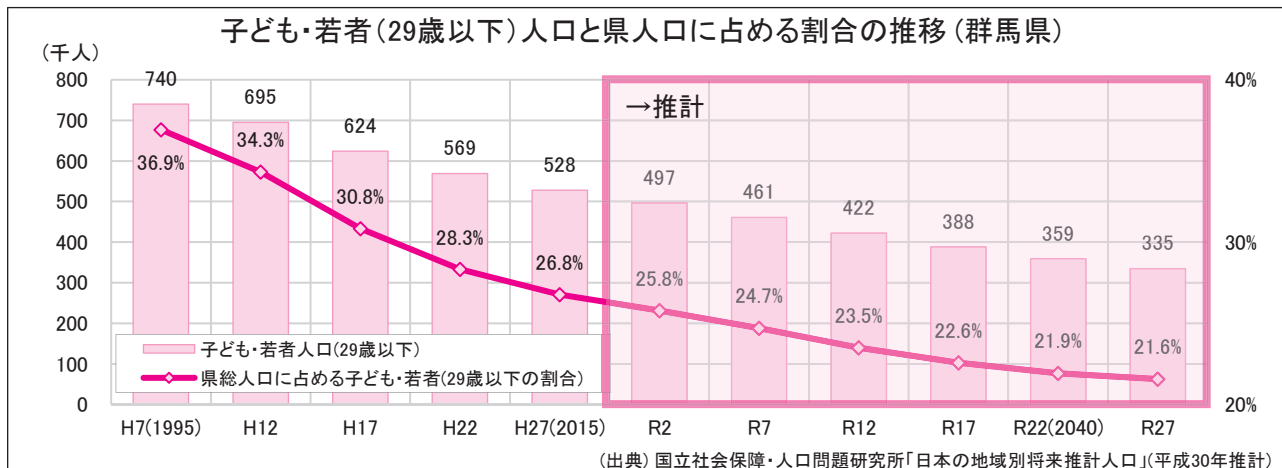
人口の減少は、人口規模の縮小に加え、人口構造の変化を伴っています。令和22(2040)年には、年少人口が1割、生産年齢人口が5割、65歳以上が4割という時代が到来すると予想されています。



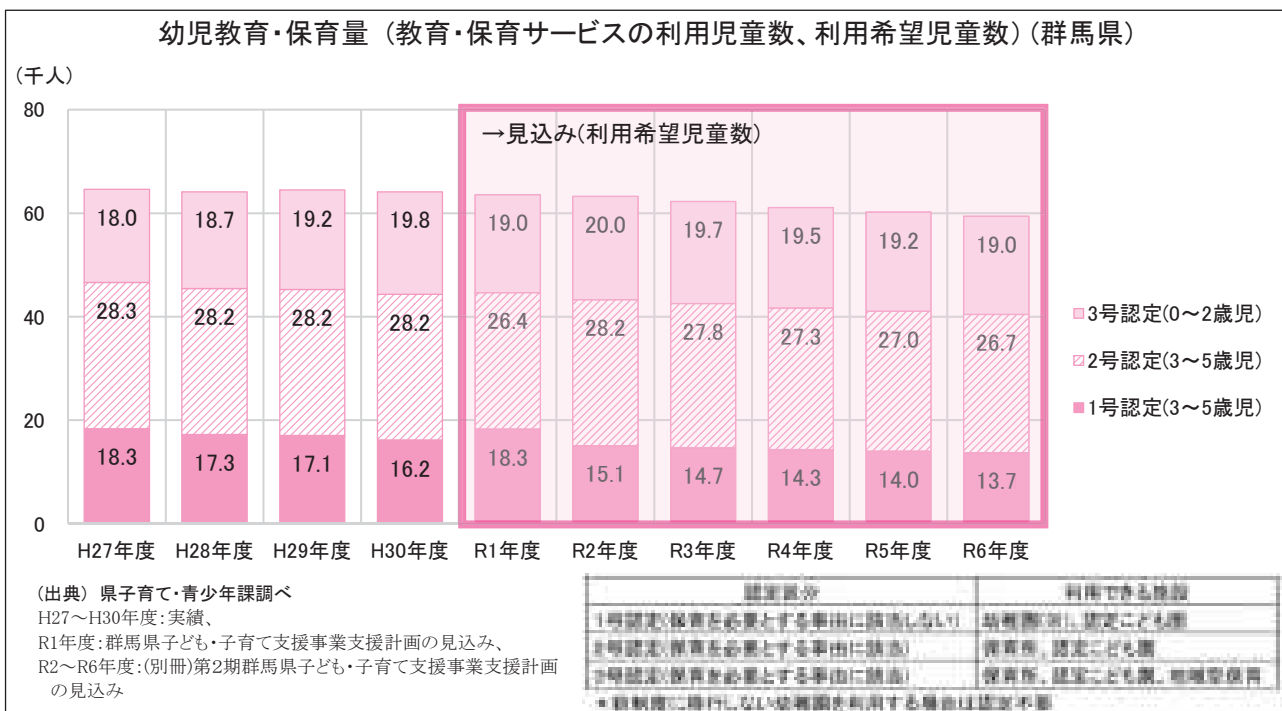
また、年齢階級(10歳階級)別に人口を見ると、結婚・子育ての中心となる世代のうち、20歳代及び30歳代は既に減少傾向にあり、今後は、40歳代も減少していくと予想されています。



子ども・若者の数は、団塊ジュニア世代(1971年から1974年生まれ)以降は各年齢階層において減少しており、今後も減少していくことが見込まれます。



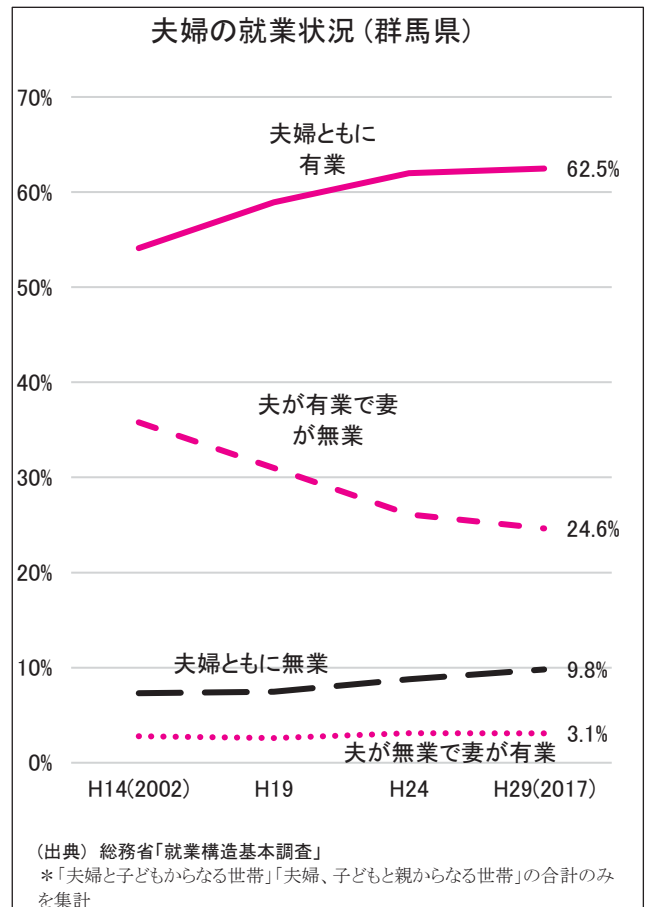
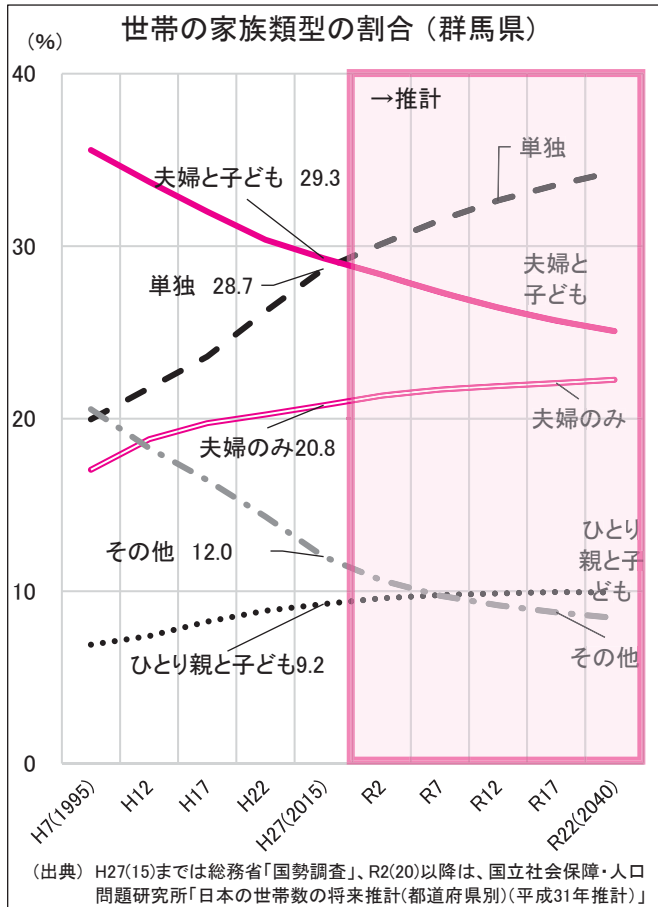
子どもの数の減少に伴い、本県における幼児教育・保育のニーズは減少すると見込まれます。しかし、女性の有業率の上昇等を背景に、その減少は緩やかになると考えられます。



(2) 標準的な家族形態の変化

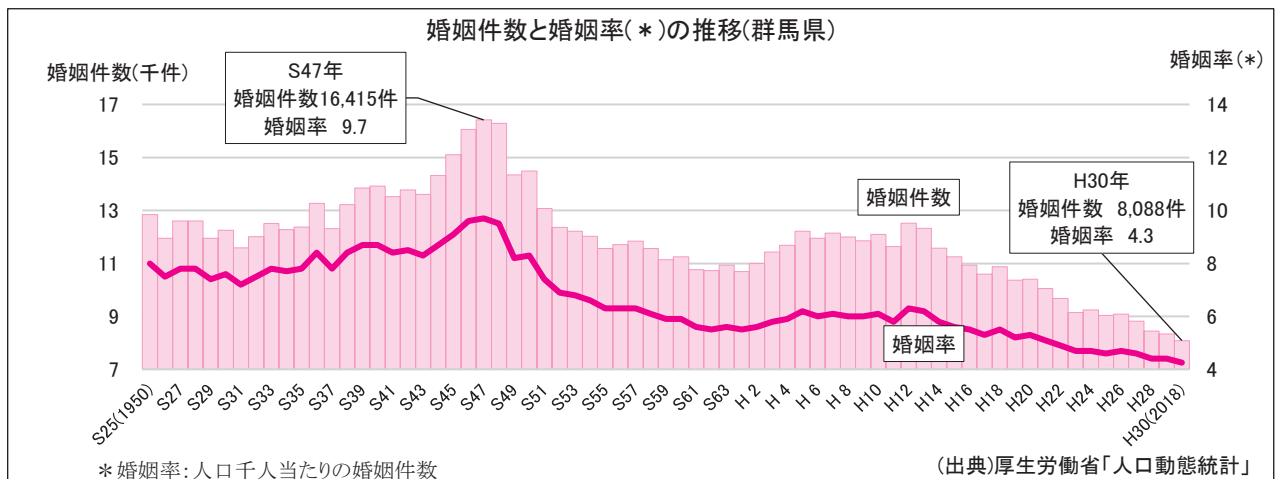
かつて、日本の標準的な世帯のモデルであった「夫婦と子ども」という家族は減少しつつあり、今後は単独世帯の構成割合が上回ると予想されます。

また、子どものいる家庭のうち、現在では、専業主婦世帯の割合は全体の約4分の1にまで減少し、共働き世帯が6割を超えています。

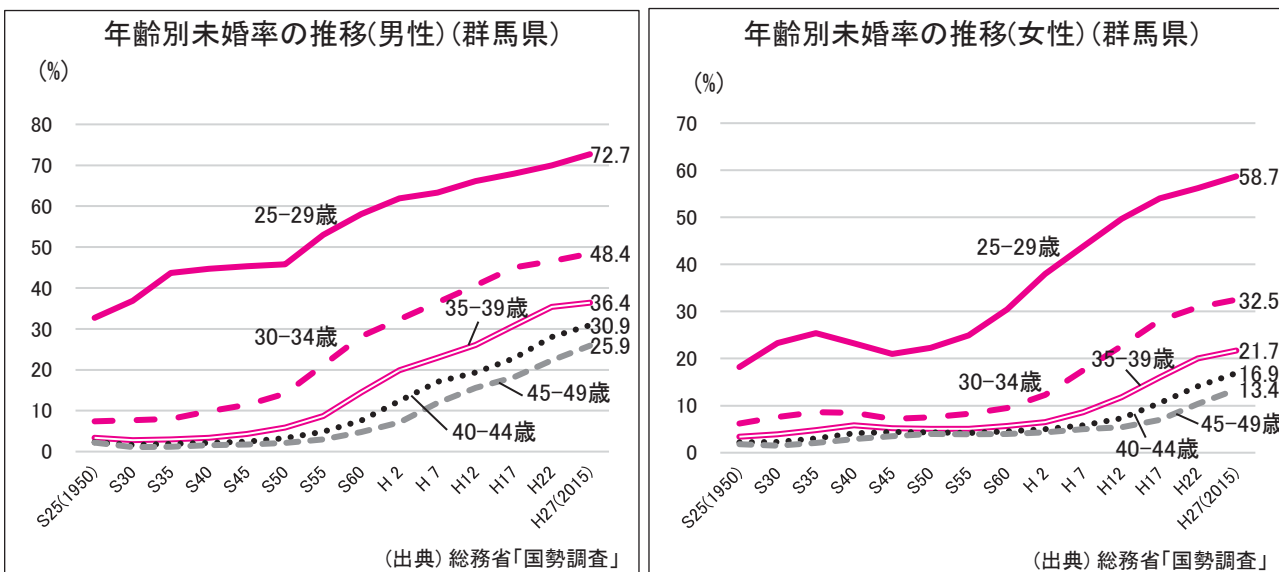


(3) 未婚化、晩婚化、晩産化

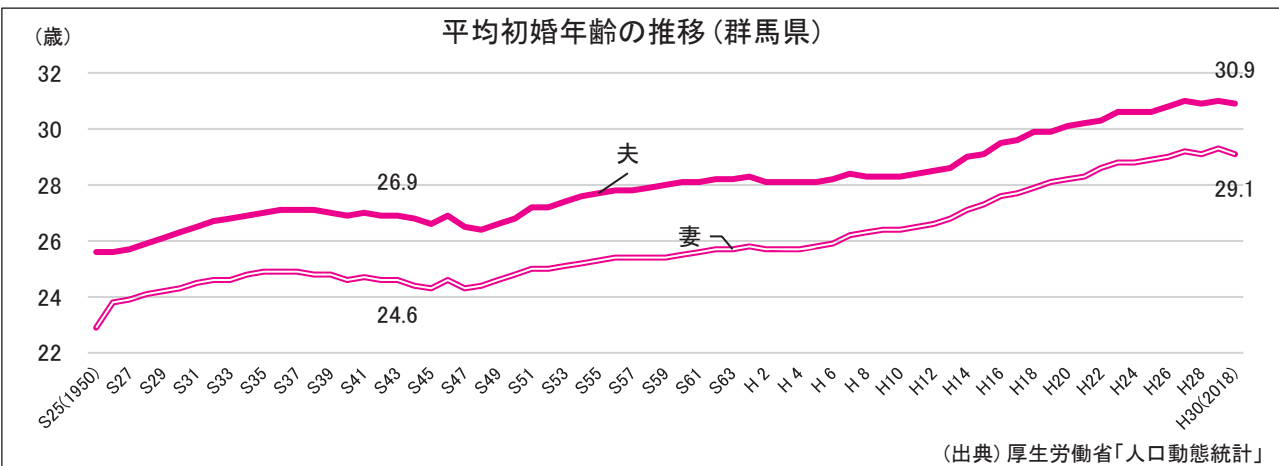
平成30年度は婚姻件数、婚姻率(人口千人当たりの婚姻件数)ともに、戦後最も少ない8,088件、4.3となっています。



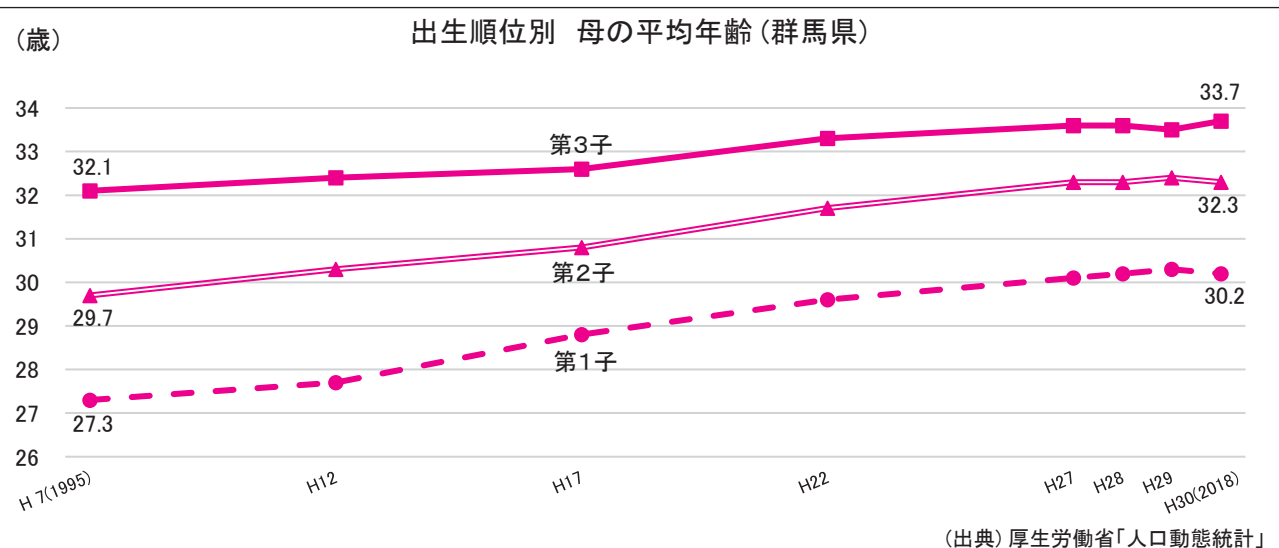
未婚率は、全ての年齢階級で上昇しています。45～49歳時点における未婚率は、男性が約26%、女性が約13%となっています。



平均初婚年齢は、昭和43年からの50年間で、夫は4.0歳、妻は4.5歳上昇し、平成30年は、夫30.9歳、妻29.1歳となっています。



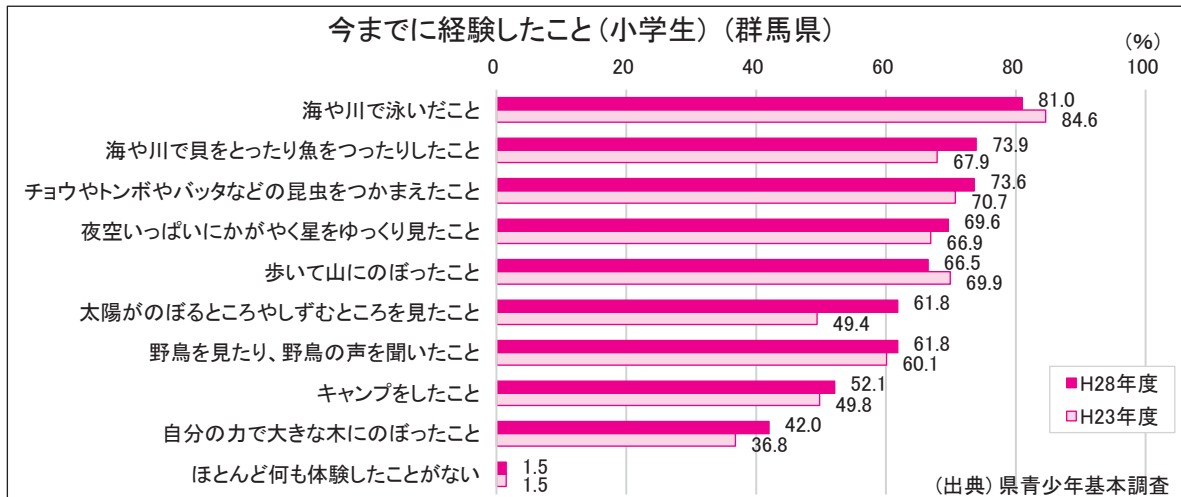
第1子出産時の母の平均年齢を見ると、約20年の間に約3歳上昇しています。



2 子ども・若者の行動や意識

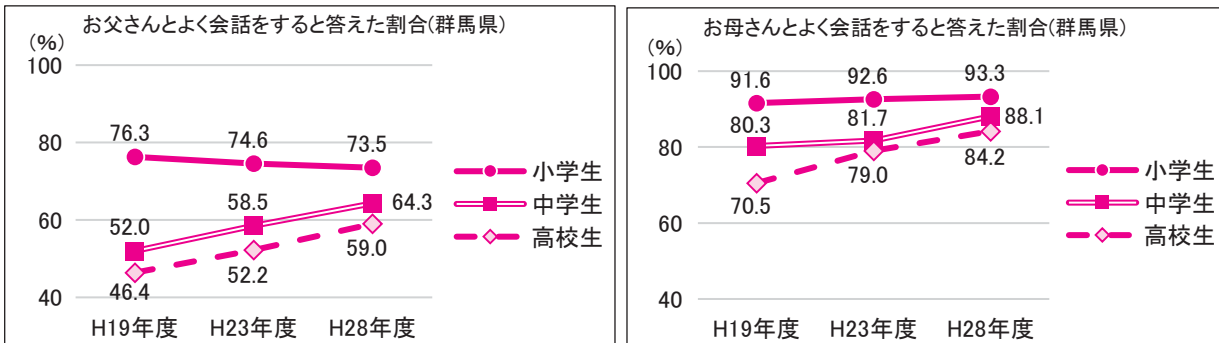
(1) 自然体験

小学生では、魚釣り、昆虫採集、キャンプ等、自然体験を経験している割合が増加しています。



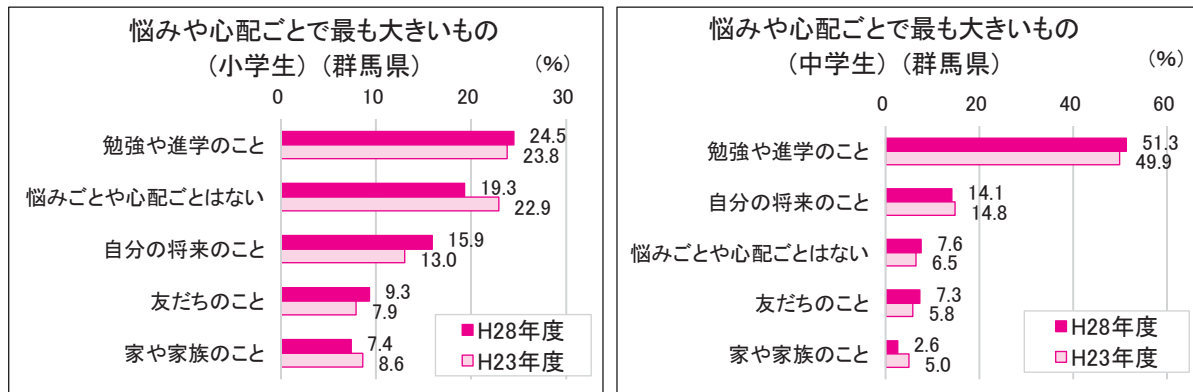
(2) 父親・母親との関係

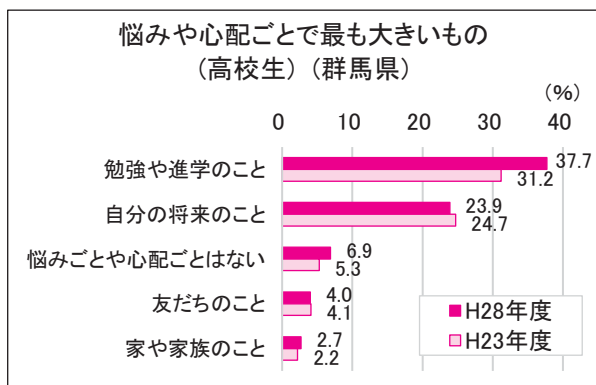
小・中学生、高校生の各年代ともに、父親より母親と会話する割合が高くなっています。また、父親と会話する割合について、小学生は低下していますが、中高生は上昇しています。



(3) 悩みや心配ごと

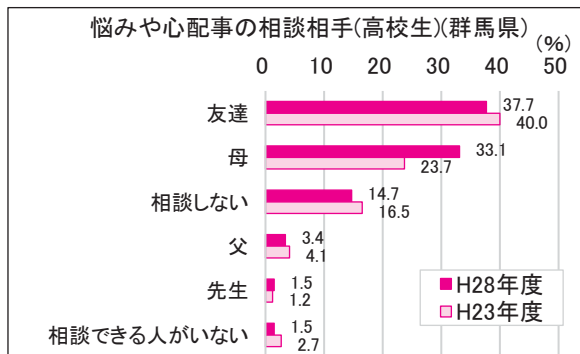
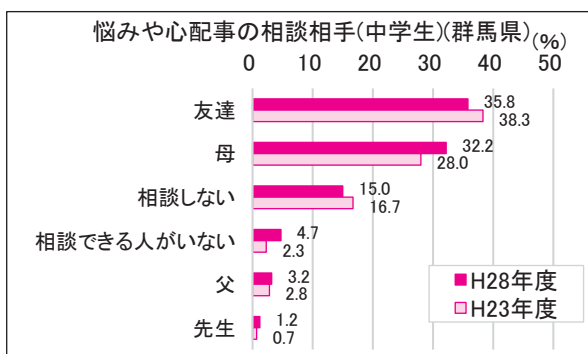
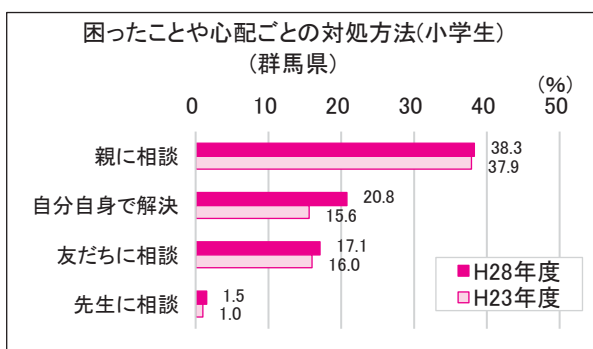
小・中学生、高校生の各年代ともに、「勉強や進学のこと」が最も大きい悩みや心配ごととなっています。





(出典) 県青少年基本調査 * 上記3つのグラフ

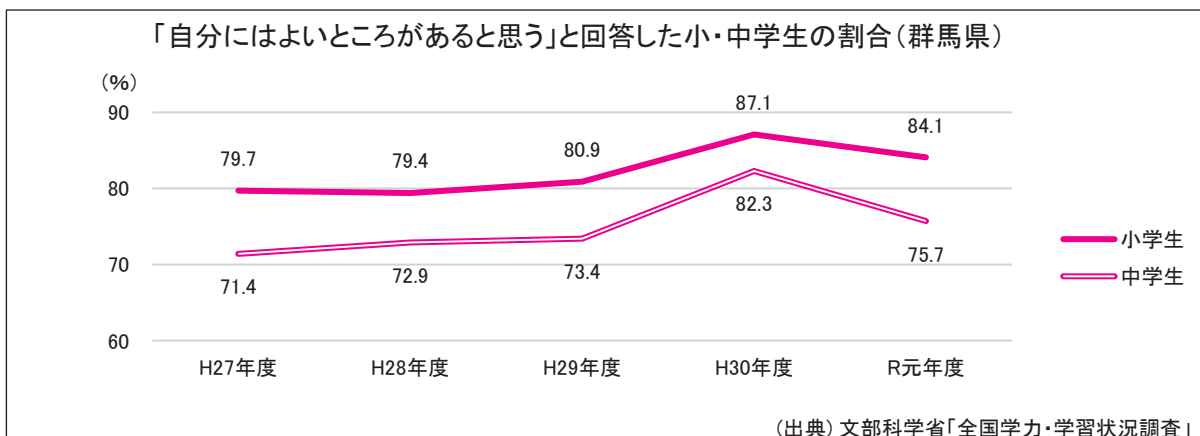
悩みや心配ごと等について、小学生は親に相談する割合が高く、中学生・高校生は友だちに相談する割合が高くなっています。



(出典) 県青少年基本調査 * 上記3つのグラフ

(4) 「自分にはよいところがあると思う」と回答した小・中学生の割合

「自分にはよいところがあると思う」と回答した割合は、小学生、中学生ともに上昇傾向にありましたが、令和元年度は低下しました。

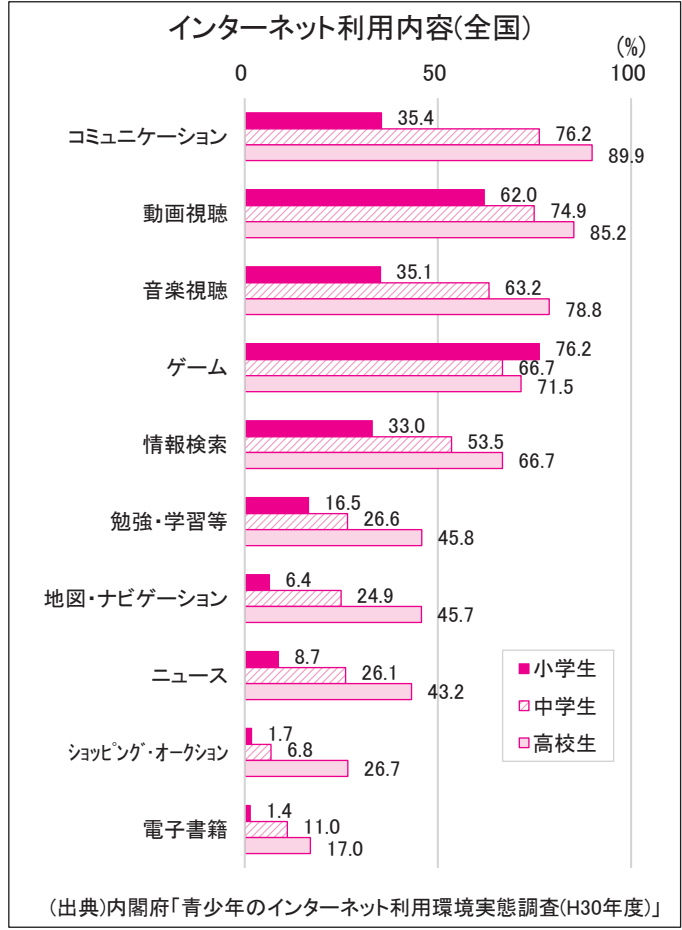
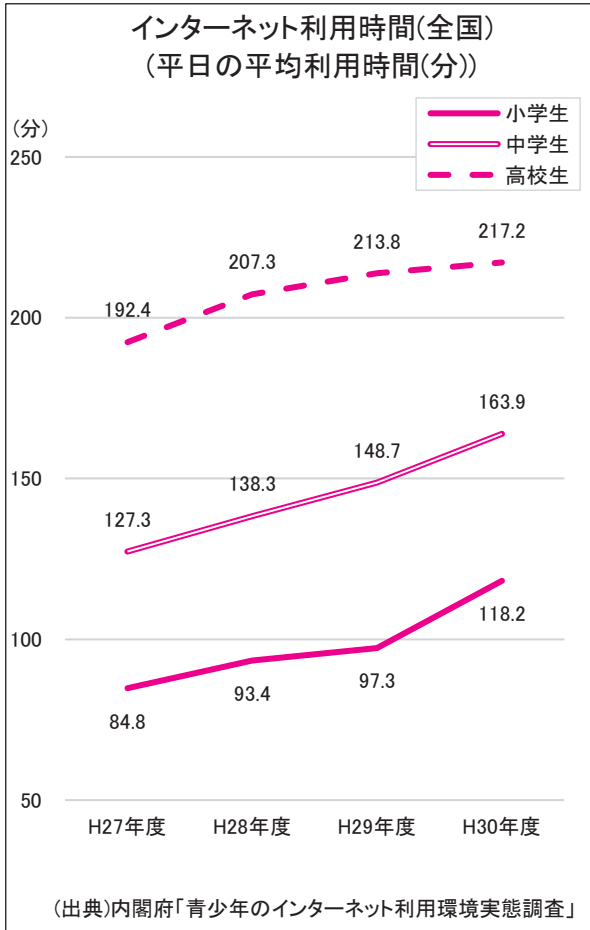


(出典) 文部科学省「全国学力・学習状況調査」

(5) インターネットの利用状況

インターネットの利用時間は各年代とも増加しています。

インターネットの利用内容は、「コミュニケーション」「動画視聴」「音楽視聴」「ゲーム」の割合が高く、特に高校生は「コミュニケーション」としての利用割合が高くなっています。



3 困難を有する子ども・若者の状況

(1) 子どもの貧困の状況・ひとり親世帯の状況

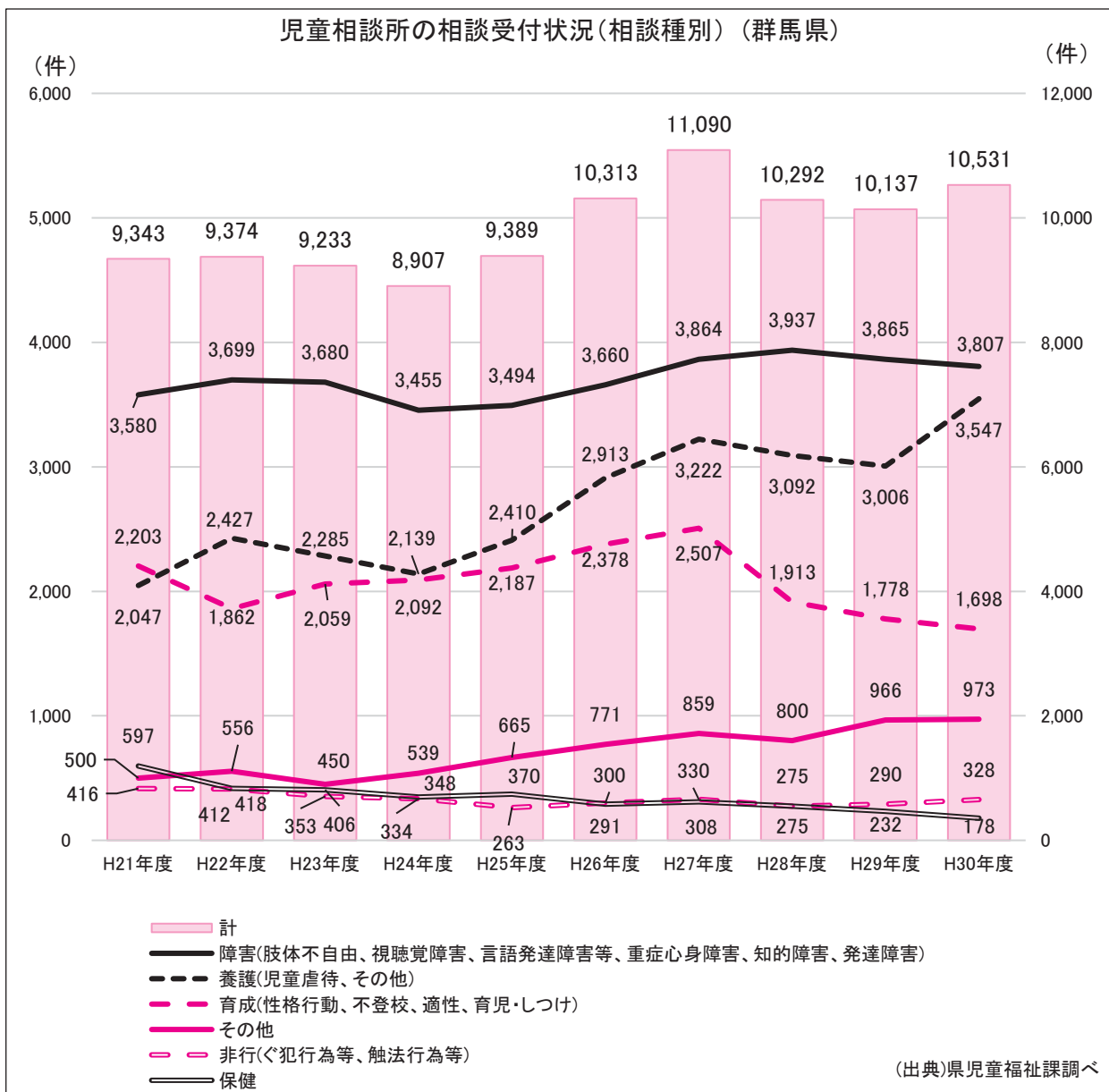
◆参照 第5章 III-2 貧困の連鎖を断ち、誰でも希望をかなえられる社会をつくる

(2) いじめ、不登校、高校中退者等の状況

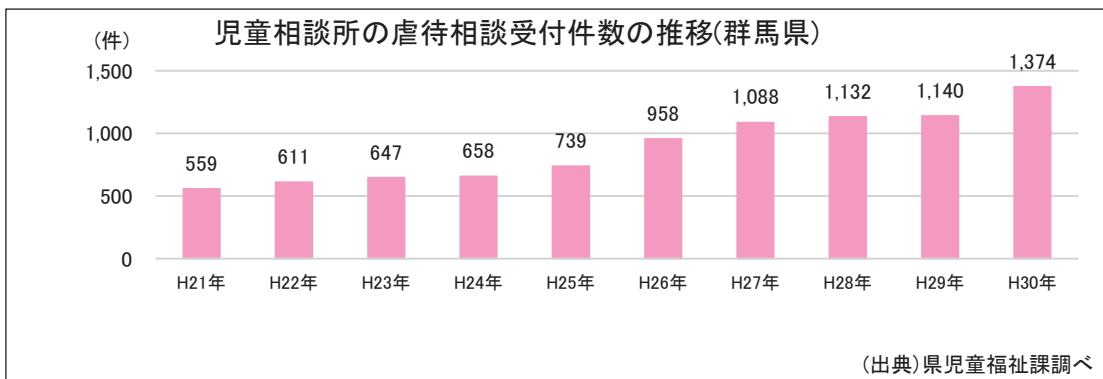
◆参照 第5章 III-3 いじめ・不登校・高校中退者・ひきこもり・ニート等を支援する

(3) 児童相談所の相談受付状況

平成30年度の県全体における相談受理総件数は10,531件で、対前年度比394件(3.9%)の増加となっています。

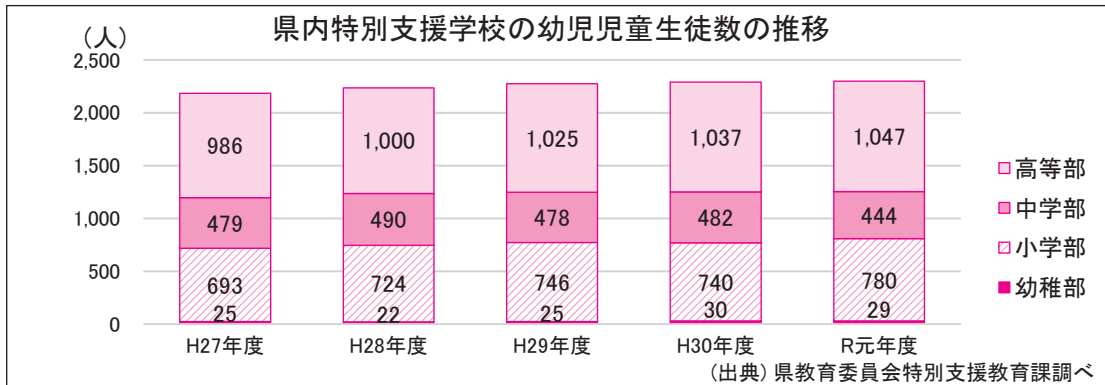


相談受理総件数のうち、虐待相談受付件数は、関係機関の啓発活動、事件報道等による県民の関心の高まり、関係機関との連携強化による警察や保育所等からの相談増加等を背景に、増加しています。



(4) 特別支援教育等の状況

県内の特別支援学校(※1)の幼児児童生徒数、小・中学校における特別支援学級の児童生徒数、小・中学校において通級による指導を受けている児童生徒数は全体として増加傾向にあります。



県内小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数の推移

(単位:人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
合計	2,573	2,733	2,991	3,164	3,427
小学校	1,636	1,764	1,974	2,133	2,312
知的障害	938	967	1,064	1,099	1,126
自閉症・情緒障害	660	763	863	984	1,115
その他	38	34	47	50	71
中学校	937	969	1,017	1,031	1,115
知的障害	571	582	578	558	559
自閉症・情緒障害	358	372	423	457	535
その他	8	15	16	16	21

(出典) 県教育委員会特別支援教育課調べ

県内小・中学校において通級による指導を受けている児童生徒数の推移

(単位:人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
合計	2,669	2,774	2,997	3,052	3,466
小学校	2,548	2,633	2,827	2,823	3,174
言語障害	1,443	1,468	1,539	1,508	1,718
自閉症・情緒障害	693	723	725	710	545
LD(学習障害)・ADHD(注意欠陥・多動性障害)	372	401	523	572	877
難聴等	40	41	40	33	34
中学校	121	141	170	229	292
言語障害	4	1	1	1	0
自閉症・情緒障害	84	68	83	84	95
LD(学習障害)・ADHD(注意欠陥・多動性障害)	25	59	74	134	177
難聴等	8	13	12	10	20

(出典) 県教育委員会特別支援教育課調べ

(5) 外国人の子ども等の状況

◆参照 第5章 III-4-(3) 配慮が必要な子ども・若者への支援

(※1) 特別支援学校 心身に障害のある児童生徒が通う学校で、幼稚園・小学部・中学部・高等部がある。幼稚園、小学校、中学校、高校に準じた教育に加え、障害のある児童生徒の自立を促すために必要な教育を受けることができる。

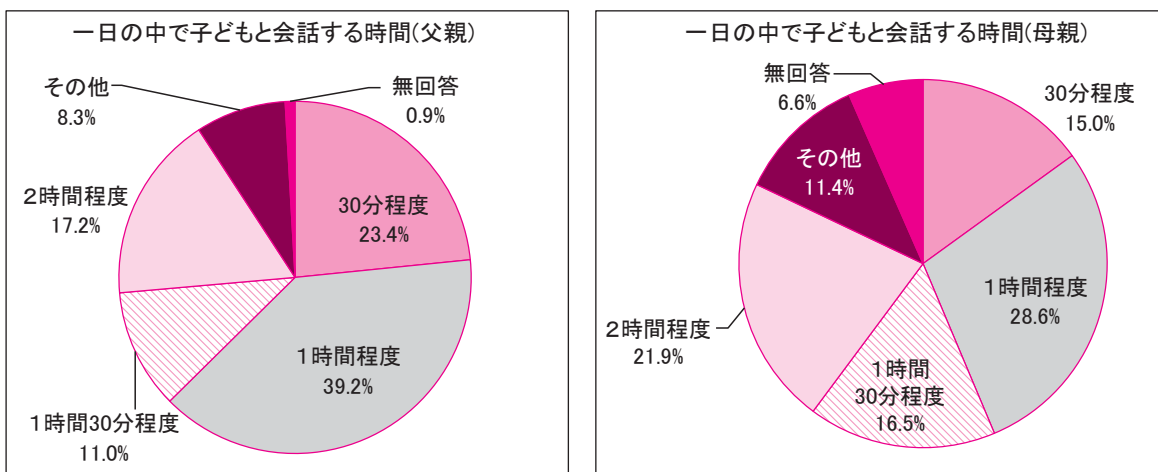
(6) 少年非行の状況

◆参照 第5章 III-4-(4) 非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援

4 仕事と生活の調和の状況

(1) 父母と子どもとの会話時間

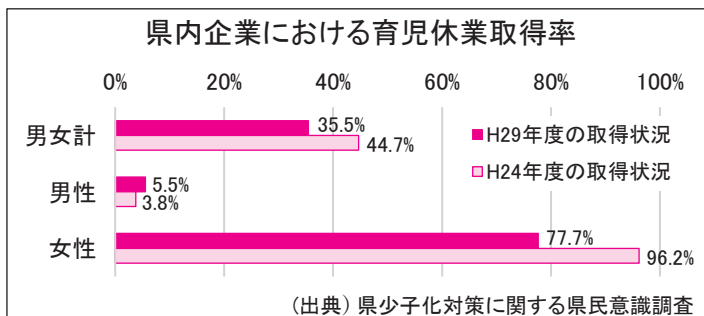
父母と子どもとの会話時間について、父母とも「1時間程度」が最も多くなっています。また、父親に比べて母親は「1時間30分程度」及び「2時間程度」の割合が高くなっています。



(出典)第7回ぐんま青少年基本調査(H28年度)

(2) 育児休業の状況

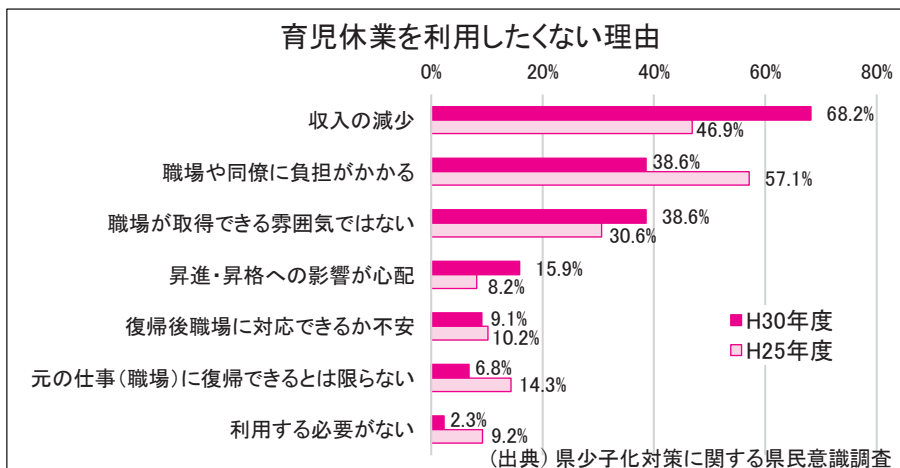
県内企業における育児休業取得率について、平成24年度と平成29年度を比較して、男性はわずかに上昇したものの、女性は低下し、全体としては低下しています。



(出典) 県少子化対策に関する県民意識調査

県内企業で勤務する従業員を対象とした調査で、育児休業を「利用したくない」と回答した人に、その理由を尋ねたところ、

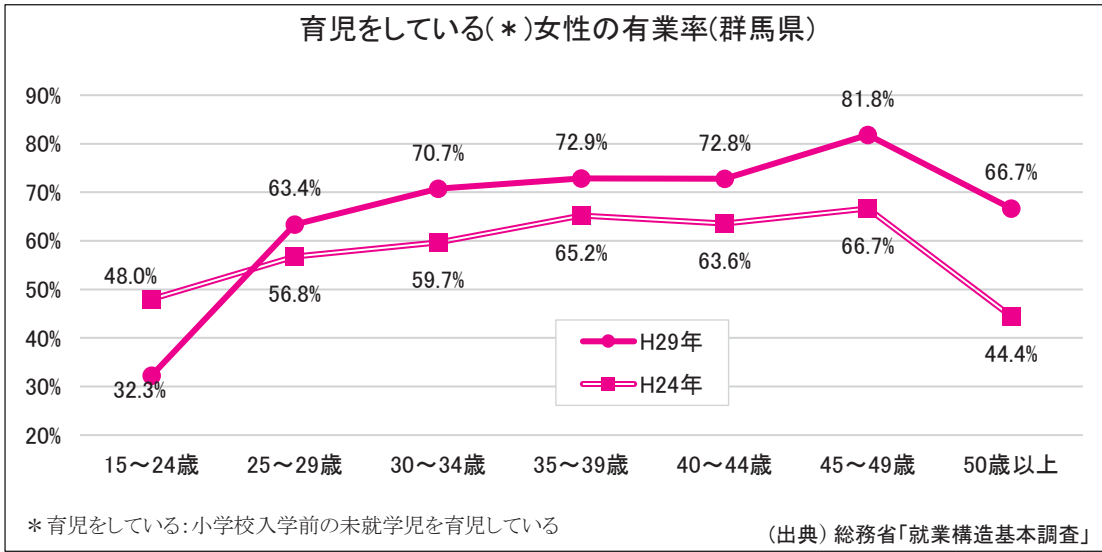
「収入の減少」や「職場や同僚に負担がかかる」「職場が取得できる雰囲気ではない」と回答した割合が高くなっています。



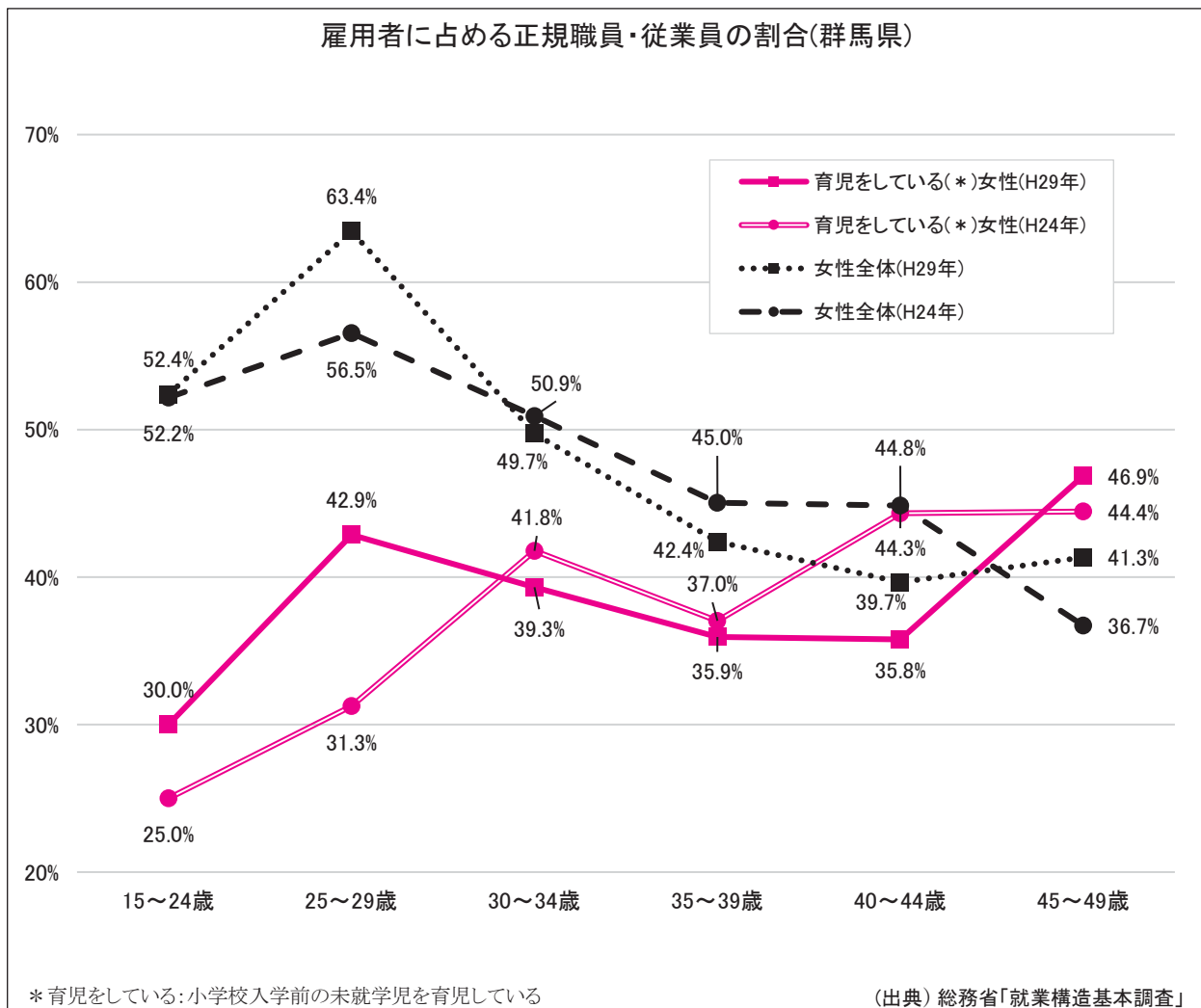
(出典) 県少子化対策に関する県民意識調査

(3) 女性のキャリアの現状

本県の育児をしている女性の有業率は、全体的に上昇しています。



一方で、雇用者に占める正規職員・従業員の割合に上昇傾向は見られません。また、女性全体に比べ、育児をしている女性は、全体的に、雇用者に占める正規職員・従業員の割合が低くなっています。



第4章 計画の基本的な考え方

1 子ども・若者の未来のために目指す社会の姿 ～2040年(20年後)を展望して～

子どもたちが幸せに育つ中で、群馬で成長していくことに喜びを見だし、次世代を育みたいと思える社会へ。

(1) 将来展望

人口減少社会の進展、情報化の加速、テクノロジーの発達等に伴うグローバル化、Society(ソサエティ)5.0(※1)への移行は、社会経済活動や個人のライフスタイルに大きな影響を及ぼし、子ども・若者がその**将来を予測することが困難**になると考えられます。

一方で、年齢、性別、障害の有無、出身地、経済的地位、雇用形態、婚姻状況、価値観などの違いを理解した上で、全ての人々が個性を發揮しながら共存する**多様性に満ちた社会**になると考えられます。

(2) 目指す社会

子ども・若者が、**どんな社会の変化や困難に直面しても**、時には回り道をしながらも成長し、一人ひとりがその個性を最大限に發揮し、次の世代を育む希望を抱き、その希望をかなえ、次の時代に希望を繋いでいける社会を目指します。

また、次世代を担うかけがえのない子ども・若者の成長のため、**地域社会の一員である全ての個人や組織が、それぞれの立場で参画する社会**を目指します。

このような社会こそが人口減少を克服した先にある社会であると考えます。

2 基本理念・基本方針

(1) 基本理念

子どもの生命を守り、全ての子どもやその家族を支援します。

子ども・若者は、その一人ひとりが私たちの地域・社会の宝であり、かけがえのない社会の一員です。一方、取り巻く環境は一人ひとり異なり、抱えている困難やその状況も様々です。

どんな環境に生まれ育ったとしても、誰一人として取り残すことなく、全ての子ども・若者とその家族を対象として、本計画を推進します。

(※1) **Society(ソサエティ)5.0** AI(人工知能)、ロボット、IoT(モノのインターネット)など、最新テクノロジーを活用して、人、モノ、情報をつなぐことにより、経済発展と社会課題の解決を両立させ、一人ひとりがより豊かな生活を営むことができる社会(デジタル革新と多様な人々の想像・創造力の融合によって、社会の課題を解決し、価値を創造する社会)。社会変革を飛躍的に進める可能性がある。

(2) 基本方針

基本方針Ⅰ 子ども・若者が「自分らしく生きる土台」をつくる

～子ども・若者が、その個性を生かしながら、社会の中で自立・参画・共生できる～

全ての子どもが、それぞれの発育・発達に応じて必要な医療・保健サービスを受けられるよう、体制の整備と充実を図ります。

また、自立のための礎を育み、自ら人生を描き、円滑に社会に参画・共生できるよう、質の高い幼児教育・保育の提供、体験活動の推進、社会・職業を考え体験する機会の提供に取り組みます。

基本方針Ⅱ 大人(家族)を支える

～大人(家族)が、結婚・子育てに幸せを感じられる～

社会全体が次世代を育むことに幸せ・喜びを感じることができ、希望する人が家族を持つことができるよう、結婚支援や安心して妊娠・出産できる体制の整備を行います。

また、子育てに係る不安や負担を解消・軽減できるよう、相談・交流の場の整備・充実や経済的負担の軽減を図るとともに、キャリアと子育ての両立支援や子育てに優しいまちづくりを推進します。

基本方針Ⅲ 困難な状況を把握し子ども・若者やその家族を支える

～困難な状況を克服できるように支援する～

子どもが生き、育ち、守られる権利を実現するため、虐待や犯罪による被害を防止し、被害の早期発見、安全確保、早期対応を行うほか、貧困の世代間連鎖を解消するため、子どもの生活・学習支援や保護者への経済的支援を行います。

また、いじめの防止・早期対応を図るほか、不登校等により困難な状況にある子ども・若者の状況に応じたきめ細かい支援を行います。さらに、多様性の理解を促進し、障害・疾病の有無、言語や文化の違い、性的指向や性自認等に関わりなく共生できる環境づくりに努めます。

基本方針Ⅳ 社会全体で子ども・若者の育ちや自立を支える

～地域社会全体で、子ども・若者と大人(家族)を包み支える～

地域社会の中で脈打つ人々の支援の力が子ども・若者の支援に結びつくよう、人材の発掘・養成を図り、地域、行政、学校等による連携のネットワークづくりを進めます。

また、社会全体で子ども・若者を見守ることができるよう、地域・企業と連携した取組推進、県民運動の展開により、社会全体で取り組む機運を醸成します。

3 子どもの権利擁護

(1) 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

1989年、児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)(以下、「条約」)が第44回国連総会で採択され、日本も1994年に批准しました。

この条約は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められたもので、18歳未満の児童(子ども)を権利主体と位置付け、大人と同様一人の人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。

本計画の策定・推進にあたっては、条約の一般原則を尊重し、条約にうたわれている子どもの権利の実現を目指します。

【4つの子どもの権利】

- 1 **生きる権利**
全ての子どもの命が守られること
- 2 **育つ権利**
持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援などを受け、友だちと遊んだりすること
- 3 **守られる権利**
暴力や搾取、有害な労働などから守られること
- 4 **参加する権利**
自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

(出典) 財団法人 日本ユニセフ協会ホームページより引用

【一般原則】

- 1 **生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)**
全ての子どもの命が守られ、持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。
- 2 **子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)**
子どもに関することが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。
- 3 **子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)**
子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。
- 4 **差別の禁止(差別のないこと)**
全ての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障されます。

(出典) 財団法人 日本ユニセフ協会ホームページより引用

(2) 児童福祉法等の改正

虐待相談件数の増加や近年発生した児童虐待の事案を踏まえ、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童福祉法等の改正が行われ、令和2(2020)年4月から施行されます。

本計画の推進にあたっては、法の趣旨に沿って、子どもの権利実現のため、子どもの安全確保を図るほか、国の動向も踏まえ、児童の意見表明権を保障する仕組みの構築等を検討します。

【児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の概要】

(令和元年6月19日成立)

- 1 児童の権利擁護
 - (1) 親権者や児童福祉施設の長等によるしつけに際しての体罰の禁止
 - (2) 児童相談所における児童の安全確保業務の明確化
 - (3) 子どもの意見表明権を保障する仕組みの構築の検討
- 2 児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等

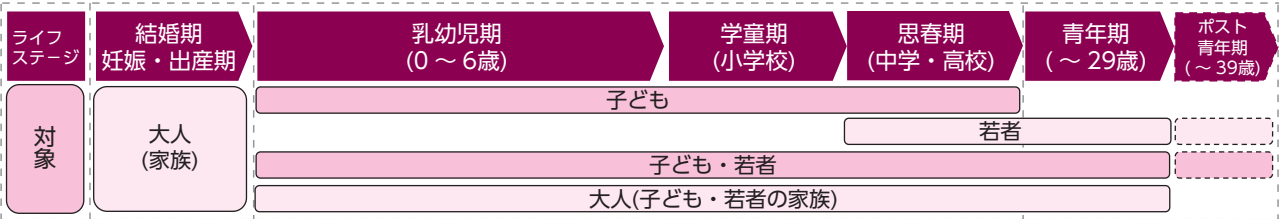
○ 「子どもの意見表明権を保障する仕組みの構築」について

平成29年度に厚生労働省の検討会がまとめた「新しい社会的養育ビジョン」では、子どもの意見表明権や社会参画を支える柱として、アドボケイト(※2)制度の構築が明記されました。また、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」においては、計画に記載すべき事項として、当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)が明記されています。

現在、国が行っている調査研究の動向を踏まえ、本県においても、子どもの意見表明権を保障する仕組み構築の検討を進めます。

(※2) **アドボケイト** 子どものアドボカシーを実践する人。子どものアドボカシーとは、子どもの声を聴き、子どもに代わり、その権利を代弁・擁護し、子どもの権利実現のための行動を支援すること。

4 施策体系



I 子ども・若者が「自分らしく生きる土台」をつくる

1 子どもの健康と発達を支援する

- (1) 健やかな体の育成
- (2) しなやかな心の育成

2 自立に向けた基礎をつくる

- (1) 多様な体験活動の推進
- (2) 質の高い幼児教育・保育の提供
- (3) 学びに向かう力の育成

3 社会的自立を促進する

- (1) ライフデザイン支援
- (2) 職業観や就労意欲の醸成と就労支援
- (3) 社会参画の推進

III 困難な状況を把握し子ども・若者やその家族を支える

1 虐待・被害を根絶する

- (1) 虐待の予防と防止体制の整備
- (2) 虐待の早期発見・早期対応
- (3) 子ども・若者の犯罪被害の防止と被害者支援
- (◆連動施策 II-1-(2) 妊娠・出産支援)
- (// III-4-(5) 社会的養育体制の整備)

2 貧困の連鎖を断ち、誰でも希望をかなえられる社会をつくる

- (1) 教育環境の整備と学習支援
- (2) 子ども・若者に対する生活と就労の支援
- (3) 保護者に対する生活と就労の支援

3 いじめ・不登校・高校中退者・ひきこもり・ニート等を支援する

- (1) いじめの未然防止と適切な対応
- (2) 不登校、高校中退者、ひきこもり、ニート等への対応

II 大人(家族)を支える

4 様々な状況に応じて子どもの育ちと若者の自立を支援する

- (1) 様々な状況の理解促進
- (2) 障害のある子ども・若者への支援
- (3) 配慮が必要な子ども・若者への支援
- (4) 非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援
- (5) 社会的養育体制の整備

1 家族形成を支援する

- (1) 結婚支援
- (2) 妊娠・出産支援
- (3) 親育ち支援

2 子育ての不安や負担を解消する

- (1) 子育ての不安の軽減
- (2) 教育・子育てに係る経済的負担の軽減
- (3) キャリアと子育ての両立支援
- (4) 子育てしやすいまちづくり
- (◆連動施策 I-2-(2) 質の高い幼児教育・保育の提供)

IV 社会全体で子ども・若者の育ちや自立を支える

1 支え手、担い手をつくる

- (1) 子ども・若者の支援者の確保
- (2) 地域や企業との連携

2 子ども・若者とその家族に温かい社会をつくる

- (1) 子ども・若者とその家族に温かい社会づくり

【別冊】第2期群馬県子ども・子育て支援事業支援計画

(参考) 各種法令による子ども・若者の年齢区分

法律の名称	呼称等	年齢区分
少年法	少年	20歳未満の者
刑法	刑事責任年齢	満14歳
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
児童手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
母子及び父子並びに寡婦福祉法	児童	20歳未満の者
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校の、義務教育学校の前期又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年者	20歳未満の者(2022年4月1日以降は、18歳未満の者)
	婚姻適齢	男18歳、女16歳〔未成年者は、父母の同意を得なければならない。〕(2022年4月1日以降は、男女ともに18歳)
労働基準法	年少者	18歳未満の者
	児童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者
青少年の雇用の促進等に関する法律	青少年	35歳未満。ただし、個々の施策・事業の運用状況等に応じて、おおむね「45歳未満」の者についても、その対象とすることは妨げない(法律上の規定はないが、法律に基づき定められた青少年雇用対策基本方針(平成28年1月厚生労働省)において規定。)
道路交通法	児童	6歳以上13歳未満の者
	幼児	6歳未満の者
	第二種免許、大型免許を与えない者	21歳未満の者
	中型免許を与えない者	20歳未満の者
	準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許及び牽引免許を与えない者	18歳未満の者
	普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許を与えない者	16歳未満の者
子どもの読書活動の推進に関する法律	子ども	おおむね18歳以下の者
未成年者喫煙禁止法	未成年者	20歳未満の者
未成年者飲酒禁止法	未成年者	20歳未満の者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	児童	18歳未満の者
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児童	18歳未満の者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者
(参考)		
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者

(出典) 内閣府「令和元年版 子供・若者白書」

各 論

第5章 具体的施策の展開

基本方針 I 子ども・若者が「自分らしく生きる土台」をつくる

基本目標 1 子どもの健康と発達を支援する

生まれてくる子どもが心身ともに健やかに成長するためには、子どもの状態に応じて、早期に対応することが重要です。そのためには、発育・発達を見守りながら、必要な医療や子育て支援につなぎます。

乳幼児健康診査を通じたきめ細かい母子保健指導や、地域偏在のない小児医療体制の整備など、子どもの保健・医療を推進します。

また、乳幼児期から就学期を通して、食や健康に対する理解を深め、生涯を通じた健康の礎を築くとともに、一人ひとりが自他を大切にできる心を育むことができるよう、心の教育を推進します。

目標数値

項目	現状	目標
乳幼児健康診査未受診児の状況把握期限を定めている市町村数	25 市町村 (H30 年度)	35 市町村 (R 6 年度)
朝食を全く食べない小学生の割合 (小学 6 年生)	0.9% (R 元年度)	0.0% (R 5 年度)
朝食を全く食べない中学生の割合 (中学 3 年生)	1.4% (R 元年度)	0.0% (R 5 年度)
10 代の自殺者数	12 人 (H30 年)	0 人 (R 5 年)

(1) 健やかな体の育成 次世代 子・若 母子 子育て

現状と課題

◆ 子どもの医療・保健

○ 母子保健

乳幼児健康診査は、医師、歯科医師、保健師、栄養士、歯科衛生士、心理職等の多職種が従事し、疾病の早期発見、予防接種の勧奨、発育・発達の評価、保護者に対する育児支援を実施しています。

健康診査結果に応じて、医療機関での精密検査や他機関での支援に誘導するなど、子どもと保護者を必要な支援につなぐ重要な機会となっています。

(乳幼児健康診査未受診児やハイリスク児(※1)の把握)

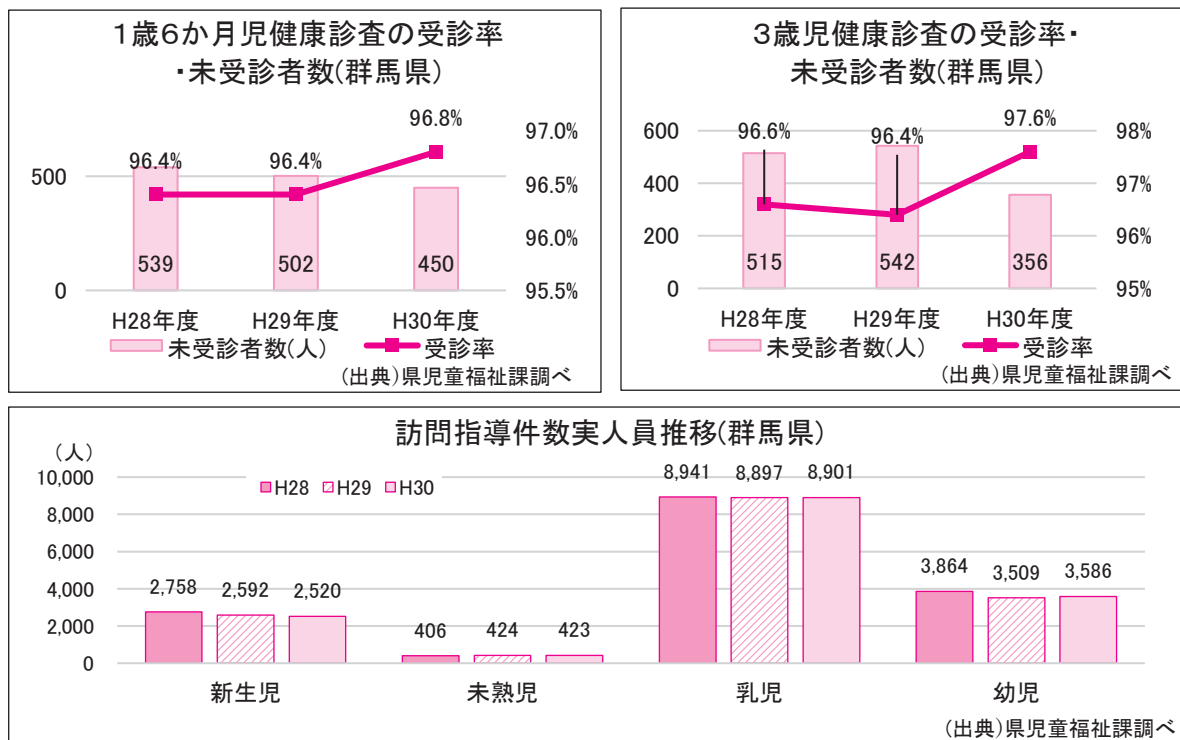
乳幼児健康診査の受診率は改善しているものの、保護者が仕事を休めない、通知を確認していないなどを理由とする未受診児が未だにいます。虐待予防の観点からも、全未受診児について、期限を定めて状況把握を行う必要があります。

(※1) **ハイリスク児** 発育・発達過程において何らかの問題が生じる可能性があり、経過観察や必要に応じた発達支援が必要になる児のこと。退院後も何らかの医療的ケアが必要な児や、保護者に虐待リスクや経済的困窮がある場合などの社会的ハイリスク児を含む。

また、ハイリスク児に対し、退院後1か月以内に訪問しているのは平成30年度末現在で31市町村です。

(各地域での母子保健充実の必要性)

県では、新生児聴覚検査等、県内一律の検査が実施できるよう市町村を支援しています。しかし、乳幼児健康診査については、1歳6か月及び3歳児以外でも実施するなど充実を進める必要があります。



○ 歯科口腔保健

口腔機能は、食べる・話すだけでなく全身の健康につながることから、口腔機能に対する意識を高め、乳幼児期に歯磨き習慣を確立させるほか、かかりつけ歯科医を持つことなどが重要です。

乳幼児期にむし歯のない子どもの割合は年々増加傾向にあります。市町村が実施する歯科保健指導などの実施状況により、地域差が生じています。

○ 子どもの医療体制

休日・夜間の子どもの入院や救急搬送の受入(小児二次医療)については、県内4ブロック(中毛、西毛、北毛、東毛)において、各ブロック内での輪番制による24時間365日の受入体制を構築しています。しかし軽症患者が多く受診しています。

重症患者の受入体制を維持するため、当直可能な医師を必要数配置するとともに、不要不急な受診を抑制することが必要です。

○ 子どもの受動喫煙

受動喫煙(※2)は、喫煙者本人だけでなく、周囲の人に対して健康被害をもたらし、乳幼児突然死症候群(SIDS)(※3)、子どもの呼吸器疾患や喘息などの原因となります。

(※2) **受動喫煙** 喫煙するつもりもないのにたばこの煙を吸わされてしまう、あるいは吸わせてしまうこと。

(※3) **乳幼児突然死症候群(SIDS)** それまで元気だった赤ちゃんが、事故や窒息ではなく眠っている間に突然死亡してしまう病気。

受動喫煙による健康被害を防ぐため、健康増進法が改正され、令和2年4月から全面施行されます。改正後は、多数の者が利用する場所では原則として屋内禁煙になるとともに、喫煙可能場所に20歳未満の者を立ち入らせてはならないこと等が定められました。

◆ 健やかな体づくりのための教育

○ 食育

心身の健康を保ち、学習意欲や体力・気力を向上させるためには、規則正しい生活習慣が欠かせません。食を考える習慣を身につけ、健全な心と身体を培うための基礎となる食育は、スポーツをするための体づくりや、基礎体力の向上のためにも必要です。

偏った栄養摂取や朝食の欠食など、食生活の乱れは、大人になってからの生活習慣病との関係も指摘されています。

○ 性・エイズ教育

エイズ及び性感染症の青少年への感染が課題になっています。児童生徒が、それらの疾病や感染経路について正しく理解し、感染症のリスクを軽減する効果的な予防法を身に付ける必要があります。

性に関する指導内容については、体育・保健体育科や学級活動等の学習指導要領に示されていますが、指導方法などを充実させていく必要があります。

○ がん教育

がんは、生涯のうち国民の二人に一人がかかると推計され、日本人の死亡原因として最も多くなっています。自分や身近な人ががんにかかっても、そのことを正しく理解し向き合えるようにするため、県では、県内全ての小学校6年生にがんに関するリーフレットを配付し、がんの原因や予防・早期発見の重要性など、がんに関する正しい知識の普及啓発に努めてきました。

しかし、「がんそのものの理解やがん患者に対する正しい認識を深める教育」は不十分であるとの指摘もあります。

学校教育を通じてがんについて学ぶことにより、健康に対する関心を持ち、がんを正しく理解し、適切な態度や行動をとることができるようにすることが重要です。

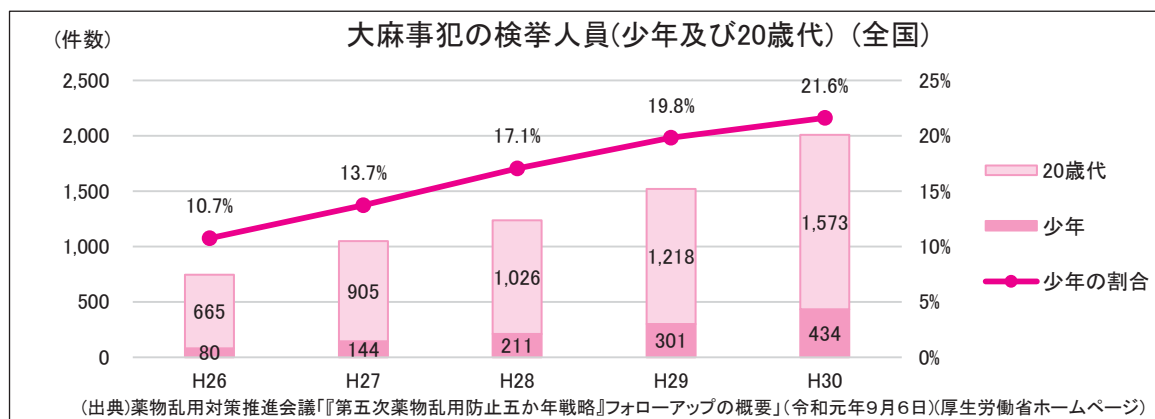
○ 薬物乱用等

近年、違法薬物の情報をインターネット等を利用して容易に入手できるなど、少年を取り巻く環境が悪化し、薬物の密売、購入手法の潜在化、巧妙化が一層進行しています。

違法薬物を所持・使用して検挙される少年は後を絶たず、特に大麻については少年の検挙者数は増加し、全体に占める少年の比率は増加し続けています。また、減少傾向ではあるものの、広く乱用されていた危険ドラッグ(※4)についても、引き続き警戒が必要です。

また、違法薬物だけでなく、医師から処方される睡眠薬等の処方薬や、ドラッグストア等で購入できる風邪薬等の市販薬(一般用医薬品)の乱用(*)も広がりを見せており、薬物乱用に関する正しい知識の周知と予防啓発が必要です。 *平成30年度厚生労働科学研究費補助金分担研究において、一般用医薬品の使用による依存などが増加していることが報告。

(※4) 危険ドラッグ 規制薬物(覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん、けしがら、指定薬物など)に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品。



施策の方向と具体的施策

◆ **子どもの医療・保健**

○ **母子保健対策の充実・強化**

生まれてくる全ての子どもの健康と発達を支援するため、県内どの地域で生まれても、一定の質の母子保健サービスが受けられるよう、乳幼児健康診査等の体制整備に努め、母子保健事業の地域間の取組格差を解消します。

特に、乳幼児健康診査の未受診児は、児童虐待を受けるリスクが高いため、市町村が行う状況把握や保護者や家庭への支援体制づくりについて、情報提供や支援を行います。

また、全ての新生児に対する先天性代謝異常等検査の実施により、疾患やその疑いを早期に発見し、早期治療と継続的なフォローアップを行えるよう体制の整備を行います。

○ **歯科口腔保健の推進**

歯磨き習慣やかかりつけ歯科医定着に向けた普及啓発を行うほか、歯科検診の実施結果を分析し、地域ごとに必要な対策を講じます。そのため、歯科医師会と市町村との調整を図るなど、県内全地域での歯科口腔保健の推進を図ります。

○ **小児医療の体制の確保・充実**

医療需要やアクセス等を考慮した輪番体制により、重症の小児救急患者の受入体制を確保します。

また、小児二次医療を担う病院について、相談支援、小児初期医療の充実により、軽症患者の適正な受診を推進し、負担軽減を図るほか、従事する小児科医師の確保を図ります。

○ **成育過程における切れ目ない医療・保健サービス等の提供**

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(成育基本法)が平成30年12月に成立しました。「成育過程」とは、出生に始まり、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、大人になるまでの一連の成長の過程をいいます。

この法律に基づき、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に、必要な医療・保健、教育、福祉等を切れ目なく提供する施策を総合的に推進していきます。

総論

計画の策定

計画の推進

現状

基本的な考え方

各論(基本方針)

I

II

III

IV

資料編

○子どもの受動喫煙対策の推進

未成年者に対する喫煙の正しい知識を普及し、受動喫煙による健康への悪影響に関する理解を深めます。また、20歳未満の者が喫煙可能場所に立ち入り受動喫煙することのないよう、健康増進法に基づく受動喫煙防止対策の周知に努め、適切な施行を促進します。

◆ 健やかな体づくりのための教育

○ 食育の推進

子どもの時から、食に関する意識を高め、知識を深め、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するよう、食育を推進します。

○ 性・エイズ教育

小・中学校、高校の教職員を対象とした研修の実施や、性・エイズに関する講演会の開催を支援します。

○ がんに関する正しい知識の普及

小学生に対し、がんに関する正しい知識を普及します。また、がん診療連携拠点病院(※5)を含む医療機関、地域の医師会やがん経験者等の外部講師の協力を得て、学校においてがん教育を実施できるよう、各関係機関との連携を推進します。

○ 薬物乱用等の防止

学校等と協力して、若年層に対し、薬物乱用防止に関する正しい知識を周知し、予防啓発を推進します。

さらに、未成年期の喫煙、飲酒についても、健康に対する影響が成人以上に多大であり、学校を中心に、防止のための指導や普及啓発を推進します。

ア 子どもの医療・保健の推進

<p>① 乳幼児健康診査等の体制整備</p>	<p>○健康診査の未受診児対策が円滑に実施されるよう、県と市町村で体制を整備します。</p> <p>○先天性代謝異常等の20疾患の早期発見・早期治療を行い、障害の発症を予防します。そのため、県内で生まれた全新生児に検査を実施し、定期的な受診が継続できるよう体制整備を行います。</p> <p>○必要な予防接種を受けるよう、市町村と協力して保護者に情報提供します。</p> <p>○新生児聴覚検査を全新生児に実施し、難聴児の早期発見・早期治療の実施体制を整備するため、マニュアルを作成します。</p> <p>○弱視の早期発見のため、3歳児健康診査における眼科屈折検査の取組を推進し、精度管理等の体制を整備します。</p>
------------------------	---

(※5) **がん診療連携拠点病院** 専門的ながん医療の提供、患者・住民への相談支援や情報提供などの役割を担う病院として、厚生労働大臣が指定した病院。

	<p>○3歳児健診における検尿システムについて、県内で統一した対応方針で実施できるよう、マニュアルを活用した精度管理体制を整備します。</p>
② 小児二次救急医療体制の整備と病院の負担軽減	<p>○小児救急医療支援事業(輪番制による休日・夜間の小児二次救急医療の提供)を実施し、小児二次医療を担う病院の運営を支援します。</p> <p>○子ども医療電話相談(#8000)、「子どもの救急ってどんなとき？」(冊子・県ホームページ)による啓発、小児救急に関する保護者講習会を実施し、地域小児科センター(小児二次医療)を担う病院の負担軽減を図ります。</p>
③ 小児科医師の確保	<p>○医師確保修学研修資金の貸与、地域医療支援センターの運営、レジデント(※6)サポート推進事業の実施、女性医師等の就労を支援するなど、県内小児科医師の確保を図ります。</p>
④ 子どもの受動喫煙対策	<p>○小中学生向けにリーフレットを作成・配布し、喫煙に関する正しい知識の普及に努めます。</p> <p>○群馬県受動喫煙防止対策推進会議や元気県ぐんま21推進会議等の有識者会議と連携し、受動喫煙防止のための普及啓発を推進します。</p>

イ 健康教育の推進

① 食育の推進	<p>○食育推進関係団体で構成する食育推進会議や地域食育推進ネットワーク会議等を通じて、県民をはじめ、市町村、生産者、食品関連事業者、ボランティア等の意見を幅広く聴きながら、施策を推進します。</p> <p>○全ての県民の健全で充実した食生活実現のため、家族形態や年齢等の特性やニーズに応じた食育の支援を推進します。また、食文化の保護・継承や、食の循環・環境に配慮した食育を推進します。</p> <p>○小・中学校において、栄養教諭等と連携し、家庭科、保健体育、特別活動等の中での学習を進めます。また給食の時間を使って食への意識を高める等、学校の教育活動全体での食育を推進します。</p> <p>○「ぐんまちゃんと学ぶ食育カルタ」等の本県のオリジナル食育教材等の貸与により、地域における自主的な食育活動を支援します。</p>
② 性・エイズ教育の推進	<p>○発達の段階に応じた具体的な実践等を紹介し、実際の指導に生かすことができるよう、教職員に対して、「性・エイズ教育に関する指導者研修会」を開催します。</p> <p>○県立高校及び特別支援学校(高等部)が実施する性・エイズ講演会について、経費の補助や毎年更新する講師一覧表を配付し、開催を支援します。【関連施策：II-1-(2)妊娠・出産支援】</p>

(※6) レジデント 臨床研修医などの研修医のこと。

<p>③ がん教育の推進</p>	<p>○小学生向け「がんに関するリーフレット」を作成・配布し、がんに関する正しい知識の普及に努めます。</p> <p>○教職員に対して、学校におけるがん教育の進め方や県内の実践事例・指導資料を紹介するほか、外部講師に対して、子どもを対象としたがん教育実施上の留意点等について研修会を開催します。</p> <p>○がん診療連携拠点病院を含む医療機関、医師会、がん患者団体などと連携し、外部講師派遣に係る体制整備に努めます。</p>
<p>④ 薬物乱用の防止</p>	<p>○小・中・高校生を対象に薬物の危険性を訴えるため、薬物乱用防止広報車(ひまわり号)と各種イベント等による広報啓発活動を実施します。</p> <p>○子どもを対象とした薬物乱用防止教室など各種予防啓発活動を実施し、正しい知識の普及と薬物乱用は一回でも「ダメ。ゼッタイ。」という意識づくりを推進します。</p> <p>○教職員に対して、学校における薬物乱用防止教育の進め方や、指導方法の紹介、また、(薬物乱用防止指導員等の)外部講師に対して、子どもを対象とした薬物乱用防止教育実施上の留意点や実践等について研修会を開催します。</p> <p>○薬物乱用防止教室の講師一覧表を作成(毎年更新)し、各学校に配付します。</p> <p>【関連施策：Ⅲ-4-(4) 非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援】</p>

〈別冊参照〉

県内の各地域の特性に応じた子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容については、別冊『第2期群馬県子ども・子育て支援事業支援計画』に記載します。

(別冊中の該当箇所:4 県内の各地域の特性に応じた子ども・子育て支援策の充実 (4)乳児家庭全戸訪問、(5)養育支援事業等)

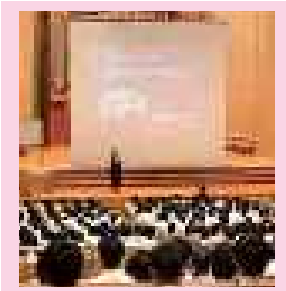


生命(いのち)を育む講座

小学生・中学生・高校生・特別支援学校生を主な対象として、県と群馬県助産師会の連携により「生命(いのち)を育む講座」を実施しています。子どもが自らの命の大切さを学び、自己肯定感や自尊感情を育むとともに、予期しない妊娠を防ぐため、性に関する正しい知識を学ぶことを目的としています。

講座では、“いのちの現場”にいる助産師の視点から開発した、独自の教育プログラムを使用し、視聴覚媒体や体験学習などを交え、児童生徒一人ひとりに「生命(いのち)」の大切さを分かりやすくお伝えしています。

特に、中・高生を対象とした講座の受講生徒からは、「前向きな考えが持てるようになった」、「漠然とした不安感が軽くなって気持ちが楽になった」等の声が上がっています。本講座は、気持ちが揺れ動く時期にある中・高生が自分自身を見つめ直すきっかけの一つとなっています。



高校で開催の講座のコラム

(2) しなやかな心の育成 次世代 子・若 母子**現状と課題****○ 生命の大切さや道徳性**

近年の小・中・高校生等によるいじめ、自殺の原因に、生命の大切さに対する子どもたちの認識の低さがあると懸念されています。本県の自殺者数は、全体としては減少傾向にある中で、10代の若者の自殺者数は、平成9年以降横ばいで推移しています。

自殺者数及び10代の自殺者数の推移(群馬県)

(出典) 厚生労働省「人口動態統計」

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
自殺者数	396人	418人	390人	332人	339人
自殺者数 (10～19歳)	12人	12人	8人	11人	12人

さらに、自他の生命の尊重のほか、子ども・若者が社会の一員として自立し、社会生活を送るためには、親切・思いやり、自尊感情、規範意識等、よりよく生きるための基盤となる道徳性が必要です。

○ 人権に関する新たな課題

県では、LGBTQ(※1)等の性的少数者への理解を促進するための講演会等を開催しており、多様性への理解など、日常生活における人権意識の定着については一定の前進をみています。しかし、暴力やいじめ、虐待のほか、インターネットによる人権侵害やヘイトスピーチなど、人権に関する問題は多様化・複雑化しています。

施策の方向と具体的施策**○ 生命の大切さの理解促進と道徳教育・人権教育の推進**

子どもの健やかな成長のためには、確かな学力とともに豊かな心を育むことが不可欠です。

一人ひとりが自他を大切にすることを育めるよう、小・中・高校生を対象とした命の大切さを学ぶ講座の開催や、小・中・高校、特別支援学校等を対象に道徳教育や人権教育を充実します。

また、全ての小・中学校、県立高校及び県立中等教育学校へのスクールカウンセラー(※2)の配置を継続します。さらに、思春期の特性を踏まえた医師等による相談を実施します。そして、児童生徒の心の悩みや不安に寄り添う相談支援を行うほか、人間関係づくりやストレスマネジメント方法の取得等を支援します。

ア 心の教育の推進**① 生命を大切に
する心の
育成**

○小・中・高校生を対象に、生命の成り立ちや尊厳に対する認識を深め、自己肯定感を高めるため、命の大切さや予期しない妊娠を防ぐ性に関する正しい知識を学ぶプログラム「生命(いのち)を育む講座」を実施します。【関連施策：II-1-(2)妊娠・出産支援】

(※1) **LGBTQ** L(レズビアン)…女性の同性愛者、G(ゲイ)…男性の同性愛者、B(バイセクシャル)…両性愛者(恋愛対象が男性にも女性にも向いている)、T(トランスジェンダー)…身体の性と心の性が一致しない人、Q(クエスチョニング)…自分の性別が分からない人や意図的に決めていない人(決まっていない人、模索中である人)の頭文字を取った単語で、性的少数者の総称の一つ。

(※2) **スクールカウンセラー(SC)** 学校現場で子どもや保護者などの心のケアや支援を行う専門職。教員とともに親子をサポートするほか、教員への指導・心のケアも行う。

	<ul style="list-style-type: none"> ○県内の中学校・高校において、犯罪被害者や犯罪被害者遺族等による「命の大切さを学ぶ教室」の開催を促進します。 ○子どもたちが動物とのふれあいを通じて、その生態や正しい飼い方等を体験することにより、動物愛護精神の普及啓発を図ります。 ○動物愛護ポスターを県内の小・中学校の児童生徒から募集し、その創作過程を通じて生命尊重等の情操を育みます。
<p>② 道徳教育の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○県内小・中学校の道徳教育推進教師を対象に、道徳教育研究協議会を開催し、道徳教育の充実に努めます。 ○「特別の教科 道徳」を要とした道徳教育の質の向上とその一層の充実を図るため、県及び市町村教育委員会が設定した指定校・指定地域において、実情に応じた道徳教育に関する多様な取組を推進し、その成果等を全県に発信します。 ○道徳郷土資料「ぐんまの道徳」を各小・中学校の年間指導計画に教科書教材と併せて位置付け、更なる活用を促します。
<p>③ 人権教育の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○小・中・高校、特別支援学校等の人権教育主任を対象に、人権教育推進協議会を開催し、多様化する人権課題への対応、教職員の人権意識の高揚を図ります。 ○学校、家庭、地域社会が一体となり、教育上の総合的な取組を推進するとともに、モデル校を指定して人権教育に関する指導方法の改善及び充実を図り、学校教育における人権教育の開発を進めます。 ○あらゆる差別の解消を図るため、人権啓発フェスティバルや研修会等の開催を通じて、人権意識の醸成を図ります。
<p>④ 心の悩みや不安に対する相談支援の充実及びストレスマネジメントの習得支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○こころの健康センターにおいて、思春期の特性を踏まえた、専門医師等による相談（電話・来所）を行います。 ○全国共通の「こころの健康相談統一ダイヤル」に参加し、悩みやつらい気持ちを抱えた方の相談に応じます。 ○主に中学生を対象に、心や体の不調のサインに気づき早めの対処ができるよう、心の健康に関する小冊子「みんなは、悩んでないのかな？」を周知します。 ○「群馬県SOSの出し方教育プログラム」を活用し、県内小・中学校での指導を充実します。 ○高校生の自殺防止、中途退学・不登校等の未然防止のため、県立高校・中等教育学校の高校生を対象に「こころの教育事業」を開催します。スクールカウンセラー連絡協議会等の機会を活用し、講師となるスクールカウンセラー相互の意見交換や各校での実践事例の発表などを行う場を設定し、質の向上を図ります。

- ◆主な連動施策
- I-2-(1) 多様な体験活動の推進
 - I-2-(2) 質の高い幼児教育・保育の提供

基本目標2 自立に向けた基礎をつくる

子ども・若者が社会的に自立していくためには、自己肯定感を持ち、気持ちをコントロールする力、人と上手にコミュニケーションする力、最後までやり抜こうとする力など、生きるための力が必要です。

地域において多世代で交流する中で、誰でも身近に体験活動を行うことができる社会環境の整備や、質の高い幼児教育・保育の提供により、子どもの自立のための基礎を育みます。

目標数値

項目	現状	目標
体験したことのある自然体験の種類数の平均（小学生）	5.9種類（H28年度）	6.2種類（R3年度）
保育所・認定こども園等における待機児童数	21人 （H31.4.1現在）	0人 （R7.4.1現在）

○ 子ども・若者の自立のために育みたい力

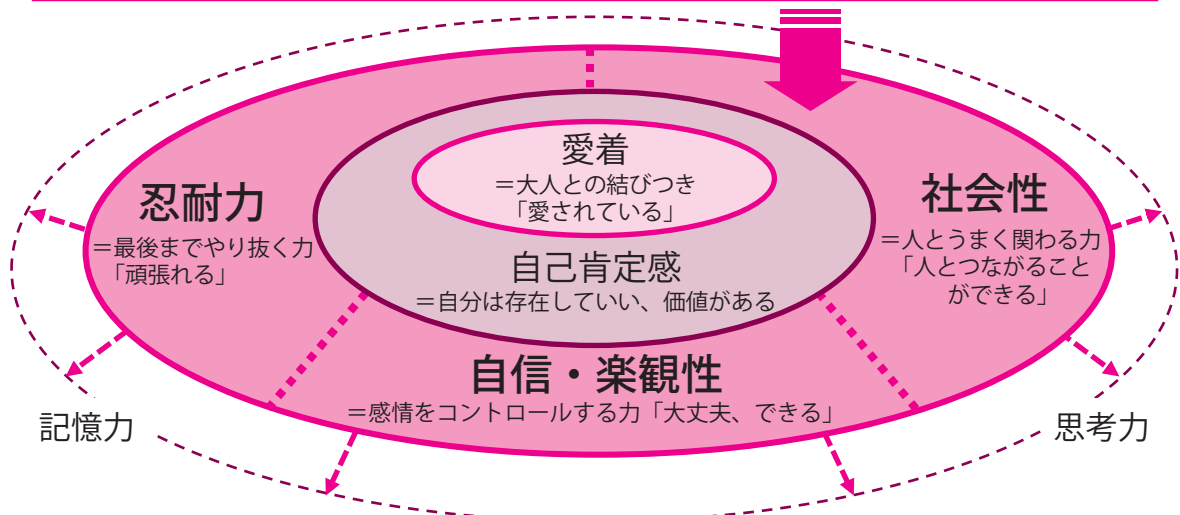
「しあわせスキル」

● 将来展望

- ・ 過去に例のない人口減少社会、情報化やテクノロジーの発達による加速度的な社会の変化など
将来の予測が困難な時代
- ・ **多様性に満ちた社会**の中で、一人ひとりがその個性を發揮しながら共存する社会

● 必要となる力

「しあわせスキル」
 記憶力、思考力などの能力だけでなく、それらの能力をよりよく獲得するための忍耐力、社会性、自信・楽観性など、正答のない問いに解を見だし、自ら前向きに幸せをつかむことができる能力が必要（本計画では、この能力を「しあわせスキル」と呼びます）



総論

計画の策定

計画の推進

現状

基本的な考え方

各論（基本方針）

I

II

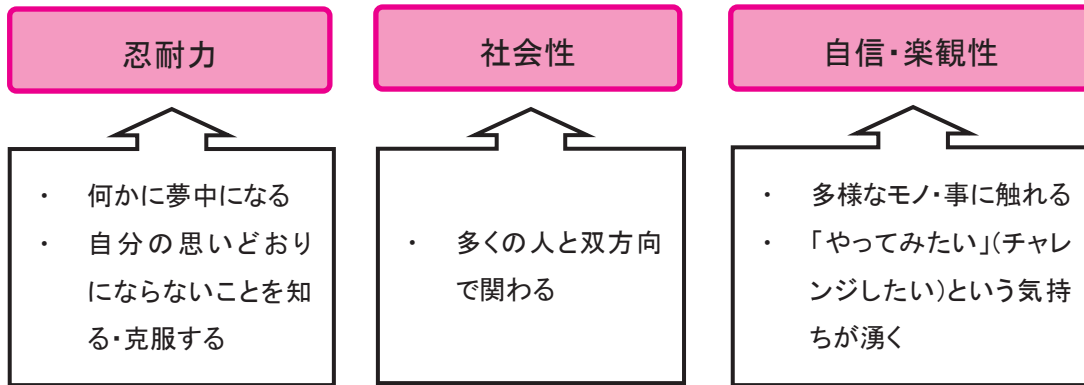
III

IV

資料編

「しあわせスキル」の獲得には、体験活動が効果的

● 方向性



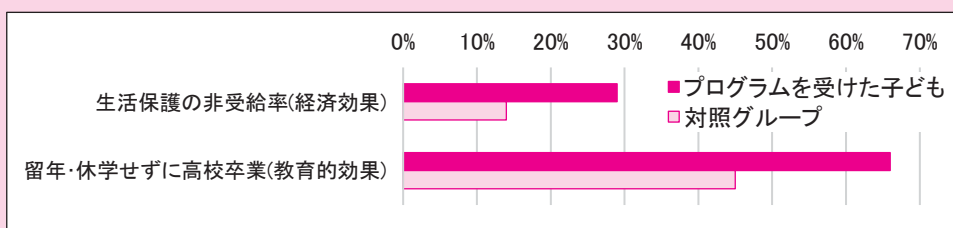
体験活動が効果的

生活体験	手伝い、地域行事 等
自然体験	野外活動、自然遊び、動植物観察 等 (山登り、木登り、キャンプ、魚釣り、星空観察、野鳥観察、海水浴・川遊び など)
社会体験	ボランティア体験、職業体験 等

〈参考〉「しあわせスキル」は、いわゆる「非認知能力(※1)」として、その効果が実証されています。
(ペリー就学前プロジェクト)

貧困家庭の3～4歳児に遊びを通じたプログラムを2年間実施し、生涯にわたってその後を追跡したところ、プログラムを受けた子どもは、大人になってから経済、健康の度合いが高まっていました。

このことから、乳幼児期に非認知能力を伸ばすことが、その後のよりよい学力の獲得につながる相乗効果を生み、大人になってから職業訓練等を実施するよりも経済効率の面で優れているとされています。



(出典)ジェームズ・J・ヘックマン著「幼児教育の経済学」

(※1) **非認知能力** 目標や意欲、興味・関心を持ち、一つのことに粘り強く取り組む力や、仲間と協調して物事に取り組もうとする力や姿勢。IQなど数値化される「認知能力」と異なり、数値化することができない能力のこと。

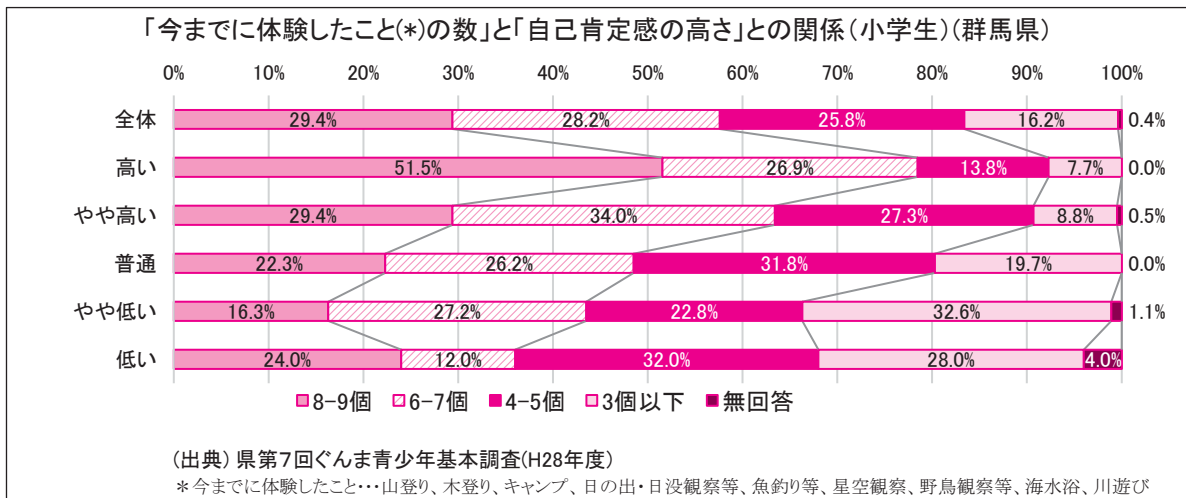
(1) 多様な体験活動の推進 次世代 子・若

現状と課題

○ **子どもの自立に向けた基礎を育む必要性**

将来予測が困難で、多様性に満ちた社会の中、子ども・若者が社会の一員として自立するためには、自己肯定感を土台として、自立に向けた基礎を育成する必要があります。そのため、生活体験や自然体験などの体験活動が重要です。県の調査により、体験の数と自己肯定感の高さの間には相関関係があることが分かっています。

体験活動により、自立に向けた基礎を育むことは、不登校、ひきこもり、非行など、青少年の抱える課題の予防や克服にもつながります。

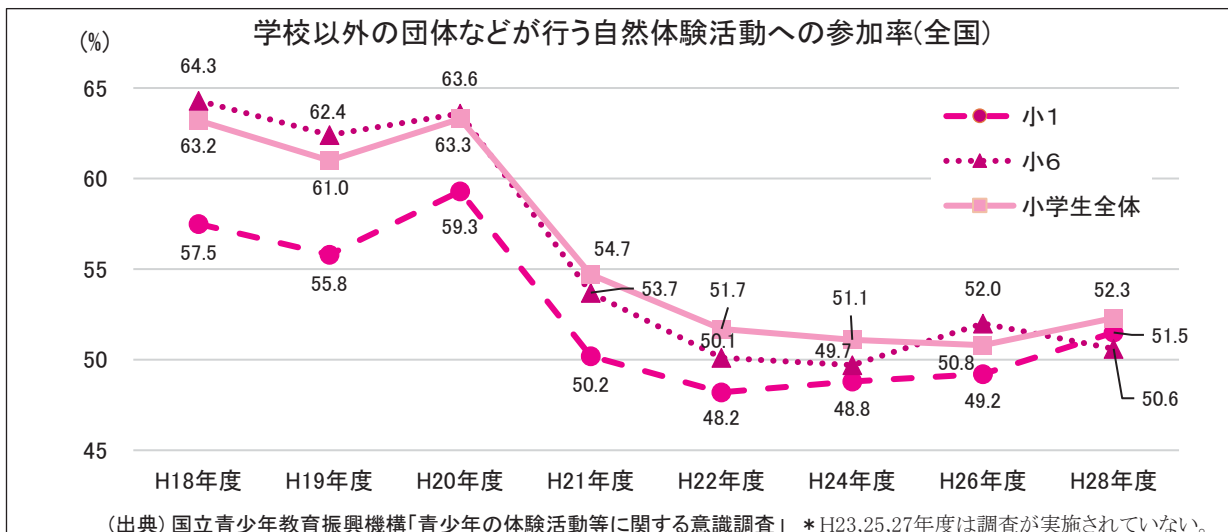


○ **体験活動の減少**

自分の身体を通して、他者やモノ、実社会に触れ、関わり合う「直接体験」は、子どもの社会的自立の基礎を育み、自己肯定感の養成に大きく影響します。特に幼少期に多様な体験活動を行うことは、豊かな人間性や社会性を育み、自己肯定感を育てることにつながります。

そこで、文化・芸術・スポーツを体験すること、自然の中で遊ぶこと、あるいは地域住民との交流により多世代・多様な人間関係を経験することなどが重要です。

しかし、子どもの日常生活における体験活動は、減少傾向にあります。また、ニーズの多様化に加え、高齢化等による指導者の不足や活動内容の質の低下も懸念されます。



施策の方向と具体的施策

地域の中で、様々な体験活動に関する情報を入手でき、誰でも手軽に、同世代だけでなく、多様な世代と交流しながら体験活動ができる環境を整備します。

○ 文化・芸術・スポーツ体験の推進

文化・芸術や郷土の伝統文化に親しむ機会や、スポーツを体験する機会の提供により、文化・芸術・スポーツへの関心を高め、理解の促進を図ります。また、今後、増加が見込まれる外国人とのより良い共生のため、外国の文化や生活様式の理解促進にも努めます。

○ 自然体験や環境教育の推進等

子ども・若者に自然体験の機会を提供するほか、学校教育等により、森林の保全や地球温暖化をはじめとする環境問題への理解を促進します。

また、児童館活動の推進により、子どもに健全な遊びを提供し、心身の健康増進を図ります。

○ ボランティア体験の推進

多くの子ども・若者がボランティア活動をできるよう、情報提供や体験機会の提供を行います。

ア 文化・芸術・スポーツ体験の推進

①文化・芸術活動の充実	<p>○移動音楽教室やはじめての文化体験事業、小・中学校伝統芸能教室等により、子どもたちに文化・芸術に親しむ機会を提供します。</p> <p>○県立美術館・博物館で講演会やワークショップ等を開催することで、美術・歴史・自然・文学に関する知識を深める機会を提供します。</p> <p>○「群馬県高等学校総合文化祭」の開催や「全国高等学校総合文化祭」参加生徒への支援により、高校教育における文化・芸術活動の活性化や次代の文化・芸術活動の担い手の育成を図ります。</p>
② スポーツ体験の推進	<p>○子どもたちのスポーツに対する興味関心を高めるため、トップレベルのスポーツに触れる場や、様々な競技を体験する場を充実します。</p>
③ 郷土の文化の理解促進	<p>○世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」や本県の誇る東国文化、「世界の記憶」上野三碑等の価値や魅力の周知を進め、本県特有の文化に対する理解促進等を図ります。</p> <p>○食文化継承のための研修会を開催するほか、「ぐんまの食文化継承テキスト」を活用した継承活動を推進します。</p>
④ 国際理解の促進	<p>○県内在住の外国人(県国際交流員、県受入技術研修員等)が、母国の文化や生活様式について小・中学生等に広く紹介する出前講座の開催により、国際理解を促進します。</p>

イ 自然体験・環境教育の推進等

① 自然遊びの普及・啓発	○県内で実践されている自然遊びに関する情報を収集し、県のホームページなどで分かりやすく発信するとともに、身近な自然を使った遊び方や遊び場など、実践方法を紹介します。
② 自然体験等の機会の提供	○青少年自然の家において「親子体験活動」や「宿泊自然体験活動」等を実施し、自然・生活文化体験等の様々な機会を提供します。 ○ぐんま昆虫の森やぐんま天文台において、昆虫との触れ合いや天体観望等の本物に触れる体験を通して、自然への理解と共感する心を育てる機会を提供します。
③ 学校教育と連携した自然環境学習の推進	○小・中学生のためのフォレストリースクールを推進し、森林や環境に関する講話や学校周辺の自然を活用したフィールドワークなど、学校現場のニーズに沿ったプログラムを開発します。また、教員研修等の実施による質の向上を図ります。 ○県内の小・中学校が、尾瀬において環境学習に取り組む「尾瀬学校」や本県と福島県及び新潟県の3県交流事業「尾瀬子どもサミット」などを通して、郷土を愛する心を育み、自然環境に対する子どもたちの関心を高めます。
④ 環境問題への理解促進	○「環境学習サポーター」が小・中学校等に環境学習教材を持ち込んで行う出前授業「動く環境教室」を通じて、子どもたちが環境問題について、分かりやすく体験的に学べる機会を提供します。 ○学校教育の現場の視点から随時、環境学習プログラムの見直しを行うほか、担い手となる環境学習サポーターの確保に努めます。
⑤ 児童館活動の推進	○ぐんまこどもの国児童会館及び各市町村児童館において、子どもに健全な遊びの場を提供します。 ○ぐんまこどもの国児童会館において、人材育成等による各市町村児童館の活動充実を図ります。

ウ ボランティア体験の推進

① ボランティアに関する情報提供と体験の場の提供	○県立青少年教育施設において、ボランティア養成及びボランティア体験の場の提供等を行います。 ○ぐんまこどもの国児童会館において、子どもがイベント運営に参画するなど、ジュニアスタッフを養成します。 ○子どもの学習支援ボランティア養成セミナーを開催し、大学生等の若者を含め、ボランティアに興味のある方への情報提供や活動内容の紹介等を行います。
--------------------------	---

エ 様々な団体が実施する体験活動の支援

① 様々な団体が実施する体験活動の支援	○県有施設等を利用して様々な団体等が実施する体験活動について、情報発信等を通じて支援します。
---------------------	--

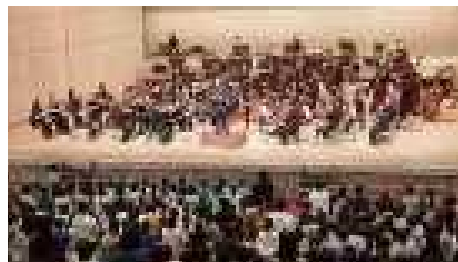


移動音楽教室 ～本物の音楽を子どもたちに届ける本県独自の取組～

移動音楽教室は、本県の誇るオーケストラ「群馬交響楽団」が子どもたちに本物の音楽を届ける取組で、昭和22(1947)年から続いています。

昭和57年(1982)年からは、「県内の小・中学生は3年に1回はオーケストラを聴く」という本県独自のシステムとして定着し、平成30(2018)年度までに延べ638万人を超える児童生徒が鑑賞しました。

現在では、移動音楽教室のほか、「幼児移動音楽教室『びよびよコンサート』」や、本格的なプログラムの音楽鑑賞の機会を提供する「高校音楽教室」も開催しています。『びよびよコンサート』は、保育所等に出向いて、分かりやすく、楽しく、クラシックと一緒に歌うプログラムも取り入れています。本県の子ども・若者が、幼少期から生の音楽に親しみ、音楽の楽しさを体験することにより、豊かな情操を育むことにつながっています。



移動音楽教室の様子



幼児期の体験活動 ～自然遊びの取組～

幼児期の「自然遊び」は、「しあわせスキル(忍耐力、社会性、自信・楽観性)」が身につく体験活動とされています。県内各地でも、様々な自然遊びの取組が行われています。

県憩の森・森林学習センターでは、「親子 森であそぼう森で学ぼう教室」を開催し、家族が自然の中で体感できるプログラムを提供しています。

また、県内のある認定こども園では、園庭にある草花、木の枝、水、自然光等、身近にある自然素材を日々の保育内容に取り入れ、自然の多様性や不思議さに気付き親しむ保育を進めています。

他にも、子どもたちや保護者を元気にするため、森の中の遊び場や遊ぶ機会の提供により、自然の中での遊びの楽しさを伝える取組をしているNPO法人等の民間団体があります。

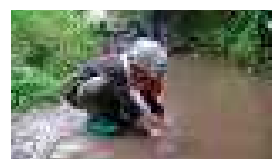
県でも、幼児期を含めた子ども・若者の自然遊びを通じた体験活動の広がりを応援していきます。



憩の森「親子 森であそぼう森で学ぼう教室」



認定こども園での自然あそび



NPO法人が実施する自然遊びの様子

(2) 質の高い幼児教育・保育の提供 次世代 子・若 子育て

*本計画では、幼児教育・保育施設について、右記の類型ごとに表記するほか、総称する場合には「保育所等」と表記しています。

類型	総称
幼稚園	保育所等
保育所	
認定こども園	

現状と課題

子どもの健やかな育ちのためには、教育・保育施設の整備や適切な運営、携わる人材の確保等を通じた質の高い幼児教育・保育の提供が必要です。

○ 子ども・子育て支援新制度の推進

幼児教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるため、平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度が始まりました。

新制度では多様な幼児教育・保育の場が設けられ、幼稚園と保育所の特徴を併せ持ち教育・保育を一体的に行う「認定こども園」の法的位置付けが明確になりました。また、新たに0～2歳児を対象とする「地域型保育」や、企業が事業所内やその周辺に整備する「企業主導型保育施設」(平成 28 年度～)などが設けられました。

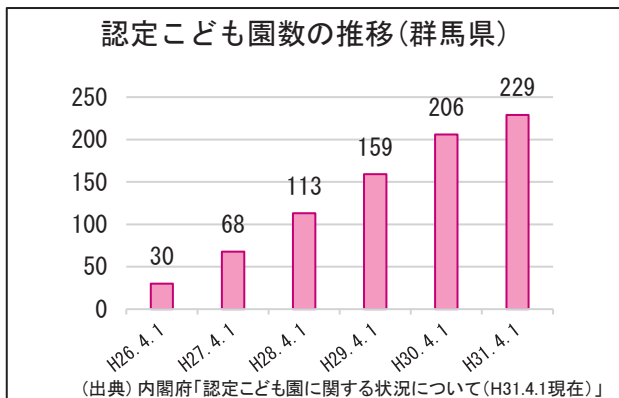
本県においては、保護者の就労状況等にかかわらず、柔軟に子どもを受け入れる認定こども園の普及が進んでいます。

今後は、保育所等が制度に則って運営できるよう、支援していく必要があります。

認定こども園の数(全国順位)

都道府県名	認定こども園数	0～5歳児10万人当たり認定こども園数	順位
全国	7,208	119.5	-
青森県	287	549.3	1
石川県	224	406.3	2
宮崎県	192	334.9	3
福井県	123	324.7	4
鹿児島県	228	267.9	5
大分県	143	257.3	6
秋田県	94	254.8	7
群馬県	229	254.5	8
茨城県	215	162.2	21
栃木県	129	138.2	26

(出典) 内閣府「認定こども園に関する状況について (H31.4.1 現在)、総務省「国勢調査」(H27.10.1 現在人口)



○ 保育所・認定こども園の待機児童

少子化が進む中であっても、待機児童の発生が全国的な問題となっています。要因は、女性の社会進出、共働き世帯やひとり親家庭の増加等により、3歳未満児を中心に保育需要が高まっていることです。県内でも、保育所・認定こども園で21名の待機児童が発生しました(平成31年4月1日現在)。

待機児童未解消の市町村では、保育所・認定こども園の創設や増改築等の施設整備により、ハード面での児童の受入拡大に努めています。しかし、より多くの保育士・保育教諭を必要とする0・1歳児の入所希望の増加や、利用を希望する地域に偏りが生じています。

こうした待機児童の解消を図るためには、保育士・保育教諭の確保が重要となっています。

県内の保育士・保育教諭確保の状況

	内容	人数	備考
不足状況 (R元年度当初)(*1)	採用希望人数	1,440人	(a)
	採用人数	1,044人	(b)
	不足	396人	(c)=(a)-(b)
指定保育士養成施設 卒業者の状況(H30年 度卒業者)(*2)	卒業者のうち保育士資格取得者	710人	(d)
	うち、保育所・幼保連携型認定こども園への就職者	427人	(e)
	保育所等へ就職しなかった資格取得者	283人	(d)-(e)

→概算で約600人は再就職者を採用していると推測される((b)-(e))。(*3)

(*1)R元年度教育・保育に係る人材不足実態調査(県子育て・青少年課)

(*2)平成30年度指定保育士養成施設業務報告書(県子育て・青少年課)、通信課程除く。県外就職者含む。

(*3)県外養成施設卒業生、保育士試験合格者、幼稚園教諭免許状のみ所持の新卒者もいるため、あくまでも推計。

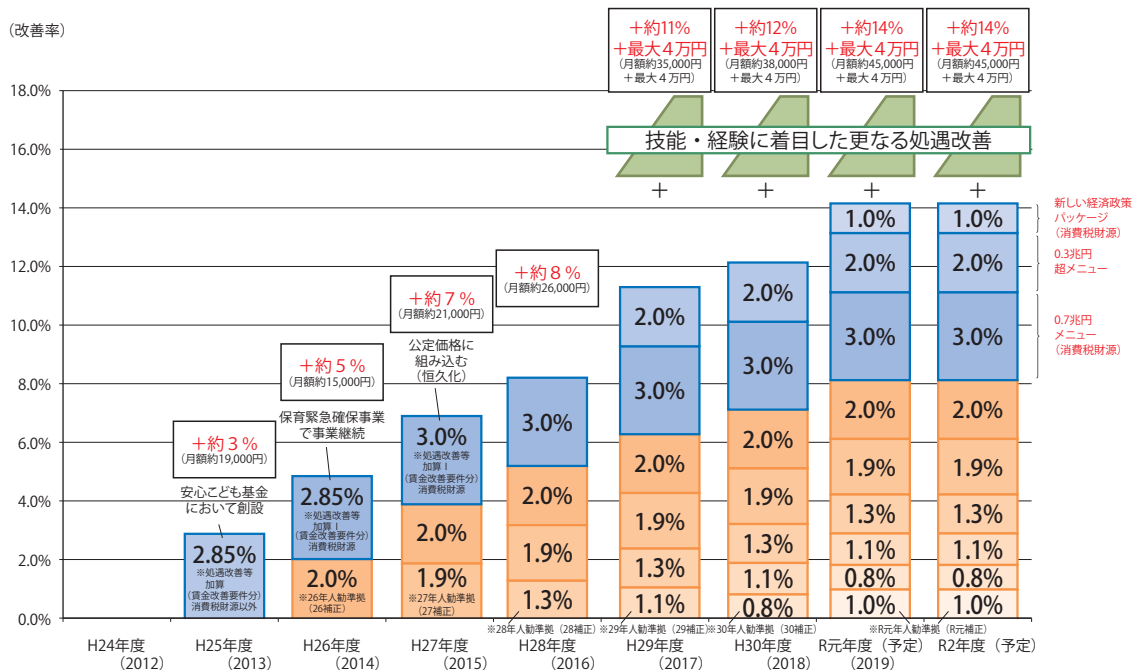
保育士・保育教諭について、国基準による最低限必要な数は確保されています。しかし、質の高い保育等のため、県の補助や施設独自の取組等により、一人当たりの保育士・保育教諭が担当する子どもの数を、国基準より少なく勘案した必要な数は、当面、不足が見込まれます。

(詳細は、別冊「第2期群馬県子ども・子育て支援事業支援計画」(7～9ページ)に記載)

保育士等確保のための処遇改善状況

幼児教育・保育人材を確保するため、保育士等の賃金について、令和元年度現在、平成24年度比で約14%の処遇改善が実施されています。さらに、研修受講による質の向上と併せた処遇改善等加算Ⅱの制度が平成29年度から設けられ、月額最大4万円の処遇改善が実施されています。

保育士等の処遇改善の推移



※ 処遇改善等加算(賃金改善要件分)は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 ※ 各年度の月給給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額
 ※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。

(出典)内閣府作成資料

○ 安全・安心な保育環境の確保

施設整備や人材確保と併せて、安全・安心な保育環境確保も重要な課題です。

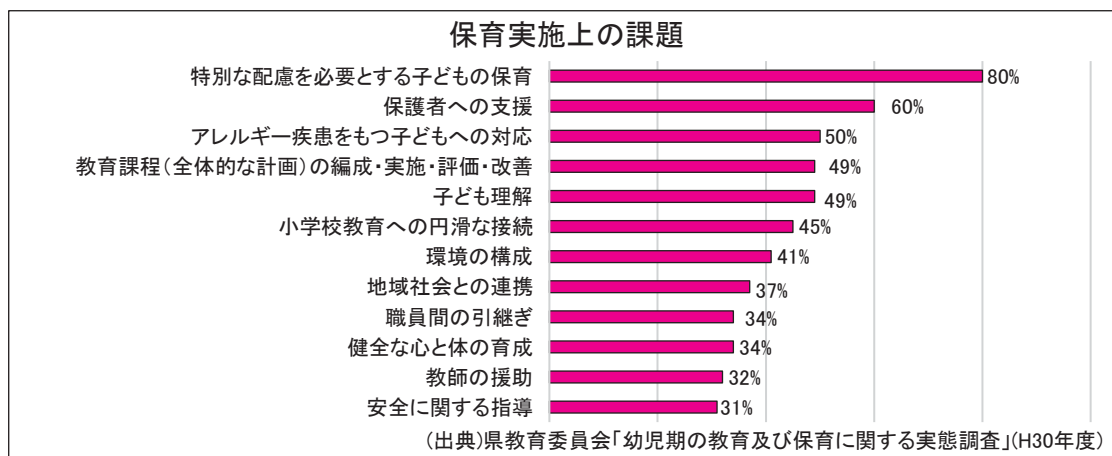
保育所等で求められる安全対策の内容としては、事故の防止、感染症や食中毒予防等の衛生確保、災害への備え・対応、不審者等への対応などが挙げられます。また、食物アレルギー児童への対応も求められています。

さらに、令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化では、認可外保育施設等、多様な施設・事業も無償化の対象となりましたが、安全や質の確保が求められます。

○ 幼児教育・保育の質の向上

保育の量の拡大や、安全・安心の確保に加え、幼児教育・保育の質の向上も重要な視点です。

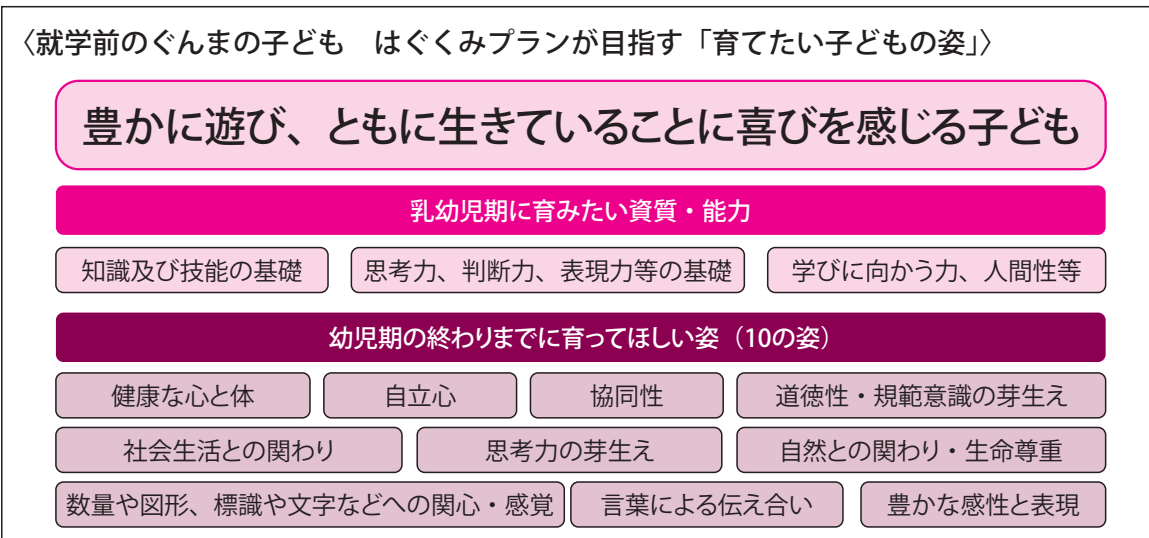
県の調査(下表)によると、保育所等は、特別な配慮を必要とする子どもの保育をはじめ、様々な課題に対応していくことが求められています。



○ 乳幼児期に「生きる力」の基礎を育む必要性

平成29年3月の保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領(以下、「保育所保育指針等」という。)の改定を踏まえ、県では、幼児教育施設において、保育のヒントや手掛かりとなる指導資料「就学前のぐんまの子ども はぐくみプラン」を策定しました。

同プランでは、乳幼児期に育みたい3つの資質・能力を示し、子どもの「生きる力」の基礎を育むことを目指しています。遊びから学び、学びから学習へと続く幼児期から児童期への流れを意識して、専門性の高い教育・保育を提供していく必要があります。



○ 幼児教育・保育におけるICT化の推進

技術の進化により、幼児教育・保育の現場でも、ICT(※1)活用の可能性が高まっています。保護者との連絡や検温データ等の書類のデジタル化、各種センサーを利用した子どもの見守りなど、保育の質の向上や保育士等の業務負担の軽減に資する技術の一層の活用に向けて、研究を進める必要があります。

施策の方向と具体的施策

○ 保育所・認定こども園の待機児童解消

待機児童を解消し、潜在的な保育ニーズに対応するため、保育士・保育教諭の確保を進めます。新卒者の採用、在職者の離職防止、有資格者で幼児教育・保育に従事していない者(以下、「潜在保育士等」という。)の掘り起こし等を行い、ソフト面の受入体制確保を進めます。

○ 安全・安心な保育環境の確保

保育所等の老朽化による大規模修繕、耐震化、防犯設備の導入等の施設整備、人員配置を充実するための財政的支援を行います。また、法令やガイドラインの周知徹底のための指導監査、安全対策への理解促進のための研修などを実施します。

さらに、幼児教育・保育の無償化の対象となる、全ての認可外保育施設が県の指導監督基準を満たすよう、指導監査を実施します。

○ 幼児教育・保育の質の向上

子どもの「生きる力」の基礎を育むため、県内の保育所等において、「就学前のぐんまの子どもはぐくみプラン」の活用を促進します。

保育所保育指針等への理解促進や、研修等による保育士等の資質向上を図ります。

ア 幼児教育・保育の施設整備及び運営支援

① 施設整備	○市町村が行う保育所等の施設整備に対して補助を行い、保育の受け皿整備と安全・安心な保育環境を整えます。
② 運営支援	○保育所等の運営費である給付費を負担し、施設運営を支援します。 ○1歳児5人に対して1人以上の保育士・保育教諭を配置した場合の補助を行うなど、保育所等における人員体制の充実を支援します。(国基準は6人に対して1人以上) ○私立学校教育の振興を図るため、県内に私立幼稚園を設置する法人に対し、その経常的経費を対象として補助金を交付します。
③ 指導監査の実施	○保育所等の指導監査を実施し、制度に則った運営及び安全管理の徹底を図り、施設の実情に合った、より実効性のある対策の確立を支援します。特に、虐待防止、事故防止、感染症予防及び防災防犯訓練等の安全対策を重点項目として実施します。 ○認可外保育施設における安全や質の確保を図ります。また、5年間の猶予期間中(令和6年9月末まで)に全ての施設が指導監督基準を満たし、継続して幼児教育・保育の無償化の対象となるよう、指導監査の実施回数を増やします。

(※1) ICT Information and Communication Technology の略。情報通信技術のこと。

イ 幼児教育・保育人材の確保

<p>① 人数の確保</p>	<p>○高校生を対象とした幼児教育・保育の魅力体験バスツアーや、保育士修学資金貸付事業等を実施し、指定保育士養成施設入学者の確保を図ります。</p> <p>○関係団体と連携した就職説明会を開催するなど、養成施設卒業見込み者の就職を支援し、保育所等の人材確保を図ります。</p> <p>○保育所等の職場環境の改善等を啓発し、離職者の減少を図ります。</p> <p>○就職説明会の開催、福祉マンパワーセンターの利用促進及び就職準備金貸付事業により、潜在保育士等の活用を図ります。</p> <p>○幼保連携型認定こども園において、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を持つ保育教諭確保のため、資格・免許取得を支援します。</p>
<p>② 保育士等の資質の向上</p>	<p>○幼稚園教育課程等研究協議会の研修等により、「就学前のぐんまの子ども はぐくみプラン」や保育所保育指針等の理解及び活用を促進します。</p> <p>○技能・経験に応じた処遇改善につなげるキャリアアップ研修を含め、新規採用、若手、中堅、主任、施設長等の階層ごとに研修機会を確保し、資質向上を図ります。また、障害児保育や子育て支援等、社会的課題や現場の要望に添ったテーマ別の研修を実施します。</p> <p>○認可外保育施設に対する研修を実施し、質の向上を図ります。特に安全管理について理解を深めてもらえるよう対策を強化します。</p> <p>○子育て支援員に対して研修を実施し、小規模保育や家庭的保育等の地域型保育の従事者を確保します。</p> <p>○参加者が参加しやすい日時、場所で「夕やけ保育研修会」を実施し、幼児教育や家庭教育、保育所等と小学校の連携・接続等への理解を促進します。【関連施策：Ⅱ-1-(3)親育ち支援】</p> <p>○幼児教育センターにおいて、保育所等での研修の講師として、「保育アドバイザー(幼児教育アドバイザー)」を派遣します。</p> <p>○多様な幼児教育・保育の場が設けられたことを踏まえ、現場のニーズにあった研修実施体制を整えるため、関係機関の連携を深めます。</p>

<別冊参照>

計画期間中における幼児教育・保育量の見込み、提供体制の確保の内容については、別冊『第2期群馬県子ども・子育て支援事業支援計画』に記載します。

(別冊中の該当箇所:2 需要に応じた教育・保育サービスの提供体制の確保、3 保育教諭、保育士、幼稚園教諭の確保、4 県内の各地域の特性に応じた子ども・子育て支援策の充実 (6)多様な主体の参入促進事業、(8)実費徴収に伴う補足給付事業、(9)延長保育事業)

(3) 学びに向かう力の育成 次世代 子・若

現状と課題

本県では、小・中学校において、「ぐんま方式」の少人数学級編制や少人数指導（さくらプラン・わかばプラン）を中心に、学年の発達段階に応じた指導体制の充実により、児童生徒の学習習慣や基本的な生活習慣の確立等を図っています。

これからの時代、自ら課題を立て、多様な人々と協働しながら解決に導いていく力を、成長に応じて身につけていく必要があります。

令和元年度 さくらプラン・わかばプラン 教員配置数

校種	学年	内容	R1年度配置数	
			学校数	人数
小学校	第1学年	さくらプラン 30人以下学級編制	74校	74人
	第2学年		124校	124人
	第3学年	さくらプラン 35人以下学級編制	54校	54人
	第4学年		56校	56人
中学校	第1学年	わかばプラン 35人以下学級編制	61校	93人

施策の方向と具体的施策

引き続き、小学校におけるスムーズな学年移行や、中学進学時の学校生活の適応（「中1ギャップ」(※1)の解消)を図るため、学校教育の現場との連携により、改善に努めます。

ア 学びに向かう力の育成

① 「ぐんま方式」学級編制による小・中学校の児童生徒の支援	○小学校第1・2学年における30人以下学級編制及び小学校第3・4学年における35人以下学級編制（さくらプラン）、及び中学校第1学年における35人以下学級編制（わかばプラン）を実施します。
-------------------------------	---

(※1) **中1ギャップ** 小学校から中学校へ入学した際、それまでの環境との変化についていけず、いじめが起きたり不登校になったりする現象のこと。

基本目標3 社会的自立を促進する

社会の一員として自立して生きていくためには、社会の仕組みや社会との関わり方についての知識や理解が必要です。

若者が人生設計を考える機会や、主権者としての正しい知識や社会活動の体験の提供のほか、働く大人との交流や職業体験などを通じた職業観や就労意欲の醸成支援など、子ども・若者が円滑に社会参画できるよう取り組みます。

目標数値

項目	現状	目標
公立高校全日制における高校3年間でインターンシップに参加したことがある生徒の割合	41.4% (H30年度)	60.0% (R5年度)

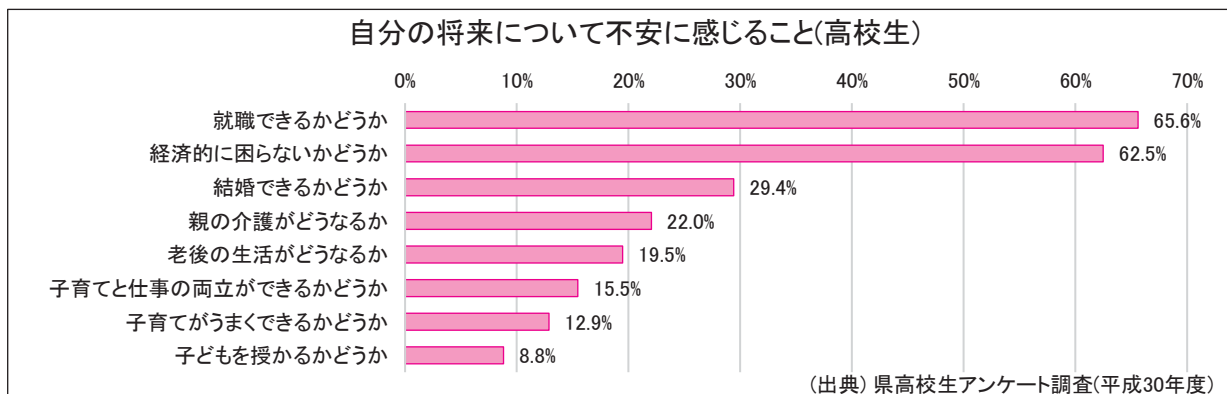
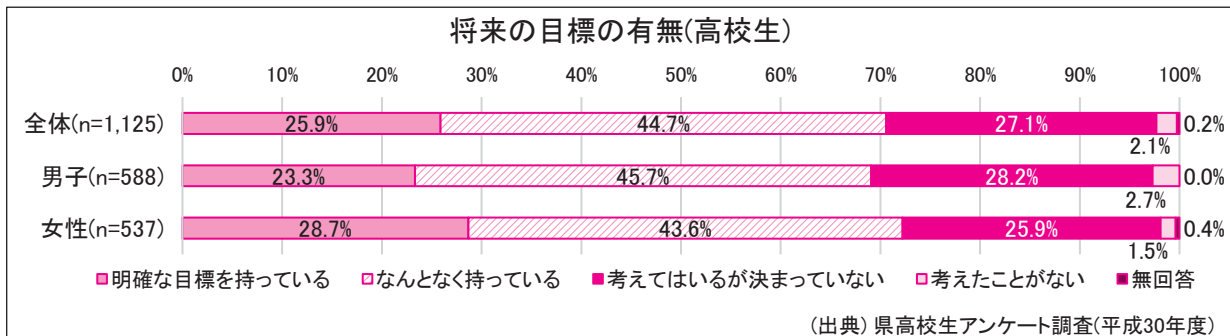
(1) ライフデザイン(※1)支援 次世代 子・若

現状と課題

県高校生アンケート調査によると、将来について目標を持っている生徒が約7割いますが、就職できるか、経済的に困らないか、結婚できるかなど将来への不安を感じる割合も高くなっています。

将来の予測が難しく、価値観が多様化している社会の中で、若者がキャリア形成のほか、結婚や妊娠・出産、子育てなどの将来を主体的に選択できるよう、若者の人生設計を支援する必要があります。

大人になるにつれ家族形成が現実味を帯びてきますが、早い段階から自分の計画や希望を明確にし、将来の希望を実現する力を養う必要があります。



(※1) **ライフデザイン** 「将来どんな人生を送りたいか」を構想し、職業などのキャリア形成のほか、結婚、妊娠・出産、子育てなどの将来について、人生設計をすること。

施策の方向と具体的施策

若者に対し、家族形成を含めた人生設計を考える機会を提供します。

ア 結婚、出産、子育て等人生を考えるための支援

<p>① 人生設計を考える機 会の提供</p>	<p>○高校生から新社会人を対象として、ライフデザインセミナーを実施します。 ○民間の創意工夫を生かした若者支援活動が活発化し、県内一円に広がるよう地域団体等への支援を行います。</p>
<p>② 多世代との交流促進</p>	<p>○地域団体等が行う、若者と子ども、若者と年長者との交流の取組を支援します。</p>



「今から未来を」プロジェクト

～若者による若者のための未来に向けたアクションプランの提言～

平成 30(2018)年 8 月、県内の大学生や専門学校生 13 名が集まり、結婚、子育て、働き方などについての若者の本音を探り、少子化対策の提言をまとめることを目的として、「今から未来を」プロジェクトが立ち上がりました。

プロジェクトチームは、結婚、子育て、働き方などについて、フィールドワークや同世代の若者を対象としたワークショップ等の実施を通して、「若者のリアル」に迫り、若者による若者ための未来に向けたアクションプランを練り上げ、平成 31 年(2019)年 2 月に発表・発信しました。

13 名の若者の約半年間の活動により、プロジェクトに関わった多くの若者が自らの将来設計(ライフデザイン)を考えるきっかけになるとともに、活動によって分かった若者の姿は、本計画作成にあたっての重要な視点になっています。



プロジェクトチームによる提言検討

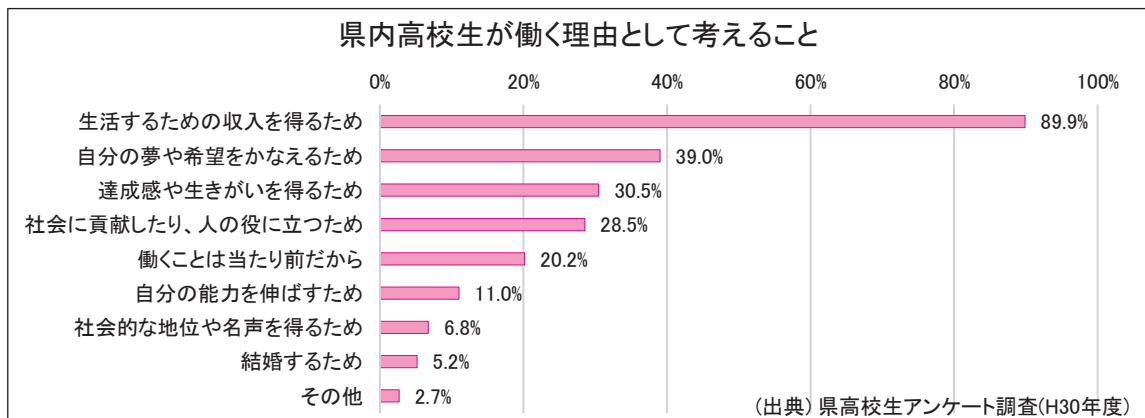
(2) 職業観や就労意欲の醸成と就労支援 次世代 子・若

現状と課題

○ **キャリア教育(※1)の普及**

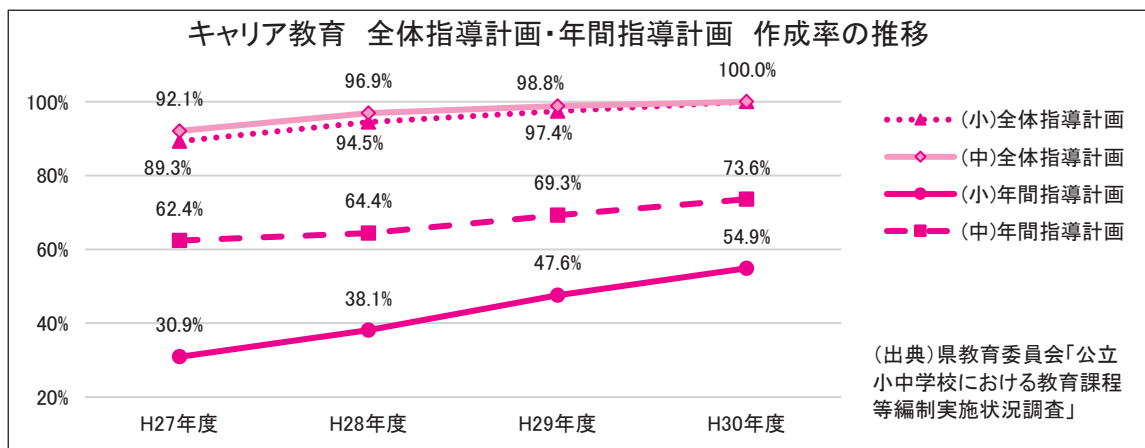
県内高校生の多くが、働く理由として、収入確保に加えて、夢や希望、生きがい、社会貢献等をあげています。社会で自立するため、働くことの喜びを知り、将来のキャリア形成の基礎を築くためには、身近な地域で働く大人や企業との交流等を通して、子どもたちが働く意義や目的を探索していくことが重要です。

そのためには、教職員及び保護者等のキャリア教育に対する理解を一層深めるとともに、地域社会と連携し、学校の教育活動全体を通して、組織的・系統的にキャリア教育を推進していく必要があります。



(義務教育期におけるキャリア教育の状況)

小・中学校においては、キャリア教育のあり方や具体的な実践例を示したキャリア教育ガイドブックの作成・配布等、各学校の実態に応じたキャリア教育を推進した結果、キャリア教育の全体指導計画作成率が100%となりました。



「キャリア教育は特別活動を要しつつ教育活動全体を通じて実施する」という新学習指導要領(平成29年3月改定)の趣旨を踏まえ、各学校で地域や他の学校種と連携しながら、義務教育9年間を見通した組織的・計画的な取組の推進に努めています。

(※1) **キャリア教育** 一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、自分らしい生き方を実現していくこと(キャリア発達)を促す教育。

(高校におけるキャリア教育の状況)

高校では、キャリア教育に対する理解も深まり、各学校において学校の実態に応じた取組が進められています。

しかし、生徒の就業体験（インターンシップ）への参加割合が普通科において低いこと、また、生徒への指導が進学、就職のための指導に偏っていることなど、課題もあります。

○ 若者をめぐる雇用・労働環境

本計画策定時点においては、経済状況及び雇用環境は良好で、有効求人倍率及び新卒者の就職率が高い水準を維持するなど、若者にとっては「売り手市場」といえる状況にあります。

一方、不本意に非正規雇用となっている者や、いったん就職したが離職して再就職を希望する者など、就職支援を必要とする若者も一定数いるため、カウンセリングやセミナー等を通じたスキル向上のためのサポートなど、継続した就労支援が必要です。

また、過度な長時間労働やノルマ、賃金不払いやパワハラ(※2)など、労働法に違反・抵触し、労働者に過重な負担を与え、心身に影響を及ぼすような働き方を強要する企業(いわゆる「ブラック企業」)の存在が問題となっています。

若者が自分の身を守るため、労働法など、働く上での基礎知識を身につける必要があります。

施策の方向と具体的施策**○ キャリア教育の更なる推進**

小・中・高校の縦の連携や、教育委員会、学校、地域、企業などの横の連携を充実させ、各学校・地域の実情に合ったキャリア教育を推進します。

(小・中学生に対するキャリア教育の充実)

小・中学校では、学校の特色や教育目標に基づいたキャリア教育を推進するため、全体計画、年間指導計画を見直します。また、児童生徒が活動を記録し蓄積する教材を活用し、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を推進します。特に、中学校では、望ましい勤労観・職業観を育むために、職場体験活動の質的向上を図ります。

(高校生のインターンシップへの参加促進)

高校では、進路指導主事対象の研究協議会を開催し、各学校における組織的・系統的なキャリア教育の一層の推進を図ります。また、各学校で講師を招き、講演・講話、進路相談を実施するキャリアアドバイザー活用事業により、生徒が主体的に進路選択や将来設計に取り組めるよう促します。

「群馬県版高校生インターンシッププログラム」作成など、就業体験（インターンシップ）を推進し、専門分野に対する実際の知識・技術や地元企業への理解を深め、学習意欲の向上を図ります。

(※2) **パワハラ** パワーハラスメントの略。同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

○ 労働法等の知識習得の推進と就労支援

労働法等、社会に出る前に必要となる基礎知識を身につけてもらうため、リーフレットの作成・配付や、希望する高校での専門講師による講座を実施するほか、労働を巡るトラブルに関する相談に対応します。

また、正規雇用を望む若者に対し、ワンストップで一貫した就職支援を行い、正社員として県内企業に就職し、定着することを支援します。

ア 時代に応じたキャリア教育の充実

<p>① 各学校・地域の実情に合ったキャリア教育の実践</p>	<p>○小・中・高校で連携し、教職員を対象にキャリア教育研究大会を開催します。実践発表及び有識者による講義等を通して、キャリア教育のあり方についての理解を深めます。</p> <p>○小・中学校において義務教育9年間を見通したキャリア教育のあり方や実践例を示したキャリア教育ガイドブックを活用し、キャリア教育を推進します。</p> <p>○高校において、Gワークチャレンジ推進フォーラムやインターンシップ・キックオフ講座を通して、インターンシップについての理解を深め、各学校の取組を推進します。</p> <p>○高校において、キャリア教育・進路指導研究協議会やキャリアアドバイザー活用事業の実施を通して、各学校におけるキャリア教育の一層の推進を図ります。</p>
<p>② 創業や様々な職業・職場で働く魅力の発信</p>	<p>○若者と創業者との交流を通して、創業の魅力を発信し、人生の選択肢として創業への関心を高め、創業機運の醸成を図ります。</p> <p>○高齢化の現状や介護の仕事の内容等をわかりやすく説明した副教材を作成するなど、小・中・高校・特別支援学校の児童生徒に対して、様々な職業・職場で働くことの魅力を伝えます。</p>

イ 若者の就労支援

<p>① 若者就職支援事業(ジョブカフェぐんま運営)</p>	<p>○群馬県若者就職支援センター(ジョブカフェぐんま)を県内3か所(高崎市、桐生市、沼田市)に設置します。就職を希望する若者に対し、就職情報の提供からカウンセリング、職業紹介・定着まで、就職に関する一貫した支援を行います。</p>
<p>② 労働法の啓発</p>	<p>○社会へ出る前に必要となる基礎知識をまとめた労働法啓発リーフレット「これから社会で働くために知っておくべき7つのルール」を作成し、県内全高校3年生に配布します。</p> <p>○高校生を対象に、専門講師による労働法の基礎知識講座を実施します。</p> <p>○ぐんま県民労働相談センターにおいて重点相談日を設け、若者の労働に関するトラブルや悩みに対する相談に対応します。</p>

(3) 社会参画の推進 次世代 子・若

現状と課題

公職選挙法改正により平成28年から選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられ、民法改正により令和4年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることになりました。

(参考) 成年年齢の引下げに伴う年齢要件の変更

18歳に変わるもの	20歳が維持されるもの
改正されたもの(改正前は「二十歳」などと規定)	改正されたもの(改正前は「未成年」などと規定)
<ul style="list-style-type: none"> ●登録水先人養成施設等の講師(水先法) ●帰化の要件(国籍法) ●社会福祉主事資格(社会福祉法) ●登録海技免許講習実施機関等の講師(船舶職員及び小型船舶操縦者法) ●登録電子通信移行講習実施機関の講師(船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律) ●10年用一般旅券の取得(旅券法) ●性別の取扱いの変更の審判(性同一性障害者の取扱いの特例に関する法律) ●人権擁護委員・民生委員資格(公職選挙法等の一部を改正する法律(平成27年法律第43号)) 	<ul style="list-style-type: none"> ●養子をとることができる年齢(民法) ●喫煙年齢(未成年者喫煙禁止法:題名を改正) ●飲酒年齢(未成年者飲酒禁止法:題名を改正) ●小児慢性特定疾病医療費の支給に係る患児の年齢等(児童福祉法) ●勝馬投票券の購入年齢(競馬法) ●勝者投票券の購入年齢(自転車競技法) ●勝車投票券の購入年齢(小型自動車競走法) ●勝舟投票券の購入年齢(モーターボート競走法) ●アルコール健康障害の定義(アルコール健康障害対策基本法)
改正が不要なもの(「未成年者」などと規定)	改正が不要なもの(「二十歳」などと規定)
<ul style="list-style-type: none"> ●分籍(戸籍法) ●公認会計士資格(公認会計士法) ●医師免許(医師法) ●歯科医師免許(歯科医師法) ●獣医師免許(獣医師法) ●司法書士資格(土地家屋調査士資格(土地家屋調査士法)) ●行政書士資格(行政書士法) ●薬剤師免許(薬剤師法) ●社会保険労務士資格(社会保険労務士法) <p style="text-align: right;">等約 130 法律</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●児童自立生活援助事業の対象となる者の年齢(児童福祉法) ●船長及び機関長の年齢(船舶職員及び小型船舶操縦者法) ●猟銃の所持の許可(銃砲刀剣類所持等取締法) ●国民年金の被保険者資格(国民年金法) ●大型、中型免許等(道路交通法) ●特別児童扶養手当の支給対象となる者の年齢(特別児童扶養手当等の支給に関する法律) ●指定暴力団等への加入強要が禁止される者の年齢(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律) <p style="text-align: right;">等約 20 法律</p>

消費者被害が拡大しないための取組み

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、原則として、契約を取り消すことができます(未成年者取消権)。未成年者取消権は未成年者を保護するためのものであり、未成年者の消費者被害を抑止する役割を果たしています。

成年年齢を18歳に引き下げた場合には、18歳、19歳の若者は、親の同意なく一人で契約をすることができるようになる一方で、未成年者取消権を行使することができなくなるため、悪徳商法などによる消費者被害の拡大が懸念されています。

政府としては、これまで、小・中・高等学校等を通じて、消費者の権利と責任、消費行動における意思決定や契約の重要性、消費者保護の仕組みなどについて学習する消費者教育を充実するとともに、主として若年者に発生している消費者被害事例を念頭に置いた取消権の創設等を内容とする消費者契約法の一部改正、全国共通の3桁の電話番号である消費者ホットライン188の周知や相談窓口の充実を行うなど、様々な環境整備の施策に取り組んできました。

今後も、省庁横断的な会議を開催し、政府全体で成年年齢の引下げに向けた環境整備に取り組んでいきたいと考えています。

(出典) 法務省民事局参事官室パンフレットより

平成29・30年の学習指導要領の改訂では、子どもが家庭や地域などの現実の社会の中で主体的に学ぶことが求められています。社会の変化が著しく、予測困難な時代に生きる子ども・若者には、知識や技能、思考力・判断力・表現力等を身につけていくことに加えて、それをどのように生かし、働かせていくか、実際の体験を通して理解することが重要です。

施策の方向と具体的施策

若者が主権者としての自覚や公職選挙法等に関する正しい知識を身につけられるよう、群馬県議会や群馬県選挙管理委員会と連携し、参加型の学びも取り入れながら、啓発活動を充実します。

また、税の仕組みの理解や、ボランティア体験、高校生、大学生等によるビジネスの実践等を促進することにより、社会に積極的に関わり、共に社会を創りあげていく意識や能力の育成を図ります。

成年年齢の引き下げによる若者の消費者被害を未然防止するとともに、自立した消費者を育成するため、法律専門家等と連携して高校等における実践的な消費者教育を充実します。

ア 主権者教育等の充実

① 世代に応じた主権者意識の醸成	○親子向け啓発事業、選挙出前授業及び大学生参加型選挙啓発事業など、世代に応じた学びの場の提供により、主権者意識の芽生えから醸成までを段階的に支援します。
② 総合的な主権者教育の推進	○政治や選挙にとらわれず、法律分野や税金分野といった他分野と連携することで、総合的な主権者教育を推進し、主権者としての資質向上を図ります。
③ 税教育の推進	○中学生の「税についての作文」コンクールや、小・中学生向けの租税教育用副教材(群馬県租税教育推進協議会作成)の配付により、税の仕組みや大切さの理解を促進します。

イ 社会体験の促進

① 高校生のボランティア体験の推進	○卒業後の進路が決まった高校生が、母校で活動する「ようこそ先輩！」高校生ボランティア・チューター派遣を実施し、高校生によるボランティア体験を推進します。
② 経済活動の体験や実践の推進	○民間団体や金融機関が主催する、高校生等を対象としたビジネスプランコンテスト等への共催や後援により、経済活動の体験や実践を推進します。 ○群馬県金融広報委員会の活動を通じた出前講座などにより、金銭・金融経済学習を推進します。

ウ 消費者教育の充実

① 消費者教育に関わる教員等への講座実施	○家庭科教員等研修講座、大学等と連携した消費者学習公開講座など、消費者教育に関わる教員等への講座を実施することにより、消費者教育の充実を図ります。
----------------------	---

<p>② 高校等における消費者教育の推進</p>	<p>○高校等に対する出前講座を積極的に実施し、若者の消費者被害を未然防止するとともに自立した消費者を育成します。</p> <p>○法律専門家等と連携して「高校等における消費者教育推進に係る検討会」を開催し、教職員が活用できる実践的な教材を作成します。</p>
--------------------------	--

総論

計画の策定

計画の推進

現状

基本的な考え方

名論(基本方針)


I

II

III

IV

資料編

 **若者の政治への関心を高める取組 ～群馬県議会の取組～**

若者の政治への関心を高めるため、群馬県議会では、県内の大学生や高校生と県議会議員との意見交換を実施しています。

平成27年度から、県内大学生が県議会を傍聴した上で県議会議員と意見交換を行う「ぐんまシチズンシップ・アカデミー」を実施。さらに、平成29年度からは、県議会議員が県内高校を訪問して高校生との意見交換等を行う「GACHi*（ガチ）高校生×（かける）県議会議員～政治を知らないきゃソンをする！～」を実施しています。

参加した学生や生徒からは、「議員や県議会を身近に感じられるようになった」、「政治に関する意識が変わった」といった意見が寄せられています。

* GACHi…群馬県議会アクティブ・シチズンシップ・ハイスクールの略



ぐんまシチズンシップ・アカデミー
：県内大学生と県議会議員との意見交換

基本方針Ⅱ 大人(家族)を支える

基本目標1 家族形成を支援する

結婚や子どもを持つことへの希望が低下するなど、家族に対する考え方が大きく変化しています。一人ひとりの価値観や幸福感はそれぞれ異なりますが、家族を持つ喜びを感じることができ、希望する人がパートナーに巡り会い、安心して妊娠・出産ができるよう、出会いの機会の提供や、安心して子どもを産み育てられる体制の整備を行います。

また、子どもを持つ保護者が、孤立することなく子育てすることができるよう、地域社会全体で家庭教育を支援する体制を整備します。

目標数値

項目	現状	目標
結婚しやすい社会と考える独身者の割合	8.1% (H30年度)	26.0% (R5年度)
合計特殊出生率	1.47 (H30年)	1.50 (R6年)
子育て世代包括支援センター設置市町村数	15市町村 (R元年度末)	35市町村 (R6年度末)

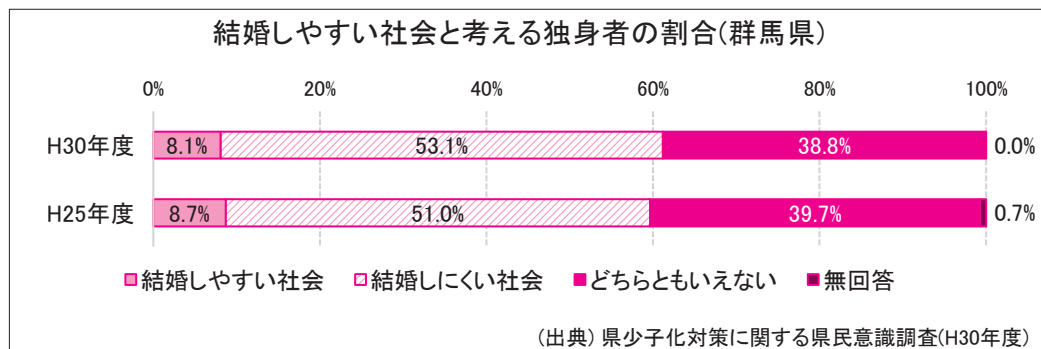
(1) 結婚支援 次世代

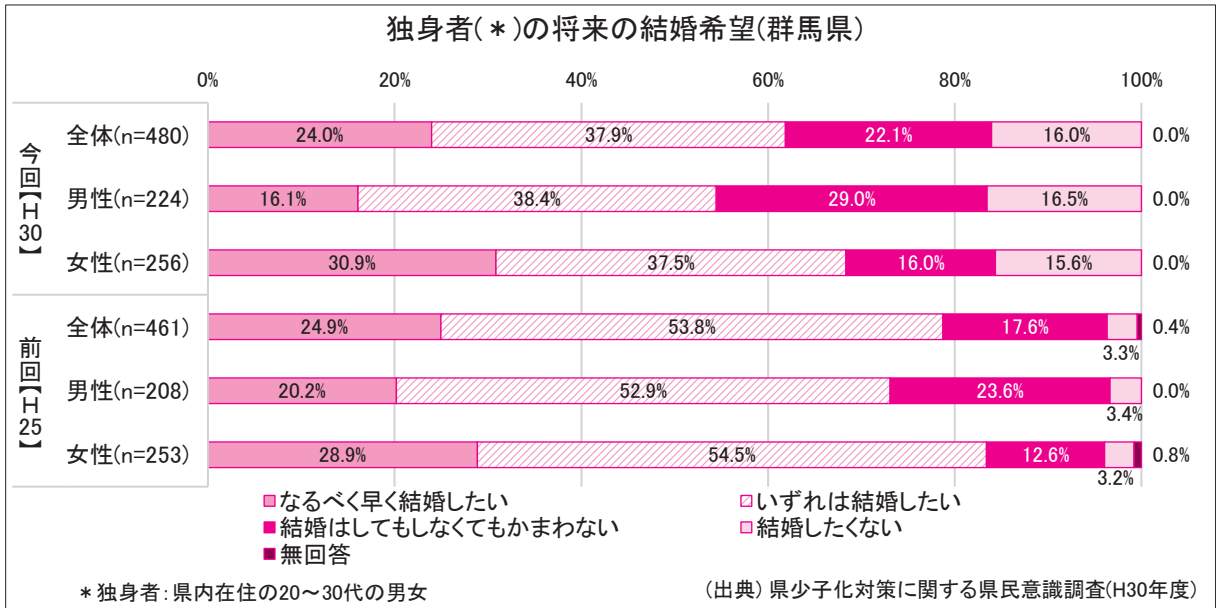
現状と課題

個人のライフスタイルが多様化する中、本人も周りの人も結婚やその時期にこだわらないなど、結婚に対する価値観が多様化しています。そのため、未婚化、晩婚化が進行し、少子化の大きな要因の一つになっています。

県内の独身者を対象に行った調査では、5割を超える人が「結婚しにくい社会」と感じているほか、将来の結婚希望は約6割にとどまり、5年前に比べ、その割合は大きく減少しています。

個人の意思を尊重しつつ、出会いの機会の提供等により結婚を応援することに加え、家族を持つ喜びを感じられる社会づくりを進める必要があります。





施策の方向と具体的施策

一人ひとりの結婚に対する価値観が多様化している中でも、結婚を希望する人が、その希望をかなえられるよう、市町村や企業・団体と連携し、互いの資源やノウハウを最大限に活用しながら、独身者に対して出会いの場の提供を行います。

また、企業・団体等と連携し、家族を持つことを応援する社会づくりを進めます。

ア 結婚支援

① 出会いの場の創出	○結婚を希望しながらも出会いの機会の少ない独身者に対し、ぐんま縁結びネットワークやぐんま赤い糸プロジェクトにより出会いの機会を提供します。また、ボランティアの力を生かした結婚支援策を検討します。
② 市町村や企業・団体との連携	○ぐんま結婚支援連携協議会を通して、市町村や企業・団体と連携して取組を進めます。
③ 結婚を応援する機運の醸成	○ぐんま結婚応援パスポートを活用し、企業・団体と連携し、社会全体で結婚を応援する機運を高めます。

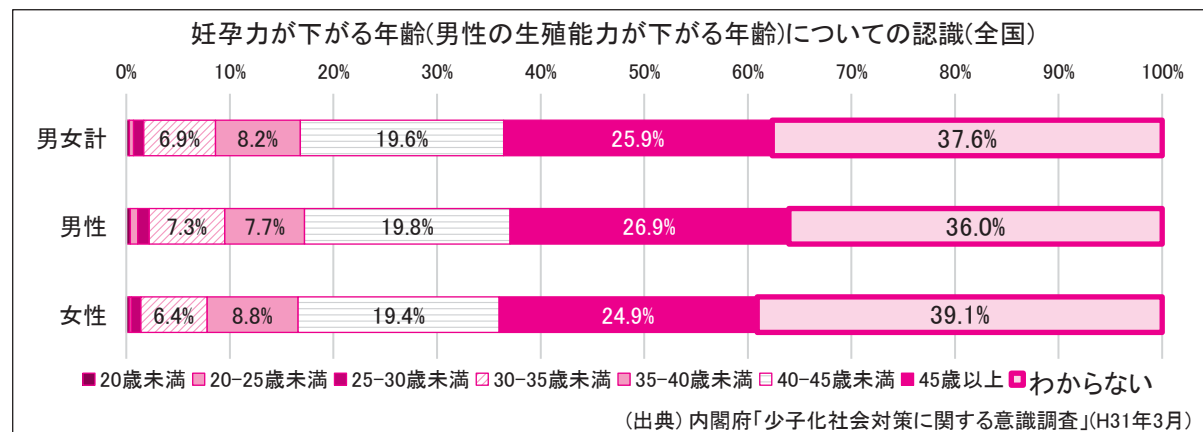
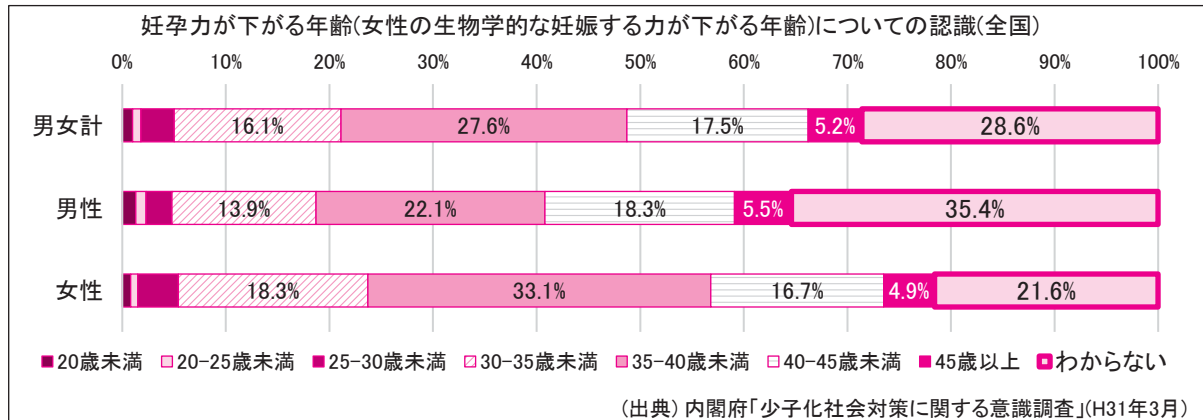


(2) 妊娠・出産支援 次世代 母子 子育て

現状と課題

○ **妊孕力(にんようりょく)の認知度**

「妊孕力」とは、女性の妊娠する力及び男性の生殖能力を意味し、男女ともに年齢が上昇すると「妊孕力」が低下すると言われています。「妊孕力」が下がる年齢についての調査では、「分からない」という答えが多くなっています。



○ **不妊についての不安や悩み**

少子化対策に関する県民意識調査(平成30年度)における夫婦調査では、現在及び過去において、不妊について不安や悩みを持つと答えた人が約4割いました。このうち、不妊治療の経験があると答えた人は約4割いました。

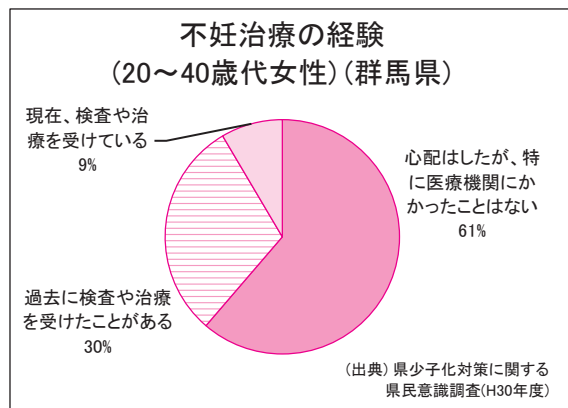
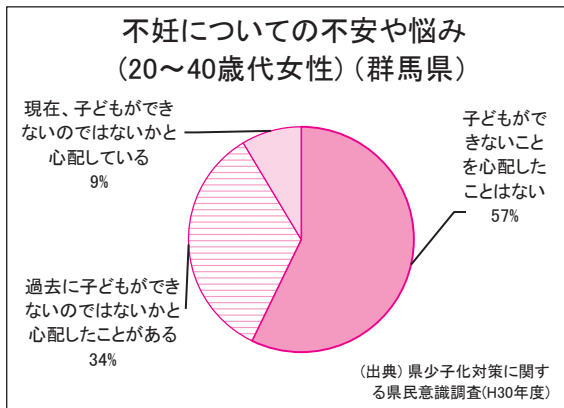
一方で、同調査では「群馬県女性健康支援センター」及び「群馬県不妊専門相談センター(群馬県不妊・不育専門相談センター)」の認知度が低いことが分かりました。不安や悩みを持つ人に向け、相談機関をより一層周知することが必要です。

県では、保険適用外である体外受精や顕微授精に係る医療費への助成(特定不妊治療助成)を行っています。また、男性への不妊治療の助成も行っており、過去3年間の申請件数は増加しています。

不妊治療 申請件数

年度	H28年度	H29年度	H30年度
申請件数(男女計)	2,002件	2,026件	2,170件

(出典) 県児童福祉課集計



○ 妊娠・出産時における様々なリスク

(疾病への罹患)

平成30年7月以降の風しん流行により、先天性風しん症候群(※1)のリスクが高まっています。妊娠予定の場合は、妊娠前の本人の予防接種に加え、同居者、周囲の方への予防も重要です。

妊娠・出産に影響を及ぼす可能性がある子宮頸がん(※2)は、20～30代の罹患率が最も高くなっており、検診で早期にがんを発見し、できるだけ早く適切な治療につなげることが大切です。しかし、本県のがん検診受診率は約4割となっており、平成22年からほとんど改善されていません。

(喫煙・飲酒)

妊娠中の喫煙は、切迫早産、前期破水、常位胎盤早期剥離を起しやすくし、胎児の発育に悪影響を与えます。また、妊婦や赤ちゃんの受動喫煙は乳幼児突然死症候群(SIDS)と関係することが知られています。

また、妊娠中の飲酒は、胎児性アルコール症候群や胎児の発育障害を引き起こします。

妊娠中の喫煙・飲酒及び妊婦・乳児の受動喫煙の危険性について認識の徹底を図る必要があります。

妊娠中の喫煙率・飲酒率

(出典) 県児童福祉課集計

項目	H27年度	H28年度	H29年度
妊娠中の喫煙率	3.0%	2.6%	2.9%
妊娠中の飲酒率	1.1%	1.2%	1.0%

(出産年齢の高齢化)

本県分娩件数は減少傾向が続いている中で、出産年齢の高齢化に伴う合併症妊娠等のリスクが高まっています。

全出生数に対する母の年齢が35歳以上の出生数の割合及び出生数

区分	H20年	H25年	H30年	推移(H20→H30)
群馬県	20.3% (3,462人)	26.3% (3,875人)	27.0% (3,490人)	+6.7ポイント (+28人)
全国	20.9% (228,468人)	26.9% (277,403人)	28.7% (263,938人)	+7.8ポイント (+35,470人)

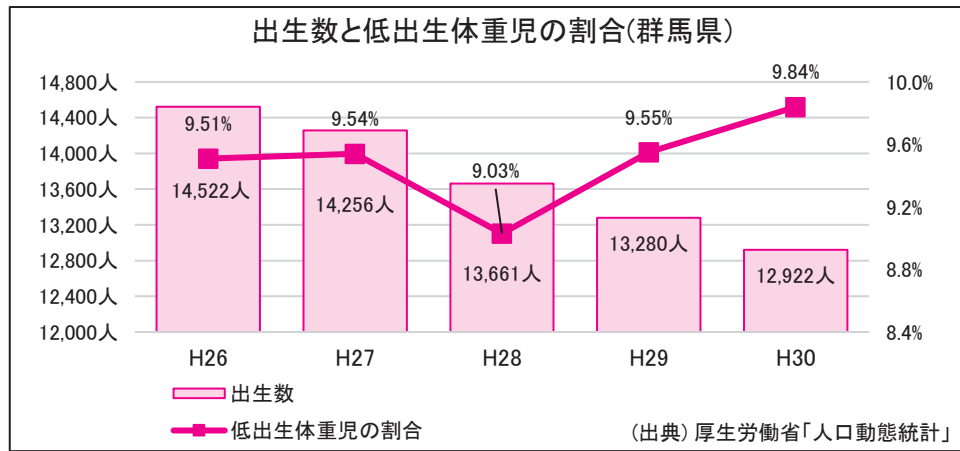
(出典) 厚生労働省「人口動態統計」

(※1) **先天性風しん症候群** 母親が妊娠中に風しんウイルスに感染することで生ずる病気。風しんウイルスが、胎盤を介して胎児に感染することにより、生まれてきた子の目、耳、心臓などに障害が現れることがある。

(※2) **子宮頸がん** 子宮の入り口である子宮頸部にがんができる病気。

(低出生体重児の割合)

全出生数中の低出生体重児(※3)の割合は、平成28年には減少しましたが、平成30年は9.84%となり、増加傾向がみられます。低出生体重児は、いくつかのリスクを抱える傾向があり、原因の一つとして考えられる妊娠期の栄養不足に陥らないよう注意が必要です。



(分娩取扱医療機関の減少)

主に低リスク分娩を扱う一般分娩取扱医療機関(助産所を含む)は、令和2年3月現在25施設であり、平成21年の34施設から9施設減少しています。また、産婦人科医師数の減少や高齢化も進んでおり、今後も分娩取扱医療機関の減少が続くと考えられます。

○ 各地域の取組状況

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のため、市町村において、母子保健サービスと子育て支援情報の一体的提供、妊産婦訪問、退院直後の母子に対する心身のケアや育児の支援、産婦健康診査への公費負担などを実施しています。

しかし、市町村によって取組状況に差があることから、安心して妊娠・出産ができるよう、県内どの地域でも一定の母子保健サービスを受けられるようにすることが必要です。

市町村の取組状況

内容	実施市町村数
子育て世代包括支援センターの設置(妊娠届出時の面接により個別の妊産婦支援プランを作成し、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援する)	15
産後ケアの実施(退院直後の母子に対する心身のケアや育児の支援を行う)	30
産婦健康診査への公費負担	26

(出典) 県児童福祉課集計

○ 妊婦健診の未受診、特定妊婦等(※4)の把握

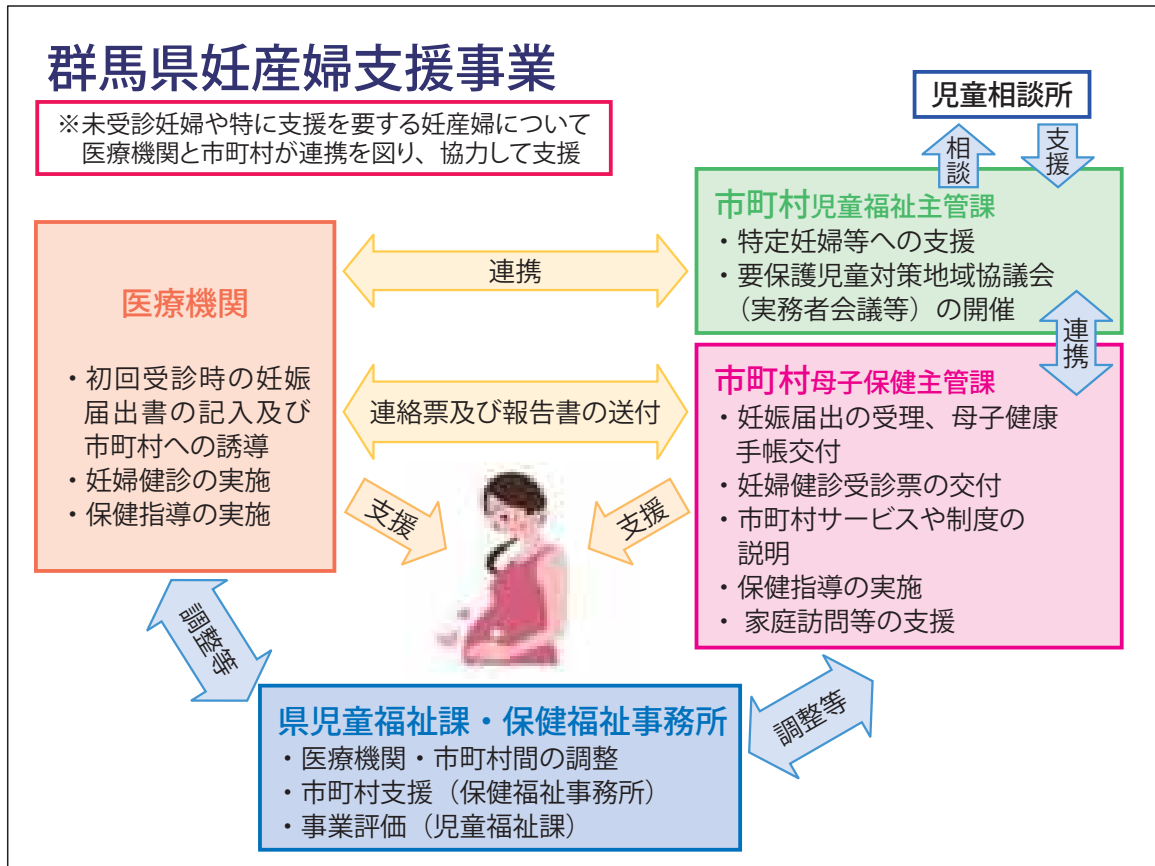
市町村においては、妊娠届出時の保健師・助産師による面接等により、妊婦の身体的・社会的状況を把握しています。しかし、届出が遅れる妊婦の中には、必要な時期に必要な回数の妊婦健診を受診していないハイリスク妊婦が存在しています。特に、出産後や妊娠後期となる28週以降(※5)に届出をする妊婦は、予期しない妊娠や経済的困窮などの問題を抱えている場合があり、注意が必要です。

(※3) **低出生体重児** 体重2,500g未満の新生児。

(※4) **特定妊婦等** 育児不安が強い、支援者が不在、経済的な問題があるなど、出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。

(※5) H29 地域保健・健康増進事業報告書によると、妊娠届出者総数13,845件のうち、届出時期が妊娠満11週以内12,740件(92%)に対し、**満28週以降は75件(0.5%)、分娩後は22件(0.2%)**あった。

県では、全国的にも好事例と評価されている県内統一の「妊産婦支援連絡票」により、医療機関等から市町村へ特定妊婦等の情報を提供する体制を整備しています。この連絡票により、市町村が初めて特定妊婦等を把握した件数が、平成30年度では462件のうち283件となるなど、医療機関等と市町村の連携が進んでいます。



平成30年度 妊産婦支援連絡票活用実績

連絡票を用いた支援依頼件数(医療機関→31市町村)		462件	
支援依頼時期	妊娠中	38件	8.2%
	出産後	424件	91.8%
市町村がハイリスクとして把握していた件数		179件	38.7%
連絡票を利用した医療機関数	県内	27か所	
	県外	42か所	
支援依頼内容内訳	育児不安が強い	144件	
	支援者不在	61件	
	精神疾患により不安定	61件	
	経済的問題	79件	
	妊婦自身の生活能力が低い	47件	
	未受診妊婦・受診回数が極端に少ない	33件	
	DV(※6)被害者	11件	
	予期しない妊娠	12件	
	その他(未婚、身体的ハイリスク妊婦、多胎児出産、外国人、産後うつ)	221件	

(出典) 県児童福祉課集計(R1年)

(※6) DV ドメスティックバイオレンス。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。

○ 予期しない妊娠・若年での妊娠

人工妊娠中絶件数は年々減少しており、17歳以下の人工妊娠中絶件数も減少傾向がみられます。

人工妊娠中絶件数

年度	H28年度	H29年度	H30年度
件数	97件	88件	70件

(出典) 県児童福祉課集計

母胎への負担や子どもの養育の観点からリスクのある15歳未満の出産は、平成27年～平成30年の4年間で1件ありました。

施策の方向と具体的施策

○ 母性の健康支援、不妊治療に対する支援

女性の健康や不妊等に関する相談支援を行います。また、不妊治療に係る保険適用外の医療費を助成します。

○ 切れ目のない支援

「子育て世代包括支援センター」の設置を促進し、全県での産婦健康診査及び産後ケア事業等の体制整備に努めます。

また、「妊産婦支援連絡票」の活用を推進し、医療機関等と市町村母子保健担当部署との連携を図ります。

○ ハイリスクの回避

先天性風しん症候群の予防とまん延防止、子宮頸がんに関する知識の普及啓発や効果的な子宮頸がん検診受診率向上対策、たばこから母子を守る活動に取り組みます。

○ 分娩取扱い体制の整備

低リスク分娩を担う医療機関である一般分娩取扱医療機関、地域の周産期医療の拠点である地域周産期母子医療センター、ハイリスクな妊娠・新生児に対応する周産期医療を提供する総合周産期母子医療センターへの支援を行います。

また、リスクに応じた母体や新生児のスムーズな救急搬送のため、周産期母子医療センターや協力医療機関における受入可能情報を収集・提供します。

さらに、分娩を取り扱う施設の医師を確保するため、産婦人科医師及び小児科医師等の育成と確保を図ります。

○ 予期しない妊娠や若年での妊娠への対応

予期しない妊娠は、虐待につながる可能性があるため、妊娠に特化した相談に対応するほか、必要に応じて相談対応者が受診に同行します。

また、生命(いのち)を育む講座の開催や性教育により、若年での妊娠・出産のリスクについて、周知・啓発します。


ア 母性・父性の健康支援

① 母性の健康支援	<p>○子育てや女性の健康に関する相談が気軽にできる「女性健康支援センター」について、一層周知します。</p> <p>○不妊症や不育症について気軽に相談できる「不妊・不育専門相談センター」について、一層周知します。</p>
② 先天性風しん症候群の予防	<p>○先天性風しん症候群予防及びまん延防止のため、風しんの危険性を周知するほか、妊娠を希望する女性やその同居者等に対して、風しん抗体検査費用を補助します。</p> <p>*昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性は市町村が費用補助を実施しています。(R3年度末まで)</p>
③ 子宮頸がんに関する知識の普及啓発・受診率向上対策	<p>○市町村、大学、関係機関等の協力を得て、がん検診受診率の低い若年女性に対する講演会の開催などにより、予防策の普及啓発を行います。</p>
④ たばこから母子を守る活動の推進	<p>○医療機関、企業、行政のネットワークにより、妊娠中の喫煙はもとより、禁煙した妊婦が出産後に喫煙を再開してしまうことを防ぎます。</p>

イ 妊娠・出産支援

① 妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援	<p>○妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、全市町村に「子育て世代包括支援センター」が設置されるよう努めます。</p> <p>○産後うつや新生児の虐待予防を図るため、産婦健康診査や退院直後の母子への育児支援を行う産後ケア事業に全市町村が取り組めるよう体制整備に努めます。</p> <p>○医療機関等と市町村母子保健担当部署との連携を図るため、「妊産婦支援連絡票」の活用を推進し、支援を要する妊産婦の体制整備に努めます。</p>
② 分娩取扱医療機関への支援	<p>○分娩取扱医療機関に対する施設・設備整備費等を補助し、分娩取扱医療機関の確保を図ります。</p>
③ 母体や新生児のリスクに応じた搬送体制等の整備	<p>○母体や新生児のリスクに応じ、地域周産期母子医療センターや総合周産期母子医療センターへスムーズに搬送するため、周産期医療情報システム(※7)により、受入可能情報を収集・提供します。</p>
④ 産婦人科医師及び小児科医師等の育成・確保	<p>○産科医師等確保支援、医師確保修学研修資金の貸与、地域医療支援センターの運営、レジデントサポート推進事業の実施、女性医師等の就労支援等を行い、県内の産婦人科医師及び小児科医師等の育成と確保を図ります。</p>

(※7) **周産期医療情報システム** 周産期母子医療センターや協力医療機関が母胎及び新生児の受入可能情報を入力し、救急搬送が必要な時に一般産科医療機関等においても閲覧できるシステム。平成18年度から稼働している。

<p>⑤ 予期しない妊娠への支援</p>	<p>○ 妊娠期からの虐待予防の体制強化を図るため、妊娠に特化した相談窓口「ぐんま妊娠(にんしん)SOS」において、夜間の電話相談及びメール相談を実施します。また、相談者に対しては、(必要に応じて)面接相談や医療機関への受診に同行する、「妊娠SOSサポート事業」を実施します。関係機関と連携を図り、市町村へ妊娠届出までつなぎ、公的支援を受けやすくします。</p> <p>【連動施策 I-1-(1) 健やかな体の育成、I-1-(2) すこやかな心の育成】</p> 
----------------------	--

相談窓口の詳細は県ホームページ等を御覧ください。

<別冊参照>

県内の各地域の特性に応じた子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容については、別冊『第2期群馬県子ども・子育て支援事業支援計画』に記載します。

(別冊中の該当箇所:4 県内の各地域の特性に応じた子ども・子育て支援策の充実 (3)妊婦健診)

(3) 親育ち支援 次世代 子・若

現状と課題

○ **家庭の教育力の低下や孤立等**

近年、従来は生活体験を通して学んでいた、育児等の知識や手法を身につけられない保護者もあり、家庭の教育力の低下が指摘されています。保護者自身に生活体験、自然体験、社会体験などの経験がない場合、子どもにとって重要な体験活動の機会が損なわれてしまう懸念があります。

また、子育て家庭の負担増大と孤立化は、保護者のストレスの増加を招き、不適切な養育、更には虐待にもつながる可能性があります。

○ **県の取組**

県では、平成27年度に制定した「ぐんまの家庭教育応援条例」に基づき、各家庭が家庭教育の意義を改めて認識し、学校、地域住民、地域活動団体、事業者、行政その他関係者が連携・協働して家庭教育を支えていけるよう取り組んでいます。

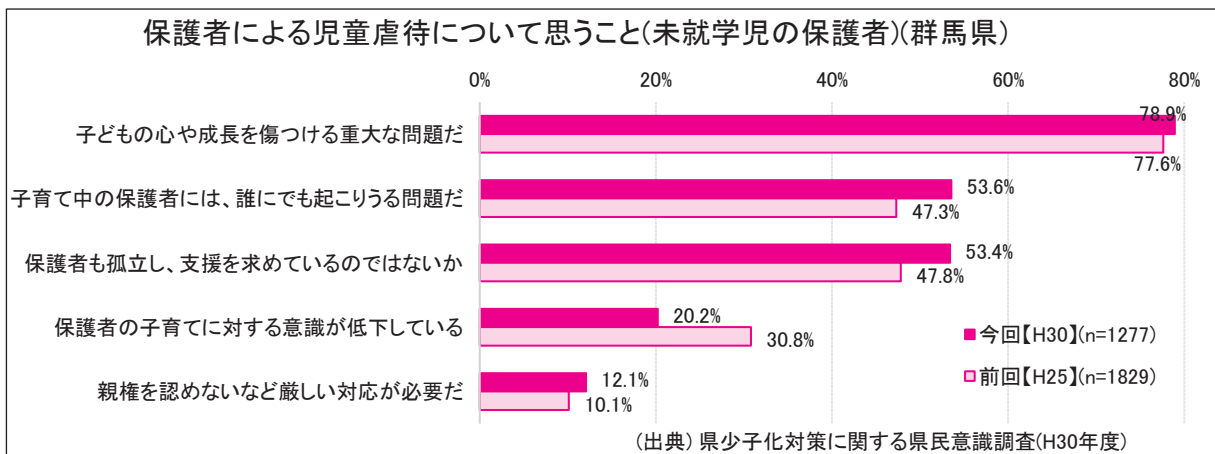
また、子どもが育つ最も基礎的な場である家庭を支えるため、県は市町村と連携し、市町村が設置する子育て支援センターや子育てサークル、保育所等における子育て支援を推進し、充実を図っています。

さらに、良好な親子関係を作ることによって子育てに係る親の精神的な負担を軽減するため、「ほめて育てるコミュニケーショントレーニング（ほめトレ）」（※1）のプログラムを制作し、普及に努めています。

○ **家庭教育の機運醸成と実践のための支援の必要性**

全ての保護者が家庭教育に関心を持てるよう、地域社会全体で機運を高めることが必要です。

また、保護者支援従事者のスキル向上や、家庭教育を手軽に実践するための支援も求められます。



施策の方向と具体的施策

保護者への学習機会提供や親子で体験できるプログラム等により、家庭教育力向上を図ります。また、関係団体間の連携を促進し、社会全体で家庭教育支援を行う体制を整備します。さらに、研修会の実施等、地域において家庭教育を支援する人材を養成します。

(※1) **ほめトレ** ほめて育てるコミュニケーショントレーニング。子育てに係る親のストレスを軽減し、良好な親子関係づくりを目指す本県オリジナルの子育て講座プログラム。67 ページのコラムにも詳細を記載。

ア 家庭の教育力向上

<p>① 地域での保護者の学びや活動の応援</p>	<p>○気軽に「ほめトレ」の内容を分かりやすく学ぶことができるよう動画の更なる普及・活用促進を図ります。</p> <p>○「ぐんまの親の学びプログラム」を活用した「ワクワク子育てトークキング」を実施し、保護者に対する学習の機会を提供します。</p> <p>○保護者向けの各種講演会や親子行事、研修会等の講師として保育アドバイザーを派遣し、家庭教育力の向上を図ります。</p>
<p>② 関係団体の連携促進</p>	<p>○「ぐんまの家庭教育応援フォーラム」や「地区別家庭教育支援連携会議」等を開催し、家庭教育支援に関わる団体の連携促進を図り、社会全体で家庭教育支援を行う体制を整備します。</p>
<p>③ 支援者の養成</p>	<p>○「家庭教育支援担当者等研修会」や「ワクワク子育てトークキングファシリテーター養成講座」等を開催し、家庭教育を支援する人材の養成に取り組みます。</p> <p>○県内各地域で「ほめトレ」講座を開催することができるよう、市町村職員等を対象に「トレーナー」の養成講座を実施します。</p> <p>【連動施策：Ⅲ-1-(1)虐待の予防と防止体制の整備】</p> <p>○保育士や幼稚園教諭に加え、幼児教育・保育に興味・関心のある人を対象に、「夕やけ保育研修会」を開催し、子育て支援関係者の資質向上を図ります。</p> <p>【連動施策：Ⅰ-2-(2)質の高い幼児教育・保育の提供】</p>



子育て講座「ほめトレ」

県では、平成28年度に、良好な親子関係を築き、効果的にしつけを行うための子育て講座プログラム「ほめて育てるコミュニケーション・トレーニング」（通称「ほめトレ」）を独自に制作しました。

群馬県結婚・子育て応援ポータルサイト「ぐんまスマイルライフ」で動画版「ほめトレ」を公開しているほか、市町村職員等を対象に、プログラムを指導するトレーナーを養成し、地域における子育て講座の普及を推進しています。



ほめトレ動画版はこちらからアクセスできます

こんな時、どうしますか？



食器を片付けようとしてくれたが、落として割ってしまった

お店で走り回って転び、「痛いよー！」と泣きついてきた



混雑する遊園地で、「あれに乗る！」と言いながら走り出した

基本目標2 子育ての不安や負担を解消する

子どもを持つ多くの保護者が、子育てに関して不安や負担を感じています。

全ての子育て家庭が社会とつながることができ、支援を必要とする全ての人に十分な支援が行き届くよう、相談体制や交流の場の整備を推進します。

また、経済的負担感により子どもを持つことを断念する人や、「お金がない」ことを理由に子どもに教育を受けさせる機会を逃す人がいます。

教育・子育てに係る経済的負担の軽減を図るとともに、誰もが働きながら子どもを育てられるよう、キャリアと子育ての両立を支援します。

さらに、親子が安心して生活・外出できる子育てにやさしいまちづくりを進めます。

目標数値

項目	現状	目標
保護者の「理想の子どもの数」の平均	2.66人 (H30年度)	3.00人 (R5年度)
夫婦が同じくらい育児を分担する家庭の割合 *1	23.5% (H26年度)	44.5% (R2年度)
一時預かり事業(幼稚園型を除く)の実施箇所数 *2	160箇所 (H29年度末)	202箇所 (R5年度末)
病児保育事業の実施箇所数 *2	82箇所 (H29年度末)	116箇所 (R6年度末)

*1 群馬県男女共同参画基本計画(第4次)(H28~R2年度)の改定に合わせて目標数値を見直します。

*2 子ども・子育て支援事業支援計画(別冊)にも掲載しています。

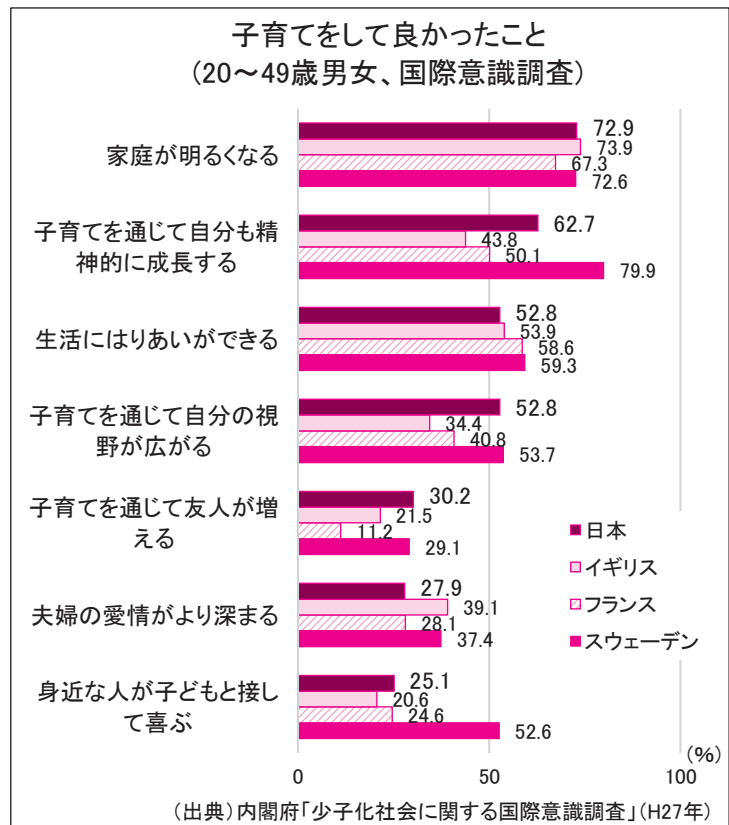
○ 子育ては幸せな次世代づくり

少子化社会に関する国際意識調査によると、子育てを通じて、「家庭が明るくなる」「子育てを通じて自分も精神的に成長する」などの回答が多くなっています。

本来、子育ては明るく、前向きな気持ちになれるものです。

県が子育て中の保護者を対象に行った意識調査でも、4割以上の方が、「不安や負担を感じることはあるが、子育ての喜びの方が大きい」と回答しています。

社会全体が次世代を育むことに幸せ・喜びを感じることができ、希望する人が家族を持つことができるよう、子育てに係る不安・負担を解消することが重要です。



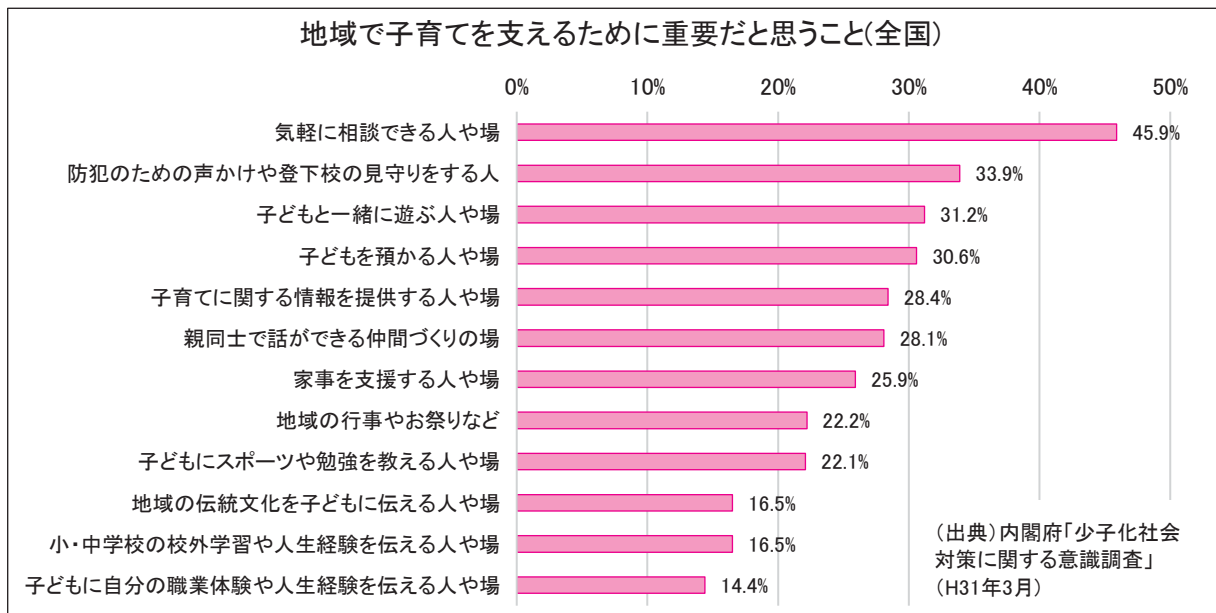
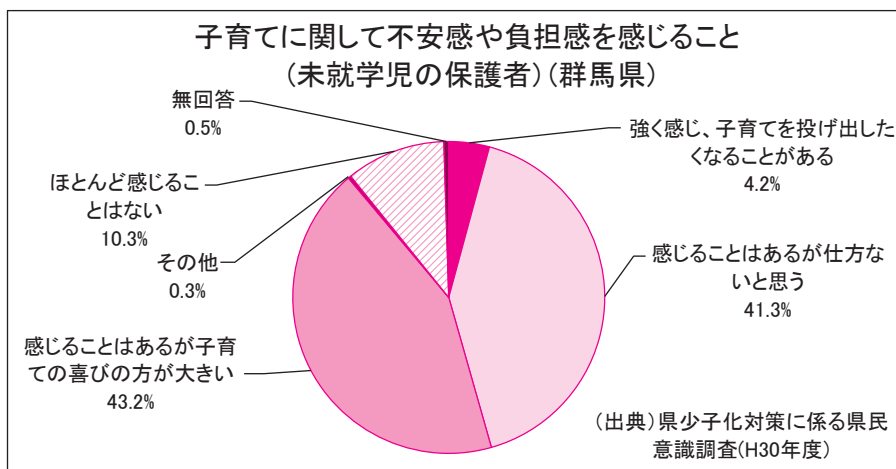
(1) 子育ての不安の軽減 次世代 子・若 子育て

現状と課題

○ **子育てに係る精神的不安の増大**

近年、子どもの数が減少する中で、核家族化、地域のつながりの希薄化など、子どもを育てる環境が大きく変化しています。家庭での親子だけの空間・時間が多くなるなど孤立化が進み、精神的不安が増大しています。

県の調査によると、90%近くの保護者が子育てに関して不安感や負担感を感じています。中でも精神的不安については、どこに相談してよいか分からないまま、抱え込んでしまう保護者も多く、出産後に気分が落ち込み、「産後うつ」に悩む方もいます。内閣府の調査では、子育ての悩みを気軽に相談できる場があることが重要だと思う人の割合は50%近くあり、気軽に相談できる環境が求められています。



県総合教育センターが実施する「子ども教育相談室」や児童相談所などでの、子育てに関する相談件数は増加しています。子育てや福祉の行政窓口、学校、保育所等、医療機関など、様々な場所で相談支援を行っています。必要とする人が利用できるよう、引き続き相談窓口を周知していくほか、相談を受ける職員の資質向上が重要です。

子ども／教育に関する相談窓口

相談内容	窓口名称
予期しない妊娠や妊娠に関する悩み	県 ぐんま妊娠SOS
妊産婦の健康、乳幼児の成長・発達・健康、育児に関すること	市町村 子育て世代包括支援センター (又は母子保健担当窓口)
養護(虐待・経済的困窮等)・心身障害・非行・育成等に関すること	県 こどもホットライン 24(児童相談所) 市町村 家庭児童相談室
児童虐待や子育て不安等	県 LINEによるこども・子育て相談
乳幼児から高校生までの教育や子育てに関する こと	県 子ども教育・子育て相談(総合教育センター「子ども 教育相談室」) 県 子ども医療電話相談(#8000) 市町村 教育委員会等
乳幼児とその保護者の交流、子育てに関する こと	市町村 地域子育て支援拠点 (通称:子育て支援センター)
いじめ子どものSOS等	県 24時間子供SOSダイヤル(総合教育センター「子ども 教育相談室」)

県の相談窓口の詳細は、県ホームページ等を御覧ください。

国、市町村の相談窓口の詳細は、国又は各市町村に御確認ください。

施策の方向と具体的施策

教育や子育てに関する、様々な悩みや不安を抱える保護者からの相談に対応できる体制を整備します。また、悩みや不安を抱える保護者が、相談窓口や同じ悩みや不安を持つ保護者同士の交流の場にアクセスでき、必要な支援が受けられるよう、窓口や実施内容等を周知します。さらに、多様な相談内容に的確に対応できるよう、相談員や支援員の資質向上を図ります。

さらに、どこでどのような相談や支援を受けることができるのか、分かりやすい情報発信に努めます。

ア 地域での相談支援等の充実

① 相談支援の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠に特化した夜間の電話相談及びメール相談を実施し、相談者に対して、必要に応じて面接相談や医療機関への受診同行を行います。(「ぐんま妊娠SOS」) ○子ども・子育て支援に係る情報提供、利用希望に基づく相談対応を市役所等身近な場所で行います。(子育て世代包括支援センター、市町村窓口や保健センター) ○子育てに悩み、児童虐待に至ってしまうことを未然に防ぐため、24時間、年中無休の電話相談により、県内のあらゆる子育て相談に応じます。(「こどもホットライン24」) ○児童虐待や子育て不安等の相談について、LINEを利用した窓口を設け、子ども本人や保護者が気軽に相談できる体制を整備します。(「LINEによるこども・子育て相談」)
-------------	---

	<p>○子どもの教育や子育てに関わる相談について、電話相談、来所相談、訪問相談にて対応します。緊急な対応を必要とする事案は、関係課・機関と連携し、早期解決を図ります。また、電話相談研修会や事例検討会を行い、相談員の資質の向上を図ります。（「子ども教育・子育て相談」、「24時間子供SOSダイヤル」）</p> <p>○休日・夜間など、子どもの急病時における保護者等からの相談に対応します。（「子ども医療電話相談（#8000）」）</p> <p>○乳幼児及びその保護者による相互交流の場を整備し、子育てについての相談、情報の提供、その他の援助を行います。（地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター等））</p>
<p>② 相談支援の普及啓発</p>	<p>○乳幼児から高校生までの教育や子育てに関する不安を相談できるよう、電話番号や相談内容の例を記載した「子ども教育相談カード」を県内各園の全園児の保護者・教職員及び各校の児童生徒・教職員に配布し、周知を図ります。（「子ども教育・子育て相談」、「24時間子供SOSダイヤル」）</p> <p>○児童相談所での相談内容の例などを記載したリーフレットを広く配布し、電話相談の利用を促します。（「こどもホットライン24」）</p> <p>○小児医療の相談についてポスター掲示や、小児科医院等で子ども医療電話相談（#8000）の相談内容の例を簡潔に記載したカードを配布します。また、小児救急に関する保護者講習会を実施します。</p>
<p>③ 相談職員の資質向上</p>	<p>○子育て支援に従事する支援員が必要な知識や技能等を習得するための研修を行います。</p> <p>○子ども教育・子育て相談に従事する相談員が的確に対応できるよう、電話相談研修会や事例検討会等を行います。（「子ども教育・子育て相談」、「24時間子供SOSダイヤル」）</p>

◆主な連動施策

I-2-(2) 質の高い幼児教育・保育の提供

<別冊参照>

県内の各地域の特性に応じた子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容については、別冊『第2期群馬県子ども・子育て支援事業支援計画』に記載します。

(別冊中の該当箇所:4 県内の各地域の特性に応じた子ども・子育て支援策の充実 (1)利用者支援事業、(2)地域子育て支援拠点事業)

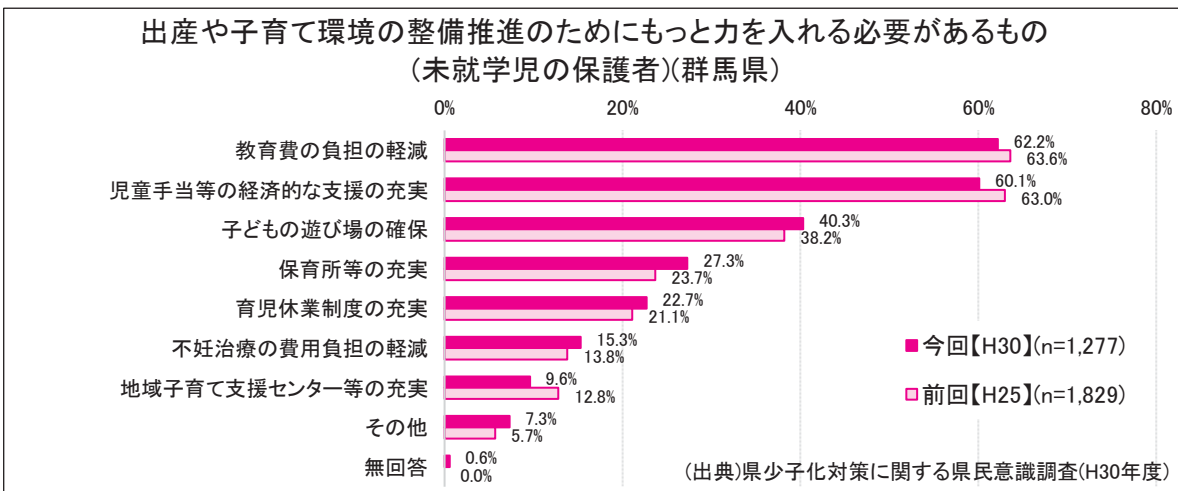
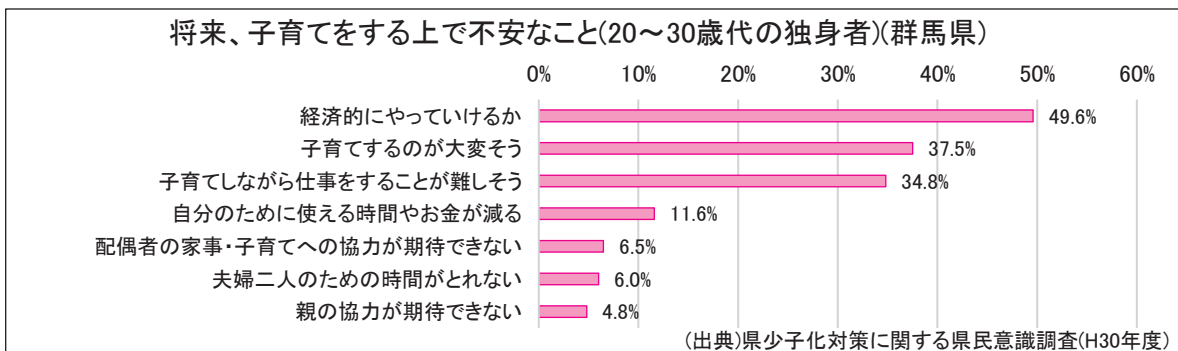
(2) 教育・子育てに係る経済的負担の軽減 次世代 子・若 子育て

現状と課題

○ **経済的負担の軽減**

若い世代が子どもを持つ希望を持っていない理由に、教育や子育てに係る経済的負担があります。県が20～30歳代の独身者に対して行った調査では、将来、子育てをする上で不安に思うこととして「経済的にやっていけるか」と回答した割合が最も高くなっています。また、保護者を対象に行った調査では、教育費負担の軽減や児童手当等の経済的支援の充実等に力を入れる必要があるとする回答が多くなっています。

子どもを産み、育てやすい環境にするには、家庭の子育てにおける経済的負担を軽減する必要があります。



○ **経済的支援の必要性**

親が問題を抱えている場合、子どもが育つ上での機会や選択肢が制限されることがあります。その結果、成育環境に格差が生じ、就学、進学、就職の際に困難を抱える可能性があります。

子どもが学業をあきらめることなく継続していけるよう、特に経済的に苦しい立場にある世帯に対し、子どもの就学を支援する必要があります。

国においても、低所得世帯の子どもが大学等で修学し、社会で自立・活躍できる人材になれるよう、令和2年4月から大学等の授業料及び入学金の減免、給付型奨学金の支給を行います。

施策の方向と具体的施策

様々な環境の下で育つ子どもが、将来の社会的自立に必要な支援を受けられるようにします。そのため、子どもや保護者の置かれた状況や心身の状態を的確に把握した上で、特に支援を要する家庭に対し経済的負担の軽減を図ります。

また、各種支援に関する情報が、必要とする家庭に行き渡るよう、学校や関係機関を通じて、制度内容や手続き方法を周知します。

ア 経済的負担の軽減

① 児童手当の支給	○中学校卒業までの児童を養育している人に、児童手当を支給します。また、市町村が適切に支給できるよう支援します。㉞
② 幼児教育・保育の無償化	○保育所等に通う3歳から5歳までの全ての子ども及び、0歳から2歳児の住民税非課税世帯の子どもの利用料を無償化します。㉟ ○幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等の利用料の一部を負担します。㊱
③ 子ども医療費の無料化	○子どもたちが安心して必要な医療が受けられるよう、中学校卒業まで、入・通院の医療費を所得制限なし、窓口負担なしで無料化します。㊲
④ 勤労者教育資金	○労働者及びその子どもが大学等に進学する際に必要とする資金を、中央労働金庫を通じて低利で融資します。㊳

イ 特に支援を必要とする家庭に対する経済的負担の軽減

① 多子世帯の負担軽減	○3人以上の子を産み育てる家庭の経済的負担を軽減するため、第3子以降の3歳未満児の保育料を無料にします。㊴
② 母子・父子家庭等医療費の無料化	○社会的・経済的に不安定な母子・父子家庭等の経済的負担を軽減し、必要な医療が受けられるよう、市町村と協力して医療保険の自己負担額の一部助成を行います。㊵
③ 生活保護世帯に属する子どもへの支援	○生活保護世帯の子どもに対し、学用品、給食費など義務教育に伴う必要な費用を支給します(教育扶助)。㊶ また、小学校4年に進級する児童にかかる学童服代や小学校入学時と中学校入学時の入学準備金等を支給します(一時扶助)。㊷ ○生活保護世帯の高校生に対して、高校教育に伴う必要な費用を生業扶助として支給するほか、高校入学時の入学準備金や大学等進学時の進学準備金を支給します。㊸
④ 高校や高等教育における授業料負担の軽減等	○高校の授業料の負担軽減のため、就学支援金を支給するほか、授業料以外の教育費負担の軽減のため、奨学のための給付金を支給します。㊹㊺ なお、県内中学3年生へのちらし配布や、高校入学時の制度利用意向確認等により、必要な生徒へ漏れなく情報が伝わるようにするほか、中学校教職員へ周知します。 ○私立の専門学校について、高等教育の修学支援新制度に基づき、入学金や授業料を減免します。㊻
⑤ 障害のある子どもに対する支援	○障害のある子どもの保護者に対し、学校給食費や学用品購入費などの経費を、保護者の負担能力の程度に応じて支給します。㊼

⑥ 失業者の子どもへの支援	○失業者または再就職して1年未満の勤労者の子どもが、大学等の教育施設に就学する際に必要な資金を、中央労働金庫を通じて低利で融資します。㊦
---------------	--

(参考) 教育・子育てに係る経済的負担軽減のための制度の概要(目的別)

○出産・子育て		
名称	窓口	概要
出産育児一時金	市町村又は勤務先	出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額を支給する。
児童手当 ㊧	市町村	中学校修了前の児童を養育している人に対して支給する。
児童扶養手当	市町村	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童(一定程度の重度の障害を有する場合は20歳未満)を監護するひとり親に対して支給する。
母子父子寡婦福祉資金貸付金	県 前橋市 高崎市	ひとり親家庭に対して、それぞれの目的に応じて資金を貸し付ける。
○医療		
名称	窓口	概要
子ども医療費の無料化 ㊨	市町村	中学校卒業までの子ども(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども)を対象として、医療保険の一部自己負担額を助成する。*一部市町村では、対象範囲を18歳年度末まで拡大して実施している。
母子・父子家庭等医療費の無料化 ㊩	市町村	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を、現に扶養しているひとり親家庭等に対し、医療保険の一部自己負担額を助成する。
○幼児教育・保育		
名称	窓口	概要
幼児教育・保育の無償化 ㊪	市町村	保育所等を利用する3歳から5歳児クラスの子ども、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもの利用料を無料にする。幼稚園の預かり保育や、認可外保育施設等についても、要件を満たす場合に、所定の金額が無料になる。
第3子以降3歳未満児保育料免除事業 ㊫	市町村	認可保育所、認定こども園及び認可外保育施設を利用する第3子以降の3歳未満児の保育料を無料化する。(R元年度は31市町村で実施)
○義務教育		
名称	窓口	概要
教育扶助 ㊬	福祉事務所(県、市)	生活保護世帯の子どもに対し、学用品、給食費など義務教育に伴う必要な費用を支給する。
一時扶助 ㊭	福祉事務所(県、市)	生活保護世帯の子どもに対し、小学校4年に進級する児童にかかる学童服代や、小学校入学時と中学校入学時の入学準備金等を支給する。
○高校		
名称	窓口	概要
生業扶助 ㊮	福祉事務所(県、市)	生活保護世帯の高校生に対して、高校教育に伴う必要な費用を生業扶助として支給するほか、高校入学時の入学準備金や大学等に進学する場合の進学準備金を支給する。
就学支援金 ㊯	在学している学校	県民税・市町村民税所得割の合計額が507,000円未満の世帯の生徒に対して、授業料に充てるため、国において、高等学校等就学支援金を支給する。

奨学のための給付金 ㊤	在学している学校	県民税・市町村民税所得割非課税世帯及び生活保護（生業扶助）受給世帯に対し、授業料以外の教育費負担を軽減する目的で、給付する。
群馬県教育文化事業 団高等学校等奨学金	在学している学校	学習意欲がありながら、経済的理由により高校等での修学が困難な生徒に対し、奨学金を無利子で貸与する。
群馬県高等学校等奨 学金	在学している学校	勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な生徒に奨学金を貸与する。
生活福祉資金 (教育支援資金)	市町村社会福祉協議会	低所得世帯等の子どもが高校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費を貸し付ける(教育支援費)。また、入学に際し必要な経費を貸し付ける(就学支度費)。
勤労者教育資金 ㊦	中央労働金庫	勤労者及びその子弟が、高校や大学等の教育施設に進学・就学する際に必要な資金を融資する。
失業者緊急教育資金 ㊧	中央労働金庫	失業者の子弟、または再就職して1年未満の勤労者の子弟が、高校や大学等の教育施設に進学・就学する際に必要な資金を融資する。
あしなが奨学金	在学している学校またはあしなが育英会	保護者などが病気、災害、自死などで死亡、またはそれらが原因で著しい後遺障害で働けない家庭の生徒に対し、奨学金を貸与する。
交通遺児育英会奨学 金	在学している学校または交通遺児育英会	保護者等が道路における交通事故で死亡、または重い後遺障害のために働けない家庭の生徒に対し、奨学金を貸与する。
佐藤交通遺児福祉基 金	在学している学校又は佐藤交通遺児福祉基金	交通事故等により保護者等を失った、または保護者等が重度の心身障害となった生徒に対し、奨学金を給付する。(給付型)

○特別支援学校

名称	窓口	概要
特別支援教育就学奨励費負担金等 ㊨	県市町村	特別支援学校で学ぶ児童生徒の保護者が負担する給食費、学用品購入費、修学旅行費等の経費の全部又は一部を補助する。

○大学

名称	窓口	概要
高等教育の修学支援新制度(R2.4.1～) ㊩	高校又は大学等	大学、短期大学、高等専門学校、専門学校に在籍する住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生を対象に、授業料等の減免、または給付型奨学金を支給する。
日本学生機構(JASSO)の奨学金	高校又は大学等	経済的理由で修学が困難な優れた学生に学資の貸与を行い、また、経済・社会情勢等を踏まえ、学生等が安心して学べるよう、奨学金を貸与する。
生活福祉資金(教育支援資金)	—	(再掲)
勤労者教育資金 ㊦	—	(再掲)
失業者緊急教育資金 ㊧	—	(再掲)
あしなが奨学金	—	(再掲)
交通遺児育英会奨学金	—	(再掲)
佐藤交通遺児福祉基金	—	(再掲)
その他	—	(地方自治体、育英団体、学校等が実施する奨学金制度)

* 金額、条件等、各制度の詳細は、各支援を実施している窓口に御確認ください。

◆主な連動施策

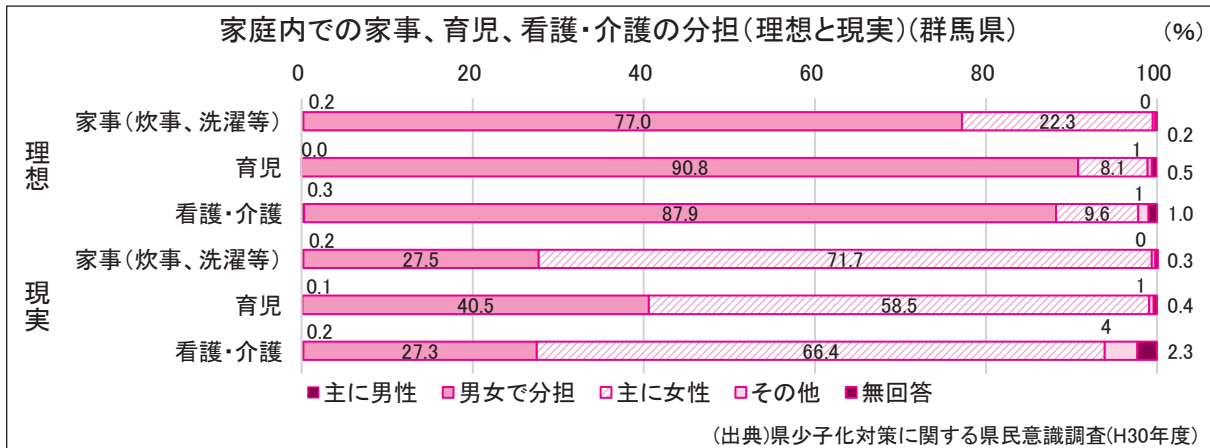
I-2-(2)質の高い幼児教育・保育の提供

(3) キャリアと子育ての両立支援 次世代 子・若 子育て 放課後

現状と課題

○ **男性中心型の長時間労働を前提とした働き方**

育児・介護休業法や働き方改革関連法など、仕事と子育ての両立を推進するための関係法令の整備が進んでいます。一方で、県の調査によると、約9割の保護者が育児を「男女で分担」することを理想としているにもかかわらず、実際に分担できている家庭は約4割にとどまっています。男性が育児に参加できない要因として、長時間労働等を前提とした働き方があることから、働き方を見直し、仕事と子育て生活の両立ができる環境を整備する必要があります。

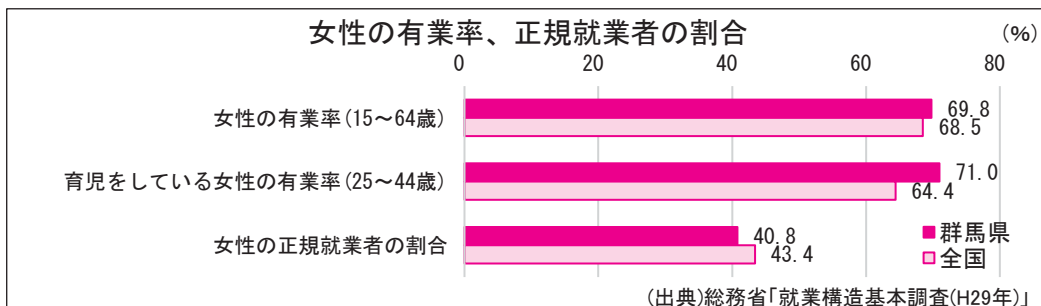


また、県内企業における男性の育児休業取得率は上昇していますが、女性に比べるとまだまだ低い状況です。男女がともに働きやすい職場環境の整備が必要です。

○ **女性のキャリアの中断**

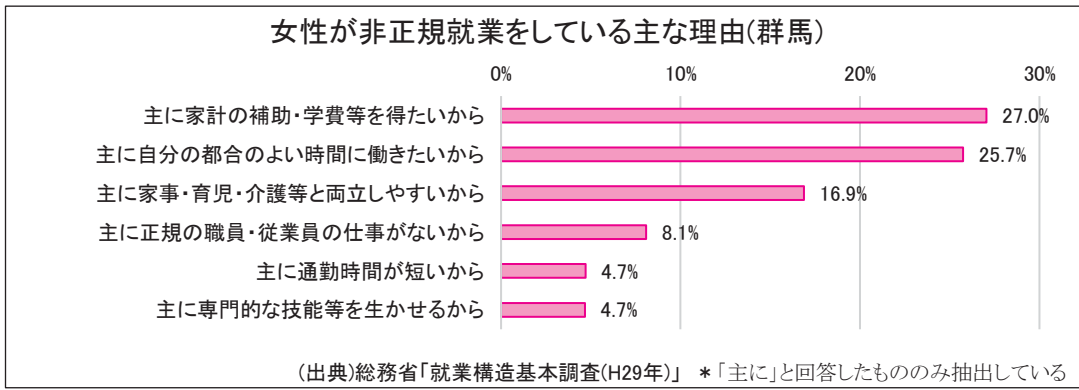
本県の女性の有業率は全国に比べて高く、子育て中でも働いている割合が高い一方、正規就業者の割合が低くなっています。要因として、女性が出産を機に退職し、仕事と子育てを両立する手段として非正規就業を選択するケースが多いことが考えられます。

出産してもキャリアを中断することなく就業を継続できるよう、仕事と子育ての両立支援や、柔軟で多様な働き方の支援等、働く意欲のある女性が活躍できる環境整備が求められています。また、セクハラ(※1)、マタハラ(※2)等のハラスメントを防止する取組を推進する必要があります。



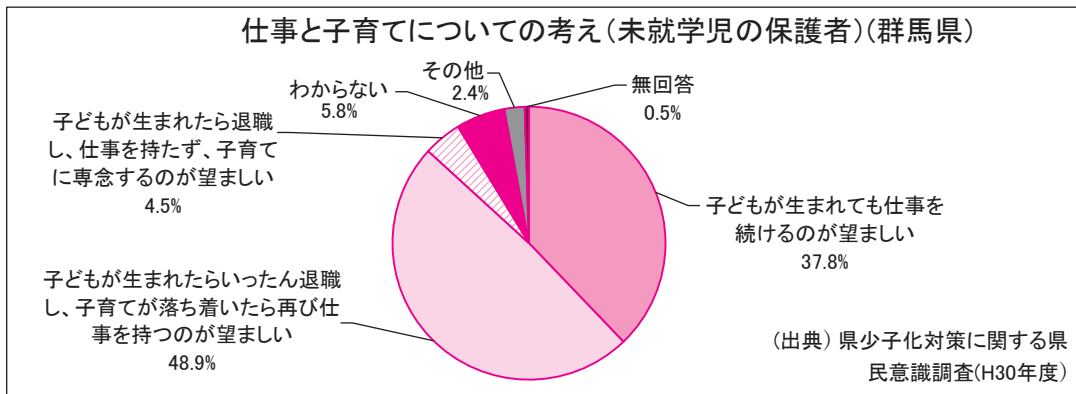
(※1) **セクハラ** セクシャルハラスメントの略。「職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したり抵抗したりすることによって解雇、降格、減給などの不利益を受けることや、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に重大な悪影響が生じること。

(※2) **マタハラ** マタニティハラスメントの略。「職場において行われる上司・同僚からの言動(妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動)により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業等を申出・取得した男女労働者の就業環境が害されること。



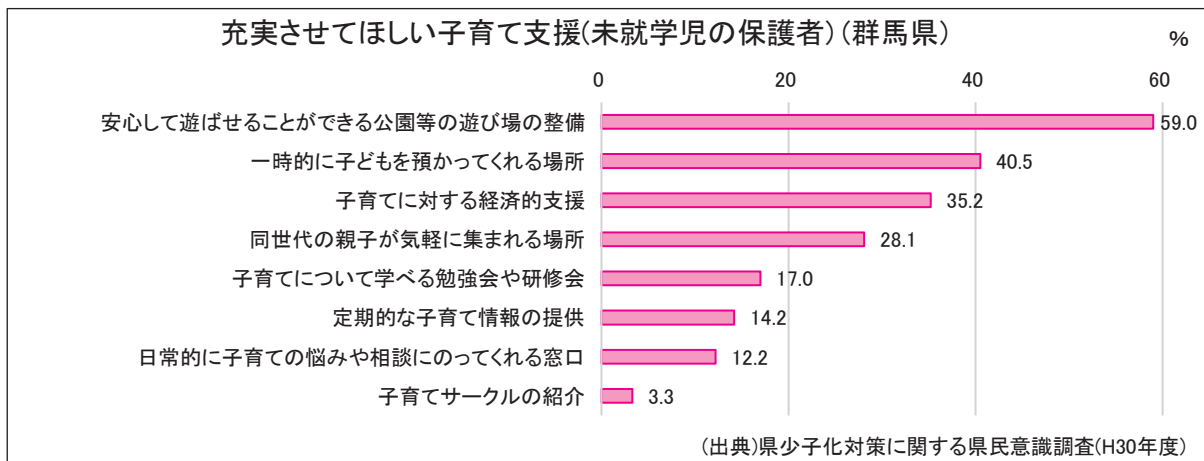
○ 保育サービスに対するニーズの多様化

県の調査によると、保護者の約4割が子どもを持ちながら仕事を続けるのが望ましいと考えている一方で、仕事と子育ての両立に不安や負担を感じるといった声や、一時的に子どもを預かってくれる場所が欲しいといった声も多くなっています。



近年、雇用形態の多様化や勤務時間の長時間化等により、従来の保育所等による保育サービスの提供だけではなく、多様なニーズに応える必要があります。

県内では、保護者の出産や冠婚葬祭等の理由により、家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所等その他の場所で一時的に預かりを行う一時預かり事業が160か所で実施されています。また、病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う病児保育事業が82か所で実施されています。いずれも、きめ細かい保育需要に対応するものであり、仕事と子育ての両立に資する重要な事業として、各地域において、利用を希望する全ての保護者が利用できるような実施箇所数を増やしていくことが重要です。



○ 放課後における子どもの生活の場の重要性

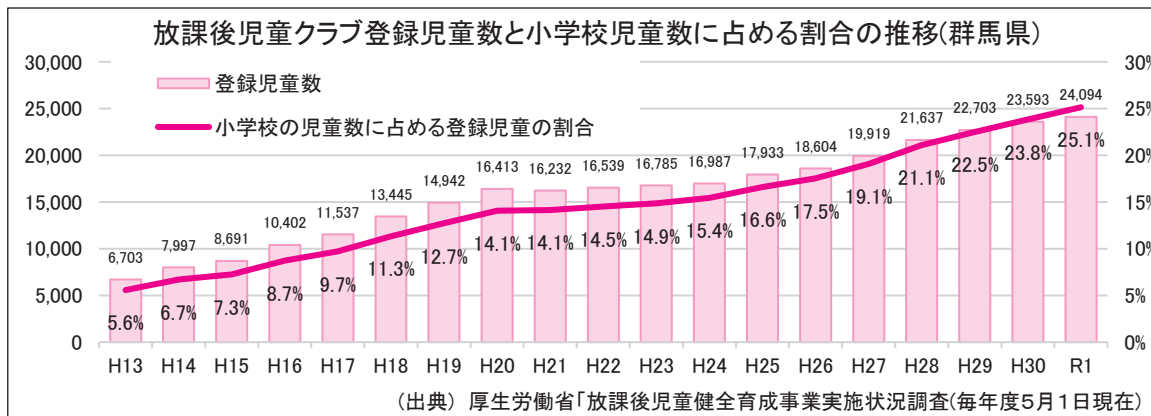
(放課後児童クラブ(※3))

放課後児童クラブでは、仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後、土曜日、長期休暇期間等に、遊び及び生活の場を提供しています。

働く女性の増加や対象児童の小学6年生までの拡大等に伴い、県内の放課後児童クラブ登録児童数は年々増加しています。市町村ごとに施設整備等を行い需要に対応していますが、適正な人数(※4)を超えて受け入れているケースが散見されるほか、待機児童が発生している市町村もあります。

放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員に、必要な知識・技能を習得してもらうための研修を実施し、質の向上を図るとともに、登録児童数の増加に対応するため、放課後児童クラブを更に増やすことが必要です。

また、受け入れ人数が増加している障害のある児童のほか、虐待やいじめを受けた児童や、日本語能力が十分でない児童等が安心して過ごすことができるよう、放課後児童クラブの機能を強化することが必要です。



(放課後子ども教室(※5))

放課後子ども教室は、地域のボランティア等の協力の下、学校の空き教室等を活用して実施され、放課後や週末等に子どもたちに体験活動や地域住民等との交流活動を提供しています。

(放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的もしくは連携した実施)

共働き家庭等の「小1の壁(※6)」を打破し、次代を担う人材を育成するためには、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができることが重要です。

このため、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的又は連携した実施が求められます。

- (※3) **放課後児童クラブ** 共働き家庭などの小学校に就学している児童を対象として、放課後に適切な遊びや生活の場を提供する。基本的に授業日、土曜日及び長期休業日に実施され、費用は原則有料。放課後子ども教室に比べて、遅い時間まで実施。
- (※4) **放課後児童クラブにおける適正な人数** 国は、職員配置の基準として、遊び・生活の場等を提供する支援の単位(=「支援単位」)当たりの児童の数(集団の規模)を「概ね 40 人以下が望ましい」としている。支援単位当たりの児童の数の上限は、各市町村が条例で定める。
- (※5) **放課後子ども教室** 全ての子どもを対象として、学習支援や多様なプログラムを実施する。授業日や週休日等に実施され、費用は原則無料。市町村(学校)により、実施プログラム等が異なる。
- (※6) **小1の壁** 子どもを放課後児童クラブに預けられない場合や、保育所等よりも放課後児童クラブの終了時間が早くなる場合など、子どもの小学校入学を期に仕事と育児の両立が困難になること。ほかに、保護者会・授業参観など平日の行事が増えることなども要因として考えられる。

施策の方向と具体的施策

○ 男女ともに働きやすい職場環境整備

希望する女性が、キャリアを中断することなく、仕事と家庭を両立しながら継続して就業できるよう、男性の家事・育児への参画を推進します。また、男女ともに働きやすい職場環境整備を推進するため、関係法令の周知啓発や具体的な取組方法等の普及により、県内各事業所の男女共同参画推進、女性活躍推進、仕事と家庭の両立支援を促進します。

○ 一時預かり等の推進

希望する保護者に対してサービスが十分に行き渡り、仕事をしながら子育てをする家庭が不安感や負担感を感じないように、ファミリー・サポート・センター(※7)や病児保育等の実施箇所数の増加と質の向上を図ります。

○ 放課後の「子どもの生活の場」拡充と質の向上

放課後児童クラブに係る適切なニーズ把握に基づく待機児童解消、受け入れ児童数の適正化や障害児の受入体制の拡充に向け、市町村の施設整備、運営等体制整備への財政的支援を行います。また、放課後児童支援員の処遇改善等について、積極的に市町村を支援します。

さらに、市町村や市町村教育委員会に働きかけ、放課後児童クラブによる学校施設の活用や、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的もしくは連携した実施体制の整備を進めます。

ア 働きやすい職場環境の整備

① 企業経営者等の意識改革促進	○企業の経営者や管理職等を対象に、部下のワーク・ライフ・バランスを促進する「イクボス(※8)」を養成するためのセミナー(ぐんまのイクボス養成塾)を開催します。
② 働き方改革の推進	○働き方改革への具体的な取組方法等をまとめた啓発冊子を作成し、県内企業の人事労務担当者等を対象とした研修会を開催します。 ○社会保険労務士や中小企業診断士等を対象に研修を実施し、働き方改革に関する専門家(働き方改革アドバイザー)を養成します。
③ 認証制度等による事業所へのインセンティブ付与	○「群馬県いきいきGカンパニー認証制度」により、育児や介護と仕事の両立(例えば、育児休業制度に関する社内規則整備など)、職場における女性の活躍や従業員のワーク・ライフ・バランスの実現等を推進する事業所を認証します。 ○認証企業が実施する職場内家庭教育研修会へ講師を派遣し、従業員の学習機会を提供するとともに、地域や社会全体で家庭教育支援を行う機運を高めます。 ○働きやすい職場の目安となる国の認定制度取得企業の増加を図るため、群馬労働局と連携し、県内事業所への情報提供等を行います。

(※7) **ファミリー・サポート・センター** 児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

(※8) **イクボス** 職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の両立)を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司のこと。群馬県が考案した用語。

イ 男女共同参画推進と女性就業支援

① 男女共同参画の推進	○県内事業所における「男女共同参画推進員」の設置を促進し、男女ともに仕事と家庭を両立させ、性別にかかわらず能力を発揮できる職場環境づくりを推進します。
② 女性の就業支援	○女性の就業を容易にするため、工場や事業所の増改築や設備の導入のための資金貸付（中小企業パワーアップ資金（職場創造支援要件）貸付）を行います。 ○「ジョブカフェ・マザーズ」を運営し、家庭との両立を図りながら再就職を希望する女性を、カウンセリングや企業とのマッチング等により支援します。 ○離職者等再就職訓練のうち、女性がチャレンジしやすい分野について、通常よりも短時間のコースや託児サービス付きコースを設定し、再就職によるキャリア形成を支援します。
③ 女性のキャリア形成支援	○創業に関心のある女性と女性創業者との交流を通して、女性による創業の魅力を伝え、女性の創業機運の醸成を図ります。 ○管理職や管理職候補の女性を対象に、リーダーに必要なスキルの学習や、交流・意見交換を行う交流会（女性リーダー交流会）を開催します。

ウ 一時預かり等施策の推進

① 適切な運営の支援	○市町村が実施するファミリー・サポート・センター事業について、適切に運営できるよう助言を行います。また、職員の情報交換会や研修の実施により、事業の質の向上を図ります。 ○市町村が実施する子育て短期支援事業について、適切に運営できるよう助言します。（子育て短期支援事業：家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設に入所させ、必要な保護を行うこと）
② 実施箇所数の増加と質の向上	○市町村や民間団体へ運営費補助等支援メニューを周知し、一時預かり事業の実施箇所数増加を図ります。 ○一時預かり事業を実施する施設の所在地や当日の空き状況を可視化することにより、保護者が事業を利用しやすい環境を整備します。

エ 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の整備

① 放課後児童クラブの運営支援及び施設整備促進	○市町村や社会福祉法人等が整備する放課後児童クラブに必要な経費補助を行い、受け入れ児童数の拡大や、子どもの遊び・生活・静養の場の環境改善を促進します。
② 放課後児童クラブの従事者の質の向上	○放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として必要な知識・技能を習得してもらうため、地域の状況を踏まえて研修を実施します。（放課後児童支援員認定資格研修） ○放課後児童支援員及び補助員の資質の向上を図ります。（放課後児童支援員等資質向上研修事業）

③ 放課後子ども教室の実施	○希望する子どもを対象に、地域の方々の協力を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う「放課後子ども教室」を実施する市町村を支援します。【関連施策：IV-1-(2)地域や企業との連携】
④ 放課後児童クラブや放課後子ども教室の一体的もしくは連携した実施の促進	○学校施設を活用し放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を整備する場合について、市町村への助言等を行います。 ○放課後児童クラブと放課後子ども教室の同一敷地内での実施、もしくは双方の児童の交流等を推進します。

◆主な連動施策 I-2-(2)質の高い幼児教育・保育の提供

〈別冊参照〉

県内の各地域の特性に応じた子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容については、別冊『第2期群馬県子ども・子育て支援事業支援計画』に記載します。
(別冊中の該当箇所：4 県内の各地域の特性に応じた子ども・子育て支援策の充実 (7)一時預かり事業等、(10)放課後児童クラブ及び放課後子ども教室)



いきいきGカンパニー認証制度

県では、仕事と家庭の両立や柔軟で多様な働き方など、男女がともに働きやすい職場環境整備を推進する事業所を「いきいきGカンパニー」として認証しています。

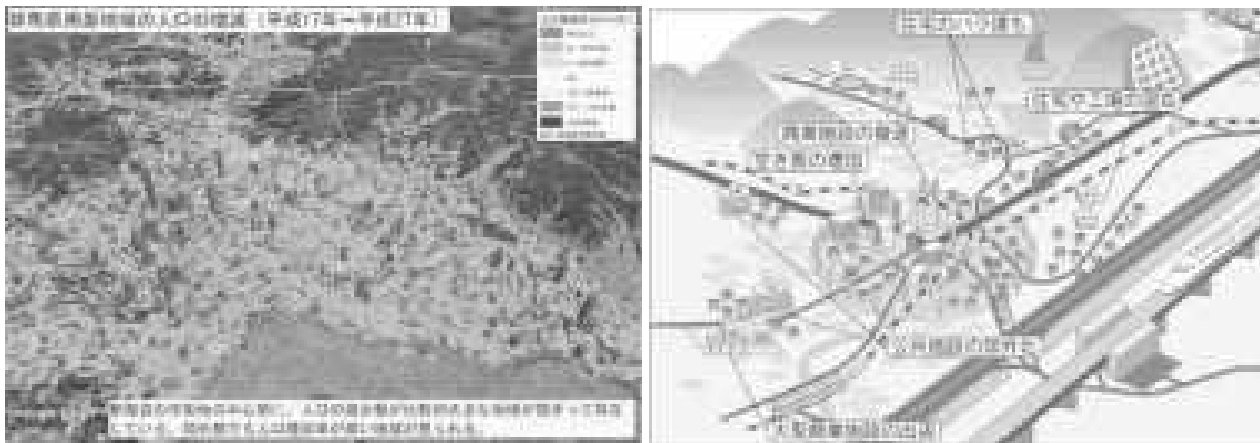
認証事業所では、自社の実情や課題に応じて社内の風土や制度を改革し、長時間労働の削減や女性の活躍などを推進しています。県では、優良な取組を行っている事業所を表彰するとともに、事例集や県が開催するセミナー等で取組内容を普及しています。



(4) 子育てしやすいまちづくり 次世代 子育て

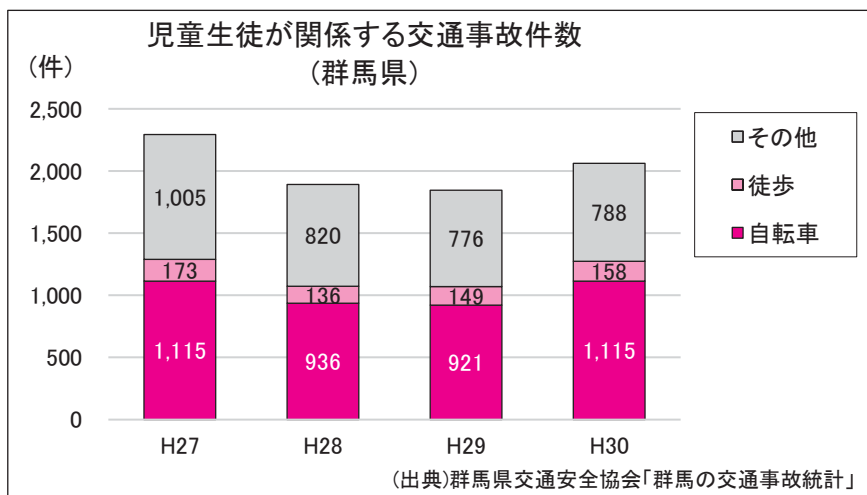
現状と課題

少子高齢化、人口減少社会においては、都市の郊外化や低密度化の進展により、空き家・空き地が増加し、治安や景観が悪化することでまちに活気がなくなることが懸念されています。子育てしやすいまちづくりを推進するとともに、子育ての不安や負担を解消し、子育て世帯の増加を図る必要があります。



県の調査によると、子育て世帯は、子どもが安心して遊ぶことのできる場所を求めています（72、77 ページ参照）。

また、子育てしやすいまちづくりのためには、子どもの遊び場を確保するだけでなく、親子が安全・安心に暮らせるまちを実現する必要があります。しかし、県内の児童生徒が関係する交通事故件数は依然として多く、子どもが交通事故に遭わないよう、環境整備や子どもの交通安全教育を行う必要があります。



さらに、子育ての上で、親子が安心して暮らすことのできる住居を持つことは非常に大切です。しかし、ひとり親世帯や子育て世帯等が民間賃貸住宅において入居を拒まれる場合が散見されます。また、人口減少により、公営住宅の戸数は減少していく見込みです。このように、子育て世帯が住居を確保することが難しくなっています。

施策の方向と具体的施策

子どもが安全に、安心して遊ぶことができるよう公園を整備します。

また、公園だけでなく歩道や自転車通行空間の整備を推進し、子どもたちが安心して利用できる交通環境を確保します。さらに、警察等関係機関と連携し、子どもに対する交通安全教育を実施します。

住居確保の観点からは、子育て世帯が民間賃貸住宅に円滑に入居できる環境を整え、公営住宅においても、子育て世帯を積極的に受け入れられる環境を整備します。まち全体の観点からは、市街地の秩序ある整備を図り、中心市街地活性化や良好な住宅地を供給する等、様々なニーズに対応した安全・安心で快適な居住環境を形成します。

ア 子育てにやさしい公園整備

<p>① 公園の整備</p>	<p>○県立5公園(敷島公園、群馬の森、金山総合公園、観音山ファミリーパーク、多々良沼公園)では、遊具等の公園施設の管理・修繕・更新を適正に行い、子どもが笑顔で安全・安心に遊ぶことができる公園を維持します。</p> <p>○市町村が設置する都市公園の開設や、国からの情報を伝達する機会等を通じて、市町村に対して必要な助言を行います。</p>
----------------	--

イ 安全で利用しやすい交通環境の整備

<p>① 歩道の整備</p>	<p>○通学路や、市町村が通学路安全プログラムに位置付けた箇所について、歩道整備等を推進します。</p>
<p>② 自転車通行空間の整備</p>	<p>○県の自転車活用推進計画に基づき、中学生・高校生の通学利用ルートから優先的に整備を推進します。</p>
<p>③ 多様な移動手段の確保</p>	<p>○新たな移動手段(自治会やNPO法人等が行う相乗りの取組など)の導入実証実験や自動運転技術を活用した社会実験に取り組み、「自動車以外の移動手段」も選択できる社会をつくります。</p>
<p>④ 交通安全教育推進</p>	<p>○交通安全教育推進会議により、警察・学校・関係機関等と連携した様々な取組を行い、事故防止を図ります。</p>
<p>⑤ サイクルサミット</p>	<p>○高校生の交通安全に対する意識を向上させるため、警察や教習所協会と連携して交通安全教育を進めます。</p>

ウ 子育て世帯への住宅の供給

<p>① 県営住宅子育て支援</p>	<p>○子育て中の世帯(ひとり親世帯、多子世帯、子どもが小学校以下世帯のいずれかに該当し、かつ13歳未満の児童と同居)に対し、小中学校に近接する県営住宅をあっせんします。</p> <p>○ひとり親世帯、多子世帯、子どもが小学校以下の世帯には、入居抽選の優遇を行うとともに、小学校未就学世帯には入居収入基準の緩和を行います。</p> <p>○県営住宅の一部をシングルマザー向けシェアハウスとして整備し、母子世帯が共同生活を通じて互いに支え合いながら育児や家事の負担を軽減できるように支援を行います。また、本事業をモデルとして県内市町村への普及を進めます。</p>
--------------------	--

<p>② 賃貸住宅の供給支援</p>	<p>○子育て世帯等の入居を拒まない民間賃貸住宅に関する情報を「セーフティネット住宅情報提供システム」及び、「群馬あんしん賃貸ネット」により提供します。</p> <p>○一般社団法人移住・住みかえ支援機構が実施するマイホーム借上げ制度を推進します。</p>
--------------------	--

エ 快適な居住環境づくり

<p>① 土地区画整理事業</p>	<p>○道路・公園等の公共施設を整備し、健全な市街地の形成と快適な居住環境の整備を推進します。</p>
-------------------	---

◆主な連動施策 I-2-(2)質の高い幼児教育・保育の提供

総論

計画の策定

計画の推進

現状

基本的な考え方

名論(基本方針)

I

II

III

IV

資料編

基本方針Ⅲ 困難な状況を把握し子ども・若者やその家族を支える

基本目標1 虐待・被害を根絶する

子ども・若者が生き、育ち、守られることは、子どもの権利条約にもうたわれている、最も基本的で普遍的な権利です。

子どもの権利実現のため、妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援により、虐待を予防し根絶します。万一、虐待が発生した場合又は虐待のおそれがある場合には、早期に発見し、安全確保等、早期に対応する体制を整備します。

また、インターネットを利用した犯罪の増加等も踏まえ、子ども・若者が犯罪被害に遭わないよう、地域全体で防止体制を整備するとともに、被害者やその家族に対して心理的サポート等を実施します。

目標数値

項目	現状	目標
市町村子ども家庭総合支援拠点(※1)の設置箇所数	6箇所 (R元年度末)	35箇所 (R4年度末)
児童虐待死亡件数	4件 (H30年)	0件 (R6年)

(1) 虐待の予防と防止体制の整備 次世代 子・若 子育て

現状と課題

○ 児童虐待の根絶

児童虐待は、子どもへの重大な人権侵害です。「こどもの権利条約」の批准から既に25年が経過し、「児童虐待防止法」第3条において、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。」と虐待の禁止がうたわれていますが、未だに多数の事件が発生しています。

児童虐待の根絶のためには、県民一人ひとりが子どもの命を守り、虐待を見逃さないという姿勢を持つ必要があります。

相次ぐ児童虐待事件で社会的な関心が高まっていることもあり、児童虐待に関する相談件数が増えています。児童相談所の体制強化や、市町村・地域での取組など、児童虐待防止の取組を強力に推進する必要があります。一方、平成28年児童福祉法の改正により全市町村に義務付けられた子ども家庭総合支援拠点は、平成31年4月時点で6市村の設置にとどまっています。

(※1) **子ども家庭総合支援拠点** 子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う。

児童虐待の種類(4種類)

(出典)厚生労働省ホームページ「児童虐待の定義」より

身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス:DV) など

子どもを虐待から守るための5か条

(出典)厚生労働省資料より

1. 「おかしい」と感じたら迷わず市町村・児童相談所へ連絡 **(通告しましょう)**
2. 「しつけのつもり」は言い訳 **(子どもの立場で判断しましょう)**
3. ひとりで抱え込まない **(あなたにできることから即実行しましょう)**
4. 親の立場より子どもの立場 **(子どもの命が最優先です)**
5. 虐待はあなたの周りでも起こりうる **(特別なことではありません)**

○ **妊娠期からの早期発見及び適切な保護**

妊娠中から虐待を予防し、早期に発見するため、母子保健施策と児童虐待防止対策とのより一層の連携が必要です。医療機関・市町村との連携のもと、妊娠中から育児不安を抱える場合には、早期に子育て情報の提供や相談、保健指導等を行うことで、その後の継続した支援につなげることができます。

各市町村の母子保健担当課や、県の児童相談所、警察等において、各地域における子どもやその家庭に関する情報が把握されます。早期発見及び適切な保護を図るためには、その情報を県内全市町村で設置している要保護児童対策地域協議会で共有するなど、関係機関の円滑な連携・協力の確保が必要です。

(市町村要保護児童対策地域協議会で共有される情報入手先の例)

- ・ 妊娠届出時
- ・ 子育て世代包括支援センターでの面接
- ・ 育児不安やメンタルヘルスに不安を抱えている母親を対象とした保健福祉事務所での来所相談
- ・ 特定妊婦等の情報に関する医療機関と市町村の間での「妊産婦支援連絡票」の活用
- ・ 産後2週間での産婦健康診査や産後ケア事業

施策の方向と具体的施策

○ **児童虐待防止条例の制定**

児童虐待防止条例を制定し、児童虐待の根絶と虐待を受けた子どもを支援します。

○ **啓発活動、相談体制整備、市町村の支援**

児童虐待防止のための啓発活動を行うなど、県内に児童虐待根絶の意識を広めます。

また、予期しない妊娠をした妊婦や育児不安を訴える保護者など、問題を抱える人と接触する機会が多い市町村での取組を支援し、悩みを抱える人が相談しやすい体制を整備します。

ア 虐待の予防・防止

① 児童虐待防止条例の制定	○児童虐待防止条例を制定し、本県の特徴的な取組や、医療機関等関係機関との連携強化を推進します。また、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援します。
② 県民運動の高揚	○オレンジリボンキャンペーンとして児童虐待防止月間（毎年11月）における広報啓発活動をはじめ、出前なんでも講座や就学時健診等における説明、保育所等での啓発を行います。
③ 妊娠期からの虐待予防	○妊娠期から虐待予防の体制強化を図るため、妊娠に特化した相談窓口「ぐんま妊娠SOS」を実施します。また、必要に応じて受診同行等を行う、「妊娠SOSサポート事業」を実施し、関係機関との連携強化を図ります。
④ 地域での見守り・相談体制の整備	○民生委員・児童委員、主任児童委員に対し、児童虐待対応ハンドブックの配布や研修により、虐待予防の活動を推進します。
⑤ 相談しやすい窓口の整備	○児童相談所における相談をはじめ、24時間・365日の子育て電話相談「こどもホットライン24」などで子育て相談を受け付けます。また、LINEによる相談を行います。

イ 市町村における虐待予防・防止の取組への支援

① 子ども家庭総合支援拠点の設置支援	○子どもとその家庭及び妊産婦等が身近な場所で支援を受けられるよう、市町村における設置を促進します。
② 妊産婦支援事業の推進	○医療機関等と市町村母子保健担当部署との連携を図るため、「妊産婦支援連絡票」の活用を推進し、妊産婦の支援体制整備に努めます。
③ 人材の育成	○市町村職員を対象とした要保護児童対策地域協議会調整機関担当者研修や、児童福祉司(※2)任用資格認定等講習などにより、虐待予防・防止に取り組む人材を育成します。

ウ 親子関係の再構築

① 子育てトレーナー養成講座(ほめて育てるコミュニケーショントレーニング)	○県内各地域で「ほめトレ」を使った子育て講座開催を支援します。そのため、市町村職員等を対象に講座を開催する「トレーナー」の養成講座を実施します。【連動施策：Ⅱ-1-(3)親育ち支援】
② 母と子の関係を考える会(Mother & Child Group)の運営・普及	○子育てに悩んでいる母親たちが、グループで語ることにより、自分自身と向き合い、自分自身の心の傷を癒やし、新たな親子関係を築けるよう支援します。

◆主な連動施策 Ⅱ-1-(2)妊娠・出産支援
Ⅲ-4-(5)社会的養育体制の整備

(※2) 児童福祉司 児童相談所の職員として、子ども、保護者から子どもの福祉に関する相談に応じるほか、子ども、保護者、関係者に必要な支援・指導等を行う。

(2) 虐待の早期発見・早期対応 次世代 子・若 子育て

現状と課題

児童虐待は早期発見と早期対応が重要です。

平成30年12月に、国の児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議において、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)」が策定されました。これは、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目のない支援を受けられる体制の構築を目指したものです。

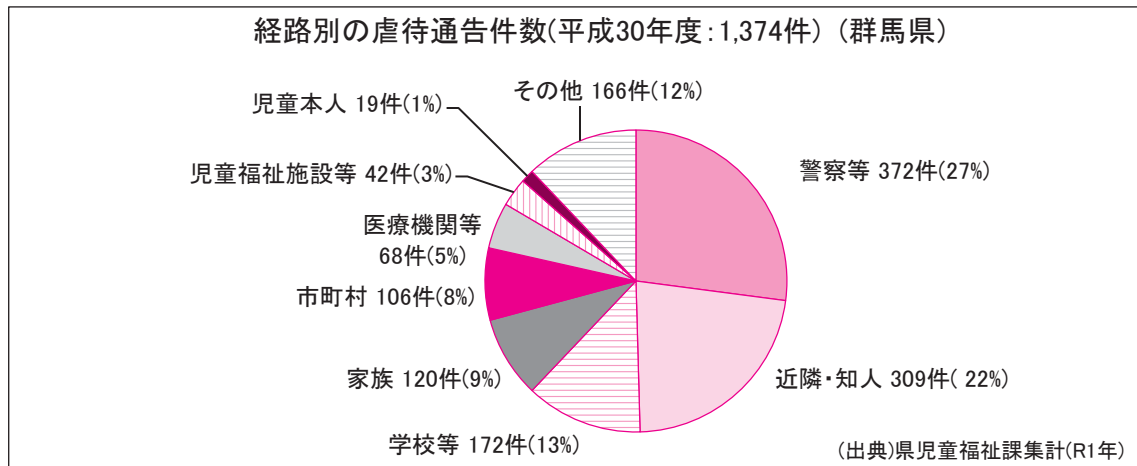
○ **早期発見のための対応**

児童虐待の第一発見者となり得る学校等の教職員(*)、児童福祉施設の職員、医療従事者、配偶者暴力相談支援センターの職員等が、児童虐待が疑われる子どもへの対応を身につける必要があります。(※ 保育関係者、幼稚園・小・中・高校・特別支援学校の教職員)

○ **発生時の対応**

児童虐待に関する通告は、児童相談所にも警察にも寄せられます。そのため、それぞれが持つ児童虐待事案に関する情報を共有することで、多角的に危機管理を行う必要があります。

児童相談所が通告を受けた児童虐待事案については、子どもの安全確認を確実にかつ早急に実施することが重要です。また、子どもの安全確保が必要な場合には、ためらうことなく一時保護を行う必要があります。



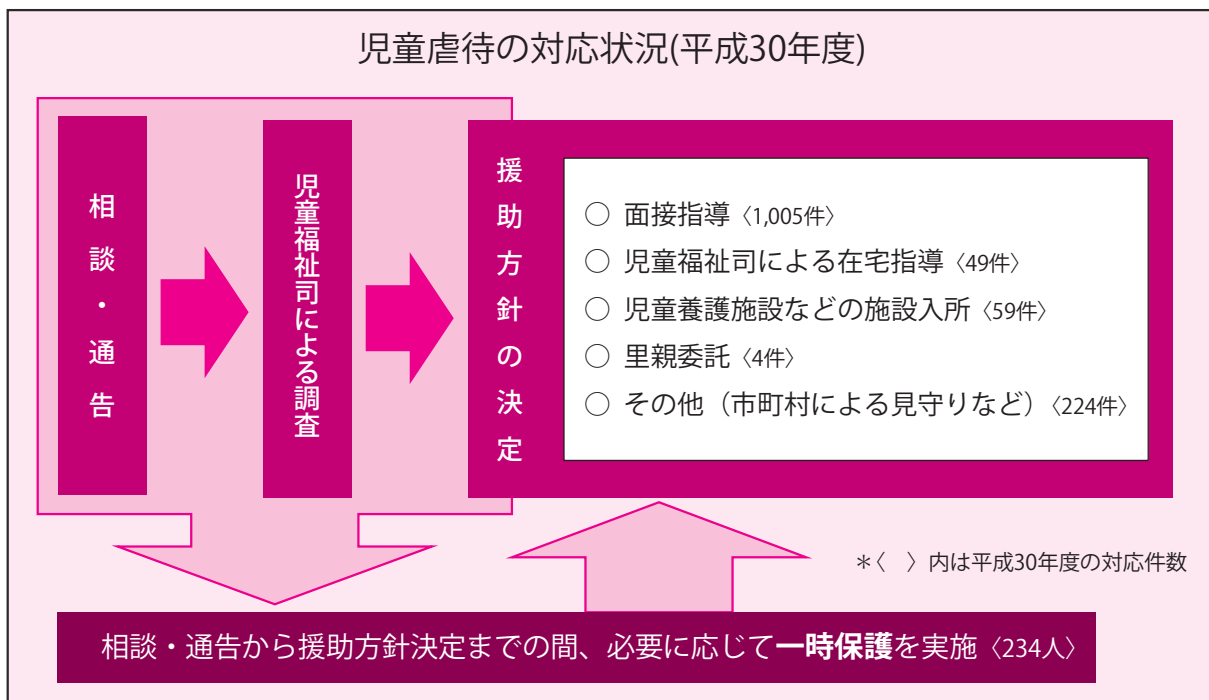
○ **児童相談所の体制強化**

新プランにより、児童相談所の体制強化を図ることとなり、児童福祉司は従来の児童相談所の管轄区域の人口4万人に1人から、令和4年度までに、人口3万人に1人の配置となりました。また、令和6年度までに、児童福祉司2人につき児童心理司(※1)1人を配置することとなりました。

○ **自立に向けた長期的な支援**

虐待を受けた子どもへの長期的な支援や、虐待に至った社会的背景などについても、県民の関心を高める必要があります。

(※1) **児童心理司** 児童相談所の職員として、子ども、保護者等の相談に応じ、心理診断を行うほか、心理療法、カウンセリング、助言等を行う。



施策の方向と具体的施策

○ **虐待を見逃さないための取組**

学校等の教職員、児童福祉施設の職員、医療機関従事者、配偶者暴力相談支援センターの職員等を対象に、児童虐待に関する研修を実施します。

虐待の見逃しを防ぐため、児童相談所と警察との間で、虐待事案に関する情報の連携を行います。

○ **早期の安全確認・保護と長期的な支援**

児童虐待に関する通告を受けた場合には、早急に子どもの安全確認を行うとともに、必要な場合には一時保護を行います。

市町村、医療機関、民間団体などと連携し、親子関係の再構築や社会的養育などにより、子どもが負った心の傷の回復に努めます。

○ **児童相談所の体制強化**

児童虐待発生時の迅速・的確な対応を確保するとともに、子どもや保護者等への指導を充実させるため、児童相談所に配置する児童福祉司を増員します。

また、児童虐待により心に傷を負った子どもへのカウンセリング等の充実を図るため、児童心理司を増員します。

ア 学校や医療関係機関等との連携強化

① 学校や医療機関との連携	○群馬大学病院において、地域の医療機関への助言、虐待の早期発見・対応に係る研修等を実施します(群馬県児童虐待防止医療ネットワーク事業)。これにより、地域の中核病院の虐待対応力を強化します。
---------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ○学校等の教職員、児童福祉施設の職員、医療機関従事者、配偶者暴力相談支援センターの職員等を対象に、児童虐待を発見した際の初期対応研修を実施します。 ○児童虐待に知見のある医師を「児童虐待防止医療アドバイザー」として委嘱し、専門的助言を得ながら対応します。
② 児童相談所と警察との連携	○児童相談所と警察との間で、それぞれが持つ児童虐待事案に関する情報の全件共有や、立入調査の合同訓練を実施します。
③ 市町村要保護児童対策地域協議会への支援	○各児童相談所に児童家庭相談アドバイザーを置くほか、各市町村の調整担当者の研修を実施するなど、市町村要保護児童対策地域協議会の運営を支援します。また、関係機関の連携と協力により、虐待の早期発見及び子どもへの迅速な支援を行います。

イ 被虐待児童の早期保護

① 子どもの早期安全確認	<ul style="list-style-type: none"> ○児童相談所全国共通ダイヤル(電話局番なし189(いちはやく))を周知します。(通話料無料) ○児童虐待通告を受けた場合には、原則24時間以内(国基準48時間以内)に安全確認を行います。
② 児童相談所の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ○児童福祉司、児童心理司などの専門職の増員を図ります。 ○指導及び教育を行う児童福祉司(スーパーバイザー)を置き、児童福祉司の業務の質向上を図ります。 ○弁護士や警察官との連携を強化し、助言を得ながら困難な事案に対応します。 ○親子分離が必要な場合には、児童相談所長が親権を代行するほか、親権者等のある児童についても、児童相談所長が子どもの福祉のために必要な監護・教育等を行います。
③ 虐待を受けた子どもの心理的ケア	<ul style="list-style-type: none"> ○母と子の関係を考える会(Mother & Child Group)の運営・普及を図ります。 ○実親による養育が困難な場合は、里親委託などの社会的養育により子どもの健全育成を図ります。子どもを受け入れる施設では、小規模グループケアや個別対応職員等を配置し、きめ細かなケアを行います。児童養護施設においても、小規模グループケアや個別対応職員等を配置し、きめ細かなケアを行います。

◆主な連動施策 Ⅲ-4-(5)社会的養育体制の整備

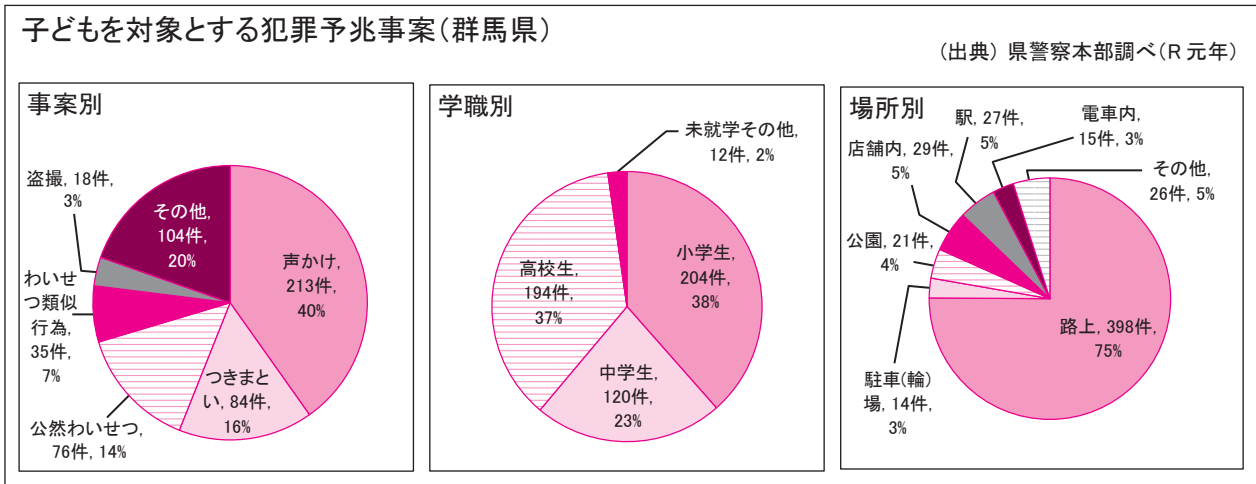
(3) 子ども・若者の犯罪被害の防止と被害者支援 次世代 子・若

現状と課題

○ **登下校時等の子どもの安全**

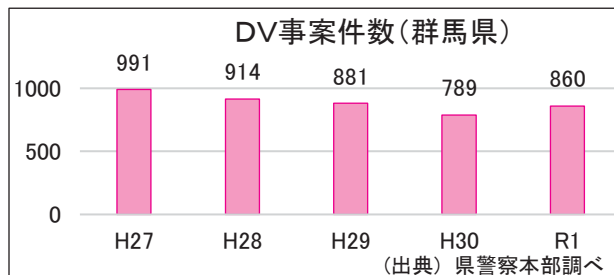
登下校時の児童が被害者となる事件事故が全国的に発生し社会問題となっており、県内においても不審者が子どもに声をかけるなどの「声かけ事案」が後を絶ちません。

保護者への不審者情報の迅速な発信と安全・安心な地域づくりが求められています。



○ **DV(ドメスティックバイオレンス)**

県内のDV、ストーカーの相談件数は減少傾向にあるものの、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう「面前DV」は、子どもの心に深い傷を残す心理的な虐待の一つです。児童虐待の背後にはDVがある場合もあります。



○ **インターネット等を介した子どもの被害**

スマートフォンが普及し、子ども・若者の所持率も非常に高まっています。

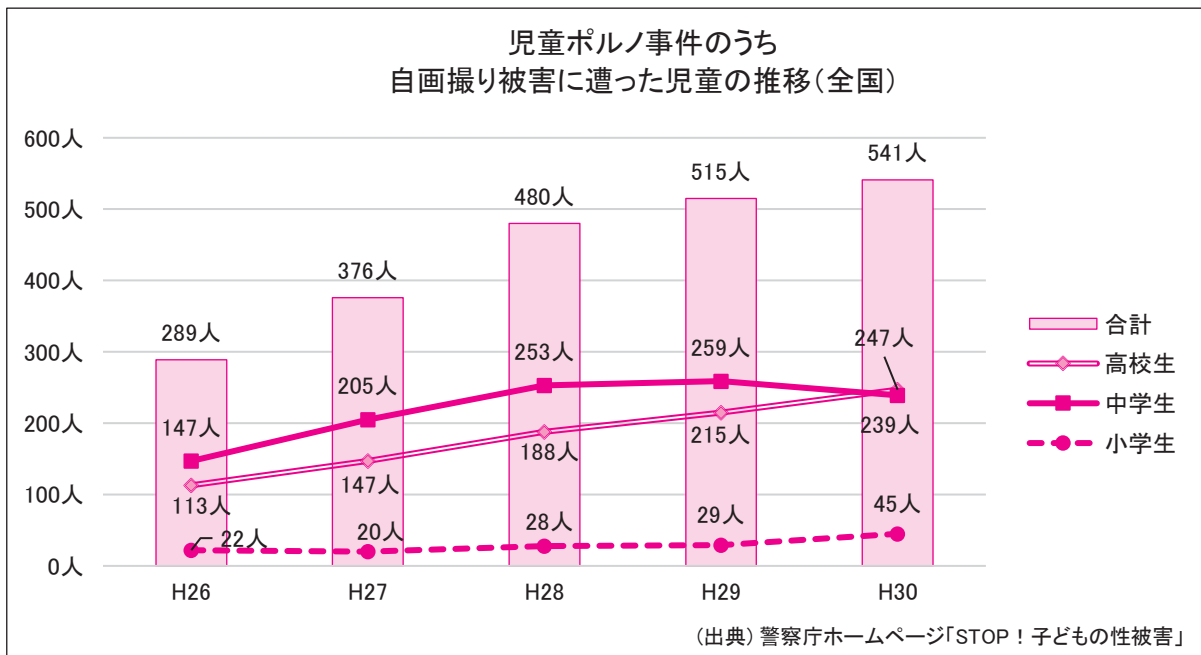
インターネット等を利用した児童買春や児童ポルノ、青少年健全育成条例違反等の犯罪被害が発生しています。子どもがSNSを通じて知り合った相手から犯罪被害を受ける事件も全国各地で起きています。

また、スマートフォンやオンラインゲームの過度な使用がやめられなくなるインターネット依存の問題が顕在化してきています。WHO(世界保健機関)は、ゲームの過度な使用で日常生活に支障を来す「ゲーム障害」を精神疾患の一つに位置付けました。

児童生徒のインターネット利用状況は把握しづらいことから、保護者を巻き込んだスマートフォン利用のルールづくりや、子どものパソコンやスマートフォンなどの利用を、親がコントロールするペアレンタルコントロール(※1)への意識啓発が必要です。また、違法・有害情報へのアクセスを制限するフィルタリング(※2)の必要性を周知することも必要です。

(※1) **ペアレンタルコントロール** 子どもによるスマートフォンなどの情報通信機器の利用を、保護者が把握・安全管理を行う仕組み。

(※2) **フィルタリング** 子どもがインターネットを利用する際、犯罪に関するサイトなど不適切なサイトやアプリを利用できないようにブロックする機能。



○ **犯罪被害者等の支援**

犯罪等の被害に遭った子どもの心身の負担を軽減し、立ち直りを支援するため、県、市町村、警察及び関係団体が連携して対応していますが、支援施策の更なる周知や、体制整備等を図る必要があります。

施策の方向と具体的施策

○ **地域での防犯活動の推進**

不審者情報等について、保護者や防犯ボランティア団体等へのタイムリーな情報提供を行うほか、小学生が安全・安心に学校生活を送れるよう、登下校を含む安全管理体制を整備します。

警察と学校の間で、きめ細かい情報、緊急性が高い情報、危険箇所等に関する情報の共有が図れるように体制の構築に努めます。

また、防犯講話や研修会の開催により、犯罪の発生しにくい地域づくりのための啓発活動を行います。

○ **DV対策**

関係者会議で情報交換を行うなど、警察や配偶者暴力相談支援センター等の関係機関との協力体制を保持します。

○ **有害環境から子どもを守る取組の推進**

セーフネット標語「おぜのかみさま」を活用し、ネットリテラシー(※3)の向上など、児童生徒、教職員、保護者に対し、インターネットに潜む危険性に係る正しい認識の普及を図ります。

また、警察において、少年の健全育成を阻害する犯罪の徹底検挙に努めます。

(※3) **ネットリテラシー** インターネットの便利さと脅威、ルールを理解し、適確な情報を利用して、正しく使いこなすための知識や能力。

○ 犯罪被害者等の支援

第3次群馬県犯罪被害者等基本計画（計画期間：平成29年度～令和3年度）に基づき、関係機関が連携し、犯罪被害者等の支援を推進します。

ア 犯罪被害に遭いにくい地域づくり

<p>① 安全に関する情報の提供</p>	<p>○住民の自主防犯意識高揚のための情報発信に努めます。 （「上州くん安全安心メール」、「群馬県警察公式ツイッター」、市町村防災無線の活用）</p> <p>○県内で発生した声かけ事案情報をまとめ、保育所等、小・中・高校、特別支援学校、各教育事務所に対してメールで配信します。</p>
<p>② 地域での防犯活動推進</p>	<p>○犯罪が起りやすい場所、安全な場所を見分ける能力を身につけさせる学習プログラム「地域安全マップづくり」に取り組む小学校等に対し、指導員を派遣します。</p> <p>○スクールガード・リーダー（※4）を中心に学校、地域、ボランティア等が連携をして、子どもの安全を図ります。</p> <p>○日常生活・事業活動を行いながら、防犯の視点を持って見守りを行う「ながら見守り」活動への協力依頼に努めます。</p> <p>○自主防犯活動に対し、青パト（青色回転灯装備車）講習会、物品貸与、保険加入等の支援を行います。また、事業者等が行う防犯CSR活動（※5）や、「子ども110番の家・車」などの防犯ボランティア活動等を支援します。【関連施策：Ⅳ-1-(1) 子ども・若者の支援者の確保】</p>
<p>③ 子ども・若者向けの被害防止講座等の開催</p>	<p>○保育所等、小学校、放課後児童クラブ、子ども会等で、防犯標語「いかのおすし」（「いかない、のらない、おおごえでさげふ、すぐにげる、しらせる」）等の紙芝居を使用して、誘拐・連れ去り防止の説明やロールプレイを行います。</p> <p>○県内の高校、大学、専門学校、企業等に対して防犯講話や研修を実施し、防犯意識向上に努めます。</p> <p>○幼児に対し、警察署に配置されたスクールサポーターによる防犯教室を充実します。</p>
<p>④ 近隣都県と連携した意識啓発</p>	<p>○若者を対象として、関東甲信越各都県、政令市及び国民生活センターと共同で、悪質商法被害に遭わないための被害防止キャンペーンを実施します。</p>

（※4）**スクールガード・リーダー** 学校の防犯体制及び学校安全ボランティア（スクールガード）の活動に対して専門的な指導を行う者。警察官OB等に委嘱して実施。

（※5）**CSR活動** CSR: Corporate Social Responsibility。企業の社会的責任。企業が自社の利益のみを追求するだけでなく、経済・環境・社会など幅広い分野で経済全体の活性化やより良い社会づくりを目指す自発的な取組。

<p>⑤ 有害環境から子どもを守る取組推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○少年の福祉を害する犯罪の徹底検挙に努めるほか、関係団体や防犯ボランティアとの連携、青少年に有害な図書等の指定など、有害環境浄化対策に取り組みます。 ○インターネット等の普及による有害環境から子どもを守るため、セーフネット標語「おぜのかみさま」の普及啓発や情報モラル講習会等を開催し、ネットリテラシーの向上に取り組みます。 ○携帯電話販売事業者等に対し、フィルタリングの普及促進を要請します。 ○県内全小・中学校の生徒指導担当者が参加する「小学校及び中学校生徒指導対策協議会」において、携帯インターネット問題講習会を開催し、学校での児童生徒や保護者を対象とした指導を充実させます。
---------------------------	---

イ 被害者及びその家族への支援

<p>① 犯罪被害者等の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○犯罪被害者の経済的負担の軽減を図るため、被害により医療機関を受診する際等の初診料等の公費支出を行います。また、心理的負担軽減のため、警察部内の臨床心理士によるカウンセリングや、必要に応じて精神科等の受診を促します（公費支出）。 ○再被害のおそれのある犯罪被害者に対しては、再被害防止対象者に指定し、組織的な保護対策を行います。また、再被害防止対象者に長時間録画装置等の保護対策機材を貸与して、再被害の防止を図ります。 ○群馬県性暴力被害者サポートセンターで被害者からの相談に応じるとともに、第3次犯罪被害者等基本計画に基づき、関係機関と連携し、犯罪被害者等を支援します。
<p>② 犯罪被害者への配慮意識の醸成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○中学生・高校生に対する、犯罪被害者や犯罪被害者遺族等による「命の大切さを学ぶ教室」が、多くの学校で開催されるように、学校への働きかけを行います。また、犯罪被害者等に対する理解を更に深めるため、受講者に警察庁主催の「大切な命を守る全国中学・高校生作文コンクール」への応募を促します。 ○大学生に対し、犯罪被害者支援について周知するための講義を積極的に実施します。また、犯罪被害者支援の広報啓発活動にボランティアとして参加を募り、犯罪被害者に対する意識向上を図ります。

おぜのかみさま

県民に親しみのある『尾瀬』をモチーフにした、子どもをネット犯罪から守る

7つの約束。

- お:おくらない(写真)「児童ポルノの被害から」
- ぜ:ぜったい会わない「性犯罪の被害から」
- の:のせない(個人情報)「個人情報の漏洩から」
- か:かきこまない(悪口等)「ネット上のいじめから」
- み:みない(有害サイト)「有害サイトから」
- さ:さがさない(出会い)「出会い系サイトから」
- ま:まもる(ルール)「ネット依存から」



インターネット依存

2019年5月、WHO(世界保健機関)は、オンラインゲームなどへの依存で日常生活に深刻な影響が出る「ゲーム障害」を国際疾病として正式に認定しました。

スマートフォンなどの普及に伴い、オンラインゲームやインターネットの過剰な使用により、睡眠障害や対人関係のトラブルなどの悪影響が懸念されています。

厚生労働省の調査によると、病的なインターネット依存が疑われる中高生は93万人(2017年)いると推計されており、インターネットやゲームと上手に付き合うことが求められています。



基本目標2 貧困の連鎖を断ち、誰でも希望をかなえられる社会をつくる

貧困は、子どもの進学や就職など、将来の選択に大きな影響を及ぼす可能性があります。また、「子どもの貧困」は、直面する課題だけでなく、その影響が次の世代へと受け継がれてしまう可能性が高いことが大きな問題です。

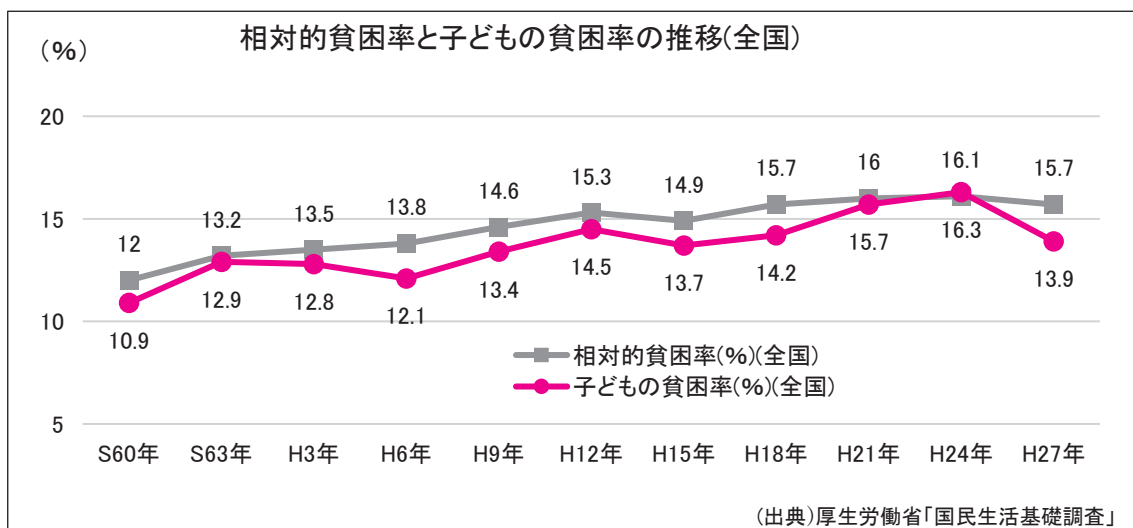
子どもの生活・学習支援や保護者への経済的支援により、貧困の世代間連鎖を解消し、全ての子どもが夢と希望を持って成長していける社会の実現に向けて、取組を進めます。

目標数値

項目	現状	目標
生活困窮世帯等への学習支援実施市町村数	33 市町村 (H30 年度末)	35 市町村 (R6 年度末)
子ども食堂がある市町村数	15 市町 (H30 年度末)	35 市町村 (R6 年度末)
ひとり親 (母子世帯) の正規雇用率	43.3% (H28 年度)	45.0% (R3 年度)
ひとり親 (父子世帯) の正規雇用率	64.6% (H28 年度)	69.0% (R3 年度)

○ 子どもの貧困に係る状況等

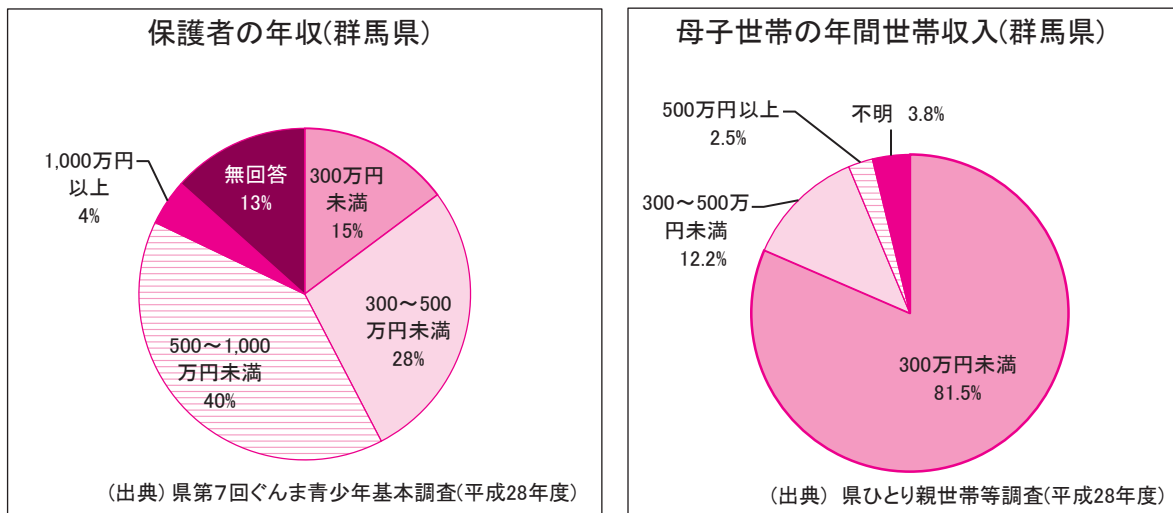
我が国の相対的貧困率(※1)及び子どもの貧困率(※2)は、平成27年にそれぞれ15.7%、13.9%であり、ともに前回調査時に比べ、低下しているものの、およそ7人に1人の子どもが平均的な所得の半分以下で暮らしていることとなります。



平成28年度に県が実施した「ぐんま青少年基本調査」及び「ひとり親世帯等調査」では、世帯全体の約15%が年収300万円未満であり、ひとり親世帯にあっては、8割以上が年収300万円未満であることが分かりました。

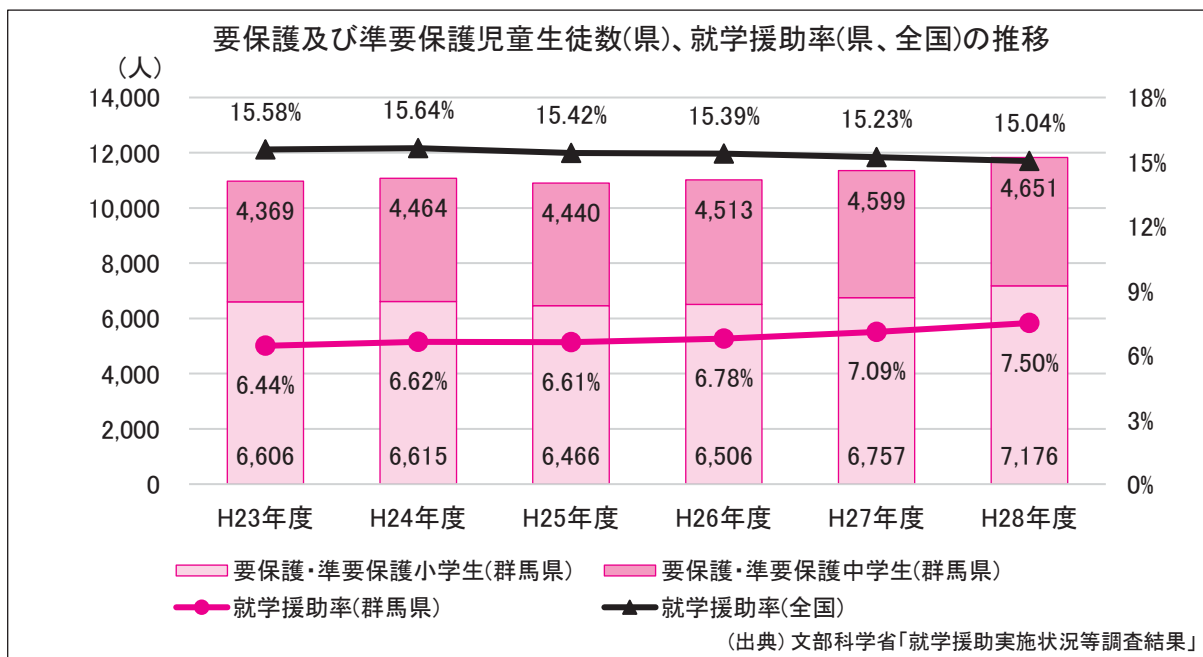
(※1) **相対的貧困率** 収入から税金・社会保険料等を差し引いた手取り収入から、世帯人員による影響を調整して算出した、世帯人員一人当たりの所得の中央値の半分の額(「貧困線」という)に満たない人の割合。平成27年の貧困線は、122万円であった。

(※2) **子どもの貧困率** 17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合。



また、市町村では、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒(義務教育)の保護者に対し、学用品費及び学校給食費等を援助しています。この就学援助を受けた児童生徒数は、平成28年度は11,827人となり、平成23年度に比べて852人増加しました。

平成28年度の就学援助率は7.50%で、全国よりは低いものの、年々上昇しています。



子どもの貧困対策推進の基本的視点

○ 貧困の世代間連鎖の解消

収入の低い世帯の子どもが、将来、低所得者となるわけではありませんが、貧困が子どもの将来に影響を及ぼすことがあります。その影響が次の世代へ受け継がれないよう、「貧困の世代間連鎖の解消」の視点が重要です。

○ 貧困を背景にした様々な困難な状況への対応

また、子どもの貧困は表面化しにくいことが特徴です。世論の一部にある「子育ては家庭の責任」や「貧困は親の責任」などの風潮のため、保護者に「誰にも頼れない」、「貧困であることを隠したい」という心理が働き、実態を把握するのが難しい状況にあります。

しかし、現実には、家庭が食費等の生活費を切り詰めながら生活する状況にあったり、部活動や進学のための経費を払うことが出来なかったりと、つらい思いをしている子どもも少なくありません。こういった通常得られるべき体験や教育の機会の不足は、自己肯定感を低め、更なる意欲の低下等による悪循環に陥るほか、様々な葛藤が子どもたちの心に大きな影響を及ぼします。そして、親子の関係の悪化や、不登校や問題行動につながる懸念もあります。

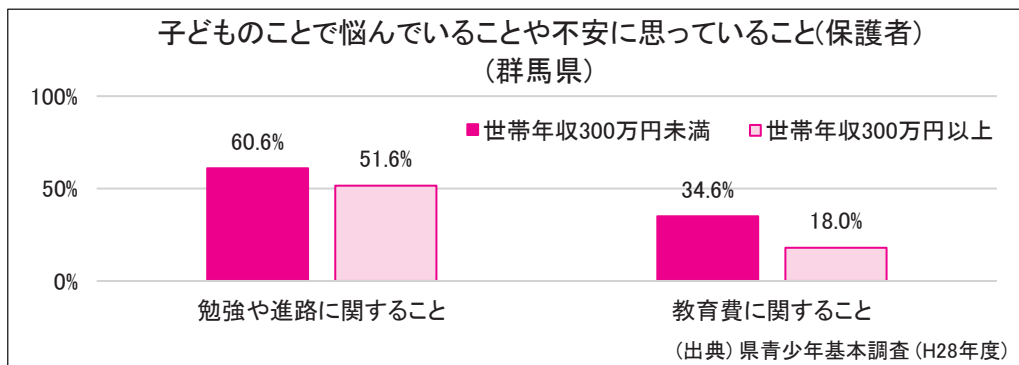
子どもの貧困対策の推進にあたっては、貧困の世代間連鎖の解消はもとより、貧困が与える子どもの心理的な影響に対するケア、貧困を背景とした不登校など様々な困難な状況への対応、孤立しやすい保護者の子育てに対する悩みや不安の解消、必要な支援者の確保などに、本計画全体で取り組みます。

(1) 教育環境の整備と学習支援 次世代 子・若 貧困

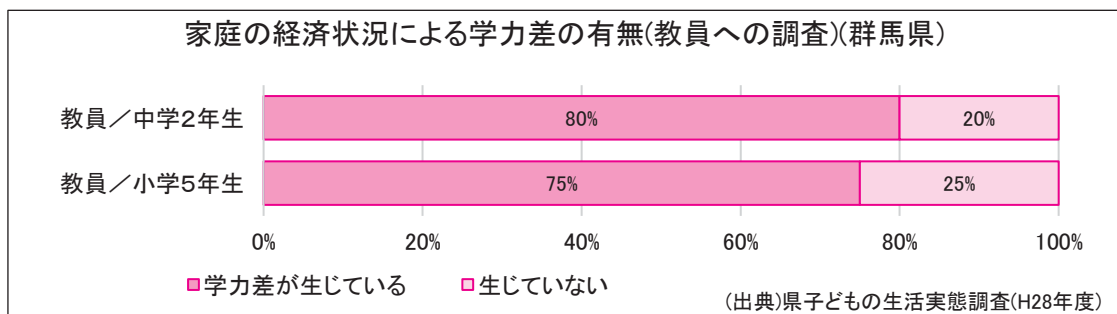
現状と課題

○ **経済的な困窮が学習面に与える影響**

年収 300 万円未満の世帯においては、子どもの「勉強の遅れ」「勉強や進路」「教育費」に関して悩んでいると回答する保護者の割合が高くなっています。

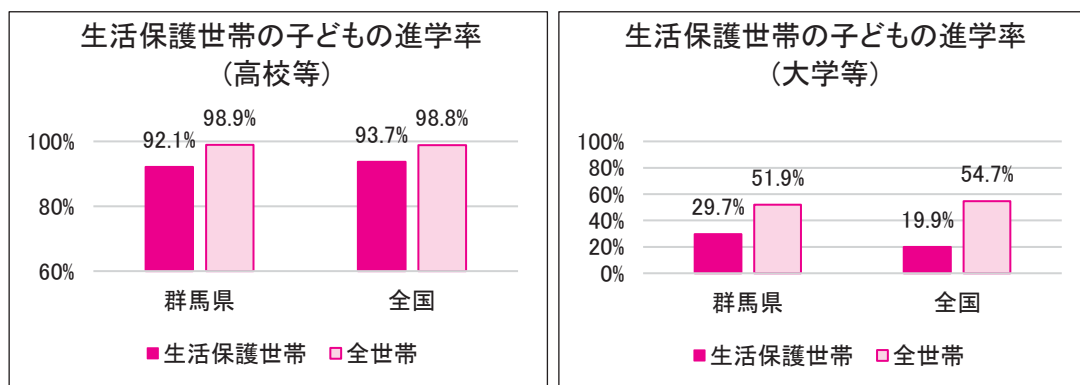


また、「児童生徒の家庭における経済状況により学力差が生じているか」の問いには、小学校の教員の 75.0%、中学校の教員の 80.0%が「学力差が生じている」と回答しており、経済的な要因が子どもの学習面にマイナスの影響を与えていることが考えられます。



困難な状況は、進学率にも影響しています。

本県の生活保護世帯の子どもの高校等進学率は、平成 30 年 4 月現在において 92.1%で、全世帯と比較し 6.8 ポイント低く、さらに、全国の生活保護世帯の子どもよりも 1.6 ポイント低い状況です。



(出典)厚生労働省社会援護局保護課調べ(H30.4月現在)、県教育委員会「平成30年度ぐんまの学校統計」

○ 学習支援の効果と地域の可能性

文部科学省の調査研究(*)によると、家庭の社会経済的背景(世帯収入や親の学歴等)と子どもの学力との間に強い相関があり、社会経済的背景が低い世帯の子どもの学力は、相対的に低い傾向があることが報告されています。

(* 国立大学法人お茶の水女子大学「文部科学省委託研究:平成29年度全国学力・学習状況調査を活用した専門的な課題分析に関する調査研究」)

しかし、一方で、社会経済的背景が低い世帯の子どもでも、不利な環境を克服して高い学力を達成している児童生徒がある程度存在し、一定の学習時間の確保が学力獲得に結びついているとされています。また、地域にボランティアで子どもたちの教育に関わってくれる人が多い場合なども、不利な環境を克服している傾向があります。

このことから、収入が低い世帯の子どもの低学力に対し、学習時間が確保されるよう、学習支援を行うことが有効です。家庭だけでなく、地域の力によっても、子どもの学力向上に寄与することができます。

○ 県内における学習支援の状況

県内では、県及び各市が主体となり、生活困窮世帯等を対象とした無料学習支援に取り組んでいます。また、市民団体やNPO法人等による無料学習支援も実施されており、子どもの学力の向上や、学習意欲の向上に結びついています。

さらに、県では、平成29年度から、学習支援に携わるボランティアの人材確保及び質の向上を図るためのセミナーを開催しています。

今後は、未実施地域を含めた学習支援の広がりが必要です。

施策の方向と具体的施策

○ 学校を核とした教育環境の整備

全ての公立小・中学校・中等教育学校、県立高校及び県立中等教育学校へのスクールカウンセラー一配置を継続し、児童生徒や保護者への心理面でのサポートを行います。また、圏域ごとに配置しているスクールソーシャルワーカー(※3)により、不登校の問題の解決や学校外での支援など、子どもが置かれた環境ごとに必要な対応を行います。

(※3) **スクールソーシャルワーカー(SSW)** 児童生徒が生活の中で抱えているいろいろな問題の解決を図る専門職。不登校やいじめ、貧困や虐待など、学校や家庭の環境に問題を抱えた子どもたちに対し、福祉の立場から解決策を探し支援する。

生徒指導体制の強化を必要とする中学校には、生徒指導に関する業務を支援する生徒指導担当嘱託員を配置し、教職員を補助します。

また、学校を核として、地域の住民や外部人材等の協力を得て学習支援を行います。

○ 県内各地域における子どもの学習支援の促進

県内各地域において、子どもの学習支援の実施が促進されるよう、必要な支援を行います。

子どもの学習支援の実施にあたっては、家庭環境を整えるほか、支援者の養成を行います。

また、児童養護施設等の入所児童や里親委託児童に対し、学習支援を行います。

○ 支援が必要な児童生徒に必要な情報が届く取組

各種支援に関する情報が、必要とする児童生徒や家庭に行き渡るよう、学校や関係機関を通じて、制度内容や手続き方法を周知します。

ア 学校を核とした教育環境の整備

① 教育相談体制充実	<ul style="list-style-type: none"> ○スクールカウンセラー(S C)を配置し、校内の相談体制の充実に向けて、教職員への助言や研修を行います。 ○スクールソーシャルワーカー(S S W)が関係機関とのネットワークの構築、連携、調整を図るほか、学校内におけるチーム体制の構築、支援や教職員への研修活動を行います。 ○各校の教育相談体制の一層の充実に向け、教育相談担当者やスクールカウンセラー(S C)を対象とした会議を開催します。
② 生徒指導体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導担当嘱託員を配置し、生徒指導上の課題解決に苦慮している学校の生徒指導体制を強化します。
③ 地域と学校の連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> ○小・中・高校生等に対し、大学生や教員OBなど地域住民の協力を得て、原則無料の学習支援を行う「地域未来塾」を実施します。 <p style="text-align: center;">【関連：IV-1-(2) 地域や企業との連携】</p>

イ 子どもの学習支援の促進

① 子どもに対する生活・学習の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○県内における子どもの学習支援の未実施地域を解消し、各地域において学習支援の実施が促進されるよう、必要な支援を行います。 ○学習支援の実施にあたっては、子どもへの相談支援や生活面の支援のほか、必要に応じて保護者に対する支援を併せて行い、家庭環境を整えることに努めます。 ○児童養護施設等の入所児童や里親委託児童で希望する児童には、学習塾に通うための費用を補助します。
② ボランティア養成セミナー	<ul style="list-style-type: none"> ○学習支援の場が「子どもの居場所」となり、社会性や自己肯定感などを高める場となるよう、支援者の関わり方を習得する研修等を行うとともに、保護者の子どもへの働きかけを促します。

◆主な連動施策 Ⅱ-2-(2) 教育・子育てに係る経済的負担の軽減

(2) 子ども・若者に対する生活と就労の支援 次世代 子・若 貧困**現状と課題****○ 子どもの居場所の広がり**

地域とのつながりが希薄化する中、子どもや家庭が抱える課題は複雑化・多様化しています。既存の制度だけでは補うことのできない生活問題や社会課題の解決法の一つとして、子ども食堂、学習支援、遊び場等をはじめとした「子どもの居場所」が注目されています。

県が、平成28年度に実施した「群馬県子どもの生活実態調査」の結果からは、「子どもの居場所」は、経済的な不安を抱えた世帯をサポートし、ひとり親世帯や、いじめが原因で不登校になった子どもなど、様々な困難を抱えた子どもを健やかな育成につなげると同時に、子どもを取り巻く様々な問題の負の連鎖を防ぐセーフティネットになることが分かりました。

この調査を踏まえ、県では平成29年度から、「子どもの居場所づくりの推進」に取り組んでいます。

県内における子どもの居場所は、啓発活動や県民の理解促進により、年々増加しています。また、子どもの居場所へ来たことをきっかけに、これまで支援を受けられなかった子どもやその親が、別の福祉的な支援を受けられるようになったり、社会的なつながりを持てたりする例が見られるようになりました。

子どもの居場所の設置団体数の推移

類型	H29年3月末	H31年3月末
子ども食堂	5団体	46団体
子どもの学習支援	26団体	44団体
その他(*)	0団体	12団体

*子どもの遊び場等を実施。

(出典) 県子育て・青少年課調べ

○ 子どもの居場所づくりのための人材・資金・資材の不足

一方で、子どもの居場所づくりを実施している団体からは、運営や活動のための資金やボランティアスタッフが不足しているとの声も多く、ボランティア人材の確保・養成や、居場所とそれを支える社会との連携が課題となっています。

施策の方向と具体的施策**○ 子どもの居場所づくりを応援する人の裾野の拡大**

子どもの居場所づくり推進のためには、県民に「子どもの居場所」について知ってもらい、参加してもらうことで応援の裾野を広げていくことが必要です。

また、子どもの居場所を利用する親子等を、その他の必要な支援に結びつけるためには、子どもの居場所に関わる当事者だけでなく、市町村や関係団体との連携、課題の共有が重要です。

そこで、多くの県民に子どもの居場所について周知する研修を行い、市町村と関係団体の密接なつながりを生むための会議や説明会、協議の場を設けます。

○ 安定的な運営のための資材等の供給システムの構築

企業における生産や流通の過程で生じる食品ロス等と、子ども食堂における食品ニーズを結びつける取組を進めます。

ア 子どもの居場所づくり促進

① 子どもの居場所啓発	○ボランティア養成研修や啓発セミナーを通して、子どもの居場所を周知します。
② 市町村・関係団体との情報共有	○市町村・関係団体との情報交換を行い、機運醸成を図るとともに、子どもたちが適切な支援を受けられるよう支援します。
③ 企業と子どもの居場所のマッチング	○子どもの居場所(主に子ども食堂)を継続的に実施できるように、食品のニーズと食品ロスのマッチングを図り、安定的に食品を供給できるシステムの構築を目指します。

◆主な連動施策 I-3-(2)-イ 若者の就労支援



子どもの居場所マッチングコーディネーター

県では、次代を担う子どもが安心して将来に夢を抱けるよう、子どもの居場所づくりを推進し、円滑な運営を応援しています。その一環として、「居場所」に集まる子どもへの食事やおやつの食材に活用するため、生産や流通過程において生じる食品ロスの提供をお願いしています。

最近では、食品ロスに対する世界的・全国的な問題意識の高まりと企業の社会貢献等の側面から、関心を持つ事業者も少なくありません。

食品提供に関する支援の申出に対しては、コーディネーターが近隣の子ども食堂やフードバンクに情報提供し、必要に応じて事業者との面談（情報交換会）の機会を設けるなど相互理解を深めながらマッチングを進めています。

【事例】

A 社（食品製造業）

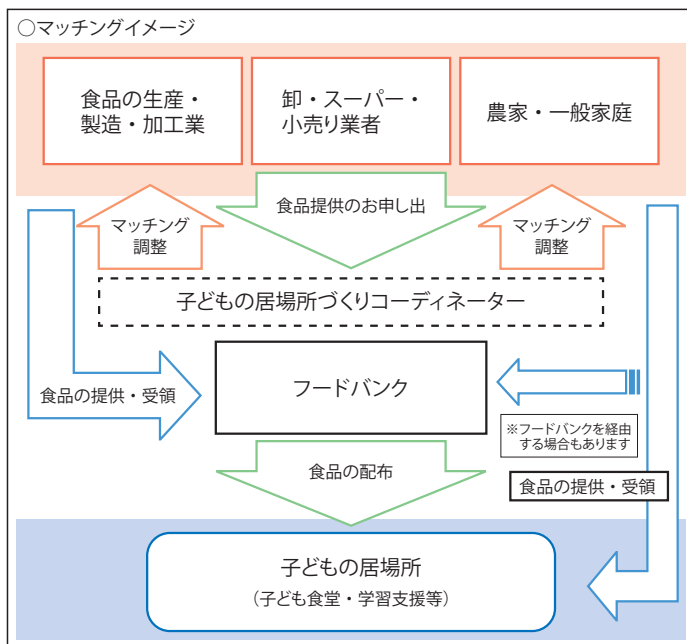
見込み生産により、賞味期限が迫る製品（食肉加工食品）について情報提供があり、フードバンクで活用。

B 社（業務用食品卸売業）

流通過程で生じる取扱商品の食品ロスについて、地域の子どもの食堂・フードバンクに情報交換会を通じてマッチングを行い、継続的な食品提供の関係を構築。

個人Cさん

大量に買った賞味期限が迫る食品（うどん）の活用について相談を受け、居住地近くの子どもの食堂とマッチングし、提供。



(3) 保護者に対する生活と就労の支援 次世代 子・若 貧困 ひとり親

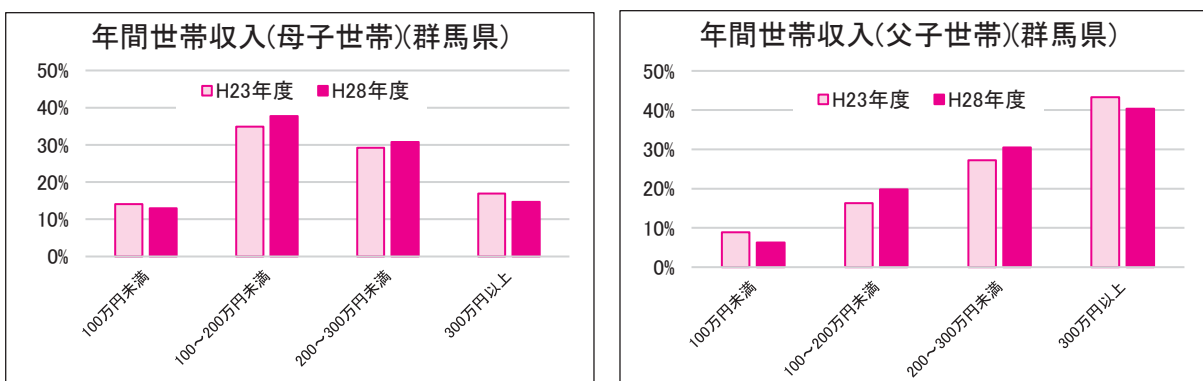
現状と課題

○ **保護者の貧困の状況**

子どもが貧困状態にある理由として、その子どもの保護者が様々な原因で働くことができず収入が少ないために、生活が困難な状態にある場合が考えられます。

特に、母子世帯等のひとり親世帯の経済的困窮は厳しく、平成28年度の県の調査では、母子世帯の年間世帯収入は、「100～200万円未満」が約38%で最も多く、次いで「200～300万円未満」となっています。

最近では、ひとり親世帯だけでなくふたり親の世帯、特に非正規雇用の家庭などの貧困も指摘されており、子どもの貧困対策を効果的に実施するためには、経済的困窮状態にある保護者を見極め、必要な支援を行うことが必要です。

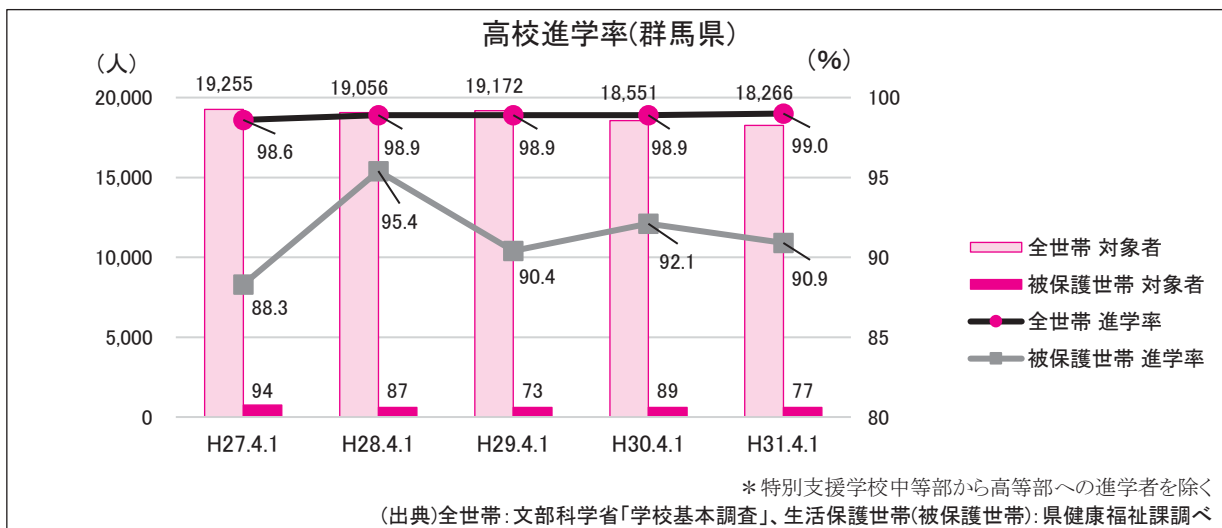


(出典)平成23年度群馬県母子世帯等実態調査、平成28年度群馬県ひとり親世帯等調査

○ **貧困の連鎖**

県内の生活保護受給世帯の子どもについて、県全体の子どもと比べると、高校進学率は低く、高校中退率は高くなっており、貧困は子どもの将来に影響を及ぼしていると考えられます。

子どもの将来が生まれ育った環境により左右されないよう、「貧困の連鎖を防ぐ」ことが重要です。そのため、子どもやその世帯が抱えている課題を把握した上で、子どもが成長の過程で社会から孤立せず公正な条件で人生を歩むことができるよう、経済面などで困難を抱えている保護者に対して積極的な支援を行うことが必要です。



○ 生活に困窮している保護者への支援

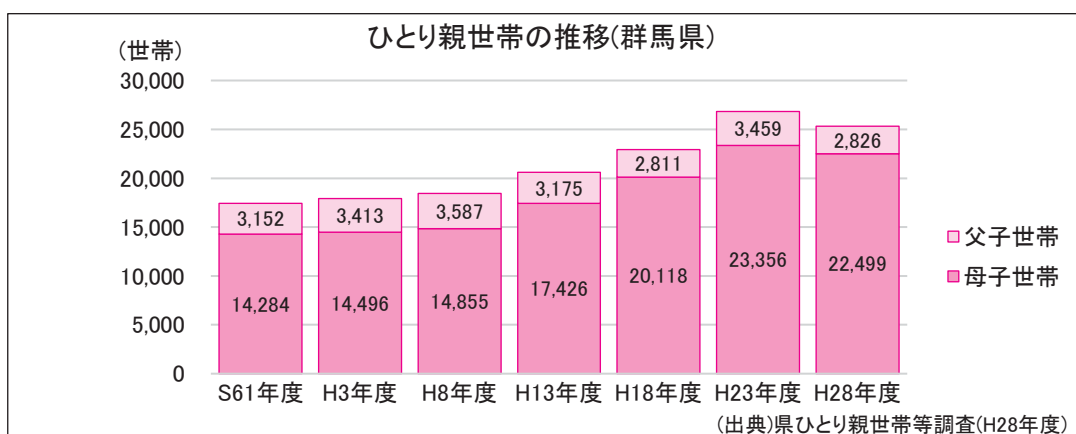
平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、福祉事務所を設置する県と市では、生活困窮者に対する包括的な相談支援を行っています。

相談件数は近年増加傾向にあることから、より一層の取組の強化が求められています。生活困窮状態にある方の多くは、失業や債務問題、家庭問題、病気など複数の悩みを抱えていることが多いため、支援にあたっては、包括的に悩みを受け止め、寄り添いながら解決を図る必要があります。

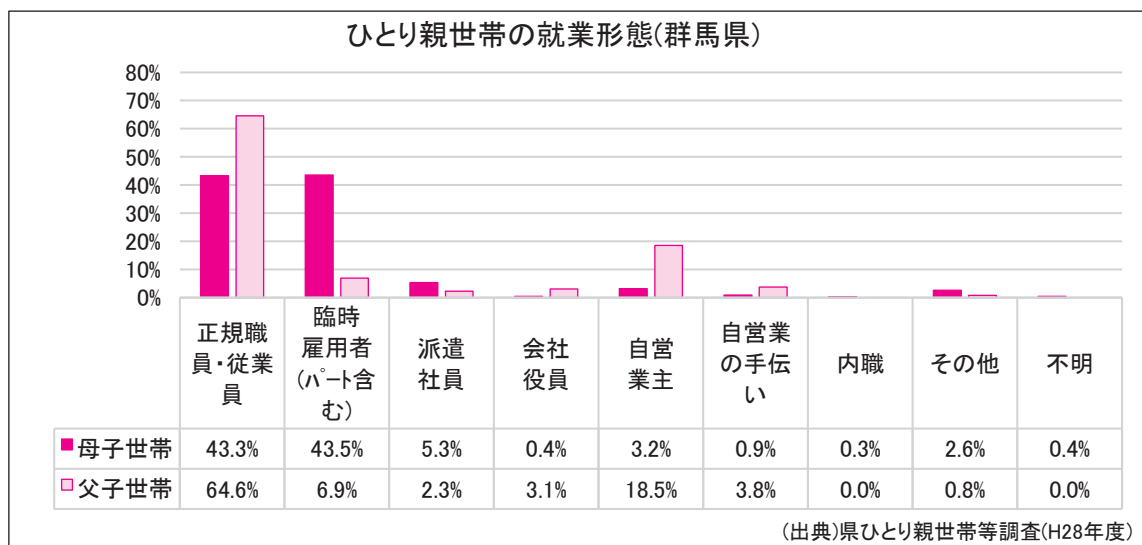
また、生活保護受給者のうち就労が可能な場合については、生活保護からの早期脱却・経済的自立に向けた就労支援を行っています。就労や収入増がなかなか実現できない状況です。

○ ひとり親家庭自立支援

平成28年度の調査によると、本県のひとり親世帯数は、5年前と比較して減少したものの、母子世帯は20年前と比べて約1.5倍となっています。



ひとり親家庭は正規雇用率が低く、母子世帯は43.3%、父子世帯は64.6%にとどまっています。特に、母子世帯の母は、就業経験不足や出産・子育てによる就業の中断が再就業に影響することが多く、再就業しても不安定な雇用にあることが多いことから、自立に向けた就業支援と、収入の増加につなげるための支援が重要です。



また、ひとり親家庭においては、経済的な不安だけでなく、一人で子どもを育てなければいけないという精神的な負担も多く、孤立しがちで、相談支援につながりにくい傾向があります。

施策の方向と具体的施策

○ 生活に困窮している保護者への支援

生活困窮状態にある保護者が抱える多様で複合的な課題に対して、関係機関や他制度と連携しながら支援します。

また、家庭との両立を図りながら再就職を希望する保護者のニーズに沿った就労支援を行います。

○ ひとり親家庭自立支援

ひとり親家庭の親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立し、その子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、経済的支援、生活の安定を図るための生活支援、自立を後押しする就業支援、子育て支援を、総合的に実施します。

また、ひとり親が抱えている様々な悩みや不安を解消し、経済状況の改善や子育てを支援する必要があります。特に母子世帯の親子同士が支え合いながら暮らしていけるスタイルを検討し、県内に広めていきます。

さらに、各種制度や支援に関する情報が、必要とする家庭に漏れなく伝わるよう、関係機関や関係団体と連携しながら周知します。

ア 生活に困窮している保護者への支援

<p>① 相談による支援</p>	<p>○生活保護に至る前段階から相談に応じ、生活困窮者の早期自立を支援します。</p> <p>○生活保護受給世帯に対しては、ケースワーカーや自立支援員が就労及び生活全般に係る相談に応じます。</p>
<p>② 生活に対する支援</p>	<p>○生活に不安を抱えた低所得、障害者及び高齢者の世帯の方に、住居の入居費や日常生活の費用等、生活福祉資金を貸し付けます。</p> <p>○離職等により住居を喪失又はそのおそれがあり、収入等が一定水準以下の場合、就職活動を条件に、一定期間、住居確保給付金を支給します。(利用し得るあらゆるものを活用しても、なお生活ができない場合には、国の基準に基づき、生活保護の受給が可能)</p>
<p>③ 就学に対する支援</p>	<p>○教育の機会均等を保障するため、県内高校の定時制課程に在学する者に対し、修学金を貸与し、定時制の課程を卒業した場合には、修学金の返還の債務を免除します。</p>
<p>④ 就労への支援</p>	<p>○生活困窮者への相談支援の中で、就労支援も併せて行います。特に、長期に就労から離れていた場合など一般就労が困難な方には、職場見学や就労体験を経る段階的な支援を行います。</p> <p>○就労可能な生活保護受給者等に対して、ケースワーカーや自立支援員が、ハローワークへの同行、履歴書作成、日常生活リズムを整える等を支援します。</p> <p>○「シニア就業支援センター」において、概ね40歳代後半以上を対象とし、再就職のための職業紹介、就農・起業など多様化するニーズに対応した相談・情報提供を行います。</p>

	○「ジョブカフェ・マザーズ」において、家庭との両立を図りながら再就職を希望する女性を、カウンセリングや企業とのマッチング等により支援します。
--	--

イ ひとり親家庭自立支援

① シングルマザー支援のためのシェアハウスモデル事業	○広瀬第二県営住宅（前橋市）にモデル的に整備したシェアハウスでの運営手法を検証し、市町村や民間への普及・啓発を図ります。
② ひとり親家庭に対する経済的支援	○児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金の貸付等により、経済的に支援します。
③ ひとり親家庭の生活支援	○母子・父子自立支援員による生活全般の相談を実施するほか、弁護士による養育費等の無料相談を実施します。
④ ひとり親家庭の就労支援	○就業相談員による相談や、就業に有効な資格取得のための講習会の実施、各種給付金の支給等により、ひとり親の就労を支援します。 ○離職者再就職訓練において、母子家庭の母等にも受講しやすいよう「パソコン基礎」と「介護職員初任者研修」のコースを「育児等両立支援短時間コース」として実施し、その中で母子家庭の母等の優先入校枠を設定します。
⑤ ひとり親家庭の子育て支援	○仕事や病気で一時的な支援が必要な場合のファミリー・サポート・センターの利用や家事支援利用への補助、及び無料学習支援事業を実施します。

◆主な連動施策 Ⅱ-2-(2) 教育・子育てに係る経済的負担の軽減



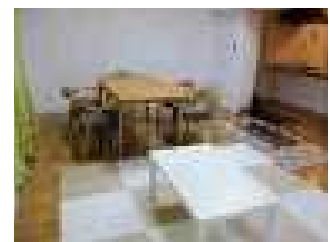
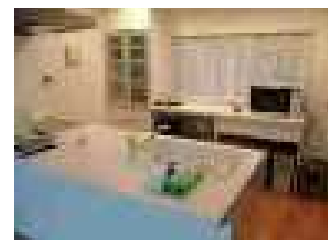
コラム

シングルマザー向けシェアハウス

県では、県営住宅内のワンフロアにシングルマザー向けのシェアハウスをモデル的に整備し、入居者同士が互いの生活や育児について協力し合いながら暮らす形を検証しています。

本事業は、若手職員の発案により、ひとり親家庭を支援する部局と県営住宅の管理・運営を行う部局が連携して取り組んでいるものです。

シングルマザー世帯向け居室の提供のほかにも、同じ県営住宅内に地域開放スペースを設けています。子どもの無料学習支援や高齢者の居場所づくりに取り組む団体による様々な活動を通じて、地域の活性化を図っています。



入居者同士の交流が行われる共有リビング

基本目標3 いじめ・不登校・高校中退者・ひきこもり・ニート等を支援する

いじめにより大きく傷つく子どもは後を絶ちません。
 また、高校中退者の割合は横ばいですが、小・中学校の児童生徒の不登校は増加しています。ひきこもり(※1)は長期化・高齢化により、社会復帰が困難になるなど、深刻化するケースもあります。
 いじめを未然に防止するとともに、的確・積極的な認知による早期発見、及び早期支援に取り組みます。
 また、不登校や中退を防止するとともに、高校中退、ひきこもりの若者が新たな一步を踏み出せるよう、学校、家庭、関係機関等の連携により、学び直しなどを支援します。

目標数値

項目	現状	目標
子ども・若者支援協議会に寄せられた支援希望者のうち、本人又は保護者と接触できた割合	84.3% (H30年度)	100.0% (R6年度)

(1) いじめの未然防止と適切な対応 次世代 子・若

現状と課題

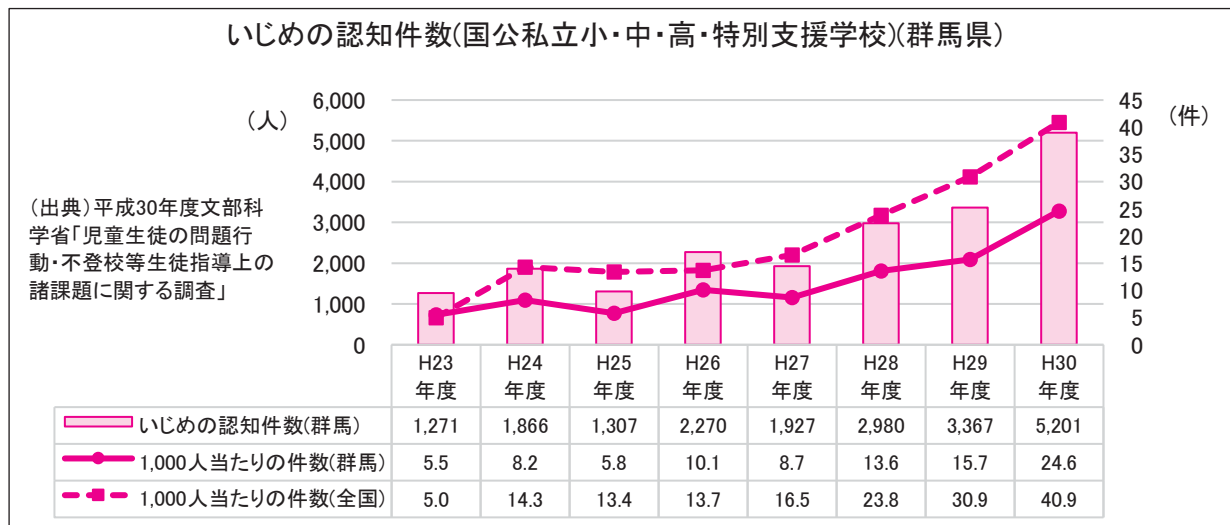
○ **いじめの現状**

いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす要因ともなる深刻な問題です。

平成25年9月に施行されたいじめ防止対策推進法では、いじめを正確に認知するとともに、学校のいじめ対策組織を中心とした組織的な対応を徹底することが求められています。

そのため、いじめについては、被害性に着目して初期段階のものを含めて積極的に認知し、対応しています。

さらに、SNSを使ったいじめなど、大人の目が届きにくいところで発生しているものもあり、早期発見のための取組や相談体制の整備を更に推進することが必要です。



(※1) **ひきこもり** 仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態。(出典) 厚生労働省ホームページ

総論

計画の策定

計画の推進

現状

基本的な考え方

各論(基本方針)

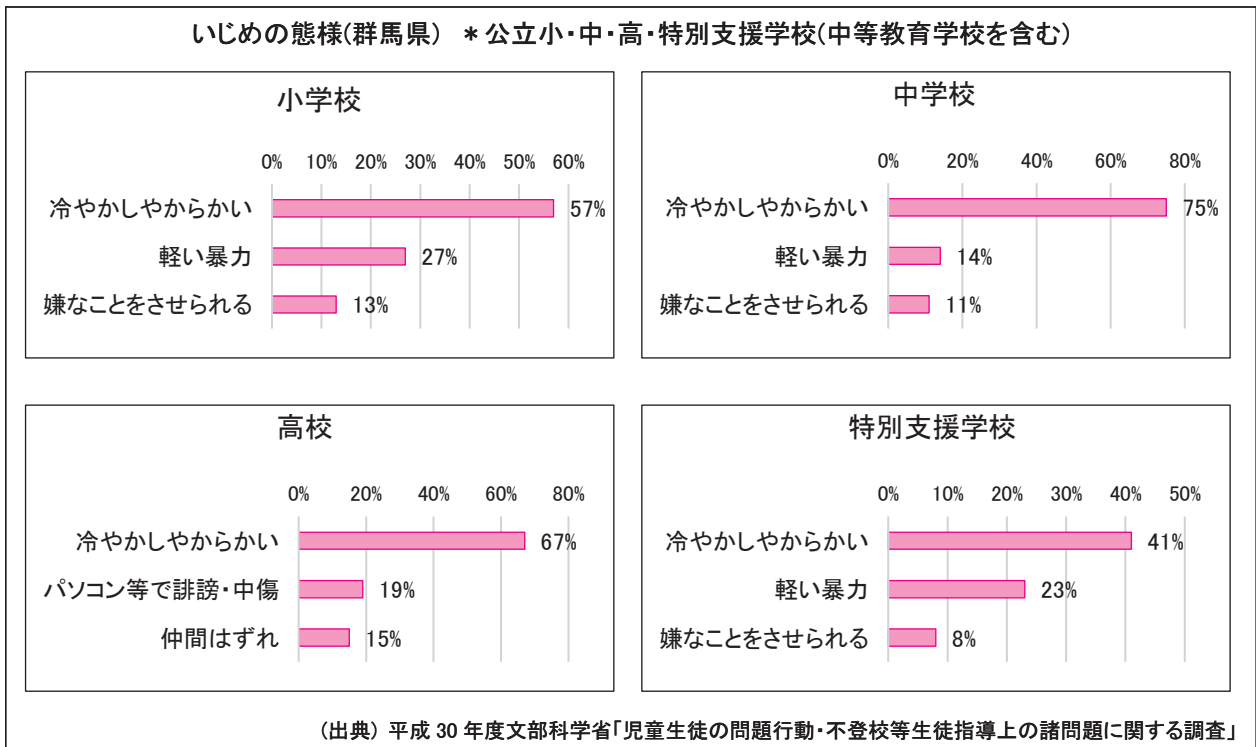
I

II

III

IV

資料編



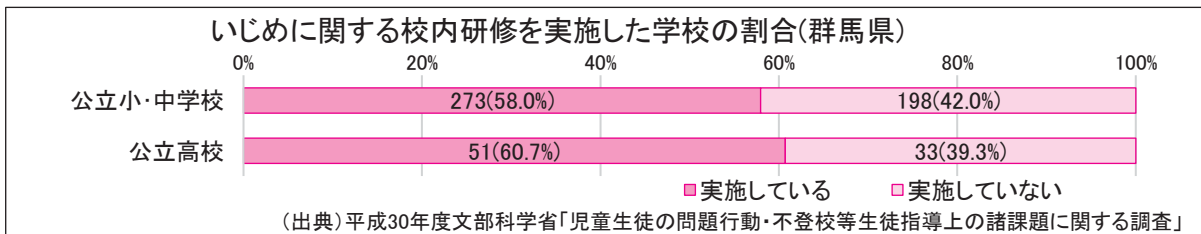
○ **学校における未然防止、早期発見・早期対応の取組**

県では、平成29年12月に「群馬県いじめ防止基本方針」を改定し、けんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断すること等を示しています。また、学校、家庭、地域、全ての関係者が一丸となって、いじめ問題に対峙するための連携を図っています。

○ **教員の指導力や学校による組織的対応の必要性**

学校や教員によって、いじめを認知する基準にばらつきがあるなどの課題があることから、いじめの早期発見や解消に向けた適切な指導ができるよう、教員の指導力向上や学校による組織的な対応の充実が求められます。

平成30年度にいじめ問題に関する校内研修を実施した学校は、前年度に比べて増加しているものの、全体の約6割にとどまっています。職員会議等の諸会議でいじめに対する認識の向上を図ることに加え、いじめをテーマとした校内研修により、共通理解を深めることが有効です。



○ **重大事態(※2)への対応**

いじめにより児童生徒の生命、心身に重大な被害がある疑いがあるときや、いじめにより相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、当該児童生徒及び保護者に寄り添い、速やかに、適切かつ真摯に対応することが求められます。

(※2) **重大事態** いじめ防止対策推進法に規定された次の場合のこと。①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

いじめ防止対策推進法では、いじめの重大事態に係る調査について規定されています。

重大事態が発生した場合には、学校又は学校設置者は、調査組織を設置し、第三者を加えて事実関係を明確にし、児童生徒及びその保護者に対し情報提供を行うこととされています。また、学校又は学校設置者の調査が不十分な可能性がある場合には、県立学校及び私立学校については知事が、市町村立学校については市町村長が調査を実施することとされています。

施策の方向と具体的施策

○ 学校における取組

「いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ことを全教職員が十分認識します。そして、いじめの未然防止、積極的な認知と学校いじめ対策組織を中核とした組織的対応による早期発見・早期対応に取り組むとともに、いじめを許さない校風の醸成に努めます。

いじめを発見した場合には、その解消に向けて、いじめられている子どもや保護者の立場に立って対応します。

また、全ての学校で、いじめ問題に関する校内研修等を積極的に行うことを通して教職員の指導力を高めるとともに、児童生徒による主体的な活動を支援し、いじめを許さない気持ちや態度を育てます。

○ 警察における取組

少年育成センターをはじめ、警察本部相談室、各警察署の相談窓口でいじめの相談に対応することを周知するほか、それぞれのケースに応じて学校や関係機関との連携を図ります。

学校や関係機関などでの講演会等により、少年育成センターの少年相談業務を周知します。

○ 重大事態への対応

「群馬県いじめ再調査委員会」を運営し、重大事態の再調査等事案が発生した場合、公正中立かつ適切な再調査等を実施します。

ア いじめの防止

<p>① 各学校のいじめ防止に係る校内体制の充実（いじめ防止活動の推進）</p>	<p>○「学校いじめ防止基本方針」に基づいたいじめ問題への組織的な取組の充実を推進します。</p> <p>○「いじめ防止フォーラム」や「いじめ防止子ども会議」を実施し、いじめ防止に向けた児童生徒の主体的な取組を活性化させます。</p> <p>○各学校の管理職・生徒指導担当教諭等を対象とした会議を開催し、いじめ防止対策推進法に基づく組織的対応について指導するほか、いじめ問題に関する校内研修等の積極的な実施を促進します。</p>
<p>② 心理面におけるいじめ被害者に対する支援</p>	<p>○全ての公立小・中学校、県立高校及び中等教育学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の心のケアを行います。</p> <p>○派遣型及び巡回型のスクールソーシャルワーカーを配置し、いじめ等の様々な問題を抱える子どもが置かれた状況に応じて、福祉制度の活用を含め、問題の解消を図ります。</p>

総論

計画の策定

計画の推進

現状

基本的な考え方

各論(基本方針)

I

II

III

IV

資料編

<p>③ 学校における早期の適切な対応</p>	<p>○いじめが発生した場合には、学校における対策組織(「学校いじめ対策組織」)により組織的に対応します。</p> <p>○いじめられている子どもや保護者の立場に立った詳細な事実確認、いじめる子どもへの成長支援の観点からの指導など、関係する子どもや保護者が納得するいじめ問題の解消を目指します。</p>
-------------------------	---

イ 支援体制の充実

<p>① 相談・指導体制の充実</p>	<p>○全ての公立小・中学校、県立高校及び中等教育学校にスクールカウンセラーを配置し、校内の相談体制の充実に向けて、教職員への助言や研修を行います。</p> <p>○スクールソーシャルワーカーが関係機関とのネットワークの構築、連携、調整を図るほか、学校内におけるチーム体制の構築支援や教職員への研修活動を行います。</p> <p>○生徒指導担当嘱託員を配置し、学校の生徒指導体制を強化します。</p> <p>○全ての小・中・特別支援学校の児童生徒に相談窓口の電話番号等を記した少年相談カードを配布し、県警少年育成センターの少年相談について周知します。</p>
<p>② 教職員の資質の向上</p>	<p>○SNS上のいじめを含め、いじめの定義や正確な認知に関する取組について積極的に発信し、受講した教職員が日頃の指導に生かせるよう、教職員を対象とした研修会を開催します。</p> <p>○いじめ事案に対する組織的対応のポイント(医療機関や警察等との連携を含む)を確認することで、受講した教職員が、チームでいじめ問題解決に取り組むことができるようにします。</p>

ウ 重大事態への対応

<p>① 学校における調査</p>	<p>○学校又は学校設置者は、重大事態が発生した場合、当該重大事態に係る事実関係を明確にするため調査を行います。</p>
<p>② スーパーバイザーの派遣</p>	<p>○スクールカウンセラーが対応困難な重大事案や緊急に対応する必要がある事案に対して、スクールカウンセラーへの助言等を行います。</p>
<p>③ いじめ再調査委員会の運営</p>	<p>○外部有識者で組織する「群馬県いじめ再調査委員会」を運営し、公正中立かつ適切な再調査等を実施します。</p>
<p>④ 公立小・中学校等の支援</p>	<p>○市町村教育委員会からの要望に応じて、サポートチームを学校に派遣し、解決を支援します。</p>

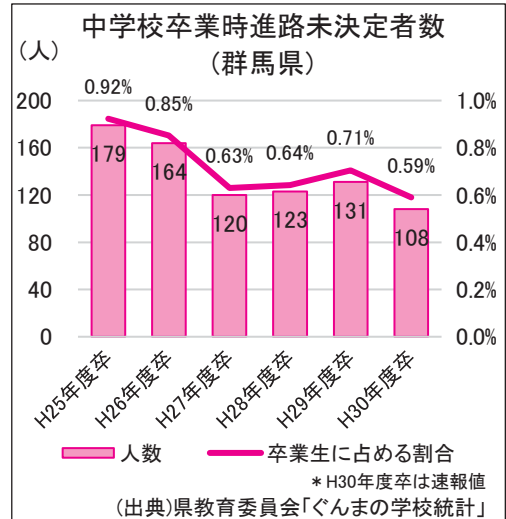
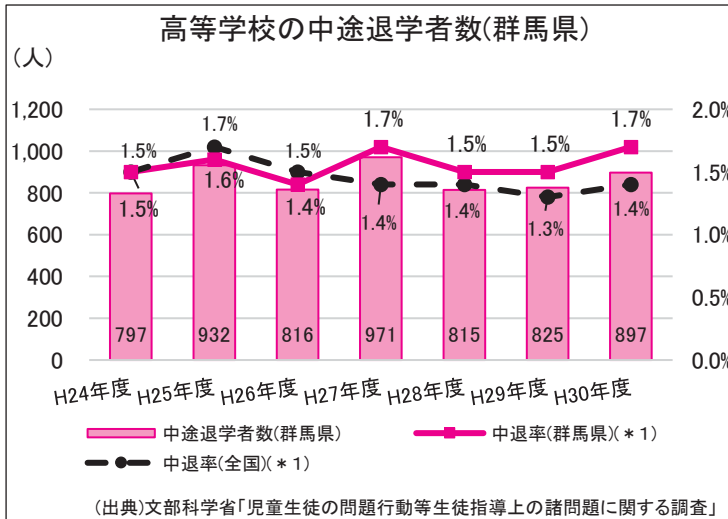
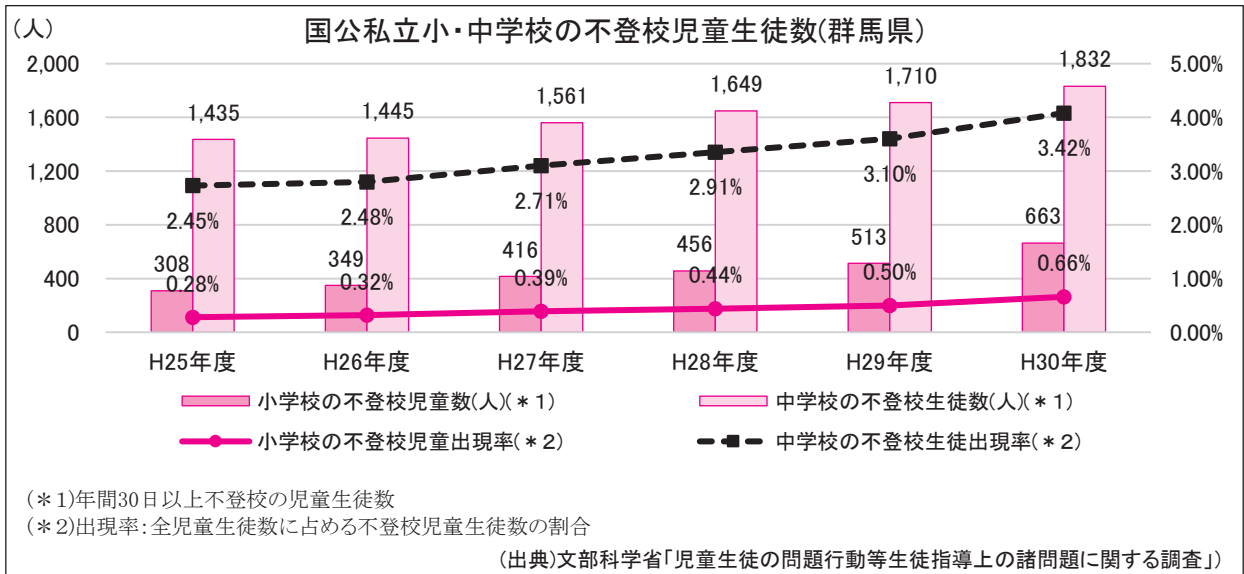
(2) 不登校、高校中退者、ひきこもり、ニート等への対応 次世代 子・若

現状と課題

○ **不登校、高校中退者、中学校卒業時進路未決定者の状況**

県内の30日以上不登校児童生徒数は、近年、小学校、中学校ともに増加傾向です。高校中退者数については、横ばいの状況が続いていますが、中退の理由として、「学校生活・学業不適応」や「進路変更」が多くなっています。また、進学も就職もせずに進路未決定のまま、中学校を卒業する者も減少傾向ではありますが存在します。

支援を必要とする青少年の数は依然として多いことから、引き続き学校現場や市町村、関係機関が連携して、相談体制等の充実を図っていくことが必要です。



○ **ひきこもり、ニート(※1)の状況**

平成27年に内閣府が行った「若者の意識に関する調査」によると、全国における15～39歳以下の広義のひきこもりは54.1万人と推計されています。

ひきこもりは、長期化、高齢化し、深刻な状態となるケースも多く、早期の関わり、支援の充実が求められています。

(※1) **ニート** 若年無業者。15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。(出典)厚生労働省ホームページ

また、国の調査(就業構造基本調査(H29))では、群馬県内のニートが約8,900人となっており、カウンセリングやキャリア開発のための支援等、きめ細かな就職支援を行う必要があります。

○ 各関係機関による取組

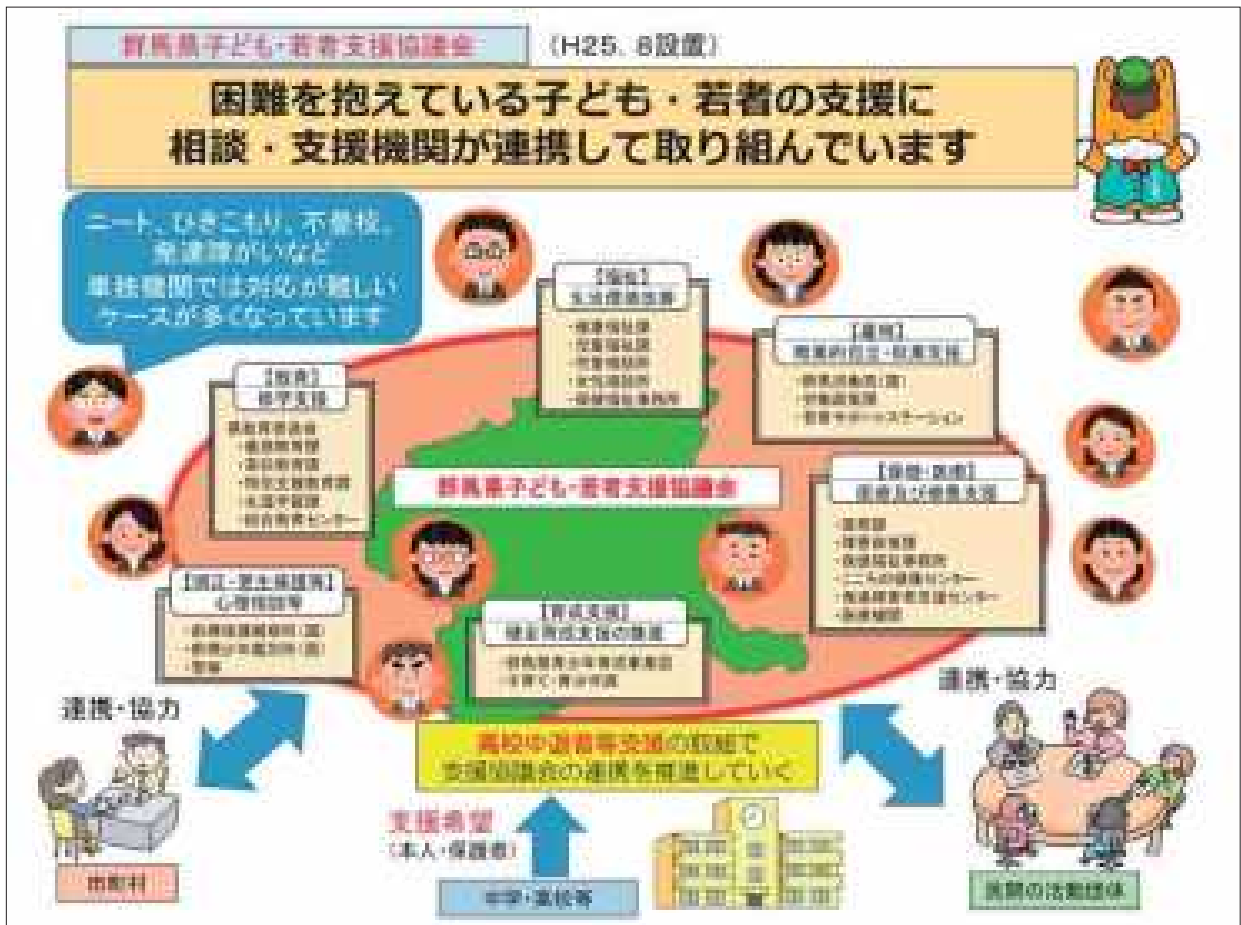
小・中学生の不登校の要因は、家庭、友人関係、学業不振等が複雑に絡み合っている場合が少なくありません。公立小・中学校及び県立高校では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が支援しています。

高校中退者や中卒進路未決定者は、就職やキャリアアップにおいて不利な立場に置かれやすくなってしまう。県では平成25年8月に「群馬県子ども・若者支援協議会」を設置し、相談支援に携わる関係機関との連携や情報共有、相談支援者の研修を行っています。また、高校中退者や中卒進路未決定者に対して、相談支援、体験活動、学習機会の提供などを通して自立や再学習を支援しています。

さらに、自ら相談機関に出向くことが困難な若者もいるため、学校現場や市町村、関係機関との連携により、家庭等に出向いて相談・助言等を行う訪問支援も行いながら、学習相談、再学習支援、就労支援等により、切れ目なく、若者の不安解消や自立を応援しています。

今後は、必要とする若者全てに、寄り添い型の支援を行き渡らせることが求められます。

群馬県子ども・若者支援協議会のイメージ (令和元年度の状況)



○ 学校外施設の充実の必要性

平成28年に制定された「義務教育の段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）」において、“児童生徒の休養”の必要性が認められました。不登校の児童生徒への支援として、フリースクール等の学校外施設の充実が必要とされています。

施策の方向と具体的施策

不登校、高校中退者、中卒進路未決定者、ひきこもり、ニート等、様々な悩みを抱える若者及びその保護者を対象に、相談活動や体験活動を通して自立・再学習支援を行うほか、青少年の意欲を高め、自立に向けた切れ目のない支援、希望する若者への就労に向けた段階的な支援を行います。

子ども・若者支援協議会を中心に、学校、労働、福祉、ひきこもり支援センター等の相談窓口など、関係機関から成るネットワークの活性化を図り、一人ひとりの状況に寄り添いながら、それぞれの若者に適した支援を実施します。



子ども・若者支援協議会の連携を活用した高校中退者等支援のスキーム

ア 居場所の確保と自立・再学習支援

<p>① 相談支援</p>	<p>○不登校の生徒等に対し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用し、悩みや不安の解消や自立に向けて支援します。高校生には、SNS等を活用した相談支援も実施します。</p> <p>○不登校、非行、ひきこもり、ニートなど様々な悩みを抱える青少年に対し、「G-SKYP1an(青少年自立・再学習支援事業)」として、相談及び体験活動の場を提供します。</p> <p>○相談先の電話番号等を記載した「少年相談カード」を県内の全ての小・中・特別支援学校の児童生徒に配布し、県警少年育成センターの少年相談について周知します。</p>
<p>② 高校中退者等支援</p>	<p>○高校中退者や進路未定の中学校卒業者は、社会とのつながりが薄くなることから、子ども・若者支援協議会のネットワークを活用して、就労や再学習に向けた切れ目のない寄り添い型支援を行い、就労機関や再学習の場へつなげていきます。</p> <p>○「高卒資格を取りたい」「学び直したい」と考える高校中退者等を対象とし、勉強方法や高校卒業程度の学力を身に付けるための相談及び学び直しを提供します。(地域における学びを通じたステップアップ支援促進事業)</p>
<p>③ ひきこもりの支援</p>	<p>○ひきこもり支援センターで電話相談に対応するほか、来所(面談)相談にも応じ、適切な支援機関へつなぎます。</p>

	○児童相談所の児童福祉司等の助言・指示のもとに、児童福祉に理解と情熱を有する大学生等を家庭に派遣し、児童とのふれあいを行う「ふれあい心の友訪問援助事業」を実施します。
④ 就学支援	○高校を中途退学した後、再び高校等で学び直す場合に、学び直しのための支援金(就学支援金相当額 P74 参照)を支給し、高校等における教育に係る経済的負担を軽減します。

イ 就労支援

① ニート自立支援	○若年無業者(ニート)の職業的自立を図るための相談窓口・支援拠点である「ぐんま若者サポートステーション」及び「東毛常設サテライト」において、群馬労働局と連携して就労に向け支援します。
-----------	---



高校中退者などへの寄り添い型支援

「進む道が分からない」。

そんな若者や保護者に寄り添い、自分で進む道を自分で決められるように支援しています。

県の担当者や委託先団体の支援員が、家庭訪問など直接会って話をし、本人が自信を持てることや、個性・人柄、才能・技能、生活環境、希望、具体的な支援ニーズなどを把握します。そして、専門の相談機関や「再学習」「就労」などの支援機関につないでいます。

自分で進む道を、自分で決められるように、私たちが寄り添い、応援します。



群馬県子ども・若者支援協議会



不登校や高校中退などを経験した若者の居場所の広がり

平成28年に「教育機会確保法(*)」が制定されました。同法では、不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、一人ひとりの状況に応じた必要な支援を行うこととされています。また、不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう学校における環境整備や、国や地方公共団体、民間団体等の連携に努めることとされています。

県内では、各学校において個々の生徒に応じたきめ細かな学習支援を行う取組を強化しているほか、私立広域通信制高校のサポート校やサテライトの設置、民間団体などにおけるフリースクールやフリースペースの設置運営などの動きも見られます。

全ての子どもが安心して学ぶことができるとともに、それぞれの個性に応じた居場所が得られるように、関係者の連携が求められています。



* 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」

基本目標 4 様々な状況に応じて子どもの育ちと若者の自立を支援する

私たちの社会は多様な個性を持った一人ひとりで成り立っていますが、その個性ゆえに差別を受けるなど困難を抱える子ども・若者が少なくありません。

多様性の理解を促進し、障害・疾病の有無、言語や文化の違い、性的指向や性自認等に関わりなく、共生できる環境づくりに努め、その個性により困難を抱える子ども・若者に対して、生活、学習、社会参加への支援を行います。

また、非行・犯罪等に陥った子ども・若者の居場所の確保や自立のための支援を行うほか、家庭での養育が困難な子どもの里親への委託等、社会的養育を推進します。

さらに、今後、時代の変化により、新たな困難を抱える子ども・若者が出てきた場合には、その状況を把握し、必要な支援を行います。

目標数値

項目	現状	目標
児童発達支援事業所利用者数 *	900 人 (H30 年度)	837 人 (R2 年度)
放課後デイサービス事業所利用者数 *	2,644 人 (H30 年度)	3,067 人 (R2 年度)
特別支援学校高等部の一般就労率	30.6% (H30 年度)	40.0% (R5 年度)
小児等在宅医療に対応した医療機関数	28 箇所 (H30 年度末)	30 箇所 (R5 年度末)
外国人生徒の進学率と全体の進学率との差	△3.8% (H30 年度)	0.0% (R6 年度)
里親等委託率	17.4% (H30 年度)	42.0% (R6 年度)

* バリアフリーぐんま障害者プラン7(H30～R2 年度)の改定に合わせて目標数値を見直します。

(1) 様々な状況の理解促進 次世代 子・若 子育て

現状と課題

子ども・若者が、情報不足や一部の偏見により、差別的な扱いを受けることがあります。社会全体で子ども・若者が抱える様々な状況を正確に理解する必要があります。

○ 性の多様性について

LGBTQ等の性的少数者については、広報・啓発等の実施により理解が進んではいますが、いじめや差別等により、学校、職場、社会生活等で様々な問題に直面することがあります。性(セクシュアリティ)の多様性に関して知る機会を増やし、子ども・若者への情報提供を充実させる必要があります。

○ 障害について

障害のある子ども・若者が地域で安心して生活して自立していくためには、障害の有無にかかわらず、互いにその個性を尊重し、理解と認識を深め、共に支え合うことが必要です。全ての人が平等に社会参加できる社会や環境について考え、そのために必要な行動を続ける「心のバリアフリー」の考え方を広めることが重要です。

特に、発達障害はいくつかのタイプがあり個人差がとても大きいため、その特性を理解し、早い段階から支援することが必要です。

また、特別支援学校の児童生徒と小中高校の児童生徒との交流や共同学習の充実など、学校や家庭、地域社会において、障害の有無にかかわらずお互いに理解を深める活動を推進することも必要です。

○ 不登校やひきこもりについて

不登校やひきこもりの子ども・若者は、学校という居場所から離れているため、社会とのつながりが薄い場合が多く、SNS等での一面的な情報により、偏見が助長され、ますます社会とつながりにくくなる悪循環に陥る可能性があります。

(参考) 援助や配慮を必要としていることを知らせるためのマークの例

マークの名前	マーク	説明
ヘルプマーク		他者からは分かりにくい身体の内部障害や難病、初期妊娠の人などが配慮を必要としていることを周囲に知らせる。
マタニティマーク		妊産婦であることを示す。
障害者のための国際シンボルマーク		障害者が利用できる建物や施設であることを表す。
耳マーク		耳が不自由であることを示す。
ほじょ犬マーク		盲導犬・介助犬・聴導犬の理解促進を目的に作られたマーク。

マークの名前	マーク	説明
ハート・プラス・マーク		心臓疾患などの内部障害・内臓疾患など外見からは分かりにくい障害を示す。
オストメイト/オストメイト用設備		腹部に人工肛門・人工膀胱を増設している人のこと、又は対応設備があるトイレの場所を示す。
聴覚障害者標識		自動車運転時、聴覚障害があることを示す。
身体障害者標識		自動車運転時、身体障害があることを示す。

施策の方向と具体的施策


困難な状況にあっても、子ども・若者がその能力を発揮できるよう、差別や偏見をなくし、社会全体での正しい理解の促進を図ります。

具体的には、多様な性のあり方やLGBTQ等の性的少数者に関する正しい知識と認識の啓発を図ります。また、不登校の児童生徒やひきこもりの子ども・若者が、社会とつながることができるよう、必要な居場所の重要性等について、社会の理解促進を図ります。

ア 多様性への理解促進

① 性の多様性の理解促進	○LGBTQ等の性的少数者への理解を一層深めるため、講演会や基礎研修、啓発冊子を活用した周知など、正しい知識と認識の啓発を図ります。
--------------	--

<p>② 障害等の理解促進</p>	<p>○「人にやさしい福祉のまちづくり条例」の普及啓発等を通じて、心のバリアフリーを推進します。</p> <p>○障害者週間記念行事の開催や、福祉パレード、作品展やバザー展の開催により、障害のある人への理解促進や交流を図ります。</p> <p>○国連が定める「世界自閉症啓発デー」や国が定める「発達障害啓発週間」の趣旨に沿った県民向け啓発イベントを開催します。</p>
<p>③ 特別支援学校と小中高校との交流や共同学習の推進</p>	<p>○実施例等を掲載したリーフレットを作成・配布するなど、学校における「交流及び共同学習」（居住地校交流、学校間交流、地域交流、学級間交流）を推進し、全ての子どもたちが共に生き、共に学ぶ地域社会の実現を目指します。</p>

 **妊婦や子育て家庭を応援する気持ちを表す運動**
～WEラブ赤ちゃんプロジェクト～

妊産婦や子育て家庭を応援したい気持ちを意思表示する機運が広がっています。

妊産婦が公共交通機関を利用する際に身につける「マタニティマーク」は、周囲の人が配慮をしやすくするだけでなく、趣旨に賛同する交通機関、職場、飲食店等の呼びかけにより、妊産婦さんに優しい環境づくりも行われています。

また、「WEラブ赤ちゃん」プロジェクトは、赤ちゃんの泣き声を温かく見守っている人たちが居ることを可視化する取組です。電車やバス、飲食店などの公共の場で泣きやまない赤ちゃんに慌てるママ・パパに向け、「WEラブ赤ちゃん-泣いてもいいよ!-」のステッカーや缶バッジを身に付けることで、「小さな赤ちゃんが泣いてしまうのは自然なこと。『焦らなくても、大丈夫!その泣き声、わたしは気にしませんよ』」という思いを伝えるものです。



「泣いてもいいよ!」ステッカー

出産や子育てによって、肩身の狭い思いをすることがないように、社会全体での妊産婦や子育て家庭を応援する気持ちが求められています。

(2) 障害のある子ども・若者への支援 次世代 子・若 子育て

現状と課題

障害のある子ども・若者の支援にあたっては、子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携を密にし、切れ目のない一貫した支援を提供する体制が必要です。

○ 保健・医療と生活支援

障害のある子ども・若者が、地域社会で自立した生活を送ることができるようにするためには、入所施設から地域生活への移行を推進することが重要です。そして、障害の特性やニーズに応じた良質な福祉サービスが身近な地域で受けられるよう、障害福祉サービスの充実を図るとともに、早期の適切な治療や障害の予防・軽減が図れるよう、保健・医療サービスの充実が必要です。

また、自ら口腔ケアを十分に行うことが困難な場合には、保護者や支援者によるケアが必要です。さらに、定期的・継続的な口腔管理のため、障害児・者の歯科疾患予防を行う歯科医療機関の増加も必要です。加えて、入所施設における歯科保健指導や摂食嚥下(※1)に係る支援も必要です。

○ 発達障害

(早期発見)

発達障害については、早期の発見・早期からの支援が特に重要です。

家族や保健、福祉、教育等の関係者が早い段階から本人の特性を理解し、適切な対応や支援を行うことにより、二次的な問題(不登校、ひきこもり、非行、うつ・強迫症状等の精神症状等)を予防するとともに、学校・職場等においてその能力を十分に発揮することができます。

早期発見後の受け皿として、児童発達支援事業所等の利用が見込まれますが、利用者の増加に対応するため、更なる事業所の整備が求められます。

(現在の取組)

市町村では、1歳6か月児又は3歳児の乳幼児健康診査時において、発達障害の早期発見、早期支援に取り組んでいます。発達障害が疑われた場合は、社会性の発達を把握する行動観察などの方法により事後指導等の支援を行っています。また、3歳児健診から就学前までの間に「5歳児健診(相談)」を実施し、発達障害の早期発見と保護者支援を行う市町村も増えています。

県は、健康診査従事者の資質向上など、市町村への支援を行うほか、発達障害のおそれのある児童に対し、医師による支援を行っています。

市町村の取組

内容	実施市町村数
乳幼児健康診査で発達障害が疑われた子どもに対することばの教室、健診の事後指導事業の実施	31
親が育てにくさを感じる子どもへの支援(教室、個別訪問)につなげる取組	32
保健センターや保育所等の関係機関が発達支援に関する個別事例の情報を交換する会議の定期的な開催	19
3歳児健康診査以降、発達支援・就学支援を目的に、5歳児健康診査や健康相談を保健センターで実施するセンター方式のほか、保育所等の巡回方式など、地域の実情に応じた方法での発達障害の支援	16

(※1) **摂食嚥下** 食べること、飲み込むこと。食物を口の中から食道を通して胃に送り込むこと。

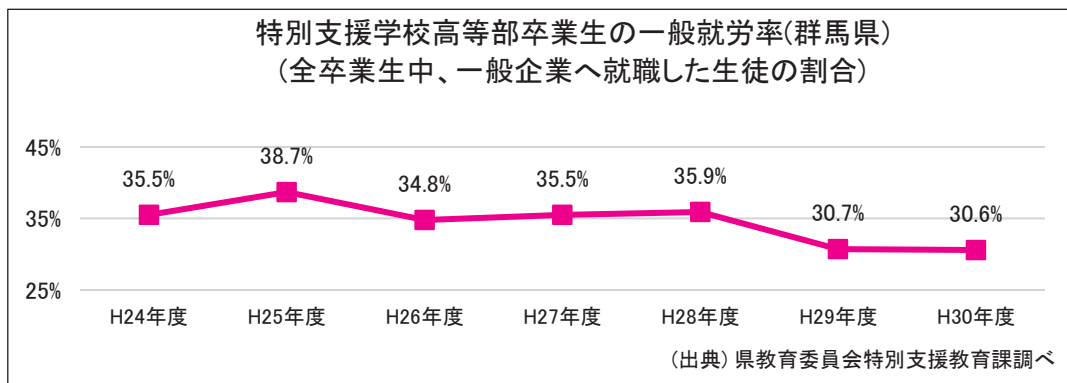
○ 教育の状況

(特別支援学校の整備)

県では、平成30年4月に、特別支援学校高等部の未整備地域(沼田、藤岡、富岡、吾妻)に新たに高等部を整備し、小学部から高等部まで身近な地域で学べる環境を整えました。また、各特別支援学校において、地域の特色を生かした作業学習の導入を進めています。

(一般就労の状況)

本県の特別支援学校高等部卒業生の一般就労率は30%~40%で、全国平均より高い水準で推移していますが、生徒一人ひとりに合った就業体験実習や就労のマッチングは、1年生から計画的に取り組む必要があります。また、早期離職を防ぐための定着支援が課題です。



(個別のニーズに応じた支援の必要性)

一人ひとりのニーズに応じて的確に支援するため、保護者の同意を得ながら、障害のある幼児や児童生徒を対象に、「個別の(教育)支援計画」の作成を進めています。計画を必要とする全ての子どもに対して作成されるよう、各園や学校での取組を促進していく必要があります。

また、医療的ケアを必要とする児童生徒や特別の教育的支援を必要とする児童生徒数が増加しています。さらに、小中高校からの要請による相談支援の件数も増加しており、教育と保健・福祉分野が連携し、切れ目なく対応する体制の整備が必要です。

小・中・高校からの要請に基づき行う相談支援の状況

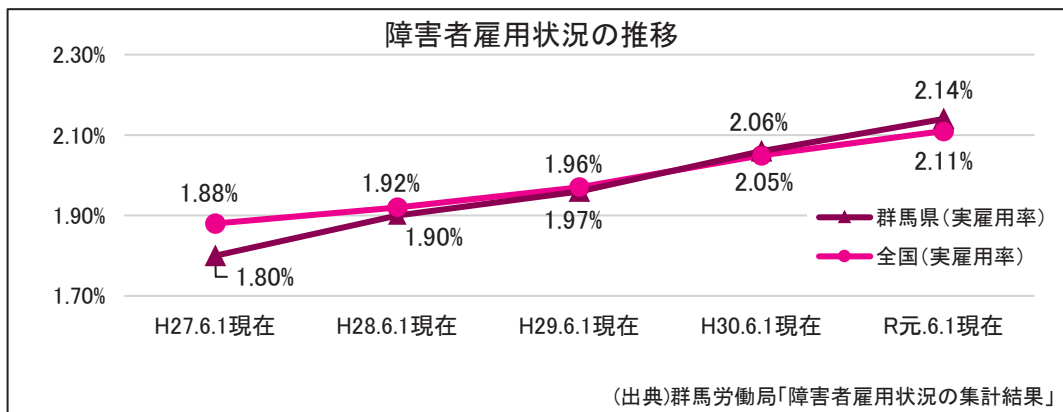
相談支援の内容	相談受付件数(H30年度)
特別支援学校の専門アドバイザーによる相談支援	9,896件
教育事務所の専門相談員による相談支援	3,827件

○ 社会参加

障害のある人が一般就労し、社会参加していくことは、経済的な自立だけでなく、生きがいや自己実現につながります。障害のある人の求職者数は年々増加を続けており、一般就労を支援していくことが重要です。

本県の民間企業における障害者実雇用率は年々上昇を続け、令和元年は2.14%となり過去最高となりましたが、法定雇用率(2.2%)には至っていません。

更なる障害者雇用の増加や、障害者雇用に対する理解促進のための情報発信も必要です。



施策の方向と具体的施策

○ 保健・医療体制と障害福祉サービス等の充実

自立支援医療体制整備と制度周知を図るほか、市町村や関係機関と連携し、適正な障害児通所支援事業所の確保に向け検討します。

また、障害のある若者の日中活動の場となる各障害福祉サービス事業所等(生活介護、就労支援、自立訓練等)について、必要な整備を着実に進めます。

高次脳機能障害(※1)は、表面上分かりにくい障害であるため、周囲の人に理解されにくく、本人や家族の負担が大きいため、高次脳機能障害支援拠点機関を中心とした専門的な相談支援を行います。

障害のある子ども・若者を支援する歯科医療従事者の育成を図るほか、障害のある子どもを支える施設職員や家族に対し、歯と口腔の健康づくりへの理解を深める取組を進めます。

○ 発達障害の早期発見・早期支援

乳幼児健康診査における発達障害の早期発見・早期支援の体制整備の強化及び社会性の発達を評価する項目の標準化のため、行動観察実施マニュアルの整備や研修の実施により、健診従事者の資質向上を図ります。

1歳6か月児又は3歳児の乳幼児健康診査時の精神発達診査において、発達障害のおそれが指摘された乳幼児に対しては、児童相談所において医師により支援します。

また、発達障害のある子どもの増加に対応するため、児童発達支援事業所等の障害児通所支援事業所の充実を図ります。

○ 特別支援教育の充実

障害のある子どもを受け入れる幼稚園や学校に対して財政支援を行い、就園・就学環境の整備と質の向上を図ります。

医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する県立特別支援学校における医療的ケア実施体制の整備を進め、障害程度の重い児童生徒への教育の充実を図ります。

(※1) **高次脳機能障害** 病気や事故などの様々な原因で脳が部分的に損傷されたために、言語・思考・記憶・行為・学習・注意などの知的な機能に損害が起こった状態。注意力や集中力の低下、新しいことが覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなど、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり生活に支障を来す場合がある。

高校における通級による指導を実施し、小・中・高と切れ目ない支援体制の構築に努めます。また、小・中・高校等からの要請に基づいた相談支援への対応を通じ、小・中・高校等における特別支援教育の充実を図ります。

県内の教育及び保健福祉等の分野における発達や障害に関する相談担当者で、情報交換をする場を提供します。

○ 社会参加の促進

障害のある子ども・若者が個々の適性にあった職を得て、将来にわたり地域で自立して生活していけるよう、就労先の開拓や職場定着を支援するほか、就業に伴う生活に関する相談助言などの支援に取り組みます。

障害者雇用に対する理解を促進するため、啓発のためのセミナーやイベントを実施するほか、障害者雇用に関する情報を発信します。

ア 障害のある子ども・若者への支援

<p>① 保健・医療体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○自立支援医療を必要としている障害児・者が、適切な医療が受けられるよう、体制整備及び制度周知により、指定された医療機関への通院に係る自己負担額を軽減します。 ○高次脳機能障害支援拠点機関を設置するとともに、支援コーディネーターを配置し、医療的ケアやリハビリ等の専門的な相談支援を行います。 ○県立小児医療センターの障害児歯科で実施している「障害児嚥下機能支援事業」を通して、実務者の養成や必要性の啓発等の取組を進め、障害児・者に対する口腔機能支援を充実します。 ○関係機関等と連携して障害児・者の歯科疾患予防に取り組む歯科診療所数を増やします。
<p>② 障害福祉サービス等の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある若者の支援の度合いや必要とする支援内容に応じ、障害福祉サービス事業所を拡充します。 ○地域で生活する障害のある子どもや若者を介護する人が、疾病等により一時的に介護できない場合に利用できるショートステイを実施します。 ○特別支援学校等を活用して、障害者が週末に余暇活動を行う場所づくりに取り組みます。

イ 発達障害のある子ども・若者の支援

<p>① 発達障害の早期発見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○1歳6か月児等の乳幼児健康診査における社会性の発達を評価する行動観察実施マニュアル、及びDVDを作成します。当該マニュアル及びDVDを利用し、健診従事者の資質向上のための研修会を開催します。 ○児童相談所において、乳幼児健診後の事後指導や巡回相談等により、発達障害児を支援します。
--------------------	--

	<p>○保育所等の職員に対し、障害児との関わり方などについて、専門的技術支援であるコンサルテーションを行います。</p> <p>○小児科医等に対して、発達障害に対する対応力を向上させるための研修を実施し、どの地域においても一定水準の発達障害の診療及び対応が可能となるよう取り組みます。</p>
② 障害児通所支援等の推進	<p>○障害のある子どもが、日常生活の基本動作や知識・技能を身に付け、集団への適応訓練等を受けられるよう、児童発達支援、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援等の充実を図ります。</p>

ウ 教育の充実

① 特別支援学校の施設整備	<p>○地域ごとの児童生徒数の動向や児童生徒の障害の重度化・重複化の実態を踏まえた県立特別支援学校の施設整備に取り組みます。</p>
② 特別支援学校等の運営支援	<p>○医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する県立特別支援学校において、看護師の派遣や指導医の巡回、教職員研修等を実施し、安全かつ適正な医療的ケアを行います。</p> <p>○県立高校に在籍する特別の教育的支援を必要とする生徒に対して、通級により指導します。</p> <p>○小・中・高校等からの要請に基づき、教育事務所に配置した特別支援教育専門相談員や特別支援学校の専門アドバイザーが、訪問相談を実施し、障害のある児童生徒の理解や指導方法等について、学校の教職員へ助言等を行います。</p>
③ 保育所等における障害児の受け入れの促進	<p>○障害のある児童を就園させる私立幼稚園等に対し、補助金を交付し、就園を促進します。</p> <p>○私立特別支援学校を設置する学校法人に対して、経常的経費を補助します。</p>
④ 職業教育の活性化	<p>○特別支援学校高等部の作業学習に、皮革加工、介護サービス、農業、絹織物等、地域の特色を生かした作業を導入し、職業教育の活性化を図ります。</p>
⑤ 地域との連携	<p>○共生社会の実現に向け、特別支援学校と小・中・高校の間での交流や、特別支援学校の児童生徒が自分の住んでいる地域の学校に行って一緒に学習するなど、障害のある者とないない者がともに学ぶ「交流及び共同学習」を推進します。</p> <p>○教育及び保健福祉等の分野における発達や障害に関する相談担当者が情報交換・協議を行うことにより、早期からの一貫した相談・支援体制の構築及び関係機関との連携強化を図ります。</p>

エ 就労の促進

① 就労先開拓・就労支援と定着支援	<p>○障害者の就労先や実習先の開拓を行うほか、職場定着のための企業内研修を実施します。</p>
-------------------	--

	<p>○障害者就業・生活支援センターにおいて、就職や職場への定着について支援を必要とする障害者に対して相談や職場訪問等を実施し、就業及びこれに伴う日常生活・社会生活上の相談対応や支援を行います。</p>
② 障害者雇用に対する理解促進	<p>○県内ハローワークや産業界と連携して学校見学会を開催するなど、特別支援学校に対する企業の理解を深めるとともに、地域における就労支援体制を拡充する取組を進めます。</p> <p>○ぐんまグッジョブフェアを実施するほか、SNS等も活用し、障害者雇用に関する情報を発信します。</p>
③ 障害者能力開発	<p>○障害者の職業能力開発機会の拡充を図り、雇用・就業を促進するため、企業・NPO法人・民間の教育訓練機関等に委託して職業訓練を実施します。</p> <p>○障害のある若者が就職に必要な訓練等を受け、企業等で一般就労できるよう、就労移行支援事業所や就労定着支援事業所を整備します。</p> <p>○障害のため企業等への就職が困難な若者が働くことができるよう、就労や生産活動その他の活動の機会を通じ、その知識や能力の向上を図る訓練を行います。</p>

◆主な連動施策 I-1-(1) 健やかな体の育成

(3) 配慮が必要な子ども・若者への支援 次世代 子・若 子育て

現状と課題

○ **慢性疾病等を抱える子ども・若者等**

難病は、症状や治療が長期にわたり生活の質を低下させるほか、医療費が高額であることなど、慢性疾病を抱える子ども・若者及びその家族への負担は非常に大きくなっています。また、学校での教育や社会性を身につける機会が不十分な場合もあります。療養生活を送りながらも社会参加の機会が確保され、地域で安心して生活できるよう、経済的負担の軽減や自立に向けた支援が重要です。

また、AYA世代（※1）に発症するがんは、就学、進学、就職、結婚、妊娠・出産等のライフイベントと重なるため、個々の状況や年齢に伴う多様なニーズに応じた支援が必要です。さらに、他の世代に比べて患者数が少ないため、福祉的支援の狭間にあたり、経済的な負担軽減も必要です。

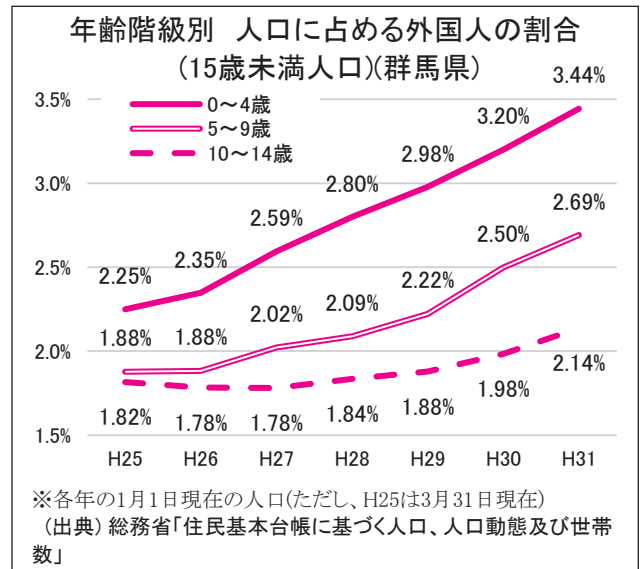
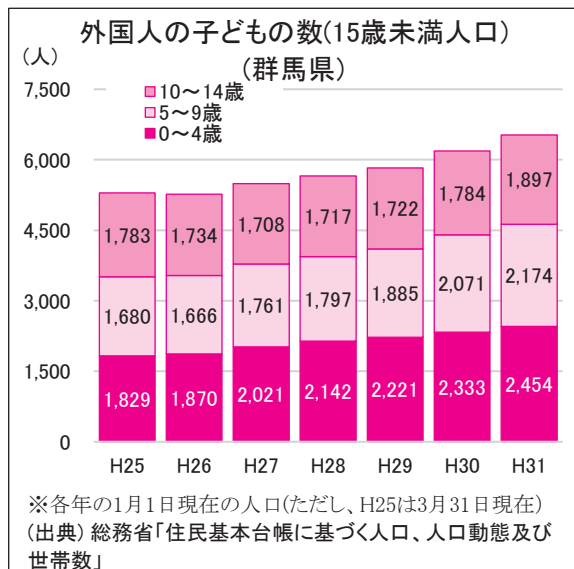
○ **医療的ケア児（※2）**

NICU（新生児集中治療室）での治療など長期療養後に退院した子どもは、引き続き地域において必要な医療・福祉サービスを受けることとなります。しかし、対象人数が少ないため、保護者が抱える課題が行政に伝わらず、地域における支援や施策に結びつかない場合があります。

平成30年度の調査では、県内には医療的ケア児等（20歳以上を含む）が492人おり、医療、福祉、教育などの多職種連携により、地域で支える体制を構築することが重要です。

○ **外国人の子ども・若者**

本県における外国人の子どもは年々増加し、外国人総数に占める子どもの割合は全国と比べて高くなっています。さらに、在留資格の緩和を含む出入国管理法改正により、今後も増加することが見込まれます。



令和元年9月の調査では、県内には、不就学又は不就学の可能性がある小・中学生相当の外国人の子どもが約400人おり、市町村への転入時に就学状況や希望の確認等を行い、学びの機会につなげていく必要があります。

(※1) **AYA世代** Adolescent&Young Adult。概ね15歳から39歳の思春期・若年成人。

(※2) **医療的ケア児** 医学の進歩等を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児のこと。

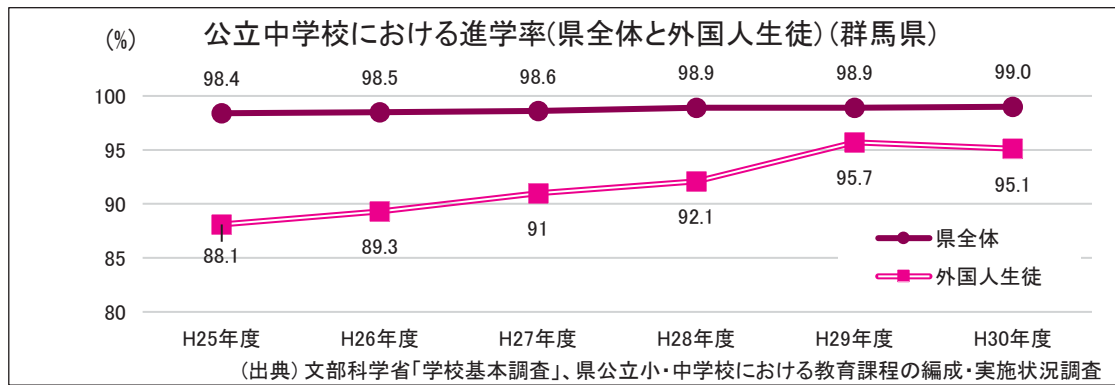
外国人の子ども等の就学状況(小・中学生相当)

	群馬県	全国
義務教育諸学校(人)	3,074	96,395
外国人学校等(人)	125	5,004
不就学又は不就学の可能性あり(人) (住民基本台帳上の人数に占める割合)	412 (11.3%)	19,654 (15.8%)

(出典) 文部科学省「外国人の子供の就学状況等調査結果(速報)」(令和元年9月27日)

一方、就学している外国人児童生徒や日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒(以下「外国人児童生徒等」(※3))という。)も年々増加し、国籍や母国語も多様化しています。そのような中、定住意識の高まりによって、日本の高校への進学を目指す外国人児童生徒等が増加傾向にあります。

しかし、義務教育への編入時期の遅れや日本語能力不足などが原因で、希望どおりの進路実現ができていない場合もあります。国籍を問わず、本県の未来を担う全ての子どもたちに、適切な日本語指導や学習支援を通して、外国人児童生徒等が地域の一員として活躍できるよう支援していく必要があります。



また、未就学期を含め、外国籍又は外国にルーツがある子ども(以下「外国人の子ども等」(※4))を持つ保護者自らが、日本語によるコミュニケーションの困難さ、文化や習慣の違い、家庭での育児を他に頼ることができないことなどの課題を抱えている場合があります。各家庭の状況に応じた支援が必要です。

保育所保育指針等においては、「子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること」が掲げられ、保育士等はそれぞれの文化の多様性を尊重し、多文化共生の教育及び保育を進めていくことが求められています。

施策の方向と具体的施策

○ 慢性疾患等を抱える子ども・若者への経済的負担軽減と自立支援体制の充実

小児慢性特定疾病(※5)児童やその家族に対し、医療費負担を軽減するほか、医療従事者、教育関係者、患者・家族会、相談事業関係者等、関係機関の連携を強化し、自立に向けた支援体制の充実を図ります。

(※3、4) **外国人児童生徒等、外国人の子ども等** 本計画では、就学・不就学を問わず、外国籍又は外国にルーツのある子どもを「外国人の子ども等」と表記します。そのうち、就学している子どもを「外国人児童生徒等」と表記します。

(※5) **小児慢性特定疾病** 医療費助成の対象となる「小児慢性特定疾病」は、①慢性に経過する疾病であること、②生命を長期に脅かす疾病であること、③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること、④長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること、の全ての要件を満たすものうちから厚生労働省が定めている。

在宅療養を必要とする子どもが安心して療養できるよう、医療的ケア児の実数を把握するため、県内の小児科病院を対象に調査を実施します。その情報を関係者と共有し、小児等在宅医療の施策の検討等に活用します。

医療・福祉・教育関係者等による協議や情報交換を重ね、小児等の在宅医療に係る連携体制を構築するとともに、関係する多職種の医療技術のスキルアップや連携強化を図ります。

また、小児がん(※6)の患者やAYA世代のがん患者及びその家族に対し、この世代の特徴に応じた相談支援や情報提供の充実を図ります。

○ 外国人の子ども等の学びの支援や心理的なサポート

就学期の外国人児童生徒等の実態に応じ、日本語指導や心理的なサポートの充実を図ります。

また、外国人児童生徒等及び保護者を対象として、外国語での電話相談などの心理的サポートを行います。

未就学期の外国人の子ども等については、保育所等における円滑な受入れや保護者へ必要な配慮を行えるよう取り組みます。

ア 慢性疾病等を抱える子ども・若者への支援

<p>① 慢性疾病児童等に対する経済的負担の軽減と自立促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○小児慢性特定疾病医療費の自己負担分の一部を助成し、患児家庭の経済的な負担を軽減します。 ○「群馬県慢性疾病児童等地域支援協議会」における支援方針に基づき、各保健福祉事務所において、窓口相談や家庭訪問、相談会・交流会を実施し、自立に向けて、児童やその家族の不安解消や情報提供等を行います。
<p>② 小児等在宅医療の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○在宅医療を必要とする小児等が、在宅において必要な医療・福祉サービス等を受け、地域で安心して生活できるよう、医療、福祉、教育、行政等の連携による体制の構築を図ります。また、医師や訪問看護師向け研修及び講演会を開催します。 ○地域における医療的ケア児とその家族に対し、適切に支援できるよう、相談支援専門員(※7)及び訪問看護師を対象に研修を実施し、地域における医療的ケア児等の支援の総合調整を行う人材を養成します。 ○小児在宅医療に対応可能な医療機関情報をホームページ「マッピングぐんま」にて提供するとともに、市町村の母子保健部署・障害福祉部署等に周知します。 ○各種協議会の活動内容や取組などについて、定期的に連絡会を開催し、情報を共有します。 ○平常時から人工呼吸器使用在宅療養者等の把握に努め、本人・家族を含めた関係機関での協議により、災害時個別プランの策定に努め、災害発生時の対応に備えます。

(※6) **小児がん** 乳幼児から14歳までにかかる悪性腫瘍の総称。

(※7) **相談支援専門員** 障害のある人や、その家族の生活に関する全般的な相談支援を行う。障害のある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成等を行う。

③ 小児・AYA世代のがん患者支援	<p>○ぐんまの安心がんサポートブックやホームページ等により、小児・AYA世代のがん患者が必要とする情報が適切に提供されるように努めます。</p> <p>○小児・AYA世代のがん経験者やその家族のピアサポーターの養成など、相談支援・情報提供の充実を図ります。</p>
-------------------	---

イ 外国人の子ども・若者等への支援

① 不就学の外国人の子ども等の学習機会確保支援	○不就学の外国人の子ども等の就学に関わる相談や手続き等、就学に向けて支援します。
② 就学期の外国人児童生徒等への支援の推進	<p>○日本語指導担当者を対象に、専門性の向上を図るための研修会を開催するなど、外国人児童生徒等への、適切な日本語指導や学習支援の充実を図ります。</p> <p>○文化や言語の違いにより、学校生活や卒業後の進路についての悩みを抱えている外国人の子ども等や保護者に対して、教育相談やカウンセリング等の支援を行うことで、心理面のサポートをします。</p>
③ 地域における外国人に対する支援の充実	<p>○母国語及びやさしい日本語により、あらゆる相談に応じる「ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター」や、医療通訳ボランティアの養成やNPO法人等と連携した医療通訳ボランティアの医療機関への派遣等、外国人が生活しやすい環境を整備します。</p> <p>○市町村に対して、小児及び妊婦健診の際の通訳者派遣に係る情報を提供します。</p> <p>○地域の外国人の中で日本語能力と地域貢献意欲の高いキーパーソンを通じて、地域住民への日本語指導と日本での生活に必要な情報・知識の提供を行うほか、県のホームページやSNSを通じて情報を提供します。</p>



保育所等における外国人の子ども等の受け入れ

外国人人口の増加に伴い、その子どもの数も増加が見込まれる中、県内には、外国人の子ども等を積極的に受け入れている保育所等があります。

県南部の認定こども園では、ブラジル、ペルー、ベトナムなど、7か国の子どもたちが通園しています。園では、国籍やルーツの区別なく一緒に過ごしており、子どもたちは日本語を覚えるのも早く、子ども同士のおしゃべりや先生との会話も問題なく行われています。園と保護者との間でも、時にジェスチャーを交えながら丁寧に伝えることで、特に苦勞なくコミュニケーションが図られています。

園長先生は、「受け入れを始めた頃は、言葉の問題など多少の困難があったものの、今では特別な対応はしていない。」と話しています。



園での子どもたちの様子

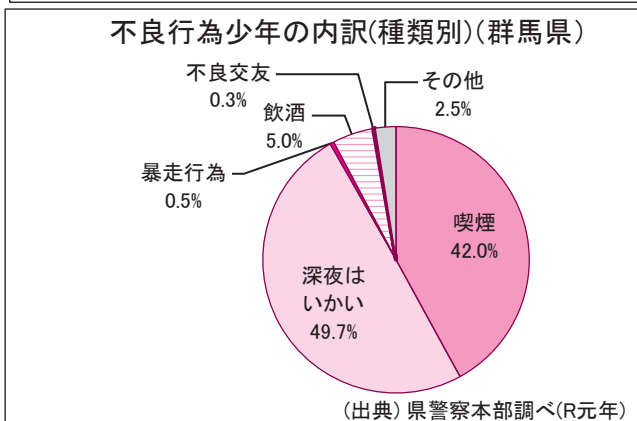
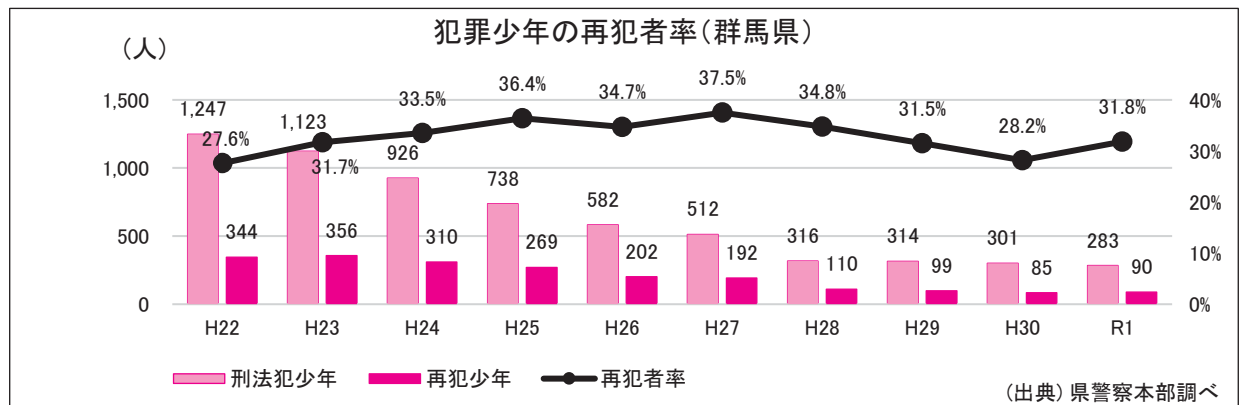
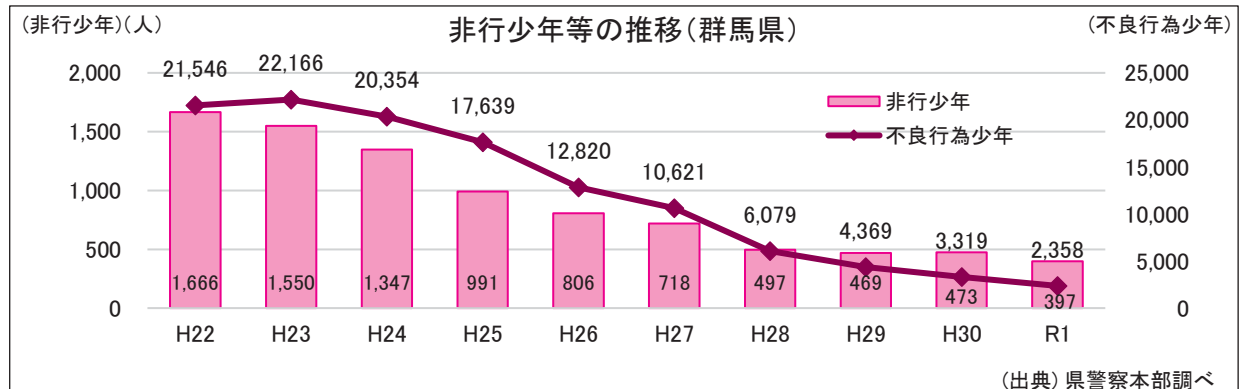
(4) 非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援 次世代 子・若

現状と課題

○ **少年非行の状況**

非行少年は、10年前と比較すると大幅に減少しています。しかし、再犯者率は10年前と変わらない水準であり、予断を許さない状況です。

近年では、アルバイト感覚で振り込め詐欺等の特殊詐欺関連事犯に加担する少年が増加するなど、少年を取り巻く有害環境の浄化に加え、少年の規範意識の向上等が課題です。



【用語の説明】

- ・ **非行少年**: 犯罪少年(罪を犯した14歳以上20歳未満の少年)、触法少年(刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年)、ぐ犯少年(将来、罪を犯し又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある者)の合計
- ・ **刑法犯少年**: 犯罪少年のうち、特別法犯(道路交通法違反・覚せい剤取締法違反、売春防止法違反など)を除く
- ・ **不良行為少年**: 飲酒、喫煙、その他自己又は他人の特性を害する行為をした少年

○ **薬物乱用等**

近年、薬物事犯における再犯者率は高く、覚醒剤事犯では全国及び県内とも6割を超えています。(成人を含む覚醒剤事犯の再犯率 全国:66.1%、群馬県:61.6%)

薬物問題の根絶のためには薬物の再乱用防止が重要であり、薬物問題を抱えた本人の回復や家族等を支援するため、相談窓口や回復支援施設等の充実のほか、回復を社会全体で支える体制づくりが重要です。

施策の方向と具体的施策

○ **問題行動への対応**

教育委員会と警察、市町村教育委員会等で情報交換を行い、共通理解を図ることで、児童生徒指導・支援の充実を図ります。

また、万引防止教室や、非行防止啓発などにより、少年の規範意識の高揚を図るほか、相談活動等により、非行少年の立ち直りを支援します。

○ **薬物乱用等の防止**

薬物相談窓口をはじめとした再乱用防止対策を充実させ、薬物問題を抱えた本人及び家族等に対して支援するとともに、薬物依存症等に関する正しい知識の周知啓発を行い、回復を社会全体で支える体制づくりを進めます。

ア 問題行動への対応

<p>① 児童生徒支援の充実</p>	<p>○学校の児童生徒指導・支援の充実に向けた共通認識を図るため、教育委員会と警察、市町村教育委員会等の担当者により情報交換や協議を行う問題行動対策会議を開催します。</p> <p>○問題行動対策会議構成機関や学校の教職員を対象に、深刻な非行等、生徒指導に関わる様々なテーマを取り上げ、学識経験者や関係機関等の職員による講話を開催します。</p>
<p>② 少年の規範意識の高揚</p>	<p>○万引きが犯罪行為であること等の自覚を促すため、ロールプレイング方式等による体験型万引防止教室の開催を推進します。</p> <p>○少年警察ボランティア（少年補導員、大学生少年サポーター）と連携して街頭補導、非行防止啓発キャンペーン等を実施します。</p>
<p>③ 非行少年の立ち直り支援</p>	<p>○少年育成センター職員による、少年補導活動、困難を抱える子どもの立ち直り支援、相談活動等を推進します。</p> <p>○児童相談所において、非行を犯した子どもやその家族の相談に応じます。</p> <p>○ぐんま学園において、家庭や学校、地域で問題行動を起こした児童など、生活指導を必要とする児童を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援します。</p>

イ 薬物乱用対策

<p>① 薬物問題を抱えた子ども・若者やその家族の支援</p>	<p>○各保健福祉事務所等に設置した相談窓口、薬物依存症者への対応技術を身につけるための依存症回復支援者研修会の開催、こころの健康センターでの家族教室の実施などの再乱用防止対策を充実し、薬物乱用問題に直面している本人及び家族等を支援します。</p> <p>○薬物問題を抱えた本人の回復及び家族等を社会全体で支える体制づくりのため、薬物依存症とその回復に関する正しい知識の周知啓発に努めます。</p> <p>【連動施策：Ⅰ-1-(1) 健やかな体の育成】</p>
---------------------------------	---

(5) 社会的養育体制の整備 次世代 子・若 子育て

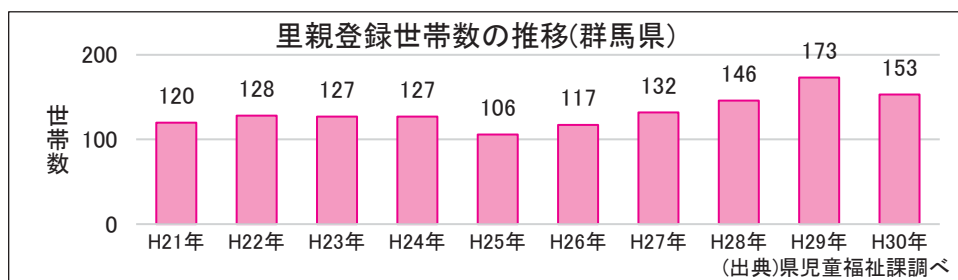
現状と課題

○ **里親委託や児童養護施設の小規模かつ地域分散化の必要性**

親がない子どもや虐待を受けた子どもなど、家庭での養育が困難又は適当でない子どもには、家庭的な環境の下で愛着を形成し、地域の中で個性が尊重されつつ、社会へ巣立っていくことができるような支援が必要です。

「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を推進するため、里親登録世帯数を増やす必要があります。

また、児童養護施設に入所する子どもについて、「できる限り良好な家庭的環境」である、小規模かつ地域分散化された施設での養育を推進する必要があります。



○ **アフターケア(施設退所・里親委託解除後の相談支援等)の必要性**

里親等への委託や児童養護施設等に入所していた子どもの中には、高校卒業後も自立のための支援の継続が必要な場合があります。

また、義務教育終了後、里親等への委託や児童養護施設等への入所が適さない子どもに対して、自立に向けた生活の援助が必要です。

施策の方向と具体的施策

○ **里親登録世帯の増加と児童養護施設の小規模化等の推進**

里親登録世帯を増やすため、里親制度の周知や里親確保のための広報活動を行います。

また、より家庭的な環境の中で子どもを養育できるよう、児童養護施設による地域小規模児童養護施設の設置を支援します。

○ **アフターケア(施設退所・里親委託解除後の相談支援等)の体制整備**

高校卒業後も継続支援が必要な子どもを預かる里親や児童養護施設等に、必要な経費を補助します。

また、里親等への委託や児童養護施設等への入所が適さない子どもが、共同の生活を営む住居となる自立援助ホーム(※1)の運営を支援します。

(※1) **自立援助ホーム** 様々な理由で家庭に居られなくなり、働かざるを得なくなった、原則として15歳から20歳までの青少年たちの暮らしの場。本人に十分な意欲と能力が備わっているか否かにかかわらず、家族も含め他の援助を受けることができない状況で「自立」を強いられた場合、職場や生活場面でも困難をかかえ、社会適応ができない。そのため、大人との信頼関係を通して社会で生き抜く力を身に付け、子どもたちが経済的にも精神的にも自立できるよう援助する。

ア 家庭養育の推進

① 里親募集の広報活動	○各種広報媒体への掲載やリーフレットの配布、制度説明会の実施などにより、里親の制度周知と募集を行います。
② 施設の小規模かつ地域分散化	○施設が地域小規模児童養護施設を設置するにあたっての物件購入費等の補助をします。

イ ライフサイクルを見通した支援

① 社会的養護自立支援事業の実施	○里親や児童養護施設等に対し、高校卒業後も居住する子どもの居住費や生活費を補助します。
② 自立援助ホームの運営支援	○自立援助ホームに入所する子どもの生活費等や職員の人件費等の運営費を補助します。

本基本施策は、「群馬県社会的養育推進計画（平成27年度～令和11年度）」で実施していきます。



里親について

養子縁組制度と混同されやすい「里親」制度ですが、養子縁組により親子関係を結ぶ「養子縁組里親（※2）」だけでなく、様々な事情により家庭で暮らせない子どもを一定期間養育する「養育里親（※3）」があります。

また、本県では、一時的に保護者が子育てできない事情がある家庭の子どもを、子どもが安心できるよう地域内で預かったり、施設に入所している子どもを夏休みなどの長期休暇中に預かったりする「短期預かり里親」制度を独自に設けています。

このように、「里親」は、養子縁組による子どもへの長期的な支援だけではなく、地域の子育てを応援する制度として子どもを支援しています。

県では、里親制度について知り、実際に子どもを養育している里親さんの話を聞くことができる、「里親相談会」を県内各地で開催し、里親制度の周知・普及を進めています。

フォスタリングマーク



フォスタリングとは、里親を支援することです。

フォスタリングマークは、里親制度の普及や里親養育を社会が支えることを推進するシンボルマークです。

（※2）**養子縁組里親** 養子縁組を前提とした里親。保護者のいない子どもや実父母が親権放棄に同意した場合が対象となる。15歳未満の子どもの場合、特別養子縁組により実親との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶことが可能。

（※3）**養育里親** 原則として0歳～18歳まで（進学しなかった場合は中学卒業まで）の要保護児童を、養子縁組は目的とせずに一定期間養育する家庭。

基本方針Ⅳ 社会全体で子ども・若者の育ちや自立を支える

基本目標 1 支え手、担い手をつくる

子ども・若者の育ちや自立のためには、学校や行政だけではなく、地域の力が不可欠です。地域社会の中にある「人々の支援の力」が、実際の子ども・若者の支援へと結びつくよう、支援者となる人材の発掘や育成を行います。

また、地域の支援者等が創意工夫を生かした活動を行えるよう、運営への支援や情報提供を行います。そして、支援者を含めた行政、学校等による連携のネットワークづくりなど、地域の力が支援を必要とする子ども・若者に効果的に届くよう、連携・協働の推進を図ります。

目標数値

項目	現状	目標
里親登録世帯数	153 世帯 (H30 年度末)	222 世帯 (R6 年度末)
子どもの居場所地域ネットワーク数	3 箇所 (H30 年度末)	13 箇所 (R6 年度末)

(1) 子ども・若者の支援者の確保 次世代 子・若 貧困 子育て

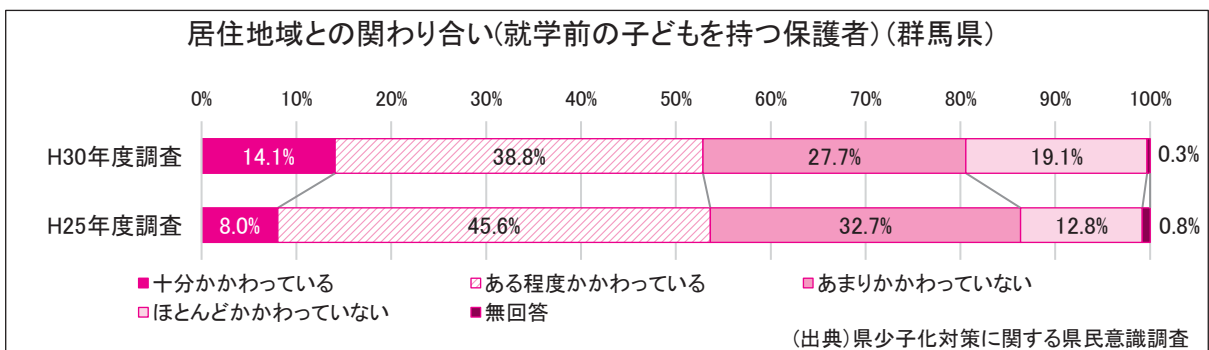
現状と課題

○ 子ども・若者の周囲の支援者の不足

地域社会は、個人、家庭、近隣(自治会など)、学校、企業、地方公共団体、NPO法人など多様な主体が社会的・経済的活動を営むことによって成り立っています。

しかし、就学前の子どもを持つ保護者を対象に行った県の調査によると、居住地域と十分に関わっている割合が増えている一方、地域とほとんど関わっていない割合も増加しています。また、支援機関等の職員を対象に行った調査によると、相談支援を受けている子どもや保護者の周囲には、協力者が少ない場合が多いと考えられます。

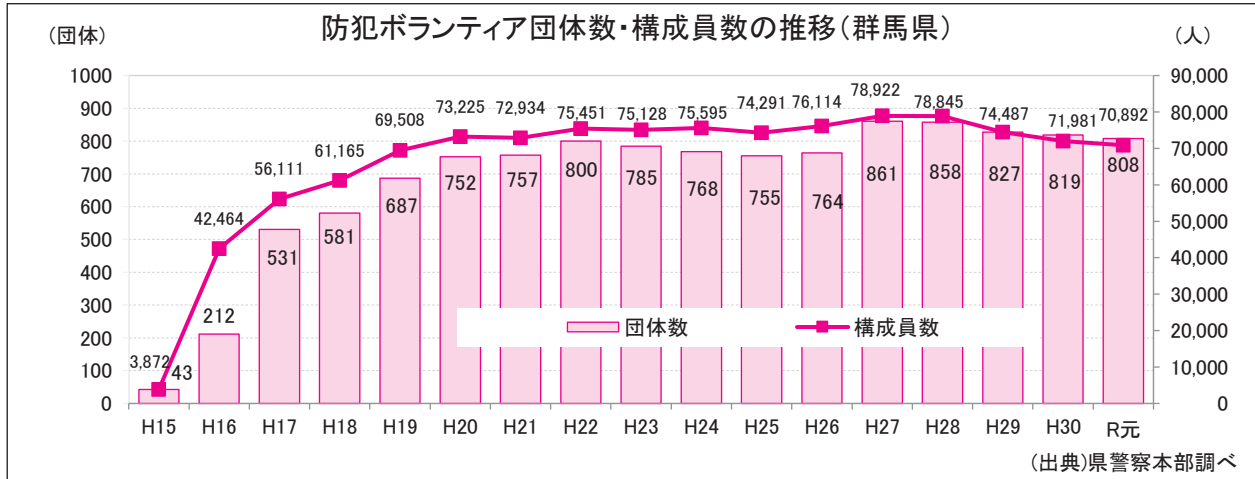
また、自主防犯ボランティア団体による登下校時の見守り活動・パトロール活動が実施されていますが、構成員の減少や高齢化等が進んでいます。



相談を通じて感じること(地域からの支援について)

- 「相談を受ける子どもや保護者の周囲には、問題解決のために協力を仰げる祖父母や親戚、友人が少ないと感じる。」(公立学校の教員)

(出典)県子どもの生活実態調査(H28年度)



○ それぞれの課題に応じた支援者の必要性

地域における課題は、それぞれ異なり、複雑化・多様化しています。

行政だけでなく、地域の実情に精通したNPO法人やボランティアによる地域課題の解決を図るため、新たな担い手を増やす必要があります。

要保護児童を家庭的な環境で養育するためには、十分な数の里親の存在が必要です。

また、高校中退者や中学校卒業後進路未決定者が、早い段階で再び社会的なつながりが持てるよう、それぞれの若者の困難な状況に寄り添いながら支援を行う人材が必要です。

さらに、地域や学校での子どもの安全確保や、体験活動を通じた健全な子どもの育ちのためには、地域の大人たちの適切な関わりが不可欠です。

施策の方向と具体的施策

○ ボランティア活動支援や人材発掘

NPO法人やボランティアの活動を支援します。

警察では、企業が行う防犯CSR活動が活性化するよう、防犯情報の提供や活動方法について助言等を行います。

また、セミナーや研修等の開催により、子どもの居場所に関わるボランティアの増加に取り組むほか、養育里親を中心に里親制度の認知度向上を図り、里親登録世帯を増やします。

○ 資質向上と支援者のネットワークづくり

子ども・若者の支援者を対象とした研修会等を開催し、資質の向上を図ります。

また、支援者や支援を実施する団体相互の情報共有の場を設け、支援者のネットワークづくりを推進します。

ア 人材発掘

<p>① ボランティア活動の支援</p>	<p>○「NPO・ボランティアサロンぐんま」における相談や情報提供、NPO法人に対する制度融資などを行い、NPO法人やボランティア活動団体の活動を支援します。</p> <p>○子どもの安全確保に向け、従来からの防犯ボランティア参加者層に加え、多様な担い手による防犯ボランティア活動の活性化を支援します。</p> <p>○防犯CSR活動への支援を行い、防犯ボランティアの活性化を図るとともに参加者の裾野を広げていきます。</p> <p>【連動施策：Ⅲ-1-(3) 子ども・若者の犯罪被害の防止と被害者支援】</p>
<p>② 子どもの居場所づくりに関わるボランティアの確保</p>	<p>○子どもの居場所に関するセミナーや研修等を実施し、学習支援や子ども食堂運営などへのボランティア協力者を増やします。</p>
<p>③ 里親のリクルート</p>	<p>○県内各市町村で毎月「里親相談会(里親制度説明会)」を実施し、広く里親制度を周知します。</p> <p>特に、「養子縁組里親」の希望者に「養育里親」についての情報にも触れてもらえるよう、各種のメディアを活用し、日常生活の中で里親制度に触れる機会を数多く作る「攻めるリクルート」に取り組みます。</p>

イ 人材育成・資質向上

<p>① 相談支援者の資質向上</p>	<p>○県子ども・若者支援協議会では、高校中退者や中卒後進路未決定者など、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者の相談支援者の資質向上を図るための研修会を実施するとともに、研修内容の充実を図ります。</p>
<p>② 支援者間の情報共有やネットワークづくり</p>	<p>○民間支援団体との連携強化を図り、困難を有する子ども・若者への支援の充実及び支援者間の情報共有を図るため、群馬県青少年育成推進会議(県委嘱の青少年育成推進員の県域組織)と群馬県青少年補導センター補導員会連絡協議会との共催により研修会を開催します。</p> <p>○不登校やひきこもり等の困難な状況にある子ども・若者を支援する親の会等、民間の活動団体による交流や連携を図るためのフォーラムの開催を支援します。</p>

(2) 地域や企業との連携 次世代 子・若 貧困 子育て

現状と課題

○ **家庭や学校だけでは対応できない時代**

子どもを取り巻く課題が複雑化、多様化する中で、不登校、高校中退、子どもの貧困など、学校だけでは対応することが困難な課題が多くあります。

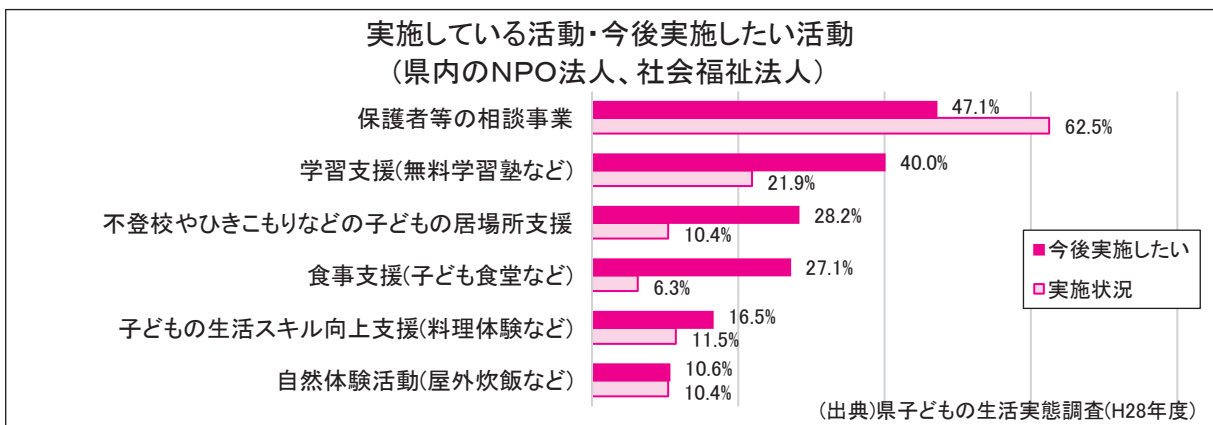
また、家族機能の脆弱化や地域社会のつながりや支え合いの希薄化が指摘されています。

子ども・若者が幅広い視野を持つためには、多様な立場・価値観を持つ人と関わる必要があります。また、支援を必要とする子どもやその親を、必要な支援に結びつけ、子ども・若者の育ちを支えるには、家庭または行政だけで全てを行うのではなく、家庭に身近な地域の企業や団体など、多様な主体同士が連携・協働していく必要があります。

○ **地域社会の力**

「子ども食堂」や「無料学習支援」などへの来所をきっかけに、福祉的な支援を受け、社会的なつながりを得る例が見られるようになりました。しかし、子ども食堂や学習支援をはじめとする現場では、活動資金、食材、物資、人材の不足等の声が聞かれます。また、社会貢献活動に積極的な企業からは、寄付や食品・食材の提供等の相談が寄せられています。

県内のNPO法人及び社会福祉法人のうち、約5割の法人が何らかの子どもや家庭を支援する活動しており、現在実施していない法人を含めて、保護者の相談活動や学習支援等を実施する意欲を持っています。



○ **本県の取組と課題**

本県では、小売業者、運送業者、保険会社、金融機関など、様々な分野の企業と「地域活性化包括連携協定」を締結しています。また、不登校、高校中退、ひきこもり、貧困など、深刻化する子ども・若者が抱える問題に対応するための支援機関同士の連携・協働、子ども食堂等の子どもの居場所と食品ロス等の課題を抱える企業とのマッチングコーディネート、学校を核とした地域との協働を実施しています。

さらに、民間団体が主体的に実施している取組との連携や協働活動の拡大に加え、子どもの居場所づくりなどにおいて、支援を実施・検討している企業・団体を、地域や県民のニーズとマッチした具体的な取組につなげることが重要です。

また、学校教育においては、子どもたちが、地域社会と向き合い関わり合いながら学ぶことができるよう、学校に加えて、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む「社会に開かれた教育課程」を実現する必要があります。

施策の方向と具体的施策

○ 地域や企業の活動促進

市町村や地域の民間団体が実施する子ども食堂や無料学習塾などの活動を支援します。また、地域や民間の創意工夫を生かした活動が活性化し、県内各地へ広がるよう、団体への支援や情報発信を行います。

○ 関係機関相互の連携促進

県、市町村、地域で支援活動を行っている民間団体、民生委員・児童委員等の地域の相談役等が相互に情報共有を図り、社会全体で支援ができるよう関係機関相互の連携(※1)を促進します。

また、子どもの居場所について、地域ごと、更には県域レベルで官民一体となったネットワークづくりを進めるほか、子どもの居場所づくり等の支援者と、支援を検討している企業や団体とのマッチングを支援します。

さらに、学校を核とし、地域の住民や豊富な社会経験を持つ外部人材等の協力を得て、学校内外の子どもたちの活動支援を行うとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。

ア 地域や企業との連携・協働による子ども・若者の支援

<p>① 地域団体等の活動促進</p>	<p>○民間団体が行う、若者の結婚や子育ての学びの場の提供等の取組を支援します。また、実施団体の増加、活動地域の拡大、活動内容のレベルアップを図ります。</p> <p>○子ども食堂や子どもの学習支援など、地域に根ざした子どもの居場所の開設支援に意欲的に取り組む団体を支援します。</p> <p>○不登校、高校中退者、ひきこもり等の子ども・若者やその親の不安や悩みを共有する「親の会」の活動状況を広く紹介するなど、地域に根ざした自発的な取組を県内に広げます。</p>
<p>② 関係機関との連携や情報共有</p>	<p>○子どもの居場所に関する自治体、団体の連携体制の整備を図るとともに、市町村の地域ネットワークづくりを支援します。</p> <p>○教育、福祉、雇用、保健・医療、育成支援、矯正・更生保護等の子ども・若者の相談・支援機関で構成する「群馬県子ども・若者支援協議会」において、各機関の取組の情報共有を図り、適切な支援につなげます。</p> <p>○「ぐんま食育応援企業登録制度」として、食育活動を応援する企業等を募集・登録し、従業員やその家族への食育を促進します。また、県民や食育団体、行政等が行う活動への協力を通して県内の食育推進を図ります。</p>

(※1) **関係機関相互の連携** 例えば、県社会福祉協議会が実施する「なんでも福祉相談」では、趣旨に賛同した県内社会福祉法人が配置する「なんでも福祉相談員」が、地域住民の悩みを受け止め、他の参画する社会福祉法人とのネットワークを活用して、必要な支援を行っています。

<p>③ 支援の現場と社会資源等とのマッチング</p>	<p>○子ども食堂やフードバンクなどの支援者と、食品の提供を検討している食品会社などの企業・団体とが顔を合わせる機会を設け、互いの持つ資源やニーズのマッチングを図り、支援者同士の連携を支援します。</p> <p>○家庭で余っている食品や未使用の学用品等の寄付を受け付け、子ども食堂やフードバンク等に寄贈するフードドライブ運動について普及を図ります。</p> <p>○子どもの学習支援ボランティア養成セミナーを開催し、大学生を含め、ボランティアに興味のある方への情報提供や活動内容の紹介等を行います。</p> <p>○県が連携を希望する事業の実現に向けて、地域活性化包括連携協定締結企業と直接話し合う機会を設け、新たな取組につなげるための情報交換会を開催します。</p>
<p>④ 地域と学校との協働活動の推進</p>	<p>○放課後に地域の方々の協力を得て多様な体験活動等を実施する「放課後子ども教室」や、小・中・高校生等に対し地域と学校の連携・協働による原則無料の学習支援を行う「地域未来塾」等を実施します。【Ⅱ-2-(3)キャリアと子育ての両立支援、Ⅲ-2-(1)教育環境の整備と学習支援】</p>

地域における子ども・若者支援を支える一員として企業に期待される取組

取組内容	活動の例
<p>本来の企業活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員の仕事と子育ての両立支援 ・ 従業員の家庭教育等の支援(食育等) ・ 雇用の場の拡大 ・ インターンシップの受け入れ ・ 多様な人材の受け入れ(ひとり親、障害者) など
<p>地域の一員としての取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防犯ボランティア活動、子どもの見守り ・ 体験活動の機会の提供(文化・芸術、ものづくり体験等) ・ 多世代の交流の場の提供(社屋や敷地の活用) など
<p>支援者としての取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校やひきこもりの若者のトライアル雇用の受け入れ ・ 中学生・高校生等のキャリア教育支援(インターンシップの受け入れ) ・ 子ども食堂など子どもの居場所への食材や学用品等の提供 ・ 基金等による地域活動支援 ・ 奨学金等による修学支援 など

基本目標2 子ども・若者とその家族に温かい社会をつくる

結婚や子どもを持つ希望をかなえ、地域で子ども・若者の自立を支える社会を実現するためには、社会全体で子ども・若者を見守り支え、結婚や子育ての楽しさや喜びを感じることができる環境を整える必要があります。

分かりやすい情報発信や地域・企業と連携した取組推進、県民運動の展開等により、社会全体で取り組む機運の醸成や、子ども・若者の健全育成につながる社会環境づくりを行います。

目標数値		
項目	現状	目標
子どもを産み育てやすいと感じる保護者の割合	77.0% (H30年度)	85.0% (R5年度)

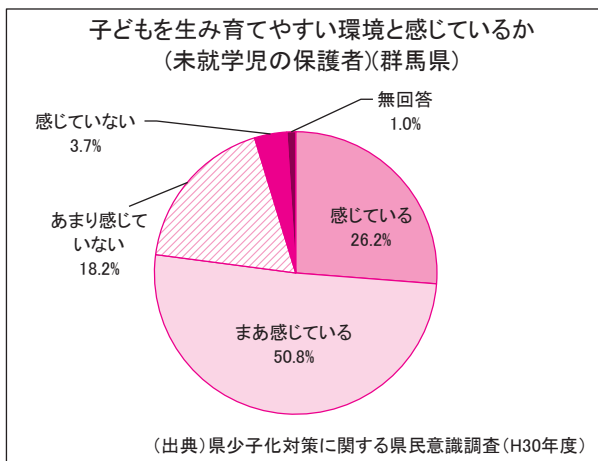
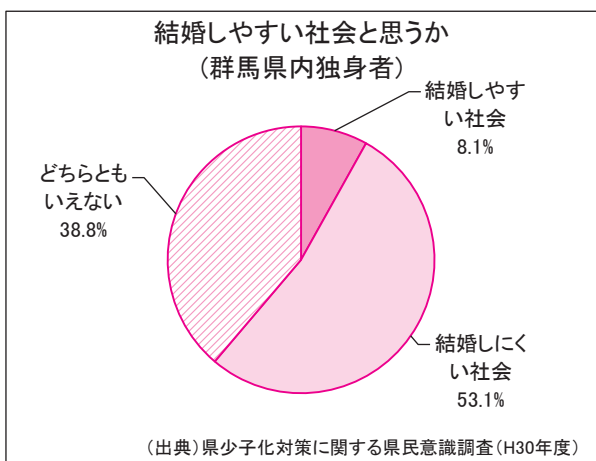
(1) 子ども・若者とその家族に温かい社会づくり 次世代 子・若 貧困 子育て

現状と課題

県の少子化対策に関する県民意識調査によると、出産・子育てを支える制度の拡充を背景に、子どもを育てる保護者が「子どもを産み育てやすい環境」と感じる割合は5年前と比較して高まっています。一方、独身者のうち53.1%が「結婚しにくい社会」と考えており、男性の育児休業取得率は5.5%と低いほか、「子どもがうるさい」と言われるなどで肩身が狭い思いをしている保護者が少なくありません。

そんな時代にあって、結婚や子育ての希望を実現するためには、社会全体で、子ども・若者を見守り、結婚や子育ての「楽しさ」や「幸福」を感じることができる環境を整える必要があります。

また、子ども・若者に係る課題を解決するためには、一部の支援団体や支援者だけでなく、子ども・若者を取り巻く全ての人々が参画し、連携・協力していくことが求められています。



施策の方向と具体的施策

民間企業などと連携し、社会全体で結婚・子育てを応援する機運を高めます。加えて、子どもたちを取り巻く課題や現状等の理解を促進し、新たな取組への動機付けとなるよう、学校や地域、団体等の取組の紹介や本県の子育て環境の魅力発信を行います。

また、子ども・若者や子育て家庭に対して結婚・子育てに有益な情報を発信することにより、必要



な人に必要な情報を届けます。

さらに、子ども・若者が日々の生活を通じて感じていることや考えていることを発表する場の提供、県民運動の展開、支援団体に対する活動経費の補助等により、青少年健全育成に向けた社会の機運醸成を推進します。

ア 社会全体で取り組む機運醸成

① 民間企業等と連携した結婚や子育ての応援	○新婚又は結婚予定のカップルや子育て家庭が協賛店舗で提示すると特典サービスを受けることができるパスポート事業(「ぐんま結婚応援パスポート(コンパス)」、「ぐんまちよい得キッズパスポート(ぐーちょきパスポート)」)を推進し、結婚や子育て家庭を応援する機運を高めます。
② 本県の子育て環境の魅力発信	○本県の子育てに役立つ施設や取組、自然環境、子育て支援施策の特徴等、子育てに適した本県の環境を広く周知します。

イ 分かりやすい情報発信

① ポータルサイトの周知と内容の充実	<p>○結婚・子育て応援ポータルサイト「ぐんまスマイルライフ」を、更に周知するとともに、内容を充実させます。また、発信の即時性を高めます。</p> <div style="text-align: right;">   <p>こちらからアクセスできます</p> </div>
--------------------	---

ウ 健全育成につながる社会環境づくり

① 県民運動等の展開	<p>○毎月第1日曜日の「家庭の日」、毎月第1土曜日の「少年の日」にちなんだ絵画・ポスター及び標語の募集(「少年の日」「家庭の日」普及啓発作品コンクール)を通じて、青少年の健全育成のための県民運動を推進します。</p> <p>○少年(中学生)が日頃の生活を通じて感じていることや考えていることを発表する場である「少年の主張群馬県大会」を開催します。</p> <p>○「群馬県青少年育成大会」を開催し、青少年健全育成に対する理解を深め、地域ぐるみの健全育成を推進し、家庭教育の向上を図るとともに、模範とすべき青少年、及び子ども・若者の健全育成に貢献した方を同大会で表彰します。</p> <p>○青少年の健全育成と非行防止を図るため、学校が長期休業中になる期間を含む夏・冬・春に「青少年健全育成運動(三季運動)」として集中的に運動を展開し、啓発資料の配布等を行います。</p> <p>○少年柔道剣道教室を通じて、少年の健全育成を推進します。</p>
② 青少年健全育成推進団体の活動支援	<p>○県民運動の推進主体である群馬県青少年育成推進会議が行う活動との連携や支援を行います。</p> <p>○市町村青少年育成推進員や青少年補導センターの活動との連携や支援を行います。</p> <p>○青少年の生きる力や社会性を育むこと等を目的に活動する県内の青少年団体を支援します。</p>

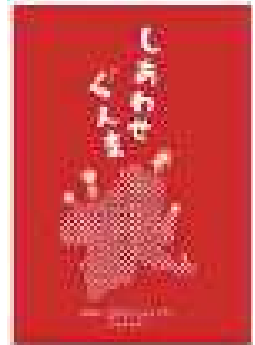


群馬県の子育て環境の良さ

～しあわせぐんま（群馬県で HAPPY♪子育て応援情報冊子）～

子育て支援や治安など関東で1位の「子育て満足度」、日本一物価が安くて家計にやさしい！など、群馬県には他の都道府県と比べて、自慢できる子育て環境の魅力がたくさんあります。

県では、そんな、「子育て」に関する群馬の魅力を一冊にまとめた「しあわせぐんま（群馬県で HAPPY♪子育て応援情報冊子）」を発行し、群馬への移住を希望する子育て中の御家族などに配布しています。子育て環境の特徴や自慢できることのほか、子育てに役立つ施設や取組、移住者から見た子育て環境の良さなど、群馬での子育てに役立つ情報を掲載しています。



こちらから
アクセスできます

冊子「しあわせぐんま」

主な掲載内容

- 知ってHAPPY♪ …家族に合うぐんま暮らしがきっと見つかる「ライフスタイル別マップ」を掲載。
- パパママがHAPPY♪ …子育て中のパパママが気になる、ぐんまの「仕事」や「住まい」情報を紹介。
- 子どもがHAPPY♪ …保育所や幼稚園、学校教育から医療まで、ぐんまの「子育て環境」を徹底解説。
- 家族がHAPPY♪ …山遊び、水遊び、公園、温泉、自然体験など、ぐんまの余暇の過ごし方が丸わかり。



社会福祉法人による地域貢献活動

～社会福祉法人 みどの福祉会（高崎市）～

3人の子どもからスタートした「無料学習支援」は、一緒に食事をしようと「子ども食堂」に発展しました。財源不足から食品寄付を募っていると、食品ロス問題に出会い、「フードドライブ」の活動に踏み切りました。

さらに、子育て支援センターに来ることができない人がいることが気になっていたことから、家庭訪問型子育て支援「ホームスタート」を取り入れました。

ひとり親家庭の保護者からの相談が「制服バンク」を生み、「なんでも福祉相談」（県社会福祉協議会の福祉総合相談支援事業）を受けたことで、ますます意識は地域に向かっています。

社会福祉法人が制度の狭間に取り組むことは本来の姿と言えるのだと思います。できることから始めながら、社会資源を生み出す活動がやりがいとなり、徐々に構築されるネットワークが法人の財産にもなります。

そして、一人の困りごとが地域の困りごとでもあると実感しています。小さい声に丁寧に耳を傾ける姿勢をもち、地域から頼られる社会福祉法人を目指すことが、自然と地域貢献活動の活力になっているのかもしれません。

（社会福祉法人みどの福祉会 地域貢献事業代表 丸茂 ひろみ）



資料編

1 目標数値一覧

項目	現状	目標	出典	考え方	備考	頁
基本方針Ⅰ 子ども・若者が「自分らしく生きる土台」をつくる						
基本目標1 子どもの健康と発達を支援する						
乳幼児健康診査未受診児の状況把握期限を定めている市町村数	25 市町村 (H30 年度)	35 市町村 (R6年度)	厚生労働省「母子保健事業の実施状況調査」	・乳幼児健康診査未受診児の早期把握体制の有無。 ・全市町村が期限を決めて把握する。		28
朝食を全く食べない小学生の割合(小学6年生)	0.9% (R 元年度)	0.0% (R5年度)	文部科学省「全国学力・学習状況調査」	・栄養・体力・気力等の健やかな体づくり、規則正しい生活習慣が出来ているかどうか。 ・県内の全小学生が朝食を食べる習慣がある。		
朝食を全く食べない中学生の割合(中学3年生)	1.4% (R 元年度)	0.0% (R5年度)	文部科学省「全国学力・学習状況調査」	・栄養・体力・気力等の健やかな体づくり、規則正しい生活習慣が出来ているかどうか。 ・県内の全中学生が朝食を食べる習慣がある。		
10 代の自殺者数	12 人 (H30 年)	0 人 (R5年)	厚生労働省「人口動態統計」	・10 代の若者の年間自殺者数。 ・10 代について自殺者数0を目指す。	ぐんま子育て・若者サポートワゴン2016	
基本目標2 自立に向けた基礎をつくる						
体験したことがある自然体験の種類数の平均(小学生)	5.9 種類 (H28 年度)	6.2 種類 (R3年度)	県「ぐんま青少年基本調査」	・小学生の自然体験の頻度。 (ぐんま青少年基本調査の設問項目9種類の自然体験のうち、何種類の体験があるか) ・H23→28 年度の増加分(+0.3)を今後5年間でも継続させる。		37
保育所・認定こども園等における待機児童数	21 人 (R 元年度 4.1 現在)	0 人 (R7年度 4.1 現在)	厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」	・入所申し込みがあり、入所要件に該当しているが入所していない児童の数。 ・国の「子育て安心プラン」に基づく子育て安心プラン実施計画において、R2年度末までに待機児童を解消し、その後も維持することとしている。		
基本目標3 社会的自立を促進する						
公立高校全日制における高校3年間でインターンシップに参加したことがある生徒の割合	41.4% (H30 年度)	60.0% (R5年度)	国立教育政策研究所「職場体験・インターンシップの実施状況等調査」	・県立高校の生徒がインターンシップへ参加している生徒の割合が上昇したかどうか。 ・H29→H30 年度の増加分(+3.5%)を5年間継続させていく。	第2期群馬県子ども・若者計画	49

項目	現状	目標	出典	考え方	備考	頁
基本方針Ⅱ 大人(家族)を支える						
基本目標1 家族形成を支援する						
結婚しやすい社会と考える独身者の割合	8.1% (H30年度)	26.0% (R5年度)	県「少子化対策に関する県民意識調査」	<ul style="list-style-type: none"> ・独身者が、結婚しやすい社会と感じているかどうか。 ・内閣府「少子化社会対策に関する意識調査」の結果に準拠。(Q39「日本の社会は結婚・子育てに温かい社会の実現に向かっているか」20～59歳の未婚者 25.97%)。 		57
合計特殊出生率	1.47 (H30年)	1.50 (R6年)	厚生労働省「人口動態統計」	<ul style="list-style-type: none"> ・1人の女性が生涯に産む子どもの数の理論値。 ・過去最低のH16(1.35)以降で最も回復した年の数値(H27: 1.49)を上回る。 		
子育て世代包括支援センター設置市町村数	15市町村 (R元年度末)	35市町村 (R6年度末)	厚生労働省母子保健課「子育て世代包括支援センター実施状況調査」	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制を構築した市町村の数。 ・R2年度末までに全市町村の設置を目指す。 		
基本目標2 子育ての不安や負担を解消する						
保護者の「理想の子どもの数」の平均	2.66人 (H30年度)	3.00人 (R5年度)	県「少子化対策に関する県民意識調査」	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを持つ希望(数)が上昇したかどうか。 ・子育て不安・負担が軽減されれば、複数の子を持ちたいという希望が増える。 		68
夫婦が同じくらい育児を分担する家庭の割合	23.5% (H26年度)	44.5% (R2年度)	県「男女共同参画社会に関する県民意識調査」	<ul style="list-style-type: none"> ・男性の家事・育児等への参画度合い。 ・過去の実績を踏まえ、取組加速を見込んで設定 * R3年度以降については、「群馬県男女共同参画基本計画(第4次)(H28～R2年度)」の改訂に合わせて検討 	ぐんま子育て・若者サポートヴィジョン2016	
一時預かり事業(幼稚園型を除く)の実施箇所数	160箇所 (H29年度末)	202箇所 (R5年度末)	厚生労働省「延長保育等の実施状況調査」	<ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり事業の提供体制を示す。 ・H28→29年度の調査時の増加率(1.04%)を令和6年度まで毎年度継続させる。 * 子ども・子育て支援事業支援計画(別冊)にも掲載 		
病児保育事業の実施箇所数	82箇所 (H29年度末)	116箇所 (R6年度末)	厚生労働省「延長保育等の実施状況調査」	<ul style="list-style-type: none"> ・病児保育事業の提供体制を示す。 ・H29年度の調査時の群馬県を除く、関東地方(1都5県)における提供箇所の平均。 * 子ども・子育て支援事業支援計画(別冊)にも掲載 		

項目	現状	目標	出典	考え方	備考	頁
基本方針Ⅲ 困難な状況を把握し子ども・若者やその家族を支える						
基本目標1 虐待・被害を根絶する						
市町村子ども家庭総合支援拠点の設置箇所数	6箇所 (R元年度末)	35箇所 (R4年度末)	児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」	・市町村子ども家庭総合支援拠点の設置箇所数 ・国の目標値(R4年度までに全市町村に設置)を準用。		85
児童虐待死亡件数	4件 (H30年度)	0件 (R6年度)	県児童福祉課調べ	・児童虐待による死亡件数。 ・児童虐待による死亡は0件とする。		
基本目標2 貧困の連鎖を断ち、誰でも希望をかなえられる社会をつくる						
生活困窮世帯等への学習支援実施市町村数	33市町村 (H30年度末)	35市町村 (R6年度末)	県子育て・青少年課調べ	・困窮世帯の子どもに対する支援体制の広がり。 ・県内全市町村での実施を目指す。	群馬県子どもの貧困対策推進計画	96
子ども食堂がある市町村数	15市町 (H30年度末)	35市町村 (R6年度末)	県子育て・青少年課調べ	・子どもの居場所の広がり。 ・県内全市町村での実施を目指す。		
ひとり親(母子世帯)の正規雇用率	43.3% (H28年度)	45.0% (R3年度)	県「ひとり親世帯等調査」	・ひとり親世帯の経済的安定を表す。		
ひとり親(父子世帯)の正規雇用率	64.6% (H28年度)	69.0% (R3年度)	県「ひとり親世帯等調査」	・H28年度のひとり親世帯等調査の全国数値を上回る。		
基本目標3 いじめ・不登校・高校中退者・ひきこもり・ニート等を支援する						
子ども・若者支援協議会に寄せられた支援希望者のうち、本人又は保護者と接触できた割合	84.3% (H30年度)	100.0% (R6年度)	県「子育て・青少年課調べ」	・同意書が提出された者のうち、本人又は保護者と面談又は電話連絡ができた数。 ・支援希望者全員と接触する。	第2期群馬県子ども・若者計画	107
基本目標4 様々な状況に応じて子どもの育ちと若者の自立を支援する						
児童発達支援事業所利用者数	900人 (H30年度)	837人 (R2年度)	県「バリアフリーぐんま障害者プラン7」	・児童発達支援事業所(未就学児)利用者の状況。 ・市町村の必要量見込みの積み上げによる。 *R3年度以降については、「バリアフリーぐんま障害者プラン7(H30~R2年度)」の改訂に合わせて検討		115
放課後デイサービス事業所利用者数	2,644人 (H30年度)	3,067人 (R2年度)	県「バリアフリーぐんま障害者プラン7」	・放課後等デイサービス(学齢児)利用者の状況。 ・市町村の必要量見込みの積み上げによる。 *R3年度以降については、「バリアフリーぐんま障害者プラン7(H30~R2年度)」の改訂に合わせて検討		

項目	現状	目標	出典	考え方	備考	頁
特別支援学校高等部の一般就労率	30.6% (H30年度)	40.0% (R5年度)	文部科学省「学校基本調査」	・特別支援学校卒業生の内、一般企業等へ就労する生徒数の割合。 ・全国的に40%を超える県は数少ないことから目標値とする。		115
小児等在宅医療に対応した医療機関数	28箇所 (H30年度末)	30箇所 (R5年度末)	県「医療的ケアを要する小児などの実数調査(H30(2018)年)」	・「第8次群馬県保健医療計画(H30～R5年度)」における数値目標に準拠。		
外国人生徒の進学率と全体の進学率との差	-3.8% (H30年度)	0% (R6年度)	文部科学省「学校基本調査」 県教育委員会義務教育課調べ	・国籍を問わず、本県の未来を担う子どもたちに適切な学習支援が行われているか。 ・県全体と外国人生徒の間の差異をなくす。		
里親等委託率	17.4% (H30年度)	42.0% (R6年度)	県児童福祉課調べ	・児童養護施設及び乳児院へ入所している児童並びにファミリーホーム及び里親に養育を委託している児童のうち、ファミリーホーム及び里親に養育を委託している児童の割合。	第2期群馬県子ども・若者計画	
基本方針Ⅳ 社会全体で子ども・若者の育ちや自立を支える						
基本目標1 支えて、担い手をつくる						
里親登録世帯数	153世帯 (H30年度末)	222世帯 (R6年度末)	県児童福祉課調べ	・里親登録世帯数。 ・近年の里親登録件数の増減を考慮（毎年10%程度の増加と更新年度の減少を見込む）。		132
子どもの居場所地域ネットワーク数	3箇所 (H30年度末)	13箇所 (R6年度末)	県子育て・青少年課調べ	・子どもの居場所の広がり。 ・12市及び吾妻郡で設置。		
基本目標2 子ども・若者とその家族に温かい社会をつくる						
子どもを産み育てやすいと感じる保護者の割合	77.0% (H30年度)	85.0% (R5年度)	県「少子化対策に関する県民意識調査」	・子育て中の保護者が子どもを生み育てやすい環境と感じているか。 ・H25→H30の増加割合(7.7ポイント)と同程度の増加を目指す。		138

* 令和元年度末に終期を迎える子ども分野の個別基本計画における目標数値項目については、備考欄に現行計画の名称を記載

- ・ ぐんま子育て・若者サポートヴィジョン 2016 (H28～R元年度)
- ・ 第2期子ども・若者計画 (H30～R元年度)
- ・ 群馬県子どもの貧困対策推進計画 (H28～R元年度)

2 策定体制

(1) 県民意見の把握

○ ぐんま子ども・若者未来県民会議委員名簿

氏名	所属・役職等
◎川原 武男	社会福祉法人群馬県社会福祉協議会 会長
津久井 英子	群馬県地域婦人団体連合会 副会長
町田 敬子	公益社団法人群馬県看護協会 保健師職能委員会副委員長
今泉 友一	公益社団法人群馬県医師会 理事
塚田 征子	群馬県民生委員児童委員協議会 副会長
下田 貴美子	群馬県青少年育成推進会議 会長
津久井 真澄	一般社団法人群馬県経営者協会 常任評議員
磯田 孝友	日本労働組合総連合会群馬県連合会 副事務局長
須田 啓美	群馬県児童養護施設連絡協議会(希望館八幡の家 施設長)
船戸 いずみ	群馬弁護士会 子どもの権利委員会副委員長
○千葉 千恵美	高崎健康福祉大学 教授
大森 昭生	共愛学園前橋国際大学 学長
小林 恭	群馬県市長会 事務局長
梅村 透	群馬県町村会 事務局長
礪島 隼人	公募委員
久保田 陽子	公募委員

◎会長、○副会長

○ 群馬県青少年健全育成審議会委員名簿

氏名	所属・役職等
◎大森 昭生	共愛学園前橋国際大学
福島 きよの	ぐんま思春期研究会
石川 京子	NPO法人リンケージ
織田 潤子	群馬県民生委員児童委員協議会
今泉 千津子	医師
唐沢 文彦	ぐんま若者サポートステーション
神野 明男	群馬パース大学福祉専門学校
朝倉 節子	群馬県更生保護女性連盟
○下田 貴美子	群馬県青少年育成推進会議
太田 大森	群馬県青少年育成事業団
矢部 清子	太田市子どもと文化を楽しむ会
宮寄 文恵	弁護士
関口 雅弘	上毛新聞社
小島 正宏	保護者
伊田 志保	保護者
竹内 靖博	群馬県書店商業組合

◎会長、○副会長

○ 群馬県子ども・子育て会議委員名簿

氏名	所属・役職等
村上 祐介	子どもの保護者
月門 海	子どもの保護者
富田 智幸	太田市こども課長
金井 隆浩	大泉町こども課長
雅楽川 陽子	(有)COCO-LO 代表取締役
坂上 恵理子	日本労働組合総連合会群馬県連合会(連合群馬)
知久 賢治	(学)峰学園 認定こども園 すぎの子幼稚園長
木村 雄介	(社福)桃木会 認定こども園 もものき園長
池田 祥子	(社福)長楽福祉会 幼保連携型認定こども園 Little Village 世良田の杜園長
須田 征洋	(学)つくし学園 認定こども園 のびのび幼稚園長
池田 久子	(特非)シーヤクラブ 理事長
信澤 克巳	群馬県学童保育連絡協議会 会長
山田 智子	群馬県自閉症協会元会長・現事務局
○横坂 好枝	明和学園短期大学教授
◎小川 恵子	(公社)群馬県看護協会 監事

◎会長、○会長代理

(2) 庁内体制

○ ぐんま子ども・若者未来連絡会議構成所属(令和元年度)

部局名	基本所属	関係所属
総務部	学事法制課	市町村課(選挙管理委員会)
企画部	企画課	外国人活躍推進課
生活文化スポーツ部	県民生活課	消費生活課、文化振興課、 スポーツ振興課
こども未来部	こども政策課、子育て・青少年課、 児童福祉課	
健康福祉部	健康福祉課、医務課、保健予防課、 障害政策課、国保援護課	介護高齢課、薬務課、 食品・生活衛生課
森林環境部		緑化推進課、環境政策課、 自然環境課
産業経済部	労働政策課	商政課
県土整備部	道路管理課、都市計画課、 住宅政策課	
教育委員会事務局	総務課、管理課、学校人事課、 義務教育課、高校教育課、 特別支援教育課、生涯学習課、 健康体育課、総合教育センター	
警察本部	子ども・女性安全対策課、少年課	広報広聴課、生活安全企画課、 生活環境課

3 策定経過

計画策定にあたっては、県庁内にこども未来部長を議長とする「ぐんま子ども・若者未来連絡会議」を設置し、計画原案を作成しました。

計画原案は、「ぐんま子ども・若者未来県民会議」「群馬県青少年健全育成審議会」「ぐんま子ども・子育て会議」の意見を聴きながら、必要な修正を行うとともに、パブリックコメントを実施し、計画案を策定しました。

計画案は、令和2年第1回県議会での議決を経て決定しました。

年月日	経過等	内容等
平成30年度		
12月～2月	少子化対策に関する県民意識調査実施	
令和元年度		
6月24日	群馬県青少年健全育成審議会第1部会	・骨子案について
7月3日	群馬県青少年健全育成審議会①	・骨子案について
7月8日	ぐんま子ども・若者未来県民会議①	・骨子案について
10月28日	群馬県青少年健全育成審議会②	・計画素案について
11月1日	群馬県子ども・子育て会議①	・計画素案について
11月11日	ぐんま子ども・若者未来県民会議②	・計画素案について
12月	県議会（第3回後期定例会）	・計画案の概要説明
12月12日 ～1月14日	県民意見提出制度（パブリックコメント）による 意見募集	
1月27日	群馬県青少年健全育成審議会③	・計画案について
2月10日	群馬県子ども・子育て会議②	・計画案について
3月	県議会（第1回定例会）	・議決を要する計画

4 子ども・若者に関する県の調査結果（主なもの）

*ここでは、各調査結果の主なもののみを掲載しています。（総論、各論に掲載のものを除く）

*グラフ中の「n」は、標本数(サンプル数)を表します。

(1) 少子化対策に関する県民意識調査

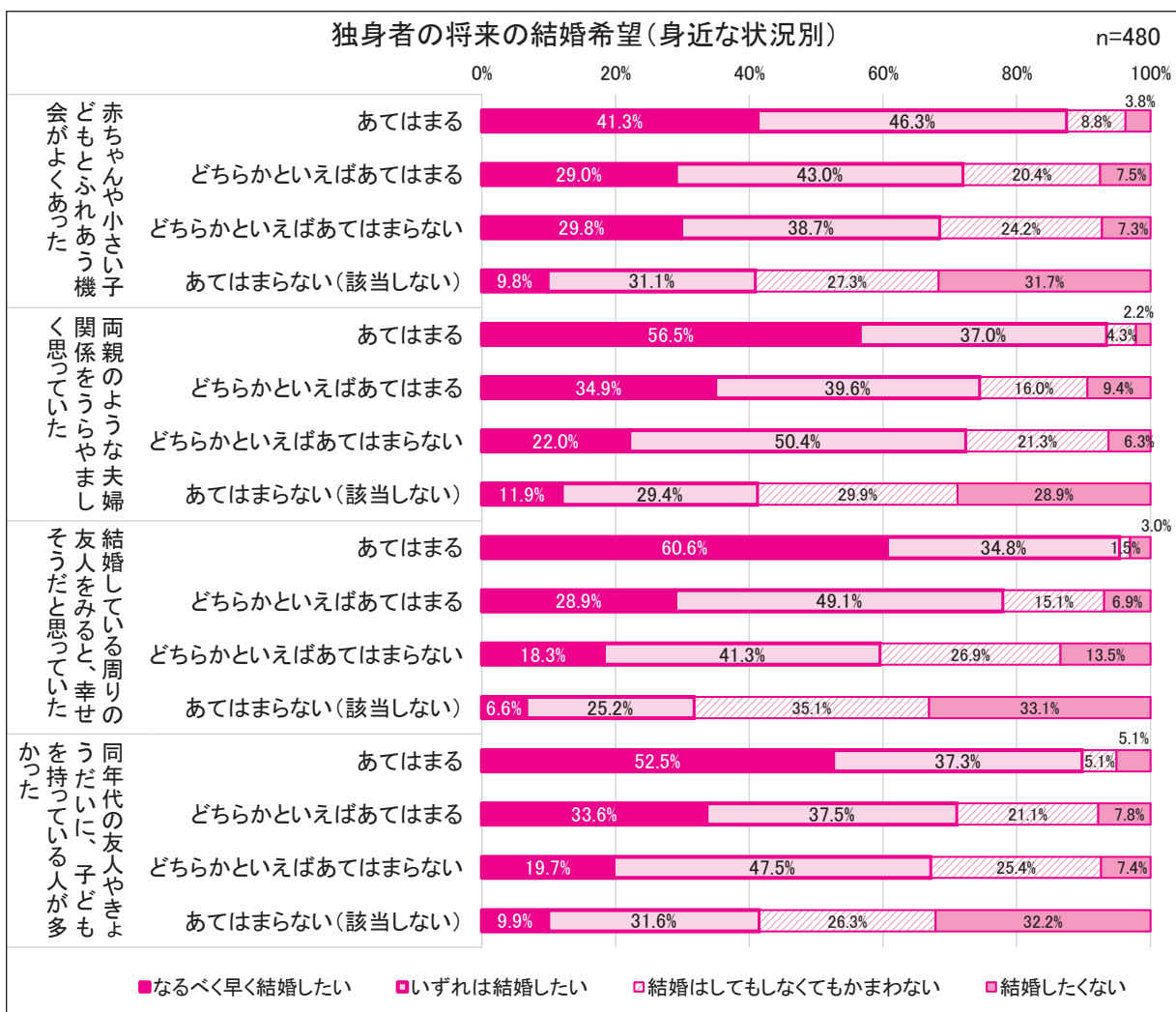
- 調査期間 平成30年12月～平成31年2月

ア 結婚・家族形成に関する調査（独身者調査）

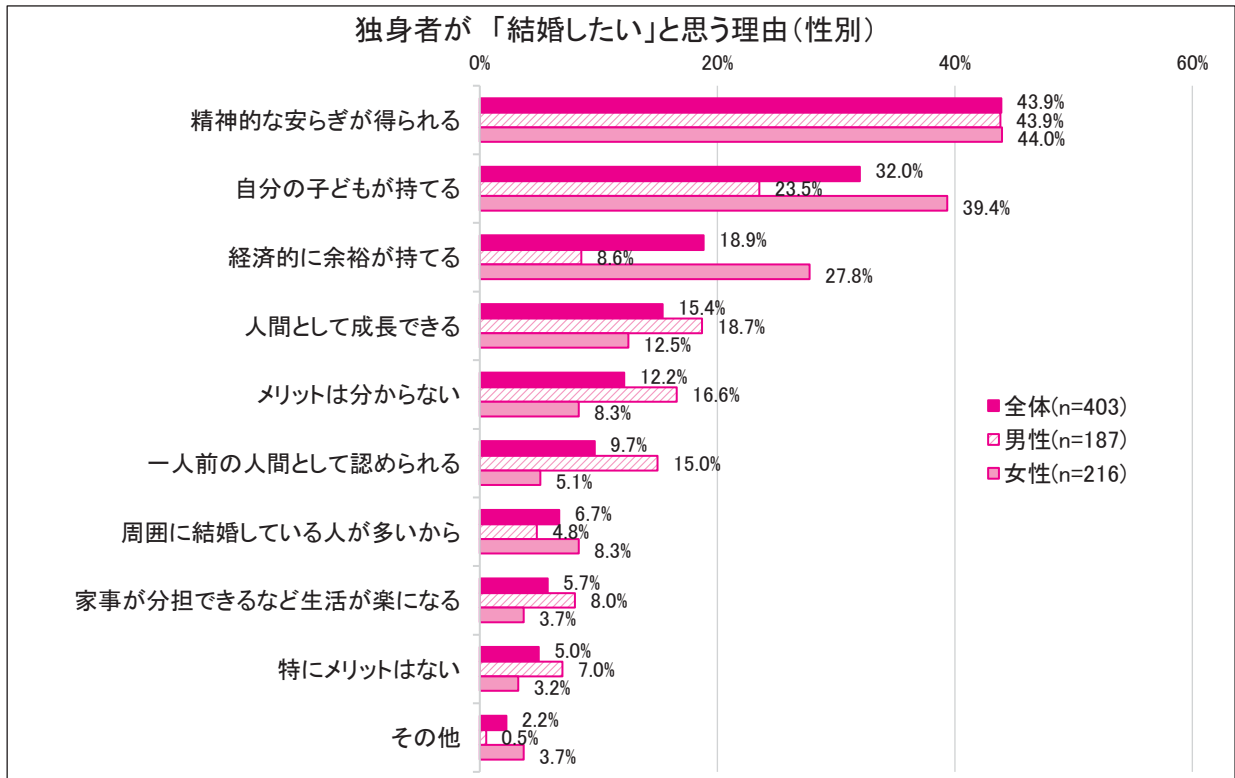
- 対象者 県内在住の20～30代の男女（独身者）
- 回答数 480人（男性46.7%、女性53.3%）

○将来の結婚希望について

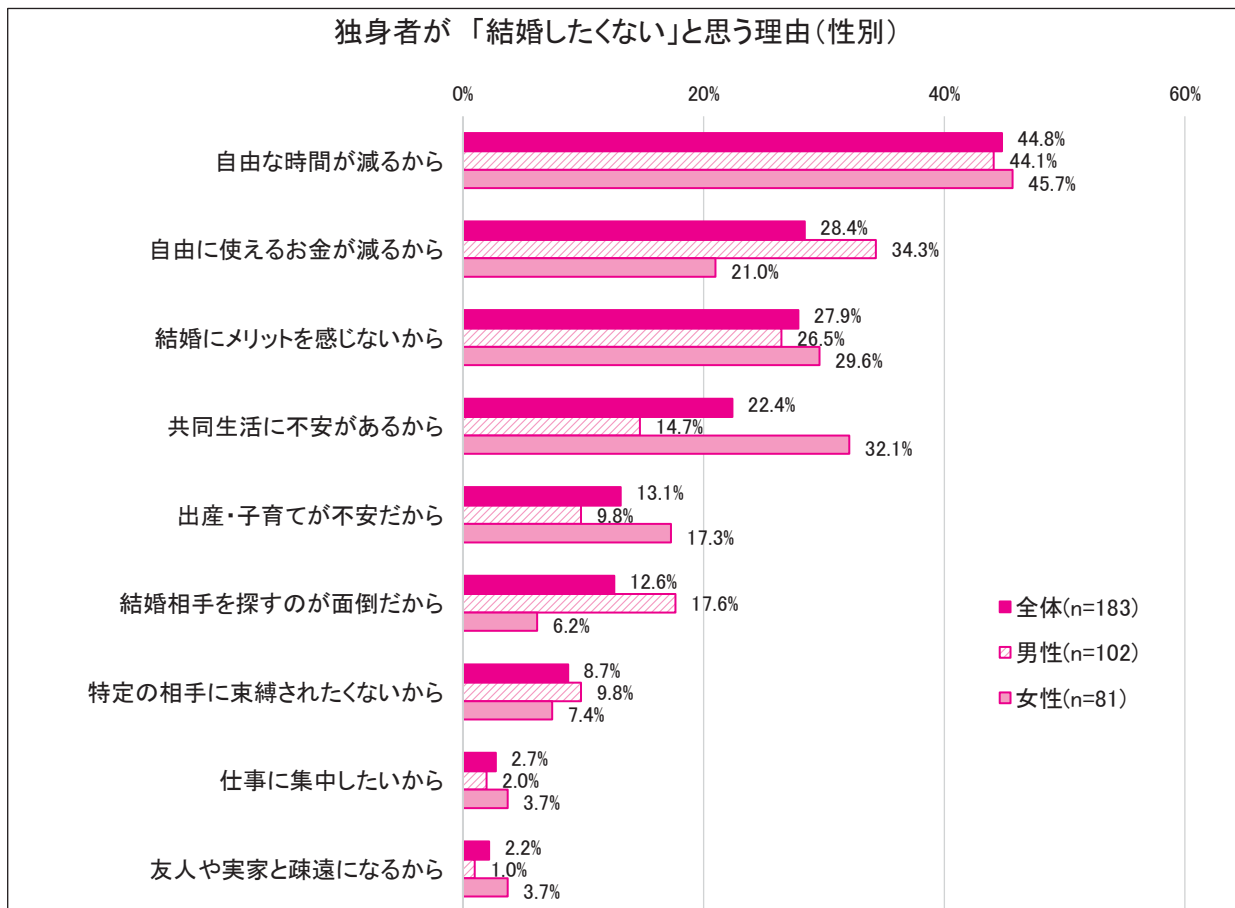
- 「なるべく早く結婚したい」「いずれは結婚したい」を合わせた「結婚したい」は、全体が61.9%、男性が54.5%、女性が68.4%となっています。（58ページ参照）
- 身近な状況別にみると、子どもと触れ合う頻度や、両親を含む身近な夫婦を好意的に見る度合いが高いほど、「結婚したい」割合が高くなっています。



- 「結婚したい」と思う理由は、「精神的な安らぎが得られる」や「自分の子どもが持てる」の割合が高くなっています。

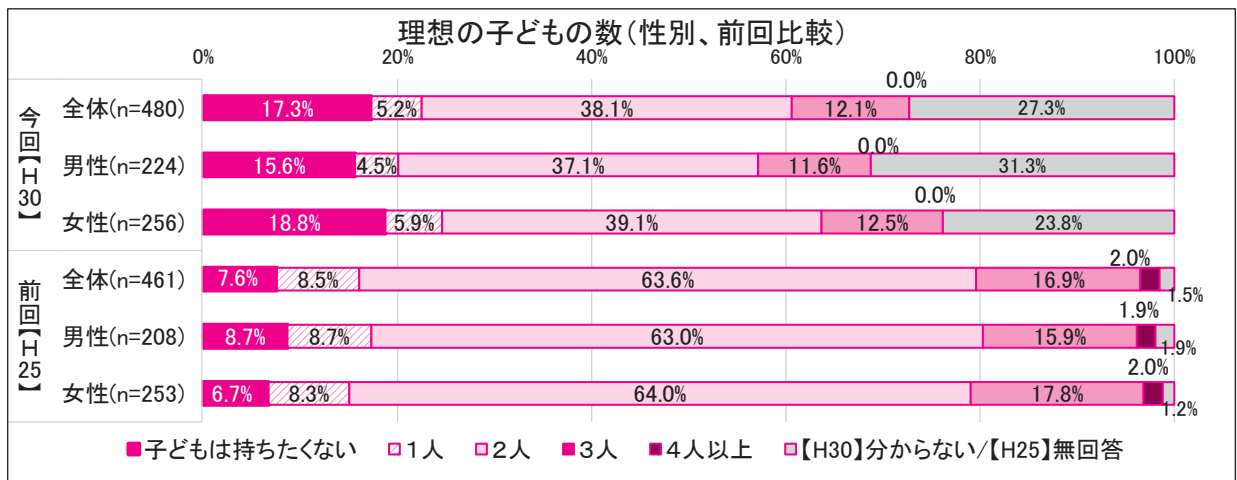


- 「結婚したくない」と思う理由は、「自由な時間が減るから」や「自由に使えるお金が減るから」の割合が高くなっています。

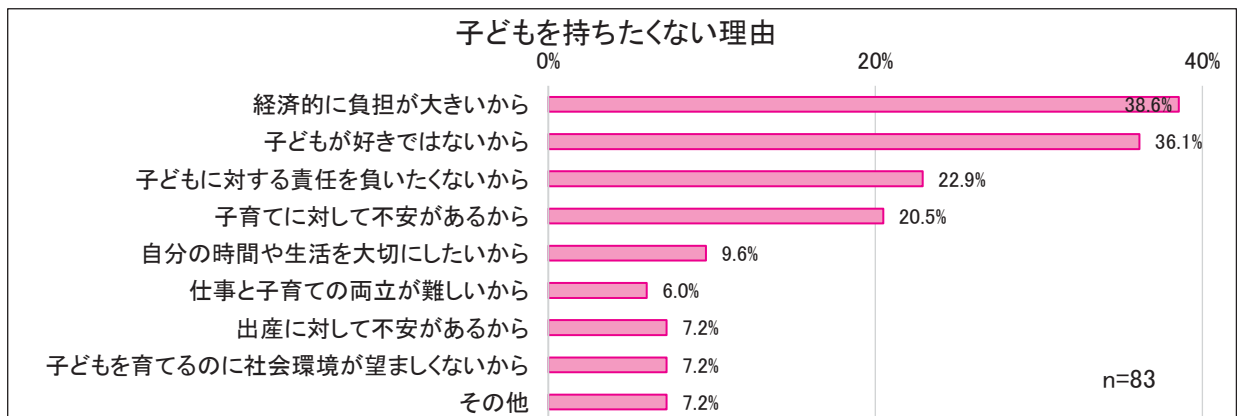


○子育てに対する考えについて

- 理想の子どもの数は、全体では、「2人」(38.1%)が最も多くなっています。また、前回調査時と比べて、「子どもは持ちたくない」割合が全体で9.7ポイント(7.6%→17.3%)上昇しています。



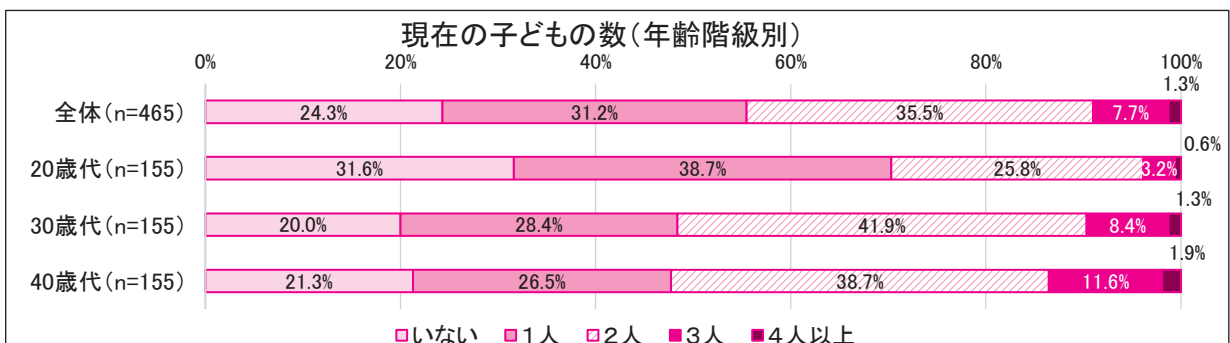
- 子どもを持ちたくない理由は、「経済的に負担が大きいから(38.6%)」が最も多く、次いで「子どもが好きではないから(36.1%)」「子どもに対する責任を負いたくないから(22.9%)」となっています。



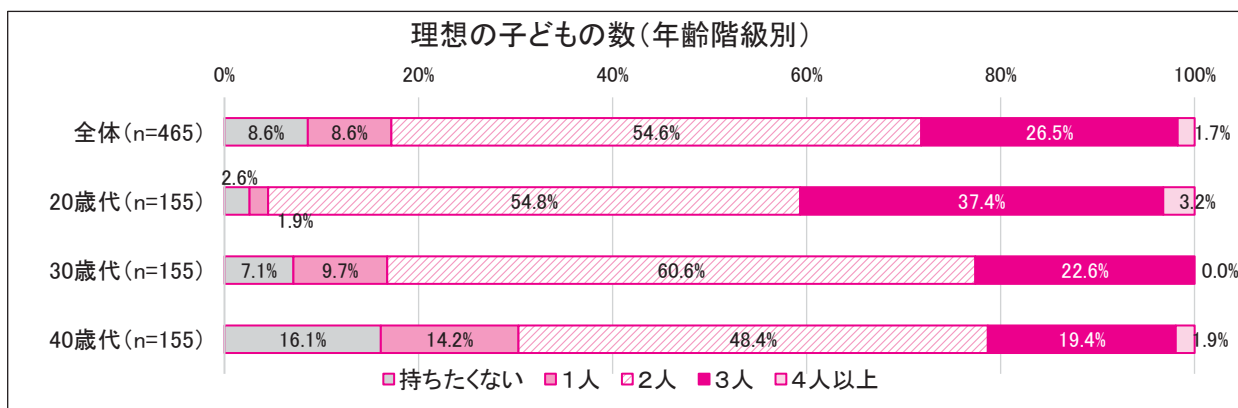
イ 夫婦全般に関する調査(夫婦調査)

- 対象者 県内在住の20~40代の女性(既婚者)
- 回答数 465人

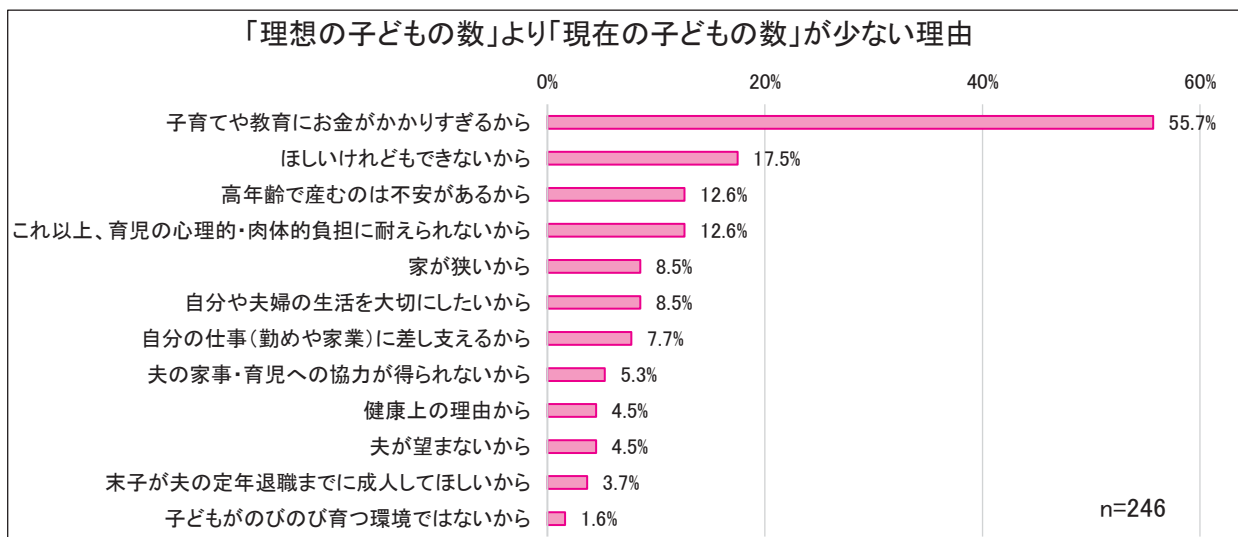
- 現在の子どもの数は、全体では、「2人」(35.5%)が最も多くなっています。



- 理想の子ども数は「2人」(54.6%)が最も多くなっています。20歳代から30歳代、40歳代と年齢階級が高くなると、「3人」の割合が低くなり、「1人」の割合が高くなっています。



- 「理想の子ども数」より「現在の子ども数」が少ない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」(55.7%)が最も多く、次いで「ほしいけれどもできないから」(17.5%)となっています。

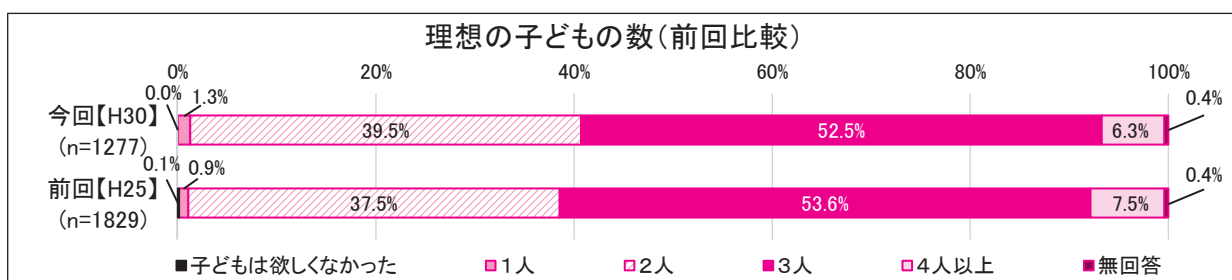


ウ 地域での子育てに関する調査(保護者調査)

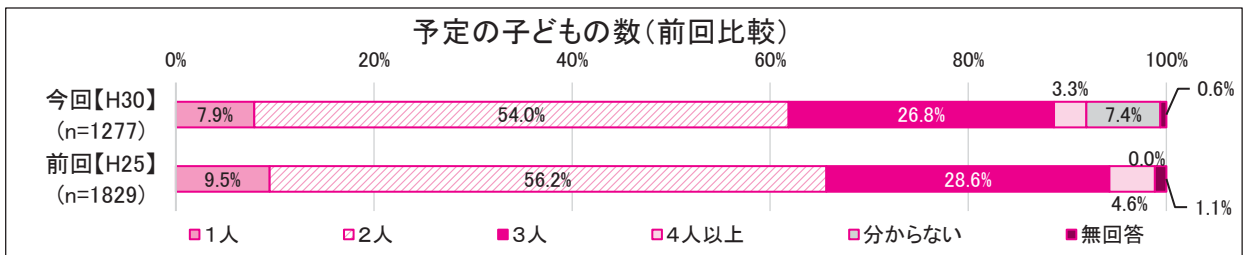
- 対象者 幼稚園・保育園児の保護者、未就園児の保護者
- 回答数 幼稚園・保育園児の保護者 882人、未就園児の保護者 395人

○子どもについて

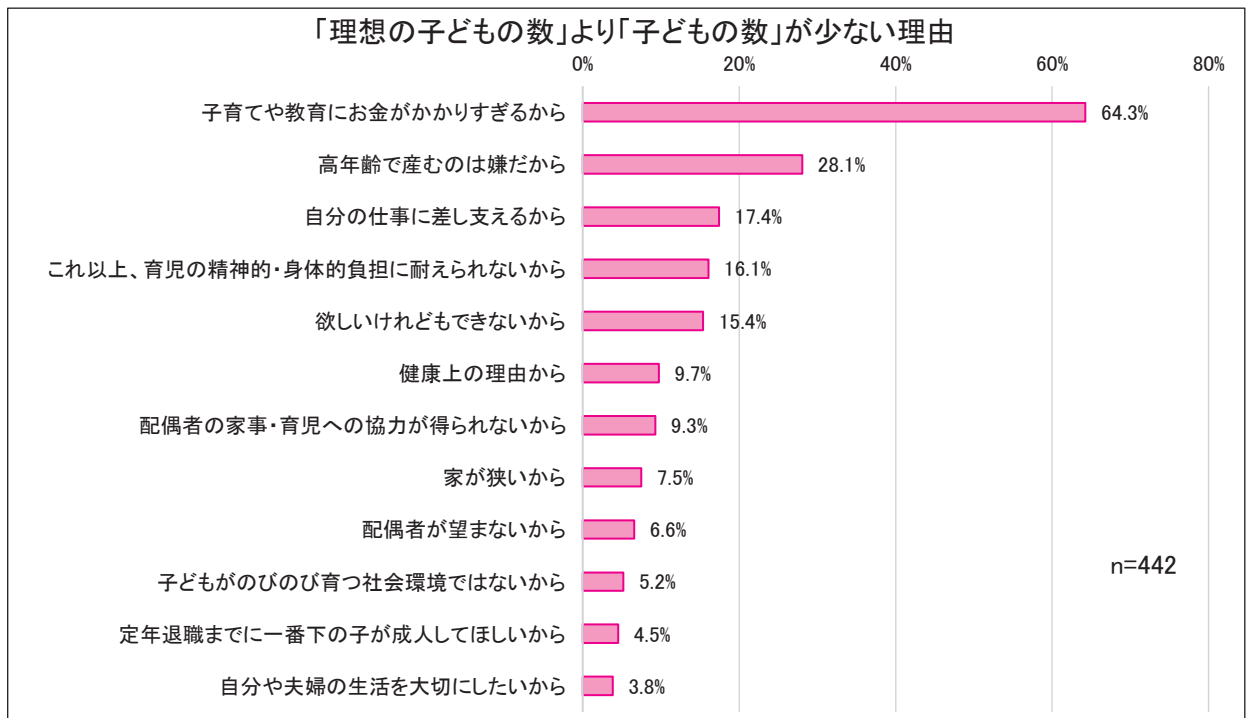
- 理想の子ども数は「3人」(52.5%)が最も多く、前回調査時に比べ、「3人」の割合が低下し、「2人」の割合が高まっています。



- ・ 予定の子どもの数は「2人」(54.0%)が最も多く、理想の子どもの数に比べ、「1人」「2人」の割合が高く、「3人」の割合が低くなっています。

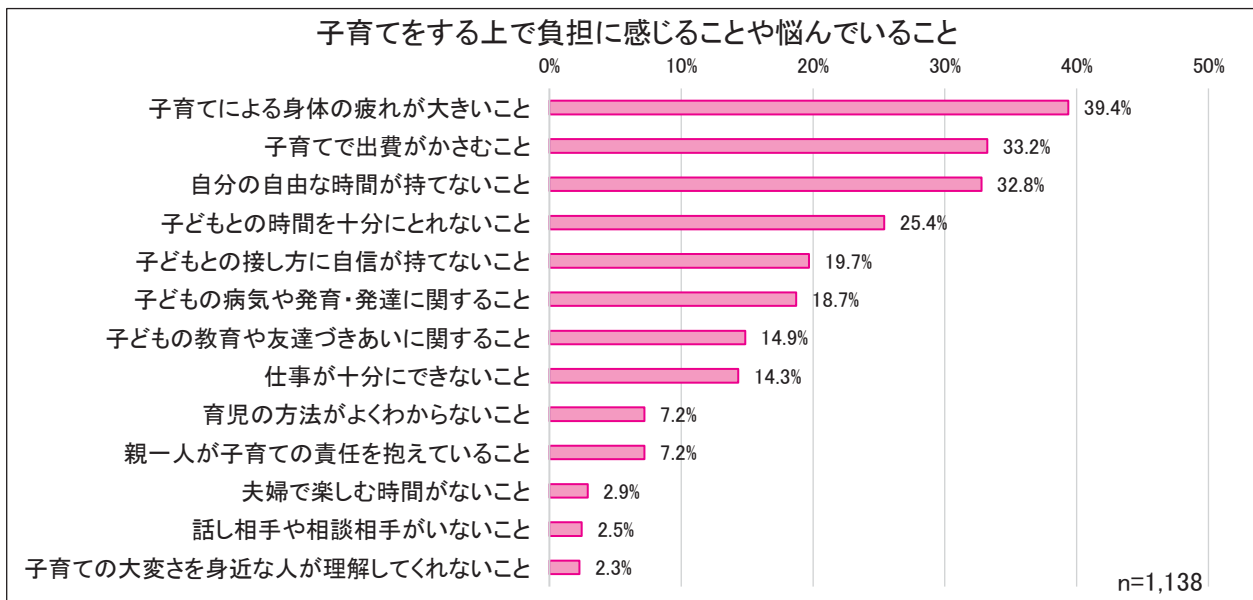


- ・ 「理想の子どもの数」より「子どもの数」が少ない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最も多くなっています。

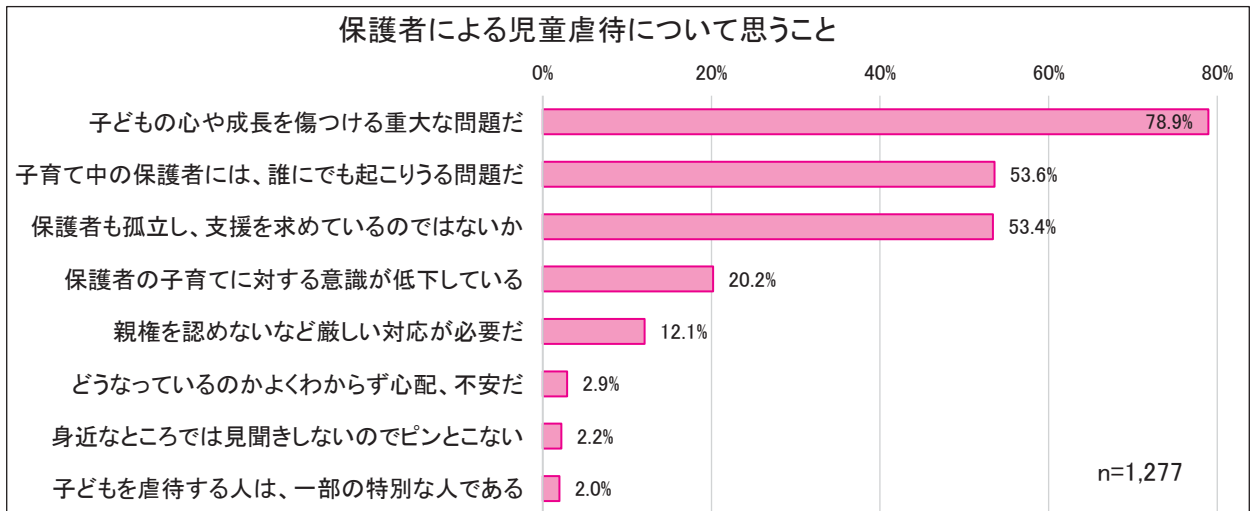


○子育てについて

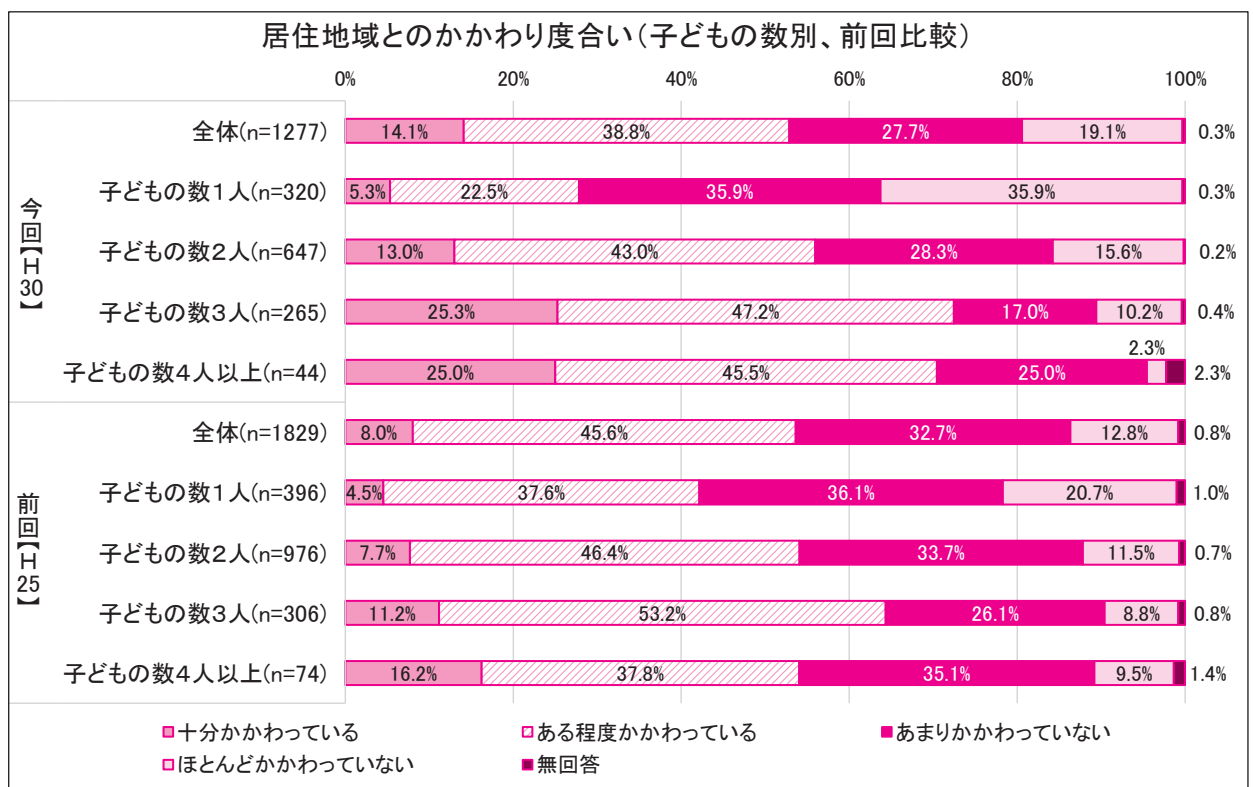
- ・ 子育てをする上で負担に感じることや悩んでいることについて、「子育てによる身体の疲れが大きいこと」(39.4%)が最も多くなっています。



- ・ 保護者による児童虐待について思うことについて、「子どもの心や成長を傷つける重大な問題だ」に次いで、「子育て中の保護者には、誰にでも起こりうる問題だ」「保護者も孤立し、支援を求めているのではないか」の割合が高くなっています。



- ・ 子どもの数が多いほど、居住地域とのかかわり度合いが高い傾向にあります。また、前回調査時に比べ、居住地域と「十分にかかわっている」と「ほとんどかかわっていない」の割合が高まっており、二極化が進んでいます。

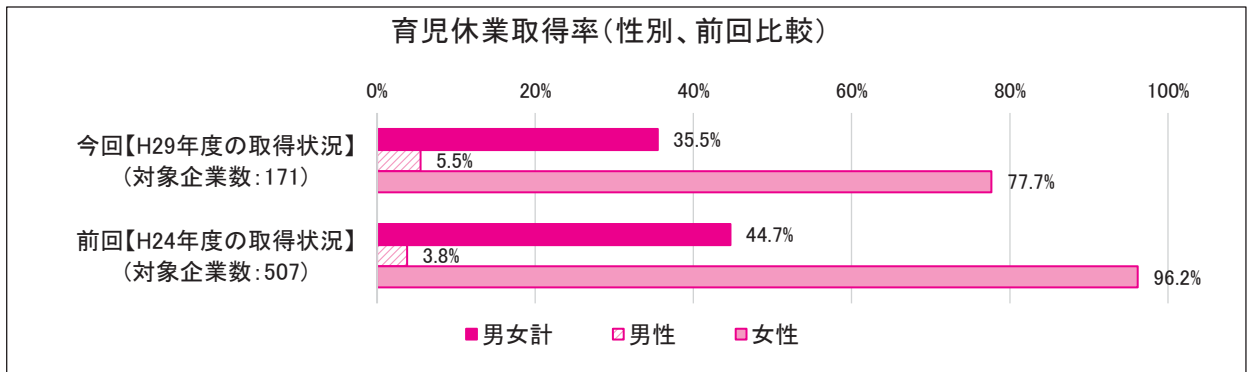


エ 仕事と生活の調和に関する調査（企業調査）

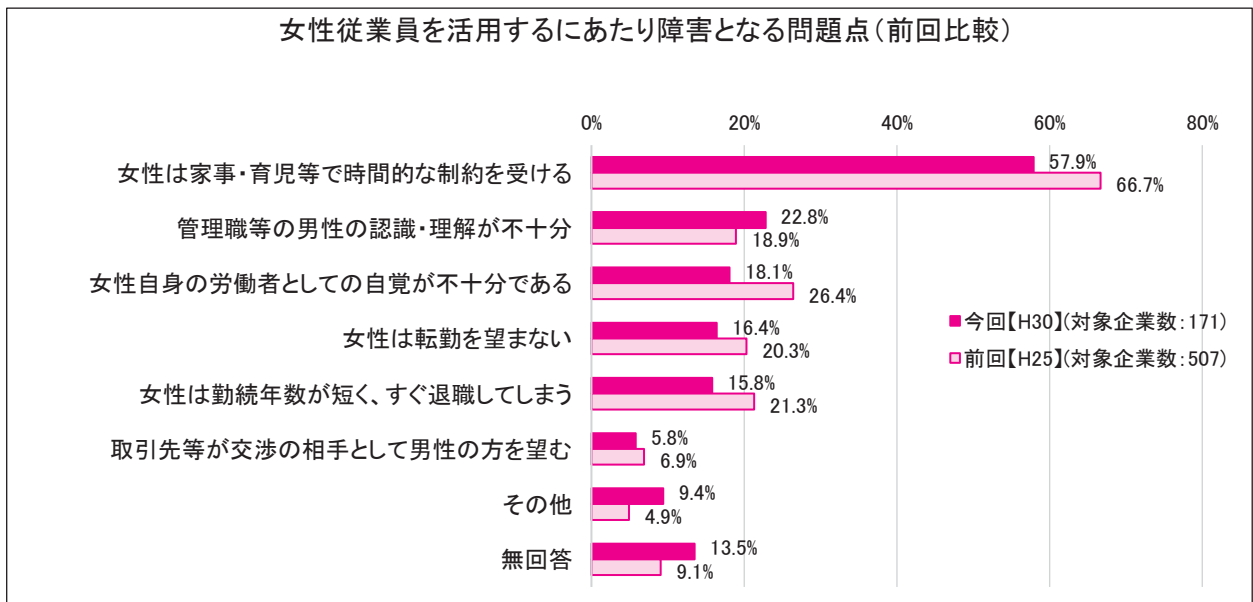
- ・ 対象者 県内の民間事業所
- ・ 回答数 171 事業所

- ・ 育児休業取得率は、男性 5.5%、女性 77.7%、全体では 35.5%となっています。

- ・ 前回調査時に比べ、男性は 1.7 ポイント上昇し、女性は 18.5 ポイント低下しており、全体でも 9.2 ポイント低下しています。



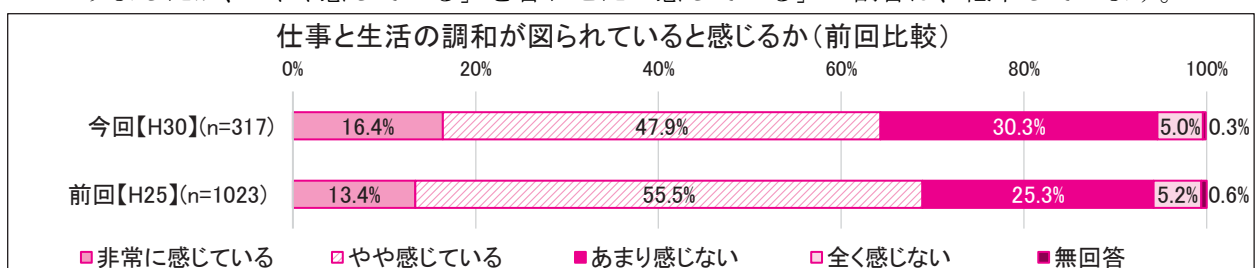
- ・ 女性従業員を活用するにあたり障害となる問題点は、「女性は家事・育児等で時間的な制約を受ける」が最も多くなっています。



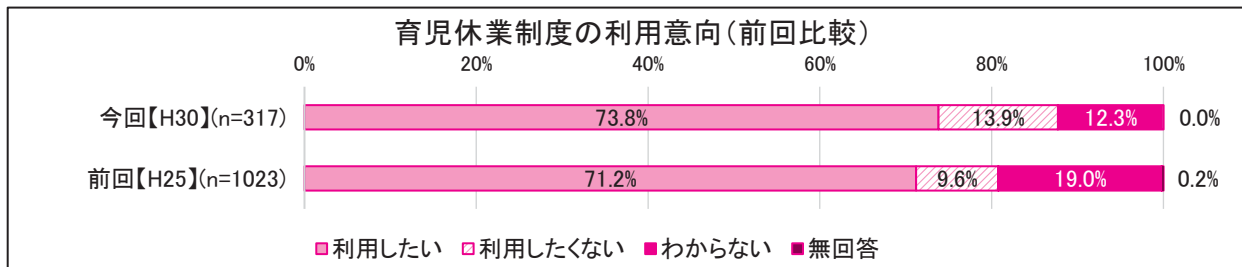
オ 仕事と生活の調和に関する調査（従業員調査）

- ・ 対象者 県内の民間事業所の従業員
- ・ 回答数 317人

- ・ 仕事と生活の調和が図られているかは、前回調査時に比べ、「非常に感じている」の割合が高まりましたが、「やや感じている」を合わせた「感じている」の割合は、低下しています。



- ・ 育児休業制度の利用意向は、7割を超えています。



カ 自由意見（独身者、夫婦、保護者、従業員） 主なもののみ

○ 結婚・家族形成に関する調査（独身者調査）

- ・ 仕事と子育ての両立が困難なため、子どもを持つことを考えられない。
- ・ 経済的に苦しく、子どもを持つどころか結婚することもできない。
- ・ 少子化はやむを得ない。人口を増やすこと以外の施策が必要。
- ・ 結婚して子どもを産むこと以外の生き方など、価値観が多様化している。
- ・ 気持ちのゆとりや余裕を持っていないような社会の雰囲気がある。

○ 夫婦全般に関する調査（夫婦調査）

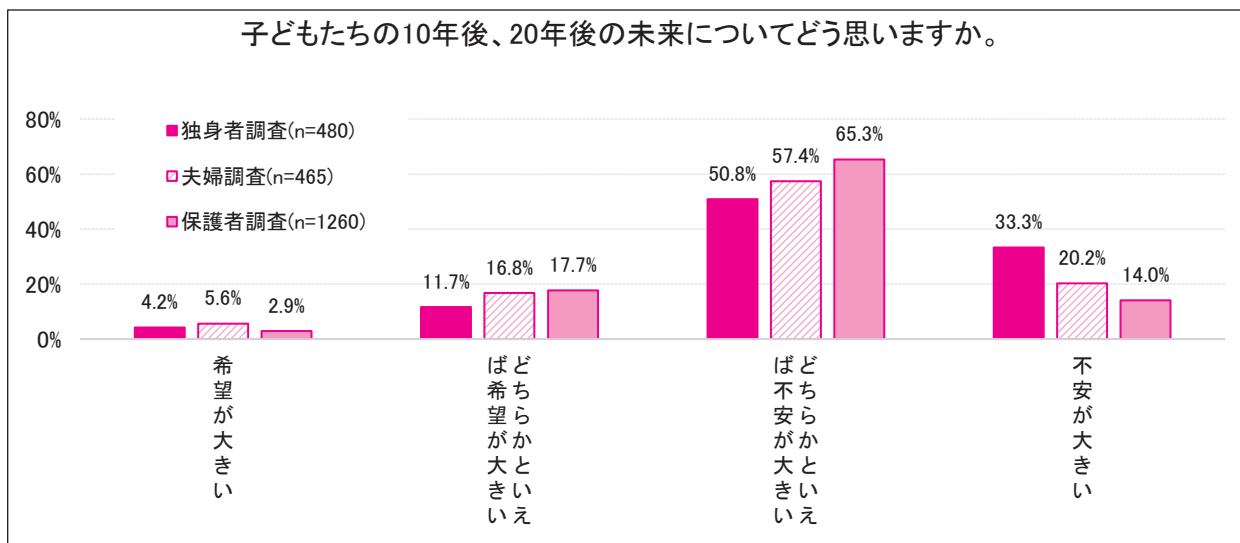
- ・ 収入が少なく、働き方も不安定なため、育児にかかる費用を考えると、2人目の子どもを持つことなど考えられない。
- ・ どんな支援制度が自分に当てはまるのかが分からない。
- ・ 子どもを持ちにくい職場や地域の風潮を変えて欲しい。
- ・ 学生など、早い時期から出産や子育てに関する知識を教えた方がよい。
- ・ 子育て支援センターに相談することで育児に係る不安を解消することができた。気軽に相談ができる場所があるとよい。

○ 地域での子育てに関する調査（保護者調査）

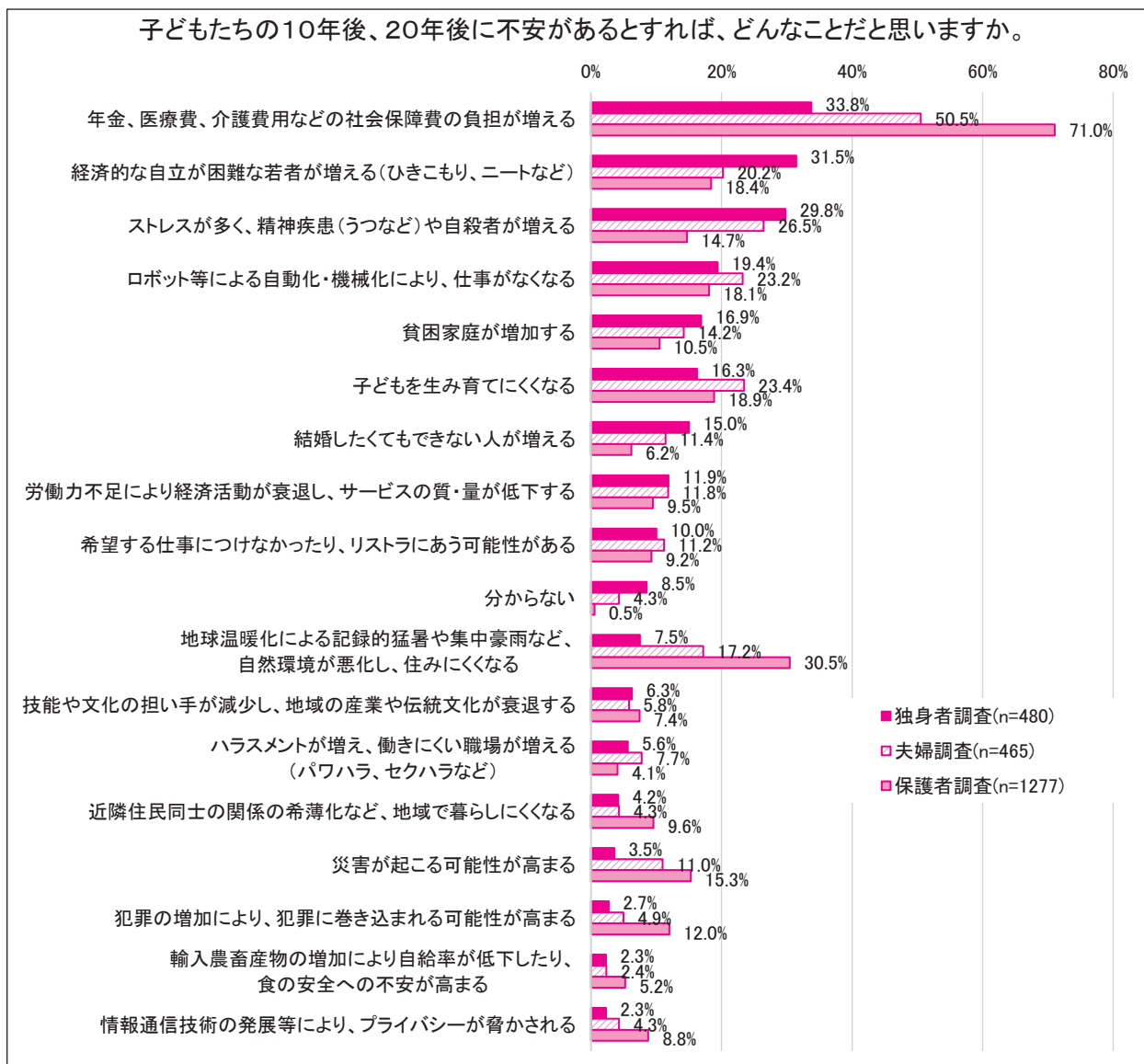
- ・ 全ての世代で問題を共有し、高齢者が育児に参加するなど、近隣の住民同士が一体となり、社会全体で子育てができるとよい。
- ・ 男性は残業することが当然になっている。会社や会社の上司の理解も必要。小学生くらいから、男性の育児について考える教育が必要。
- ・ 子どもがいることに前向きになれる環境ではない。子どもがうるさいと言われるなど、親も肩身が狭い思いをしている。
- ・ 児童虐待がなくならないことに心が痛む。虐待を見たら通報しやすい仕組み・呼びかけが必要。

キ 子どもたちの10年後、20年後の未来について

- 子どもたちの10年後、20年後は「どちらかといえば不安が大きい」が最も多くなっています。



- 子どもたちの10年後、20年後の不安としては、「年金、医療費、介護費用などの社会保障費の負担が増える」が多くなっています。

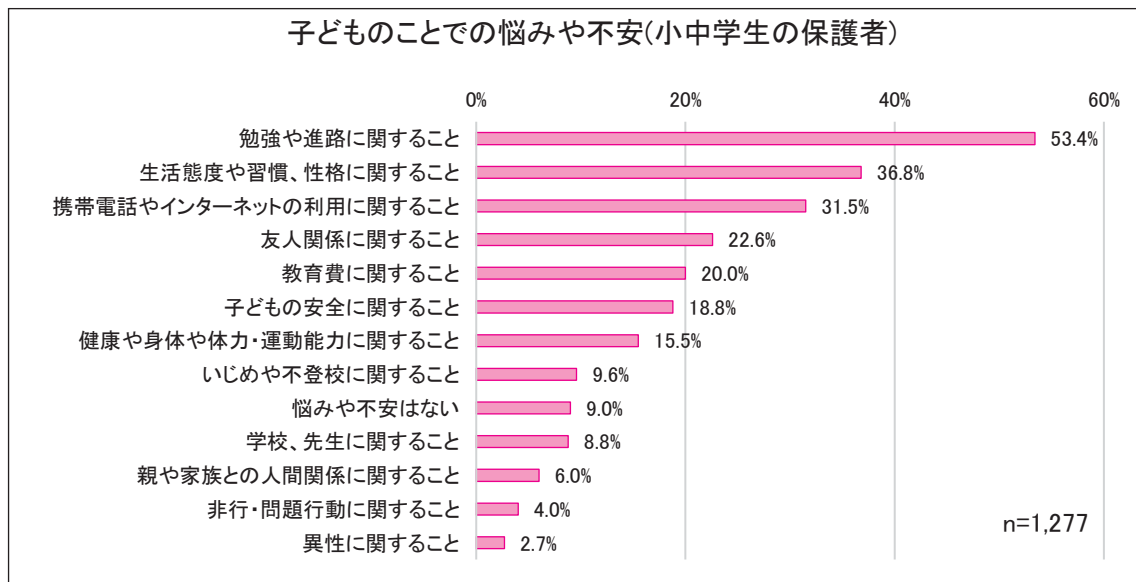


(2) 第7回ぐんま青少年基本調査

- ・ 調査期間 平成28年11月～平成29年1月
- ・ 対象者 小学校5年生、中学校2年生、高校2年生、
小学校5年生及び中学校2年生の保護者 ほか
- ・ 回答数 小学校5年生678人、中学校2年生659人、高校2年生477人
小学校5年生及び中学校2年生の保護者1,277人 ほか

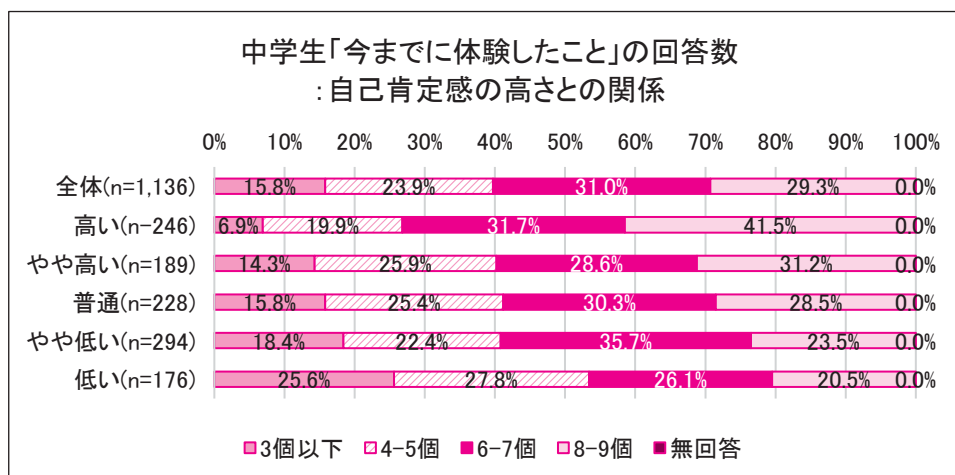
○子どものことでの悩みや不安(保護者)

- ・ 保護者に、子どものことで悩んでいることや不安に思っていることを聞いたところ、「勉強や進路に関すること」が53.4%で最も多く、次いで「生活態度や習慣、性格に関すること」(36.8%)、「携帯電話やインターネットの利用に関すること」(31.5%)、「友人関係に関すること」(22.6%)、「教育費に関すること」(20.0%)と続いています。

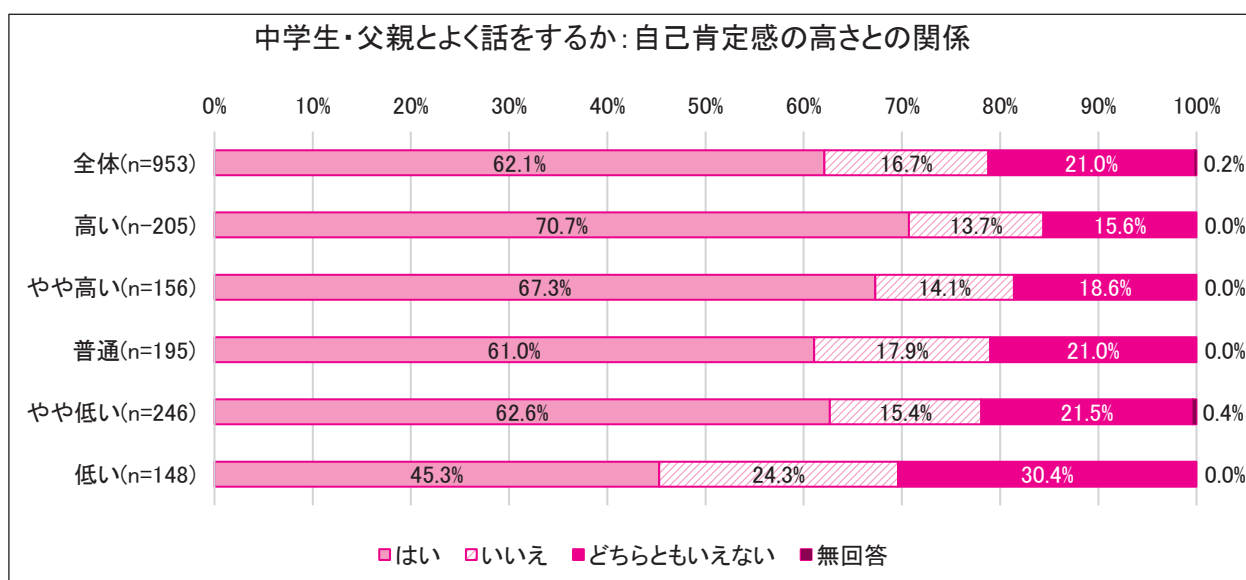
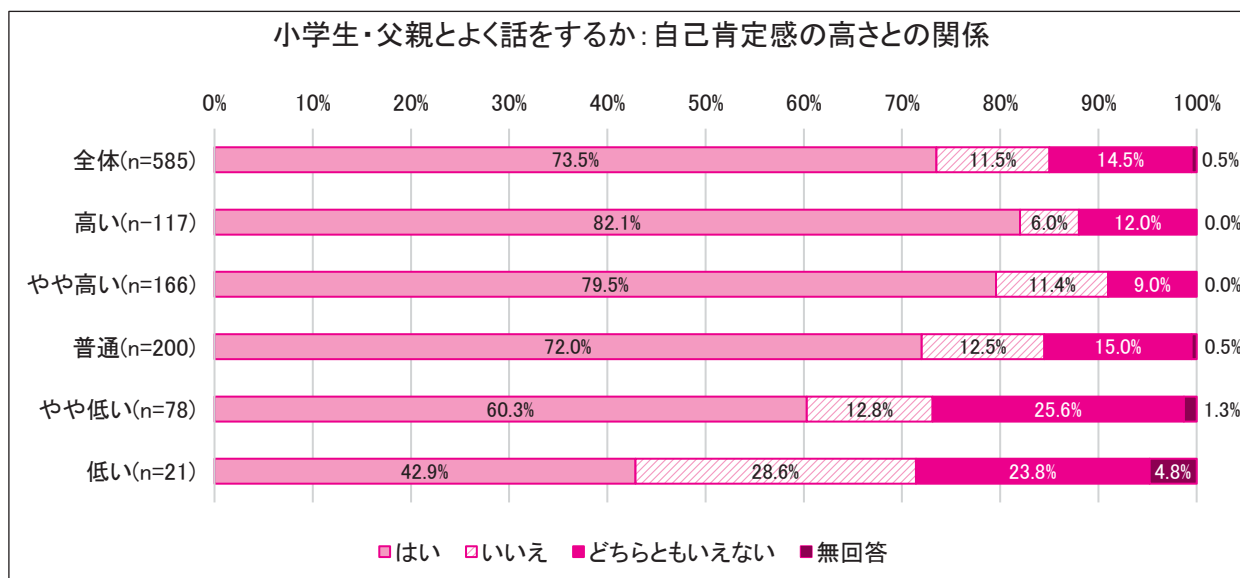


○調査結果から分かること(自己肯定感の高い子はどんな子どもか)

- ・ 中高生においても、「今までに体験したこと」の回答数を自己肯定感の高さ別にみると、自己肯定感が高い人ほど、体験したことの数が多くなっています。(小学生の状況は39ページ参照)

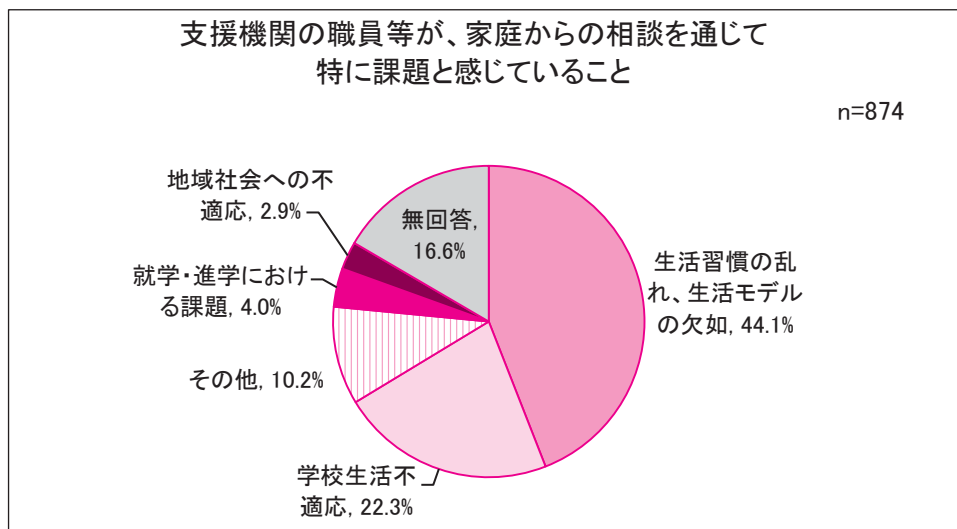


- 小学生、中学生ともに、自己肯定感が高い人ほど父親とよく話す傾向がみられます。

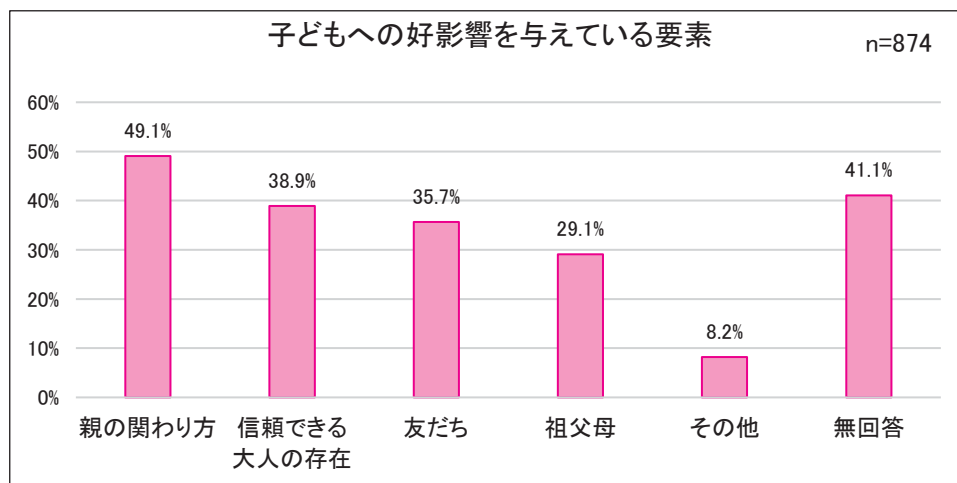


(3) 群馬県こどもの生活実態調査（支援機関等職員調査）

- 調査期間 平成 28 年 12 月～平成 29 年 2 月
 - 対象者 県内の支援機関職員（公立学校の教員、放課後児童クラブの職員、保育所職員、主任児童委員、福祉事務所生活保護ケースワーカー、児童相談所職員、市町村保健師 等）
 - 回答数 874 人
- 支援機関の職員等が家庭からの相談を通じて特に課題と感じていることとしては、「生活習慣の乱れ、生活モデルの欠如」が 44.1%と最も多く、次いで「学校生活不適応」が 22.3%となっています。



- 支援機関の職員等が「子どもへの好影響を与えている要素」と考えているのは、「親の関わり方」が49.1%と最も高く、次いで「信頼できる大人の存在」が38.9%、「友だち」が35.7%となっています。

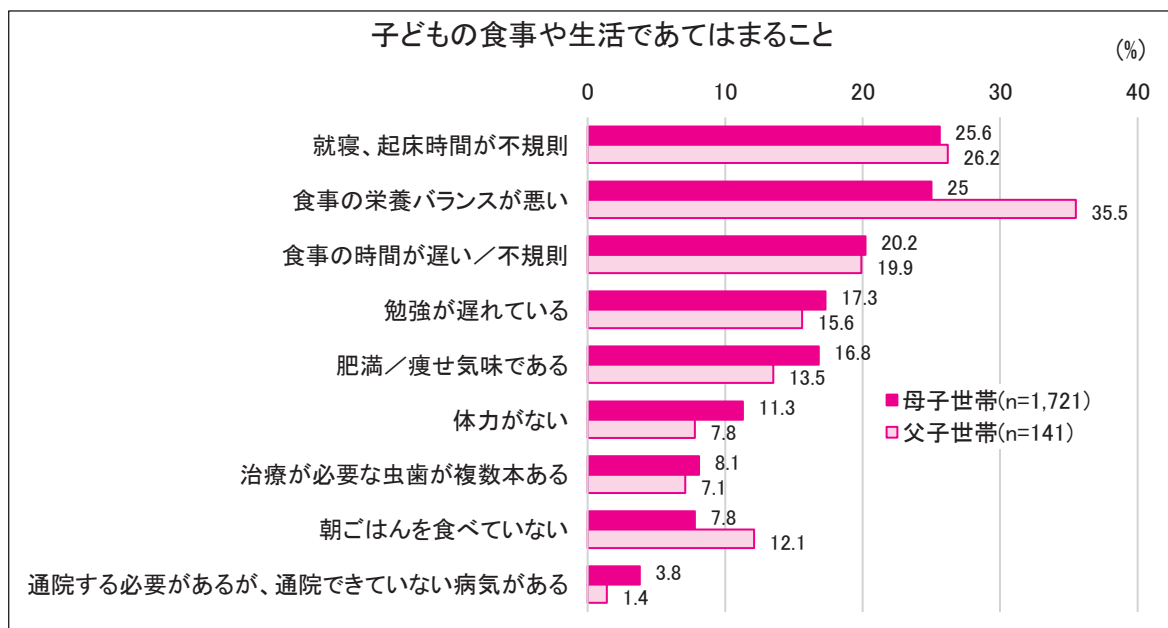


(4) 群馬県ひとり親世帯等調査

- 調査の時期 平成28年8月
- 対象者 県内に居住する母子世帯、父子世帯
- 回答数 母子世帯1,721世帯、父子世帯141世帯、合計1,862世帯

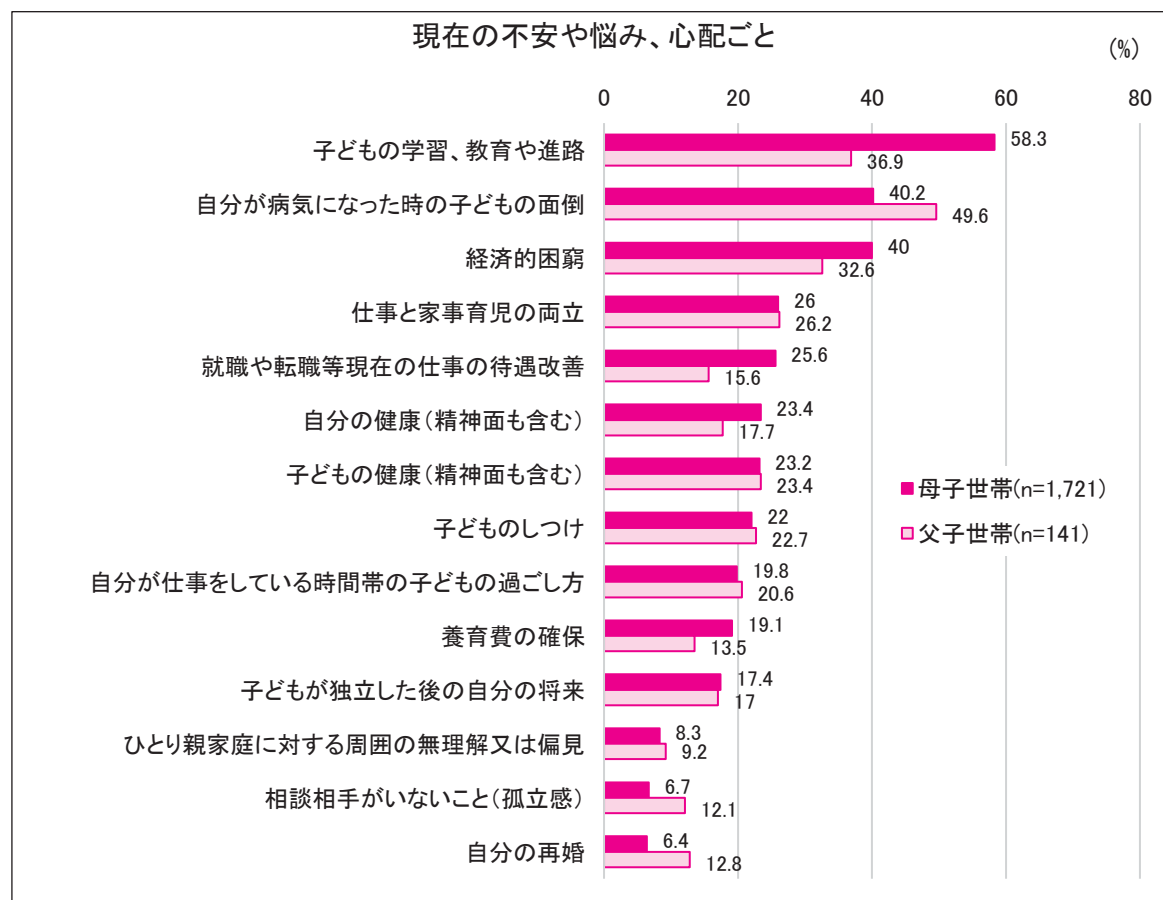
○子どもの食事や生活であてはまること

- 母子・父子世帯ともに、時間の不規則さ（「就寝、起床時間が不規則」、「食事の時間が遅い・不規則」）、「食事の栄養バランスが悪い」が悩みの上位に挙がっています。また、父子世帯は食事関係（「食事の栄養バランスが悪い」、「朝ごはんを食べていない」）が母子世帯と比べて高くなっています。



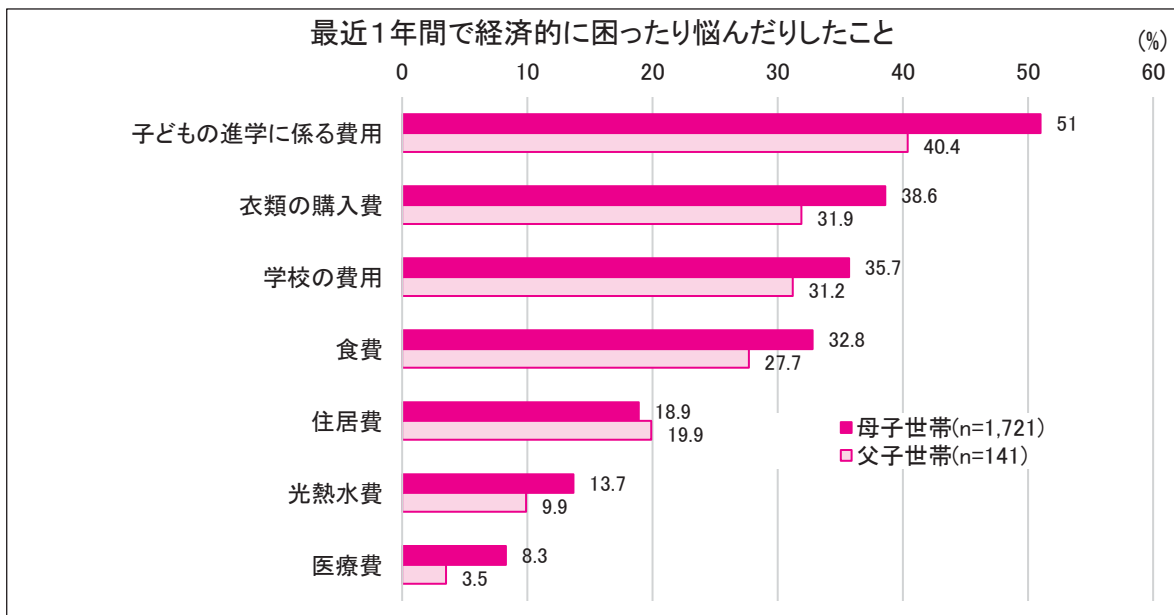
○現在の不安や悩み、心配ごと

- 母子・父子世帯ともに、「子どもの学習、教育や進路」、「自分が病気になった時の子どもの面倒」、「経済的困窮」が上位3項目に挙がっています。



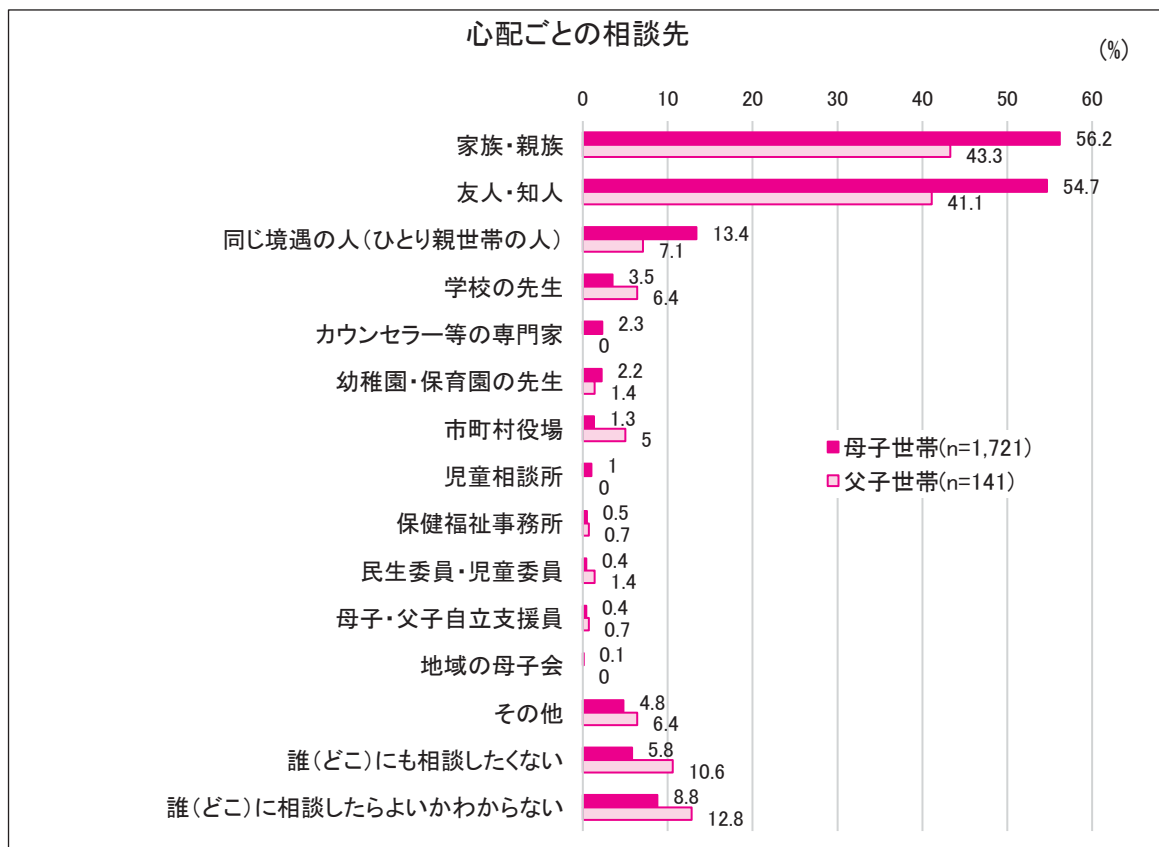
○最近1年間で経済的に困ったり悩んだこと

- 母子・父子世帯ともに「子どもの進学に係る費用」、「衣類の購入費」、「学校の費用」が悩みの上位3項目となっています。



○心配ごとの相談先

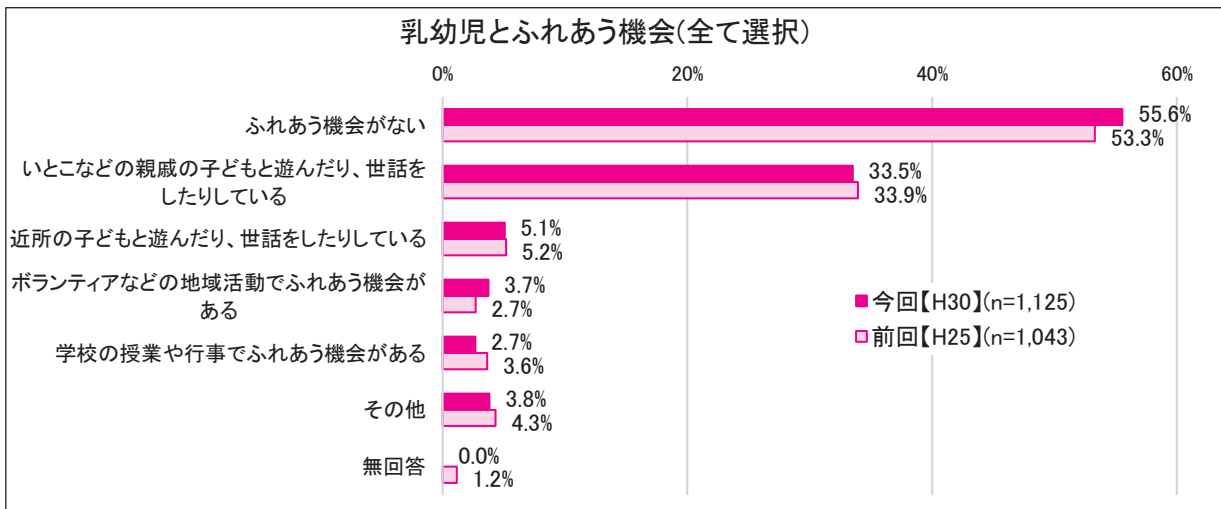
- 母子・父子世帯ともに、相談先は「家族・親族」、「友人・知人」が上位となっています。なお2項目とも、父子世帯は母子世帯に比べ10ポイント以上低く、「誰（どこ）にも相談したくない」、「誰（どこ）に相談したらよいか分からない」が母子世帯と比べて高くなっています。



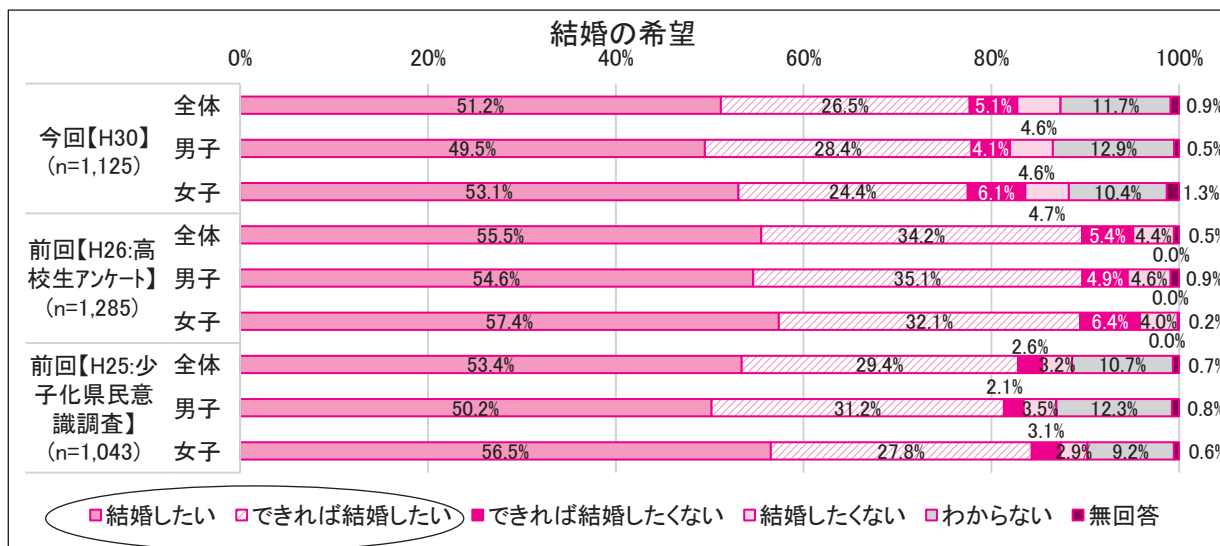
(5) 群馬県高校生アンケート

- 調査の時期 平成30年12月～平成31年1月
- 対象者 県内高校2年生 1,125人

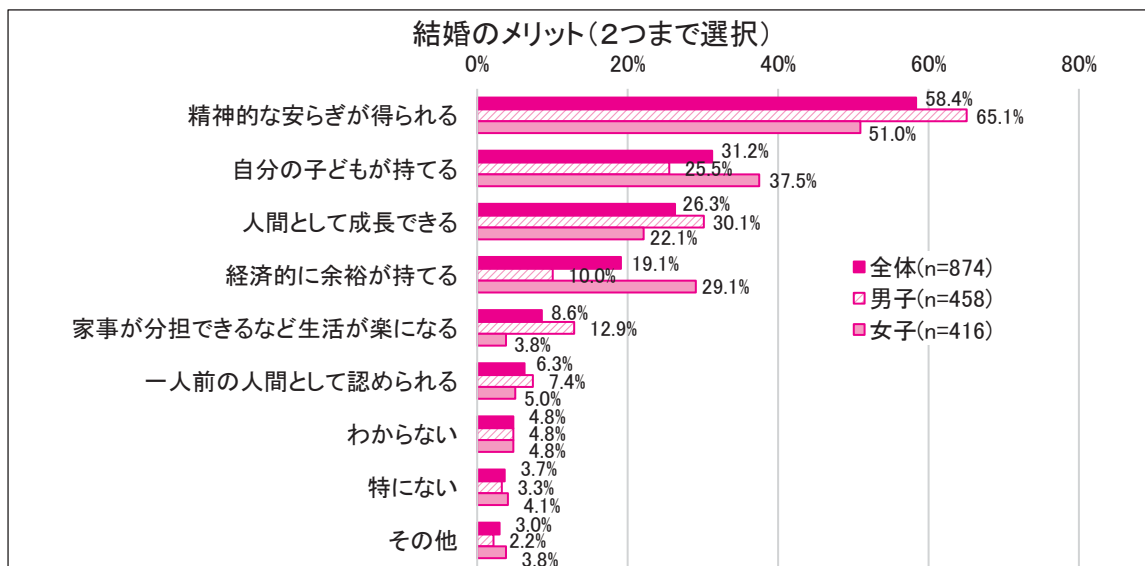
- ・ 半数以上が乳幼児と「ふれあう機会がない」と回答しています。



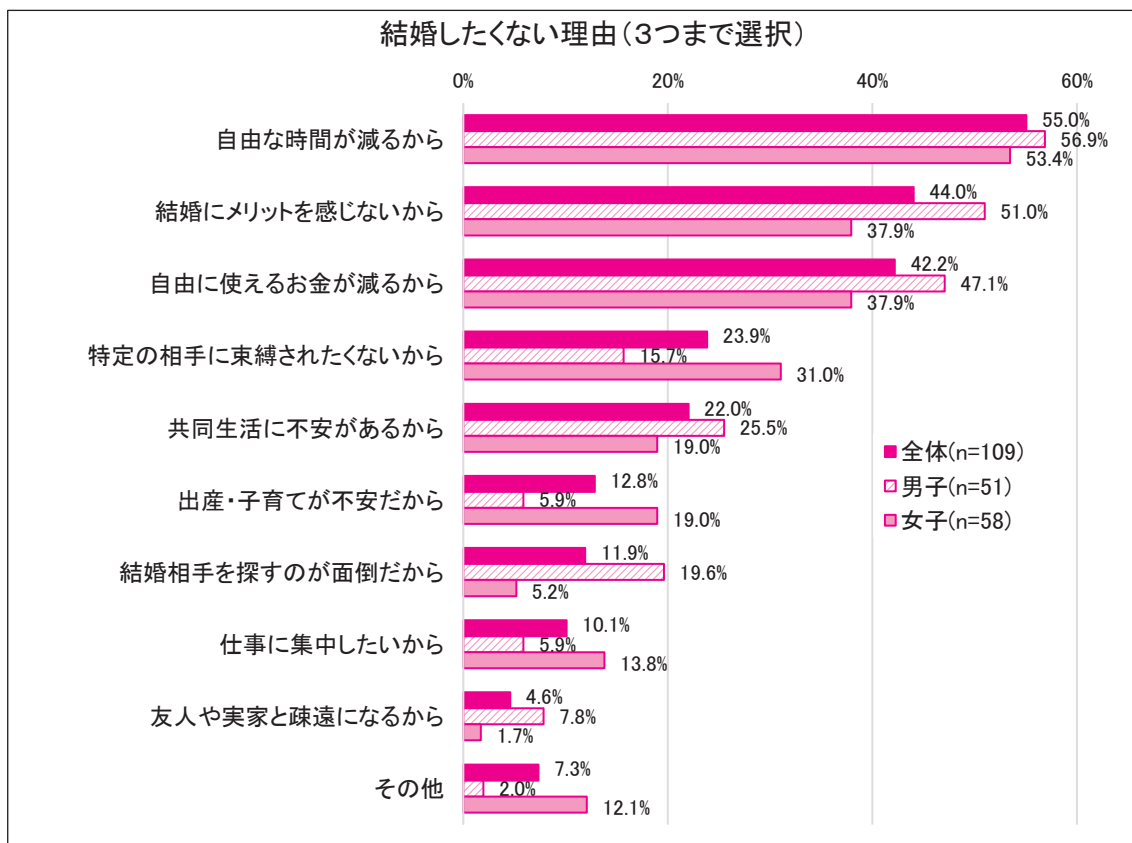
- ・ 「結婚したい」と「出来れば結婚したい」を合わせた結婚の希望（77.7%）は、前回調査時（82.8%：H25 少子化対策県民意識調査）に比べ、低下しています。



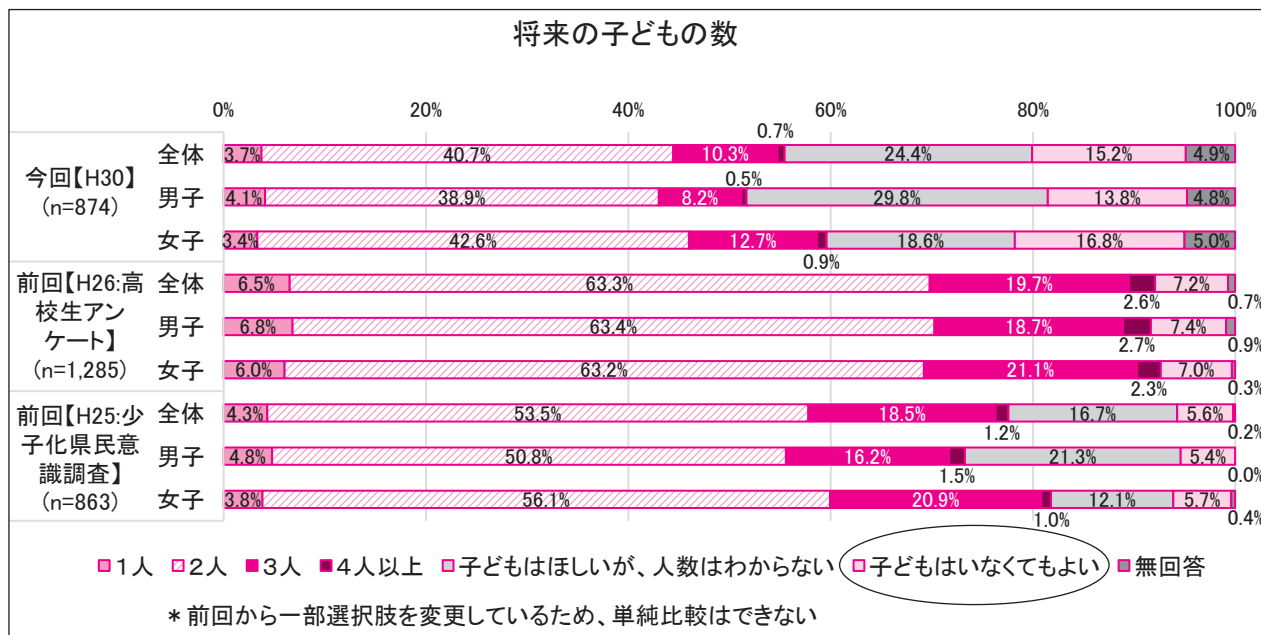
- ・ 結婚するメリットは、「精神的な安らぎが得られる」が最も多く、次いで「自分の子どもが持てる」となっています。



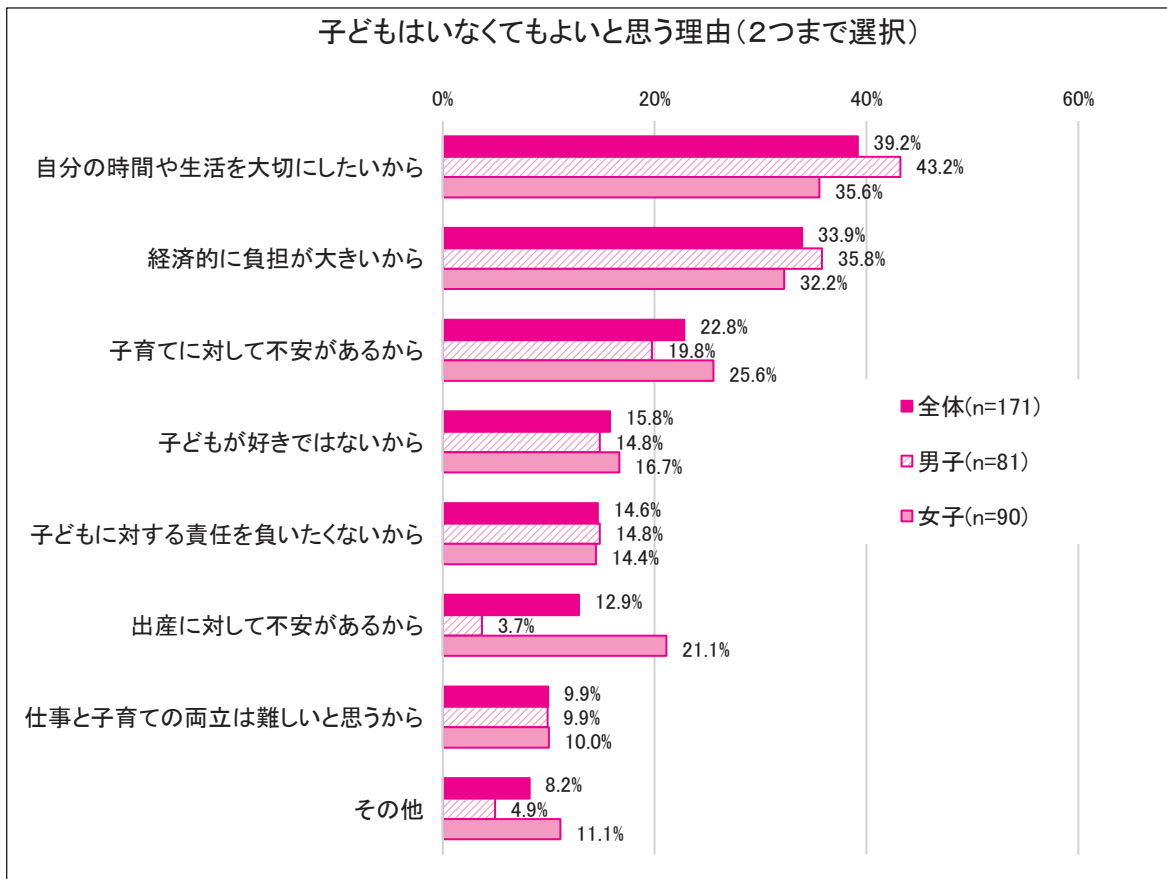
- 結婚したくない理由は、「自由な時間が減るから」が最も多くなっています。



- 将来持ちたい子どもの数について、前回調査時（H25 少子化対策県民意識調査）に比べ、全体、男子、女子のいずれも、「子どもは欲しいが人数はわからない」「子どもはいなくてもよい」の割合が上昇しています。



- 子どもはいなくてもよいと思う理由について、「自分の時間や生活を大切にしたいから」が最も多く、次いで「経済的に負担が大きいため」が多くなっています。



5 関係法令一覧

法令等の名称	趣旨・目的等	計画策定の根拠条文等
次世代育成支援対策推進法(抄)	我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずる。	第9条第1項 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。
子ども・若者育成支援推進法(抄)	子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組(以下「子ども・若者育成支援」という。)について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策(以下「子ども・若者育成支援施策」という。)を推進する。	第9条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を作成するよう努めるものとする。
子どもの貧困対策の推進に関する法律(抄)	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進する。	第9条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画(次項において「計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
子ども・子育て支援法(抄)	我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する。	第62条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。
母子保健計画策定指針(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)(抄)	各地方公共団体において母子保健計画を策定する際の参考となるものを手引きの形で示したもの。	母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進するため、妊娠、出産、その他子育てに関する現状分析と今後の望ましい方向性等について検討を加え、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立や、効果的な母子保健施策の推進に資するものである。このため、各地方公共団体においては、母子保健計画を策定することが求められる。

総論

計画の策定

計画の推進

現状

基本的な考え方

各論(基本方針)

I

II

III

IV

資料編

法令等の名称	趣旨・目的等	計画策定の根拠条文等
母子及び父子並びに寡婦福祉法(抄)	母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図る。	第12条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であって母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。
新・放課後子ども総合プラン(抄)	放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童(小学校に就学している児童をいう。)の安全・安心な居場所の確保を図る。	実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるようにする観点から、これらの指針に則し、(3)に掲げる内容について都道府県子ども・子育て支援事業計画又は都道府県行動計画に盛り込むこととする。 (略) (3) 都道府県行動計画等に盛り込むべき内容 ①地域の実情に応じた放課後児童クラブ及び放課後子供教室の研修の実施方法、実施回数等(研修計画) ②放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 ③特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策 等
群馬県青少年健全育成条例(抄)	青少年の健全な育成に関し、県、保護者、県民、事業者等の責務を明らかにし、県の施策の基本を定めてこれを総合的に推進するとともに、青少年を取り巻く社会環境を整備し、及び青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為を規制することにより、青少年を保護し、もって青少年の健全な育成を図る。	第9条 県は、次に掲げる事項を基本として、青少年の健全な育成に関する総合的な施策を計画的かつ効果的に実施しなければならない。 (1) 青少年の社会的自立の支援 (2) 青少年を取り巻く社会環境の整備 (3) 青少年の非行防止に関する活動の推進 (4) 青少年及び青少年を構成員とする団体が行う自主的かつ健全な活動の支援 (5) 青少年の健全な育成を目的とする団体への支援 (6) 青少年の健全な育成に関する県民の自主的な活動の促進 2 知事は、前項の施策を推進するため、青少年の健全な育成に関する基本計画を定めなければならない。

ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020 法令等への対応

基本方針	基本目標	基本施策	法令等						
			次世代	子若	母子	子育て	放課後	貧困	ひとり親
I 子ども・若者が「自分らしく生きる土台」をつくる	1 子どもの健康と発達を支援する	(1) 健やかな体の育成	○	○	○	○			
		(2) しなやかな心の育成	○	○	○				
	2 自立に向けた基礎をつくる	(1) 多様な体験活動の推進	○	○					
		(2) 質の高い幼児教育・保育の提供	○	○		○			
		(3) 学びに向かう力の育成	○	○					
	3 社会的自立を促進する	(1) ライフデザイン支援	○	○					
		(2) 職業観や就労意欲の醸成と就労支援	○	○					
		(3) 社会参画の推進	○	○					
	II 大人(家族)を支える	1 家族形成を支援する	(1) 結婚支援	○					
(2) 妊娠・出産支援			○		○	○			
(3) 親育ち支援			○	○					
2 子育ての不安や負担を解消する		(1) 子育ての不安の軽減	○	○		○			
		(2) 教育・子育てに係る経済的負担の軽減	○	○		○			
		(3) キャリアと子育ての両立支援	○	○		○	○		
		(4) 子育てしやすいまちづくり	○			○			
III 困難な状況を把握し子ども・若者やその家族を支える	1 虐待・被害を根絶する	(1) 虐待の予防と防止体制の整備	○	○		○			
		(2) 虐待の早期発見・早期対応	○	○		○			
		(3) 子ども・若者の犯罪被害の防止と被害者支援	○	○					
	2 貧困の連鎖を断ち、誰でも希望をかなえられる社会をつくる	(1) 教育環境の整備と学習支援	○	○					○
		(2) 子ども・若者に対する生活と就労の支援	○	○					○
		(3) 保護者に対する生活と就労の支援	○	○					○
	3 いじめ・不登校・高校中退者・ひきこもり・ニート等を支援する	(1) いじめの未然防止と適切な対応	○	○					
		(2) 不登校、高校中退者、ひきこもり、ニート等への対応	○	○					
	4 様々な状況に応じて子どもの育ちと若者の自立を支援する	(1) 様々な状況の理解促進	○	○		○			
		(2) 障害のある子ども・若者への支援	○	○		○			
		(3) 配慮が必要な子ども・若者への支援	○	○		○			
		(4) 非行・犯罪に陥った子ども・若者への支援	○	○					
		(5) 社会的養育体制の整備	○	○		○			
IV 社会全体で子ども・若者の育ちや自立を支える	1 支え手、担い手をつくる	(1) 子ども・若者の支援者の確保	○	○		○			○
		(2) 地域や企業との連携	○	○		○			○
	2 子ども・若者とその家族に温かい社会をつくる	(1) 子ども・若者とその家族に温かい社会づくり	○	○		○			○

*法令等の正式名称は5ページ参照

6 索引 注釈のある用語等の掲載ページ（下線のページに注釈を掲載）

あ

ICT 46
 アドボケイト 24
 AYA世代 124, 126, 127
 イクボス 79
 1.57ショック 2, 3
 医療的ケア児 124, 126
 LGBTQ 35, 115, 116

か

外国人児童生徒等 125, 126, 127
 外国人の子ども等 18, 125, 126, 127
 関係機関相互の連携 136
 がん診療連携拠点病院 32, 34
 危険ドラッグ 30
 キャリア教育 4, 51, 52, 53, 137
 合計特殊出生率 2, 3, 9, 57, 143
 高次脳機能障害 120, 121
 子ども家庭総合支援拠点 85, 87, 144
 子どもの貧困率 96

さ

CSR活動 93, 133, 134
 子宮頸がん 60, 63, 64
 児童心理司 88, 89, 90
 児童福祉司 87, 88, 89, 90, 114
 周産期医療情報システム 64
 受動喫煙 29, 30, 32, 33, 60
 小1の壁 78
 小児がん 126
 小児慢性特性疾病 54, 125, 126
 自立援助ホーム 130, 131
 重大事態 108, 109, 110
 人口置換水準 9
 スクールガード・リーダー 93
 スクールカウンセラー(SC)
 35, 36, 99, 100, 109, 110, 112, 113
 スクールソーシャルワーカー(SSW)
 4, 99, 100, 109, 110, 112, 113
 セクハラ 76, 157
 先天性風しん症候群 60, 63, 64
 摂食嚥下 118
 相対的貧困率 96
 相談支援専門員 126

Society(ソサエティ)5.0 21

た

中1ギャップ 48
 DV(ドメスティックバイオレンス) 62, 86, 91, 92
 低出生体重児 61
 特定妊婦等 61, 62, 86
 特別支援学校
 18, 26, 33, 34, 35, 36, 53, 75, 88, 93, 103, 107, 108,
 110, 113, 115, 116, 117, 119, 120, 121, 122, 123, 145

な

ニート(若年無業者)
 4, 6, 16, 25, 107, 111, 112, 113, 114, 144, 157, 168
 乳幼児突然死症候群(SIDS) 29, 60
 ネットリテラシー 92, 94

は

ハイリスク児 28, 29
 パワハラ 52, 157
 ひきこもり
 4, 6, 16, 25, 39, 107, 111, 113, 116,
 118, 134, 135, 136, 137, 144, 157, 168
 非認知能力 4, 38
 ファミリー・サポート・センター 79, 80, 106
 フィルタリング 91, 94
 ペアレンタルコントロール 91
 放課後子ども教室 78, 79, 80, 81, 137
 放課後児童クラブ 78, 79, 80, 81, 93, 159, 167
 放課後児童クラブにおける適正な人数 78
 ほめトレ 66, 67, 87

ま

マタハラ 76

や

養育里親 131, 133, 134
 養子縁組里親 131, 134

ら

ライフデザイン 4, 25, 49, 50, 168
 レジデント 33, 64

総論

計画の策定

計画の推進

現状

基本的な考え方

各論(基本方針)

I

II

III

IV

資料編

ぐんま子ども・若者 未来ビジョン2020 こひるこひる



群馬県生活こども部生活こども課

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1
TEL.027-226-2391 FAX.027-221-0300